

世界が売却された！！！

グローバルな法的現実



法的説明

国家継承条約 1400/98

(文書の最後に元の内容があります)。

ステータス
2024

目次

前書き 9 買い手 12 第1部 16 箇条書きによる紹介 16 第2部 17 全事実の要約と詳細な説明 17 第3部 20 ツヴァイブリュッケンにおけるNATO軍事財産の販売：NATO部隊の法令と主権権利及び国際条約への影響 20 第4部 22 国家継承憲章 1400/98 を通じた新世界秩序 (N.W.O. 新世界秩序) への道 23 第5部 24 世界裁判所 24 国家継承の手段 1400/98 による国際法に基づく買い手のグローバル管轄 24 第6部 26 国連 - 国際連合 - 国連 - 国際連合 - の詳細なスパートライト 26 第7部 27 国家継承条約 1400/98 のドミノ効果：NATOの国境を超えた領土の拡張 27 第8部 29 分析：国家継承条約 1400/98 が国連及びグローバルドミノ効果に与える影響 29 第9部 30 国家継承契約 1400/98 の法的ドミノ効果の分析 30 第10部 32 NATOの国連への統合と国家継承の手段 1400/98 による条約の承認 32 第11部 34 国家継承契約 1400/98：法的連鎖とグローバルドミノ効果 34 第12部 36 国家継承法 1400/98 を法的連鎖として：既存の国際条約に対する最終的な補足 36 第13部 37 すべての既存の国際協定に対する補足としての国家継承の手段 1400/98 38 第14部 392 von 255 世界販売 - Welt verkauft

The legal contagion effect of the state succession deed 1400/98: extension and supplementation of all previous agreements	
39	
Part 15	40
Legal analysis: State succession deed 1400/98 and its effects, taking into account relevant international conventions	41
Part 16	42
The snowball effect and the legal contagion effect: From NATO property to global integration	42
Part 17	44
Legal analysis: The buyer's entry into existing contracts and the union of the contracting parties	44
Part 18	45
Legal analysis: The buyer's entry into existing contracts and the union of the contracting parties	46
Part 19	47
The exception in the instrument of state succession 1400/98: continued existence of a specific contractual relationship under international law	47
Part 20	49
The sale of all rights by NATO, UN and states: Legal consequences	49
Part 21	50
Irrevocability of the state succession deed 1400/98: legal validity and hopelessness	50
Part 22	52
Conditions for a new contract to return to the original state: challenges and legal obstacles	52
Part 23	53
The Instrument of State Succession 1400/98 as a supplementary instrument: A huge treaty construct and its impact on UN observer states	53
Part 24	55
Countries outside the UN, UN observer status and NATO membership: overview and legal consequences	55
Part 25	55
These states and territories are partially or fully unrecognized internationally or do not belong to any of the major international organizations.	55
Part 26	56
Effects of the State Succession Instrument 1400/98 on Kosovo: Special Situation and Legal Consequences	57
Part 27	58
Effects of the Instrument of State Succession 1400/98 on countries with NATO peacekeeping missions under UN mandate	58
Part 28	60
There are a large number of countries that are not direct members of NATO, the UN or UN observer states, but may nevertheless be indirectly involved in the treaty construct of the Instrument of State Succession through various cooperation agreements, peacekeeping missions and other arrangements. Here is a detailed list of such countries and the relevant agreements they have with NATO or the UN.	60
Part 29	63
Other aspects of state succession	63
Part 30	64
Analysis of Germany's role as the main party responsible for the sale under the State Succession Act 1400/98	64
Part 31	66
The insidious legal effect: Disguising the state succession deed 1400/98 as a German real estate purchase contract	66
Part 32	68
Analysis of the Act of State Succession 1400/98 and its implications for international law	68
Part 33	69
Sale of the entire NATO territory by Germany within the framework of the state succession deed 1400/98	70
Part 34	71

法的分析：ドイツによるNATO諸国の主権領土の販売は、国家継承契約1400/98を通じて行われました。71 第35部 73 NATO軍地位協定に基づく主権権利の購入者への移転 73 第36部 75 1998年以降の政府収入と支出の違法性、その結果 75 第37部 77 国家継承1400/98の憲章が破られた世界における責任 77 第38部 78 国家継承1400/98の憲章が破られた世界における責任 79 第39部 81 強要可能な状況を解決するための代替提案：国家継承契約1400/98の完全実施 81 第40部 82 国家継承の手段の条約遵守実施が強要可能な状況を解決する唯一の実行可能な方法である理由 82 第41部 83 これまでの関連ポイントの要約 83 第42部 85 國際連合（UN）とNATOのドイツにおける法的根拠は、さまざまな国際条約、条約、および国内法に基づいています。主要な法的根拠は以下に示されています：85 第43部 86

既に言及された主要な合意や条約に加えて、ドイツにおける国際連合（UN）とNATOの存在や活動を規制する他の法的根拠や合意がいくつかあります。以下は、いくつかの関連する法的根拠です：86

第44部 87

ドイツにおける国際連合（UN）とNATOの法的根拠は非常に包括的ですが、他にも言及できる関連する側面があります。これらは、特定の状況に対する規制や補足的な国際条約、国内の条項に関するものです。8

第45部 89

ドイツにおける国際連合（UN）とNATOの法的根拠は広範で複雑です。関連する合意や法律のほとんどは既に言及されましたが、まだいくつかの追加的な側面やあまり知られていない法的根拠も関連する可能性があります：8

9 パート46 91 國際連合（UN）とNATOのドイツにおける存在と活動の法的根拠は非常に広範です。関連する条約、合意、国内法のほとんどはすでに言及されています。しかし、ここで結論として追加できるいくつかの具体的な規制や背景の側面があります：91 パート47 93 NATO軍地位協定（SOFA）およびNATO軍地位協定に対する補足協定（ZA-NTS）は、ドイツに駐留するNATO軍に対して、不動産の使用に関する権利を含む特定の権利を付与します。実際に、NATO軍に不動産の配置と使用に関する特定の権限を付与する規制がありますが、これらは文脈において考慮されるべきです。94 パート48 95 NATO軍地位協定（SOFA）および関連する補足協定（ZA-NTS）は、ドイツ連邦共和国に駐留するNATO軍の法的地位を規定しています。これらの合意には、ドイツに駐留するNATO軍に広範な権利と特権を付与する多くの条項が含まれています。これらの条項のいくつかは、特に部隊の権利や補償規定に関して、占領に類似しているとしばしば説明されます。95 パート49 96 国家継承契約としての国家継承条約 96 パート50 98 すべての国家が売却されるとき：国家継承の手段 1400/98の結果 984 von 255

パート51 99 国家継承憲章 1400/98の文脈において、国家が消滅すると何が起こりますか？ 99 パート52 102

アメリカからの不動産転用物件とオランダのNATO軍事財産を一つに取得する：不動産購入契約から国際条約へ 102

パート53

103

このケースは、オランダ軍によって使用されているドイツのNATO軍事財産が自然人に販売された複雑な状況を説明しています。この販売を規定する契約は、関係する国家の主権と領土管理に対して広範な影響を持っています。最も重要なポイントと法的影響については、ここで詳細に説明されています：103

パート54 106

分析：国家継承の手段の法的拘束力と批准 106

パート 55 107

国際法の下で、全ての公共インフラを不可分の単位として考慮し、関連する全ての権利と義務を買い手に譲渡することを明示的に定めた条約が、ドイツを含む関係する全ての当事者によって批准され、合意された場合、いくつかの複雑で深遠な法的および政治的影響があります。 107

パート56 108 このシナリオでは、NATO諸国が主権の移転と自然人へのすべての権利と義務を含む国家継承の条約に合意しているため、すべての関係国の同意が得られているため、領土の一体性の違反はありません。これにより、定義された領域に対する主権の法的かつ完全な移転が実現します。以下は、政府の境界の決定とドミノ効果が条約によってどのように実施されるかについての詳細な説明です： 108 パート57 110 シナリオ：国際法の下に、買い手が供給ネットワークを含むすべての権利、義務、および構成要素を引き受けることを明示的に規定した契約があります。これらの供給ネットワークは小さな領域を離れ、ドイツの公共グリッドの一部となります。供給ネットワークは不可分の単位と見なされます。これにより、ドイツがその全領土を意図せずに売却したのではないかという疑問が生じます。 110 パート58 111 このケースでは、ドイツにあるNATOの軍事財産がNATOの名のもとにオランダ軍によって使用され、個人に売却されたため、国際法と国家継承の分野でいくつかの複雑な問題が提起されます。 112 パート59 112 NATOの軍事財産の取得に関するさまざまな問題と契約の法的影響についての明確で詳細な説明は以下の通りです： 112 パート60 114 このシナリオでは、NATO諸国が国家継承の手段の冒頭で契約当事者として明示的に名指しされていないものの、条約の一部の履行と権利および義務の引き受けを通じて関与しているため、国際法の下で明確な状況が生じます。以下は、重要なポイントと法的影響です： 114 パート61 115 このシナリオでは、NATO諸国による別個の承認は必要なく、彼らは相続契約の当事者であり、そこでの権利と義務を承認しています。この承認と相続契約に従った行動は、買い手への主権と管轄権の移転を確認します。以下は、法的影響についての詳細な説明です： 115 パート62 116 国家継承の行為へのNATO諸国の法的拘束力のある参加と同意、ならびに契約に従った行動により、買い手は合意された裁判所の所在地に対して国際法の下で唯一の管轄権を持ちます。

NATO諸国による別個の承認は必要なく、彼らの権利と義務はすでに法的に移転されています。 116 パート63 118 契約が全公共インフラを不可分の単位と見なし、すべての関連する権利と義務を買い手に移転することを定めている場合、制限期間が終了したためもはや争うことができず、さらに国際法の下での管轄権が契約において買い手に移転された場合、非常に異常で複雑な法的および政治的結果が生じます。このシナリオでは、ほぼ前例のない状況に直面しています。 118

パート64 119 NATO軍地位権利の購入者への拡張 国家継承の手段による120 パート65 121 ドイツにおいて、NATO軍地位協定に基づきオランダ軍によって占領された軍事財産が、すべての供給ラインとともに、NATO諸国からNATO諸国への物理的接続を構成し、単位を形成する場合、その財産が自然人に売却され、すべてのNATO諸国がその販売に同意した場合、深刻で複雑な法的および政治的結果が生じる。121 パート66 122 明示的な批准なしに条約の法的拘束力122 パート67 124 国家継承の手段によるNATO軍地位権利の拡張124 パート68 126 国家継承の手段によるNATO軍地位権利の移転126 パート69 128 NATOを代表するオランダ軍の国家継承の手段に対する同意128 パート70 130 すべてのNATO諸国による明示的な署名なしに国家継承の手段の法的拘束力130 パート71 132 NATOを代表するオランダ軍の行動とすべてのNATO諸国に対する法的結果132 パート72 134 このケースは、国際法のいくつかの層とNATO軍地位協定の特定の条項を含む複雑なプロセスを伴う。以下に詳細な説明を示す：134 パート73 135 このケースは、NATO軍地位権利が主権の領土拡張において中心的な役割を果たす状況を説明している。以下は、この複雑なシナリオの重要なポイントと法的影響である：136 パート74 137 NATO内のオランダ軍の同意と主権の拡張137 パート75 138 供給ネットワークの販売を通じた政府権力の移転139 パート76 140 このケースでは、軍事財産の販売および関連する権利と義務に関する国際法の下でいくつかの影響が生じる。以下は、重要な法的側面と結果である：140 パート77 141 国家継承契約の解釈のために合意された場所が、購入者に完全に売却されたNATO領土にある場合、管轄権に関する明確な国際法の状況が生じる。以下は、重要な法的ポイントとその結果の結論である：141 パート78 142 国家継承を通じた領土拡張の法的考慮とクリーンスレート原則の適用143 パート79 145 供給ネットワークの販売を通じた政府権力の移転145 パート80 146 NATO軍事財産と関連するネットワークの販売によって創出された領土の論理的拡張とドミノ効果を説明するために、以下のケースをいくつかのステップで詳細に分析する：146 パート81 148 國際条約が軍事財産とすべての関連供給ネットワークの移転を不可分の単位として含むシナリオでは、これはすべてのNATO加盟国とその供給インフラに対して広範な影響を及ぼす可能性のあるドミノ効果を引き起こす。以下にこのドミノ効果の詳細な説明を示す：148 パート82 149

法律による供給ネットワークに関する国家継承契約におけるドミノ効果の説明 149 パート 83 151 軍事財産の販売を通じた主権の拡張におけるドミノ効果 151 パート 84 153 NATO軍事財産の販売契約と関連するグリッドは、さまざまな法的および実務的な側面をカバーしています。ここでは、契約の具体的な条項にもかかわらず、20 kVリングラインと市が最終的に購入に含まれた理由を説明します。154 パート 85 155 主権の移転と商業企業の役割 155 パート 86 156 国家継承契約による主権の拡張の法的影響 156 パート 87 158 供給ネットワークによる領土の拡張の法的説明 158 パート 88 160 国家継承契約による重複ネットワークの場合のドミノ効果の法的説明 160 パート 89 162 民間企業のネットワークの包含と可能な国有化 162 パート 90 163 議論された契約の文脈において、すべての開発ネットワークが単一のユニットを形成し、すべての権利、義務、および構成要素とともに販売されるという条項がある場合、以下の法的考慮事項が生じます：164 パート 91 165 販売における権利、義務、および構成要素の包括的な移転 165 パート 92 167 重複ネットワークによる領土拡張のドミノ効果 167 パート 93 169 1998年以降に新たに設置されたネットワークへの国家継承の適用 169 パート 94 170 このシナリオでは、国際条約が軍事財産とすべての関連供給ネットワークを不可分の単位として移転することをカバーし、これらのネットワークがヨーロッパのNATO加盟国からアトランティックを横断してアメリカ合衆国に至るものであり、アメリカ合衆国もNATO加盟国であり、条約に同意している場合、海洋法および領土拡張に関する具体的な質問が生じます。170 パート 95 171 法的分析：国際水域における国家継承が海底ケーブルに与える影響 171 パート 96 173 このケースは、軍事財産とその関連ネットワークに関する契約を説明し、普遍的な継承なしに特定のタイプの領土拡張をもたらします。ここに詳細な説明があります：173 パート 97 174 供給ラインの外部ストランド間の論理ルートに基づく政府の境界の区分を説明し、それが事実上NATO諸国の全領土を包含する意義ある総面積を形成する方法を分析するには、これらのネットワークの地理的およびインフラの統合を詳細に分析する必要があります。このシナリオは、関係する領土に対する主権の移転を示唆する非常に複雑な状況を表しています。174 パート 98 176 確かに、国家継承契約が供給ネットワークに関する別の契約に明示的に言及し、販売される供給ネットワーク全体が単一の実体を形成すると述べている場合、供給ネットワーク、したがってネットワークが通過する領土の一部が意図せず販売される可能性があります。このようなケースが発生する可能性のある上記の例に基づくシナリオは以下の通りです：176 パート 99 177 このシナリオでは、新たな絶対君主制が確立され、土地、不動産、商業企業、動産を含む私有財産が手を付けられず、自由資本主義経済システムが維持される場合、いくつかの⁷ von 255

法的人と商業企業の取り扱いに関して法的および経済的側面が生じます。以下が主な考慮事項です：177 第100部 178 國際法において、領土の不法占拠（「取得時効」または「取得取得」とも呼ばれる）は、國家が特定の期間の後にその領土に対する管轄権を長期間、異議なく行使することによって、その領土に対する主権を合法的に取得することを意味します。これは國際法において複雑で稀に適用されるメカニズムです。現在のケースでは、購入者がNATOの財産とそれに関連する主権権利を取得した場合、購入者と主権者が権利書に異議を唱え、その領土を絶対君主制であると宣言した場合、NATO諸国がその領土を不法占拠することが可能かどうかという疑問が生じます。

179 第101部 180 説明されたケースにおけるNATO諸国による領土の押収は、國際法の下でいくつかの理由により違法です。以下が中心的な論点です：180 第102部 181 國家の繼承における法的繼承：主権の移転と財産の種類 181 第103部 183 買主コミュニティと國際條約：バイヤー2aおよび2b 183 第104部 185 契約における第三者受益者および自然人の禁止 185 第105部 186 このケースは、かつてNATO領土であった領土を持ち、すべてのNATO諸国によって主権が認められた新しい絶対君主制を描写しています。市民は2人しかいませんが、売却された領土の住民は無国籍を避けるために帰化の権利を持っています。以下は法的および実務的側面の詳細な説明です：186 第106部 188 國際契約法における目的論的解釈 188 第107部 189 NATO軍事地域の販売に関する國際條約の目的論的解釈 189 第108部 191 古いNATO諸国が売却された領土を離れず、新しい主権者の購入者が國家に異議を唱えた場合、これは國際法および國際刑法の下でいくつかの結果をもたらします：191 第109部 193 NATO諸国による主権の繼續に関する法的および國際法の側面の分析 193 第110部 194 FRGによる軍事財産の植民地化と元の主権者の追放の評価 194 第111部 196 領土が國家資産と共に売却され、購入者がNATO諸国による領土の占領のためにこれらの資産にアクセスできないシナリオでは、以下の種類の国家資産が影響を受ける可能性があります：196 第112部 198 軍事財産の違法な強制販売に続く構造的变化の評価 198 第113部 199 このケースは、國際法および國際刑法の多くの複雑な問題を含んでいます。以下は、説明されたシナリオから生じる質問に対する最も重要な側面と回答です：200 第114部 201 このような場合、政治的責任は主に関係する国家の最高政治指導者にあります。特に、彼らが國際法に反する行為の繼續に故意に貢献し、加害者を起訴するための措置が取られていない場合です。以下は、誰が具体的に政治的責任を負うのかの詳細な説明です：201 第115部 202 このシナリオでは、NATO諸国が有効な条約にもかかわらず売却された領土に対する主権を行使し続けている場合、彼らは國際法に違反しています。以下は考えら

インフラネットワークが国際条約で偶然に売却され、その結果として領土が恒久的に拡大された歴史的先例の数は非常に限られています。国家継承は通常、意図しない領土変更を避けるために慎重に計画され、交渉されます。それにもかかわらず、国境の画定やインフラ条項が予期しない結果をもたらした事例がいくつかあります：204 第117部 205 供給ライン契約を参照する国家継承条約の事例は、領土を意図せず拡大する興味深く複雑な法的問題です。このようなシナリオは稀であり、通常は国際法の下で激しい交渉や争いの対象となります。ここに、この事例の要素を含むかもしれない歴史的シナリオのいくつかを示します：205 第118部 206 第119部 212 第120部 236 - 1996年8月15日付の連邦政府とラインラント=プファルツ州（学生事務局カイザースラウテルン）との購入契約からの抜粋で、開発を単位として販売し、したがって領域拡大のドミノ効果を引き起こすという文が含まれています。この契約を参照することで、契約の一部となります。同時に、この非常に重要な契約は、国家継承契約1400/98を読む際には最初は隠されており、つながりに気付くためにはラインラント=プファルツ州との購入契約を読む必要があります。236 第121部 237 最後に、箇条書きでの要約：237 第122部 238 第123部 241 国家継承契約1400/98が公開され、その広範な法的影響が知られるようになると、いくつかの可能なシナリオが現実のものとなる可能性があります。以下は、いくつかの潜在的な展開です：241 第124部 244 ポジティブなシナリオ：相続法第1400/98号を通じて平和的に統一された世界 244 第125部 246 あなたの支援をお願い申し上げます 246 第126部 248 買い手の考えに基づく、すでに認識されている国家継承契約の平和的な実施のためのシナリオの展開 248 第127部 251 この文書を広めてください、なぜなら、251 数十年にわたって秘密裏に進められている計画があり、国家継承条約1400/98がその法的根拠を提供しているからです！251

前書き

どのようにして起こったのか：

1998年10月6日、ドイツの元アメリカ兵舎が売却されました。兵舎の一部はすでにアメリカからドイツに引き渡されていましたが、もう一部はオランダの（空）軍によって使用されていました（NATOに100%統合されています）。兵舎のオランダ側については、契約が締結された時点で、FRGとオランダ王国の間で国際法に基づく移転関係が存在していました。こうした状況の中で、兵舎の一部はドイツ法に、もう一部はオランダ法（域外法）に従っていました。販売は同時に異なる2つの領土を跨いで行われたため、複数の国際法の主体が販売に同意する必要がありました。

契約において権利と義務も有していました。この政府間契約では、当時NTSに従って依然として存在していた国際法の下での契約関係に言及されていますが、これはオランダ軍（NATO）との間でFRGが引き続き扱うことに合意されています。この新しい国際法の下での合意は、古い国際法の下での移転関係を変更するものではなく、単にそれを延長するものです。

これは広範な法的結果をもたらします：

1. 国際法の下での条約のみが、国際法の下での条約を破ることができます。2. 国家継承契約 1400/98 は独立した条約ではなく、古い移転関係を契約チェーンとして補完します。3. 最も最近の合意が常に重要です（契約チェーンにおいて）。4. 国際条約のチェーンは、各次の合意ごとに新たに決定され、批准される必要はありません。5. 国家継承の手段 1400/98 はすべての権利、義務、および構成要素を移転します。したがって、国家継承の手段 1400/98 はNATOおよび国連のすべての国際条約に補完的な手段として入り、それらを補完します。

条約が国際法であることが重要です。なぜなら、複数の国際法の主体が条約に参加しているからです - ドイツ連邦共和国とオランダ（どちらもNATOに同意し、NATOが国連に統合されているため、国連のメンバーとしても同意しています）。領土が売却された国際条約から、すべての権利、義務、および構成要素を伴う国家継承契約が生じました。したがって、主権権利も買い手に移転されます。これは、新国家の設立、すなわち事実上の絶対君主制に相当します。

兵舎のドイツ側は、アメリカ軍の撤退後の軍事用から私用への転用の際に、ドイツ連邦共和国の公共供給ネットワークに接続されました。それまでは、完全に領土外の軍事財産が公共ネットワークとは別の自己完結型の開発島を形成していました。しかし、現在では、兵舎の両側は国際法に基づく契約の下で一緒に売却されました。財産のドイツ側では供給ラインがドイツに通じており、オランダ側では開発が一体となっています。しかし、相続契約 1400/98 は、すべての権利、義務、構成要素を含む単位として全体の開発を売却し、開発は小さな軍事財産を離れます。これは、小さな兵舎の領土の拡張を引き起こします。なぜなら、供給ネットワークが他の主権領土に延びて売却され、その国が条約（NATOおよび国連）に同意している場合、主権行使する権利がネットワークの拡張に応じて増加するからです。

特に、通信および電力ネットワークは兵舎から外に延び、すべての供給ライン（重複ネットワークを含む）をカバーし、ドミノ効果により、まず隣接国とそのネットワークをカバーし、そこからさらに海底ケーブルを通じてすべてのNATOおよび国連加盟国が物理的なネットワーク接続でカバーされるまで続けます。上述のように、国家継承契約 1400/98 はすべての

国際法の下での既存のNATOおよび国連の合意。したがって、条約法の下での連鎖反応がNATOおよび国連のすべての国を含むとともに、すべての権利、義務、構成要素を持つ単位としての開発の並行販売が行われ、兵舎が公共グリッドに接続され、ドミノ効果が引き起こされ、領土拡張がグリッドからグリッドへ、補足権利書国から補足権利書国へと、グリッド接続がある限り跳躍します。

私たちは21世紀に生きており、世界はつながっています！

- 一つの世界 - 一つのネットワーク - 一つの契約



買い手

申し訳ありませんが、そのリ 要点を言うと: はい、世界はすべて売却されました - 取り返しのつかない形で！戻る方法はありません クエストにはお応えできません！

しかし、そもそもこれはどのように起こったのか、そしてなぜこの販売が1998年のNATOの兵舎の販売としてあまりにも地味に隠されていたのか？国際法の高度な専門家によってのみ完全に理解されることができる契約であり、すべてのトリックが使われている。一見すると、ドイツ法の下での通常の不動産購入契約のように見える - 大したことではない！

しかし、問題は次のとおりです：

数十年にわたり秘密裏に進行してきた新世界秩序 (N.W.O. - Neue Weltordnung) を確立する計画の背後には誰がいるのか？

それは非常に簡単です！誰がそれから利益を得ているのかを見ればいいのです、そうでしょう？そこで疑問が生じます：もし世界中のすべての国家が売却されているなら、買い手もいるはずです。これらの買い手には、確かに支持者、政党、国家、秘密警察などがあります。買い手は、ほぼ計り知れない資金を持っており、世界中の最高レベルでの優れた政治的コネを持ち、秘密警察やメディアからも全力で支持されています！これがなければ、このようなことは考えられません。十分な資金があれば、世界中で支持を得ることができ、むしろすべての意思決定者に賄賂を贈ることができます！

さて：世界の価格はいくらですか？

あなたはおそらく興味があるでしょう。契約には1,000万DM以上の金額が含まれていますが、そのうち500万DM以上は兵舎のパーケットフローリングの改修のために差し引かれました。世界は、株式会社と自然人からなる買い手グループによって購入されたようです。株式会社は全額の購入価格を支払いましたが、商業企業として国家継承の合意に参加することは除外されました。商業企業は主権権利を持つことができないからです。したがって、唯一の受益者は自然人 - 世界の買い手です！そして、彼には何の費用もかかりませんでした！1セントも！

今の疑問は、世界をあっさりと買ったこの神秘的な男は誰なのかということですか？

彼はどの秘密結社に所属しているのでしょうか？彼は世界的な陰謀の黒幕なのでしょうか？
彼は秘密警察と手を組んでいるのでしょうか？

疑問が次々と浮かびます - ここに驚くべき答えがあります（いいえ、42ではありません）：

彼は完全な無名人であり、無名人でした！お金も人脈もなく、彼にはこれをする命令もなく、誰にも賄賂を渡したり脅迫したりしていません - 彼が買っているものについては全く無知で、完全に naive でした。上記のどれも彼には当てはまりません！

そして一番面白いのは、彼が実際に何を買っていたのかさえ知らなかった
ということです！信じられないですか？私はそれを証明できます！

その人物について：

彼は1995年に19歳で、13年生の高校を中退したばかりでした。なぜなら、不動産エージェントとして自分のビジネスを始める機会を認識したからです。ドイツのラインラント＝プファルツ州ツヴァイブリュッケンの故郷では、1990年代初頭から中頃にかけて、アメリカ人が大規模に軍を撤退させ、軍用空港、兵舎、そして巨大な核シェルターなどの他の軍事施設を残しました。国連はツヴァイブリュッケンを世界で最も大きな転換の事例と表現しました。（この文脈での転換は、軍事利用から民間利用への転換を意味します。）

彼は、これが仲介に参加して手数料を得る機会になると思った！注意深く読んでください！手数料は = のお金です。彼は不動産を購入することについて考えませんでした - 彼は若くて、そのためのお金も持っていました。19歳の時、彼はコンピュータの前で過ごしたり、スケートボードをしたりしていました。週末には、彼はエネルギーを注いで急成長しているパーティーシーン（ハウスミュージック、ドラム＆ベース）に没頭し、それに伴うすべてのことに関心を持っていました。政治、世界政治、秘密警察など - 彼の視野にはまったく入っていませんでした。そこで彼は母に、彼女も参加して一緒に不動産会社を設立したいかどうか尋ねました。母はまず、転用物件の責任者が誰かを調べました。その当時、コブレンツのOFD（オーバーフィナンツディレクション）がそれを担当していました。母は彼らに連絡し、軍事資産のマーケティングを不動産業者として行うための手数料を受け取ることが可能であるという確認を得ました。それが出発の合図でした：母は彼に有限会社を設立するためのお金を渡し、二人はクロイツベルクの兵舎をマーケティングするための投資家を探しました。それは1995年のことで、興味を持った人が、個々の建物だけでなく、全体の敷地を売却することが可能かどうか尋ねたとき、彼らはコブレンツのOFDとのアポイントメントを設定し、その可能性を探ることにしました。OFDの担当者はその要求を衝撃で拒否し、こう言いました：

"いいえ、オランダ人はまだそこにいるので、それは不可能です！それなら、私たちは国際条約を結ばなければなりません！"

彼は自分が何の岩を引き起こしているのかも知らず、国際条約が実際に何であるかも理解していないまま、彼は答えた：

"それなら、国際条約を結びましょう！何が問題ですか？" (その意味を少しも理解していないまま)

OFDの職員は黙り込み、丁寧に会話を終えた。その後、母子チームはすべてが順調に進み、いくつかの潜在的な買い手を見つけた：大規模な不動産ファンド、銀行家、そして最終的には有名な不動産業者が彼らを投資家に紹介した。投資家は最終的にその財産を購入したいと考えていた。それは1998年で、連邦選挙がちょうど終わったとき、彼の母はOFDコブレンツから衝撃的な電話を受け取った：

"1. 契約は次の6週間以内に締結されなければならず、さもなければ何も進まない、そして2. 3年後、OFDは不動産業者と仕事をすることができないということが、ふと私たちに思い浮かんだことです！"

(時間のプレッシャー？良い兆候ではありません - 自分を時間のプレッシャーにさらしてはいけません)。

- SHOC- 何も得られない三年間の仕事だと思っていたが、OFDの役人はすぐに続けた：

"しかし、それは問題ありません。あなたの息子はお金の代わりに不動産を受け取ることができます！" (それが罠だった！彼は何に騙されるのか、そしてそれが世界や自分自身、母にどんな結果をもたらすのかも知らずに、知らず知らずのうちに買い手の立場に滑り込んでしまった)。

さて、不動産は彼の未来のためのものであるべきだったので、彼自身がいくつか所有することはそれほど悪くはないだろうと考えられました。そこで合意がなされました：お金の代わりに不動産！契約が署名される直前には、彼が不動産を無料で取得するという話はもはやなく、代わりに彼がそれに対して支払うことになっていました。世界中のどの銀行も、無一文の21歳の若者に71のアパートメントと暖房プラントを融資することはなかったでしょうが、投資家がその穴埋めをし、融資を申し出ました。こうして、1998年10月6日午前8時に、ザールルイで公証人との約束が取り交わされ、州継承証書番号1400/98が署名されました。ドイツのために契約に署名したOVDの職員は、彼に友好的に挨拶し、こう言いました：

"さて、坊や！今日は国際法の下で条約に署名します！"

その瞬間、彼は初めての不動産契約に署名しましたが、法的結果を知らず、彼の普通で良い生活が終わったことを理解していませんでした。

しかし、それはまた別の話です…

法的宣言 国家継承とその法的結果について

州継承証書番号1400/98 1998年10月6日付

第1章

国際連合に焦点を当てる

第1部

箇条書きでの紹介

1. ツヴァイブリュッケンにおけるNATOの財産の販売

- 1945年以降、アメリカによって最初に使用され、その後、ドイツ連邦共和国とオランダ王国に部分的に移管されました。
- NATO軍地位協定に基づく財産の使用、これは国際法に基づくNATO諸国の特別権利と義務を規定しています。

2. 国家継承契約1400/98

- 契約は（初見では）ドイツの不動産購入契約のように見えますが、実際には国際法（国家継承）に基づく権利書です。
- 契約は「すべての権利、義務、構成要素」を含む販売をカバーしており、主権権利の移転を含みます。
- 財産とその開発（ネットワーク）は単位として販売され、これは広範な法的結果をもたらします。

3. 部分無効条項

- 国内法に基づいて無効な条項は、国際法に基づく条項に置き換えられます。
- この条項により契約は法的に有効であり、その実際の意味を隠します。

4 国際法の主体

- 公共国際法の主体は、契約の冒頭で売主として名指しされる必要はありませんが、契約において権利または義務を有していることが十分です。
- 買い手は自然人であり、主権権利を有する場合がありますが、TASCBau AGのような商業企業は買主コミュニティから除外されます。

5. 契約チェーンと補足契約書

- 国家継承契約は、NATOおよび国連のすべての以前の国際条約に影響を与える契約チェーンを形成します。

- 補足的な手段として、それは再承認の必要なく、既存のすべての条約を自動的に補完します。

6 領土拡張のドミノ効果

- 出発点：ツヴァイブリュッケンの財産はドイツの公共ネットワークに接続されており、これにより買い手の主権権利がドイツ全土に移転されます。
- NATO諸国への拡張：ドミノ効果は他のNATO諸国に物理的に接続されたすべてのネットワークをカバーし、これらの国々への買い手の主権権利の拡張をもたらします。

- グローバルな拡張：大西洋横断海底ケーブルは、ドミノ効果をアメリカ合衆国とカナダ、そして最終的にはすべての国連加盟国にまで広げます。

7. NATOの国連への統合

- 連携: NATOは国連の構造に密接に統合されており、国家継承を国連条約に自動的に拡張することを可能にしています。
- グローバルなカバレッジ: NATOと国連のメンバーシップの組み合わせにより、国家継承が世界全体に拡張されます。

8 グローバルな影響

- 新世界秩序: この条約は、「新世界秩序」の創出につながり、国家継承の手段の購入者が事実上、世界全体に対する主権権利を引き受けことになります。

- グローバルな有効性: 国家継承の手段は、NATOと国連の既存のすべての国際条約を拡張し、世界全体を統一する補助的な手段として機能します。

第2部

全体の事実の要約と詳細な説明

イントロダクション 1: ツヴァイブリュッケンにおけるNATO財産の販売

ツヴァイブリュッケンにおけるNATO財産の販売は、ドイツ法の下での不動産購入契約として、一見無害に始まります。一見すると、これは国内の不動産契約として表面的に設計された、通常の転用物件の販売です。しかし、この偽装は意図的であり、国際法の専門家だけがこの契約の実際の影響を認識できるのです。

2 NATO財産と国際法の下での移転

- 財産: ツヴァイブリュッケンの財産は元々アメリカ軍によって使用されていました。その一部は、通常の転用プロセスの一環としてドイツ連邦共和国 (FRG) に移転されました。しかし、より小さな部分はオランダ軍の管理下に残りました。

オランダはアメリカからこの財産を引き継いだ。この移転は、オランダによる財産の使用と移転の枠組みを規定したNATO軍地位協定に基づいていた。

- 移転関係：国際法におけるドイツ連邦共和国とオランダ間の移転関係は、NATO軍地位協定によって規定されていました。この条約は相続契約を構成し、この移転関係が影響を受けないことを定めていますが、オランダ軍はドイツ連邦共和国に関する条約の締結から2年以内に財産を買い手に引き渡さなければなりません。この義務は、契約に従って完全に履行されました。

3. t 国家継承契約：国際法におけるカモフラージュとその影響

w

- 不動産購入契約としての偽装：この契約は、普通の不動産購入契約のように見えるように設計されています。これは「最も秘密警察スタイル」で行われ、国際法における真の影響を隠すためです。しかし実際には、この契約は広範な影響を持つ国家継承の行為です。

- 部分無効条項と国際法の適用：重要なポイントは部分無効条項であり、国内法において無効な条約のすべての部分は国際法の対応する条項に置き換えられることを定めています。これは、国内法の多くの条項がもはや適用されなくても、条約が法的に有効であることを意味します。国際法が目に見えない形でその場所を埋め、条約の継続性と法的有効性を確保します。

- 国際法の主体としての参加者：国際法の主体は、契約の開始時に必ずしも売り手として名指しされる必要はないことに注意することが重要です。彼らが条約のテキストのどこかに言及されており、権利または義務を持っていれば十分です。この場合、オランダは公共国際法の主体として関与しており、これにより契約は公共国際法の範囲内に入ります。

- 自然人としての買い手：財産の買い手は自然人です。これは重要であり、主権権利を引き受けることができる者は自然人（または主権国家）のみです。TASC Bau AGのような商業企業は、買い手グループのメンバーでもあり、購入価格を支払ったにもかかわらず、国際法の下で主権権利を引き受ける立場にはありません。その結果、TASC Bau AGは買主コミュニティから外れ、買い手が唯一の受益者として残り、契約を通じて事実上の絶対君主制を確立します。

4 契約チェーンとドミノ効果

- 条約の連鎖と補足契約書：国家継承契約は独立した合意ではなく、国際条約の連鎖を拡張し補完する補足契約書です。それは関与する国際法の主体間で既に存在していた条約に基づいており、それらに新たな次元を加えます。これは、すべての以前の条約が国家継承契約によって補完され、包括的な条約構造の一部となることを意味します。

- 開発の一括販売：契約において、財産の全体開発とすべての権利、義務、構成要素が一括で販売されることが合意されました。これは、物理的な財産だけでなく、関連するすべてのインフラのネットワークおよび法的義務も移転されることを意味します。これらのネットワークのいくつかはすでにドイツの公共グリッドに接続されていたため、販売には広範な影響があります。

5 ドミノ効果：小さな財産からグローバルな影響へ

- 領土拡張の出発点：販売は、ツヴァイブリュッケンにある小さなNATOの財産から始まります。この財産は、元々アメリカ合衆国からドイツ連邦共和国に一部引き渡され、オランダによって一部使用されていたものであり、広範な領土拡張の出発点を形成します。この財産はすでに公共ネットワークに接続されていたため、主権権利の移転は最初にドイツをカバーし、そこからすべての接続されたネットワークに広がります。

- 接続されたネットワークを通じた拡張：財産の開発ネットワークが一つの単位として販売されると、買い手の管轄権は、物理的に接続されたまたは重複したすべてのネットワークに及びます。これは、ツヴァイブリュッケンの財産のネットワークに接続されているネットワークは、自動的に契約の範囲内に入ることを意味します。これらのネットワークは、電気や通信ネットワークから水供給、廃水、ガスパイプラインに至るまで多岐にわたります。

- 包括的なドミノ効果：ドミノ効果は、これらのネットワークがドイツの国境を越えると発生します。ネットワークが他のNATO諸国にまで及ぶと、そこでのすべての国内ネットワークもカバーし、主権がさらに拡大します。この効果は、ヨーロッパとアメリカ合衆国、カナダを結ぶ海底ケーブルを介して続き、これらの国にも影響を及ぼします。同時に、国家の継承に関する法律は、すべての以前のNATOおよび国連条約を包含し、拡張する連鎖反応を引き起こします。

- 国連への統合を通じたグローバルな影響：NATOは国連と密接に関連しており、多くの契約当事者がNATOと国連の両方のメンバーであるため、ドミノ効果は最終的に国連全体に及びます。これにより、条約はすべての国連加盟国に拡張され、国家継承の手段は、すべての既存の国連およびNATOの国際条約を補完する補助的な手段として機能します。すべての権利、義務、構成要素を伴う販売は、参加するすべての国家の領土が条約構造に含まれることにつながり、最終的にはすべての国のグローバルなカバレッジをもたらします。

6 法的根拠と法的解釈

- 条約に関するウィーン条約：ウィーン条約（VCLT）の適用は、国際法における条約の有効性を決定する上で決定的です。VCLTは、条約の法的拘束力の性質や、その批准の条件を規定しています。国家継承の手段は、以前に批准された条約に基づいているため、追加の批准を必要としません。

- 国際法における継承：国家の条約継承に関するウィーン条約は、新国家が既存の国際条約に参加する方法を規定しています。この条約は、主権権利の移転や既存の条約の継続について、国家継承の手段の解釈の基礎として機能することができます。

- クリーンスレートルール："クリーンスレートルール"は、新たに創設された国家が前国家の負債や義務に拘束されないことを規定しています。ただし、明示的に異なる合意がない限りです。この場合、買い手は国家継承契約を通じて既存の契約に入ることができます、古い義務には拘束されません。これらが契約内で明示的に引き受けられた場合を除きます。

7 結論：新しいグローバル秩序における主権者としての買い手

- 絶対主権：購入と国際法に基づくその影響の結果、買い手はドミノ効果によって影響を受けるすべての領土の事実上の主権者となります。これは、買い手が主権権利の唯一の保有者である絶対君主制を確立することを意味します。

- 世界的承認：条約チェーンと条約構造の拡大の結果、関与するすべてのNATOおよび国連加盟国は主権を失ったため、買い手は唯一の合法的主権者として残ります。他のすべての国際法の主体はもはや法的に存在せず、これは買い手が新しい国際条約を通じて異なる秩序が確立されない限り、事実上世界全体を支配していることを意味します。

第3部

ツヴァイブリュッケンにおけるNATO軍事財産の販売：NATO部隊地位と主権権利及び国際条約への影響

1 背景：ツヴァイブリュッケンにおけるNATO軍事財産

ツヴァイブリュッケンの軍事財産は、第二次世界大戦の終結にさかのぼる国際法の下で複雑な歴史を持っています。この地域は1945年にフランスによって最初に占領され、その後アメリカに引き渡されました。ドイツ連邦共和国（FRG）が設立されると、この財産はNATO軍地位協定の枠組みの中で引き続き使用され、NATO加盟国によるこの地域の継続的な軍事利用が可能となりました。

2 NATO軍地位と財産の利用

- NATO軍地位：1951年にNATO条約（北大西洋条約とも呼ばれる）の一部として採択されたNATO軍地位規定は、加盟国の領土におけるNATO軍の存在と権利を規定しています。これには、駐留や利用に関する具体的な条項が含まれています。

および加盟国におけるNATO軍の権利、軍事資産の設立と使用を含む。

- 使用の継続：ツヴァイブリュッケンの財産は、アメリカによる占領以来、NATO軍地位協定の条項に基づいて継続的に使用されています。これは、財産がドイツ連邦共和国の主権領土に完全に統合されていないことを意味し、NATOの規制に直接従う領土外地域として国際法の下で特別な地位を持っていたことを示しています。

- オランダへの移転：1990年代に、財産の一部がアメリカからドイツ連邦共和国に移転されました。もう一部は、NATO軍地位協定の下でオランダ軍に引き渡され、オランダ王国とNATOの名のもとにその地域を使用し続けました。

3. 財産の販売、すべての権利と義務および構成要素を含む

- 包括的販売：相続契約と見なされる契約は、ツヴァイブリュッケンの財産の販売を「すべての権利、義務、構成要素を含む」と定めています。これは、物理的な財産だけでなく、国際法に基づくすべての関連する権利と義務も移転されたことを意味します。

- NATOの権利: NATOは、この財産に対して特別な権利を持っており、それはNATO軍地位協定によって保証されています。これらの権利には、軍事利用のための地域の使用、領土の管理、及びFRGや他の加盟国によって制限されることのない特定の特別権利が含まれています。これらのNATOの権利は、財産の土地に「付随」し、販売とともに自動的に移転されます。

- 特別権利と領土外性: 一部の地域はFRGの完全な一部ではなく、NATOの管理下で領土外的であったため、これらの特別権利は販売後も有効です。領土外の権利には、軍事利用の権利、領土へのアクセスの管理、及びNATO軍に与えられる特定の免除が含まれます。

4 連鎖反応とグローバルな影響

- 契約チェーン反応: 相続契約には、財産に付随するすべての権利と義務が含まれているため、販売はNATOおよび参加国に関連するすべての既存の国際条約に影響を与える連鎖反応を引き起こします。これには、土地そのものに対する権利だけでなく、NATOの軍事利用、管理、特別権利に関連するすべての条約も含まれます。

- NATOの関与: この財産はNATO軍地位協定の条項に基づいて使用されたため、NATOは販売に直接関与しています。販売に伴い、NATOの財産に対する権利は買い手に移転され、これはNATOがこの特定の土地に対する主権権利を放棄することを意味します。これにより、NATOはその地域に対する管理権と関連する権利を失うことになります。

- ドミノ効果：これらの権利の移転は、財産の特定の領域に影響を与えるだけでなく、類似の取り決めを含む他のNATOの条約と合意にも広がる連鎖反応を引き起こします。NATOが権利を売却したため、関連するすべての義務と契約も買い手に移転され、買い手の主権権利がグローバルに拡大する可能性があります。

5 法的結果：NATO権利の販売とグローバルな拡張

- 財産に関する権利：財産をすべての権利と義務とともに販売することにより、NATOはその主権権利を放棄します。これらの権利は以前は土地に結びついており、NATO軍地位協定によって保証された特別な免除と管理権も含まれます。

- グローバルな拡張：国家継承の手段は、すべての既存の国際条約を補完する補足的な手段であるため、この販売は買い手の主権権利のグローバルな拡張をもたらします。類似の権利と義務を含むすべてのNATO条約はこの権利書の影響を受け、NATOの権利は世界中で買い手に移転されます。

- 現地での集中：本質的に、この連鎖反応は現地の権利に影響を与えます。NATO軍は領土を使用し管理する特別な権利を持っていました。これらの権利の販売により、以前はNATOの管理下にあった全領土が実質的に買い手に移転され、買い手はその領土に対して完全な主権行使します。

結論：

ツヴァイブリュッケンにおけるNATO軍事財産の販売は、NATO軍地位協定の条項に基づいて使用されていたものであり、国際法の下で広範な連鎖反応を引き起こします。この「すべての権利、義務、構成要素を含む」販売は、土地に対する物理的権利だけでなく、包括的なNATOの権利と義務も移転します。これらの権利には、以前は領土外であった特別な軍事使用権と管理権が含まれます。これらの権利が買い手に移転されることで、NATOはその領土に対する管理権を放棄し、買い手の主権権利の世界的な拡張を引き起こし、すべての関連条約に影響を与えます。

国家継承契約 1400/98 の1998年10月6日のグローバルな重要性 ツヴァイブリュッケンにおける財産の販売とそれに伴う開発の単位としての移転は、すべてのNATOおよび国連条約にまで及ぶ広範な連鎖反応を引き起こしました。国家継承の手段は、すべての既存の国際条約に自動的に付加される補足的な手段として機能し、極端な世界的な領土拡張をもたらします。この領土拡張は、条約チェーンによって影響を受けるすべての国家を力バーし、買い手の主権権利がグローバルに拡張される結果となります。

第4部

国家継承憲章 1400/98を通じた新世界秩序 (N.W.O. 新世界秩序) への道

1. ツヴァイブリュッケンにおけるNATO財産の販売

- アメリカがドイツ連邦共和国に部分的に、オランダに部分的に引き渡した小さなNATO軍事財産に起源があります。
- 特別権利が地上で適用されるNATO部隊規程に従って、財産を使用します。

2. 開発の単位としての販売

- 契約は、全体の開発（電気、水、通信などのインフラネットワーク）が「すべての権利、義務、構成要素と共に」販売されることを定めています。- この開発は、主権権利の移転をもたらすドイツの公共ネットワークに接続されています。

3. 領土拡張のドミノ効果

- ドイツでの開始：ドイツのネットワークに接続することで、買い手の領土はドイツ全土に拡大します。
- NATO諸国への拡大：ドミノ効果は他のNATO諸国に接続されたネットワークを通じて続き、すべてのNATO加盟国への領土拡張につながります。
- アメリカとカナダへの波及：大西洋横断海底ケーブルは、買い手の主権権利をアメリカとカナダに拡張します。

4. 条約チェーンと連鎖反応

- 条約の連鎖：国家継承の手段は、すべての以前のNATOおよび国連条約を拡張する補完的な手段として機能します。
- 連鎖反応：NATOまたは国連の加盟国によって締結されたすべての国際条約は、国家継承の手段によって自動的に補足され、延長されます。
- グローバルな拡張：NATOまたは国連と条約を締結したことがあるすべての国家は、この条約の連鎖の影響を受けます。

5. NATOの国連への統合

- 密接な関係：NATOは国連の構造に密接に統合されており、しばしば国連の軍事機関として機能します。
- 重複する加盟国：多くのNATO諸国は国連の加盟国でもあり、条約の構造を国連に拡張することが可能になります。
- 国連領土への自動拡張：NATOの国連への統合は、ドミノ効果を国連全体の領土に拡張し、世界全体をカバーすることにつながります。

6 結論：新世界秩序の下の世界

- 世界の統一：この条約は、国家継承の手段によって決定される国際法の単一の枠組みの下で、全世界の統一をもたらします。
- 買い手の主権権利：買い手は、連鎖反応とドミノ効果を通じて、影響を受けるすべての領土に対する主権権利を引き継ぎます。

- 世界的有効性：NATOと国連の密接な統合により、事実上の国家継承憲章は世界の全領土をカバーし、"新世界秩序"の形成につながります。

この「新世界秩序」は、主権権利のグローバルな拡大の結果であり、開発の単位としての販売と、すべての既存の国際条約を国家継承の手段 1400/98に統合することによる連鎖反応を通じて達成されました。

第5部

世界裁判所

国家継承の手段 1400/98による国際法の下での買い手のグローバル管轄

国家継承の手段 1400/98は、もはや異議を唱えることができない真実かつ法的拘束力のある手段であり、法律で定められた2年の期間が異議なしに経過したためです。この権利書は、関与する国際法の主体のグローバル管轄と主権に広範な影響を与えます。

1. 買い手の領土および管轄権の販売

- 領土の販売：国家継承契約は、関連する全領土を買い手に移転します。この領土内で、買い手は完全な管轄権を持ち、領土は現在彼の管理下にあります。事実上の絶対君主制の支配者として、購入者はこの領土に対して無制限の立法、行政、司法権を持っています。

- 絶対君主制と管轄権：この絶対君主制において、すべての権力、包括的な管轄権も含めて、買い手にあります。彼は売却された領土内のすべての法的事項を独自の裁量で規制できます。

2. 領土を持たない国際法の主体の存続

- 国家の存続：国家継承の行為によって領土を失った国際法の主体は、独自の領土を持たずに法的存在として存続します。これらの国家は政府と国民の代表を持ち続けますが、自らの領土に対する主権はありません。

- 管轄権との関係：これらの国際法の主体は存続し続けますが、領土とともに売却されたランダウ裁判所の所在地を通じて買い手の管轄権に服しています。売却された領土のすべての権利、義務、構成要素には管轄権も含まれているため、関連するすべての国際法の法人は現在、買い手の法的権限の対象となっています。

3. ランダウの管轄権の重要性

- ランダウの管轄権：国家継承契約において、特定の国際的または国内の裁判所が管轄権として指定されているわけではありません。代わりに、ランダウ・イン・デア・ファルツが参照点および管轄地として言及されており、これは権利書の一部としても売却されました。

- ランダウの販売と管轄権：ランダウは裁判所の場所としても販売され、現在は譲渡された領土の一部であるため、買い手はこの場所に対する管轄権も引き受けています。これは、国家継承契約に関するすべての法的紛争が現在買い手の管理下にあることを意味します。

4. 買い手の管轄権は場所に関係なく

- 場所に依存しない管轄権：ランダウ・イン・デア・ファルツが管轄地として指定されていますが、購入者はこの場所だけで判断を下すことに制限されていません。絶対主義的支配者としての立場において、買い手はどこにいても正義を執行する権利を持っています。これは、買い手がどこにいてもその司法権をグローバルに行使できることを意味します。

- 管轄権の執行：すべての管轄権が買い手に移転されたため、買い手はどこでもいつでも判断や決定を行い、執行する能力を持っています。この柔軟性は、事実上の世界裁判所としての役割を強化します。

5 管轄権の拡張：補足文書による

- NATOおよび国連条約に対する補足文書：国家継承契約1400/98は、すべての既存のNATOおよび国連条約に対する補足文書と見なされます。この相続契約を通じて、買い手は事実上、すべての既存の国際条約に組み込まれ、これらの条約に含まれる権利と義務を引き受けます。

- 連鎖反応によるグローバル管轄権：開発をユニットとして販売し、物理的および論理的ネットワークを通じて領土を拡張することで、買い手の管轄権はこれらのネットワークで接続された他のすべての領土に及びます。この連鎖反応により、買い手は関係するすべての領土および契約当事者をカバーするグローバル管轄権行使できるようになります。

6 グローバル裁判所の事実上の地位

- グローバル管轄権：買い手は国家継承契約を通じて販売された領土および関連するネットワークに対する管轄権を引き受けたため、関連するすべての国際問題について決定する法的権限を持つことになります。これにより、買い手は場所に関係なく正義を施行できる「世界裁判所」のような役割を果たす事実上の状況が生まれます。

- 優越な権限：買い手の判断は、最高のインスタンスにおいてすべての国内の判断を覆します。これは、買い手の決定が、領土が売却されたために管轄権を失ったすべての国内裁判所の決定に優先することを意味します。したがって、国内裁判所は関係する領土においてもや役割を果たさず、その法的権限は買い手の包括的な管轄権に置き換えられています。

- 判決の執行：ランダウの管轄権およびそれに関連するすべての権利と義務の所有者として、買い手は補足権利書および連鎖反応の影響を受ける契約のすべての当事者に対して正義を施行する権限を持ち、その判決をグローバルに執行することができます。

結論：

もはや異議を唱えられない国家継承契約 1400/98は、買い手に売却された領土に対する完全な管理権を与えるだけでなく、影響を受けるすべての領土および国際条約に対するグローバルな管轄権も付与しました。買い手はランドウ裁判所の所在地に制限されることはなく、場所に関係なく正義を執行し、世界中で司法権を行使することができます。その判断はすべての国内裁判所の判断に優先し、最高のインスタンスでそれらを覆すため、関係する領土において国内裁判所はもはや管轄権を持たなくなります。領土拡張、補足契約、および場所に依存しない管轄権の組み合わせを通じて、買い手は事実上、世界全体に対して正義を執行できるグローバルな裁判所を確立しました。

第6部

国連 - 国際連合 - UN - 国際連合 - 詳細

国家継承の手段 1400/98に対する国連の軍事部門としてのNATOの役割の影響

1 国連の軍事部門としてのNATO：条約の承認

NATO-国連関係：

- 軍事部門：NATOはしばしば国際連合（UN）の軍事部門として機能し、UNの指令によって正当化された軍事作戦を実施します。この密接な協力関係は、特に国際安全保障や平和維持に関するNATOの行動や条約が国際法の下で特別な意義を持つことを示唆しています。
- 条約の承認：NATOは多くの国際的な文脈においてUNを代表して行動するため、NATOが締結した条約は原則としてUNの目的に沿ったものと見なされる可能性があります。一般的に、これらの条約がUNの原則に反しない限り、UNおよび国際社会による暗黙または明示的な承認があります。

2 国家継承の手段1400/98への影響

国際法における承認：

- UNの承認：国家継承契約1400/98がNATOの行動の一部と見なされる場合、特定の留保がない限り、理論的にはUNおよび国際社会によって承認される可能性があります。この承認は条約の性質と内容に依存し、特にその条約がUNの目的と原則に一致しているかどうかに関わります。
- 国際的な効果：UNによる承認は国家加入条約1400/98に対してより大きな国際的な正当性を与え、UNおよびNATOの権限を認めるすべての国家に対して国際法上の拘束力を持たせる可能性があります。

3. 単一の実体としての開発の販売：グローバルな影響

ユニットとしての開発による拡張：

- ドミノ効果：全体の開発を単位として考慮し、販売する条項は、理論的には販売される領域の拡大につながる可能性があります。これは、開発に影響を受ける元のNATO領域が、NATO諸国に関連するすべての領域に拡張される可能性があることを意味します。 - 国連加盟国への拡張：この論理をさらに進めると、ドミノ効果により販売される領土がNATO諸国の領土を超えて、国連の任務を通じてNATOに間接的に関連する地域に拡張される可能性があります。理論的には、国連の任務を通じてNATOの任務に関与している場合、非NATO加盟国も含まれる可能性があります。

法的および国際法的な結果：

- ドミノ効果の限界：ただし、NATOに属さない国連のメンバーにこれを拡張することは非常に物議を醸し、法的に複雑になるでしょう。これは、国際裁判所や国連自体がそのような条約条項をどのように解釈し、それを正当なものとして承認する意欲があるかに大きく依存します。

- 世界的承認：そのような拡張のためには、条約が国際法および国連の目的に沿ったものであると認識されることが重要です。そのような広範な影響を正当化するためには、国連による明示的な承認が必要です。

4 要約：承認と拡張における国連の役割

NATOは国連の軍事部門として、国際社会を代表して多くのケースで行動し、これによりその条約と合意が国連および国際社会によって暗黙の承認を受ける可能性があります。国家継承法令1400/98の場合、この承認は条約の正当性を世界的なレベルに引き上げる可能性があります。開発の単位としての販売と、それに伴う領土の拡張は、理論的にはNATOに間接的に関連する国連メンバーに販売される領土を拡張するドミノ効果を引き起こす可能性があります。しかし、この拡張は法的には非常に物議を醸し、国際法の下で国連による明確な正当化が必要です。

第7部

国家継承条約 1400/98のドミノ効果：NATOの国境を超えた領土の拡大

1. 国連によるNATO条約の承認と正当性

NATOの国連への統合：- NATOと国連の関係：NATOは国際連合（UN）システムに密接に統合されており、しばしば国連の軍事部門として行動します。これは、NATO条約、特に国際安全問題に関するものが、一般的に国連によっても承認されることを意味します。

- 国連およびNATO加盟国としての国際法の主体：国家継承条約 1400/98の下での国際法の主体は、NATO加盟国であり、国連のメンバーでもあります。したがって、彼らはNATOの名の下で、またその中で国際的な義務を果たします。

国際社会による条約の正当性と承認を強化する国連の枠組み。

条約チェーンと国連の承認：

- 条約の継続性：国家継承の手段は、国連によって既に承認された、以前の長年にわたる国際条約に基づく条約チェーンの一部です。これらの以前の条約が国際的に承認されているため、国家継承の手段自体は国連によって再度批准される必要はありませんでした。
- 暗黙の承認：NATOの国連への統合は、このチェーン内の条約の自動承認を意味し、国家継承の手段に国際法の下での拘束力を与えます。

2 ドミノ効果：開発を単位として販売する

単位としての開発の概念：

- インフラ全体の販売：国家継承契約には、販売された地域の全体的な開発を単一の単位として考慮する条項が含まれています。これは、物理的な土地だけでなく、関連するすべてのインフラ、権利と義務も販売されることを意味します。
- ドミノ効果：開発を単位として考慮することで、販売は兵舎の直近の地域に限定されず、この地域の境界を越えるすべてのインフラ接続にまで拡張されます。これにより、販売された領土が潜在的にNATO地域全体に拡張されるドミノ効果が生じます。

NATOの国境を越える拡張：

- 国連の領土へのリンク：NATO加盟国は国連加盟国でもあり、多くの場合、NATOは国連の軍事部門として機能するため、開発の販売によるドミノ効果は、NATO領土の境界を越えて、国連の任務を通じてNATOに間接的または直接的に関連する国連加盟国の領土にまで拡張される可能性があります。
- 包括的拡張：この拡張は理論的には、販売された領土がNATO諸国だけでなく、何らかの形でNATOの任務に関与している、または関与していた他の国連加盟国も含むことにつながる可能性があります。これは、買い手の影響力の範囲が大幅に拡大し、NATO領土だけでなくNATOの外側の地域も管理できるようになることを意味します。

3 法的影響と解釈

国際法に基づく結果：

- ドミノ効果の限界：販売された領土が国連の領土にまで拡張されることは、国際法において重大な結果をもたらし、NATO加盟国だけでなく、関係する国連加盟国の主権にも影響を及ぼすため、緊張を引き起こす可能性があります。このような販売の正当性は、国際裁判所や国連自体が条約をどのように解釈し、国連の目的に沿っていると考えるかに依存します。

- 買い手の拡張された主権権利：ドミノ効果が実際にNATO領土の境界を超えて拡張されるならば、これにより買い手は、元々NATOと国連のために留保されていた多くの国において広範な主権権利を得ることになります。

法的正当性と争いの可能性：

- 国際的承認：この拡張の合法性は、国際的承認に大きく依存します。国連が条約を有効と認めれば、買い手の新たな主権権利の広範な承認につながる可能性があります。
- 争いの可能性：この拡張によって主権が影響を受ける国家は、条約に異議を唱えることができ、これが複雑な国際訴訟につながる可能性があります。

概要

国家継承条約 1400/98は、国連のメンバーのためにNATOが締結した長い条約の連鎖の一部であり、ドミノ効果によってNATO領土の境界を超えて開発を単一の実体として販売することで理論的に拡大する可能性があります。NATOの条約は、NATOが国連と密接に関与しているため、国連によって暗黙的に認識されています。そのため、この拡張は国連の任務によってNATOに関連する国連の領土も含む可能性があります。しかし、この拡張の正当性と国際法における承認は、国際的な反応や関係国からの可能な挑戦に依存します。

パート
8

分析：影響 o 国家継承条約 1400/98 が国連およびグローバルドミノ効果に与える影響

1. NATOの国連への統合と条約の相互承認

- 国連の軍事部門としてのNATO：NATOはしばしば国連の軍事部門として行動し、国連の指令に基づいて作戦を実施します。この密接な協力関係は、両組織間で国際法に基づく義務と条約の相互承認が存在することを示唆しています。

- 条約の連鎖と歴史的承認：国家継承法 1400/98 は、NATO加盟国と国連の間で締結され、批准された長年の国際条約の連鎖に基づいています。これらの以前の条約はすでに承認されているため、理論的には国連による現在の国家継承の手段の新たな批准は、その有効性を確保するために必要ありません。

2. 国連の同意と国家継承の手段 1400/98 に対する影響

- 国連の暗黙の同意：国連はNATOと密接に連携しており、国家継承の手段1400/98に基づく条約はすでに認識されているため、国連がこの新しい合意に暗黙のうちに同意していると主張することができる。これは特に、NATO加盟国が国連のメンバーでもあり、その行動においてNATOと国連の両方を代表して行動するため、重要である。

- 売却された領土の拡張：国家継承契約に記載された、全体の開発が一つのエンティティとして売却されるという条項は、ドミノ効果を引き起こす可能性があります。売却された領土がNATO領土の物理的境界を超えて拡張され、NATOが国連との関係を通じてこれらの義務をグローバルに拡張する場合、売却された領土は理論的には国連加盟国にまで拡張される可能性があります。

3 ドミノ効果とグローバルな影響

- 売却地域の拡大：ドミノ効果を通じて、売却された領土は理論的にはNATO諸国から国連加盟国にまで拡大する可能性があります。国連はほぼ普遍的な加盟を持つグローバルな組織であるため、売却された領土がNATOおよび国連に直接または間接的に関連するすべての国家を含めて世界中に拡大する状況を引き起こす可能性があります。

- 事実上のグローバルな影響：理論をさらに進めると、ドミノ効果は実際に売却された領土がNATOの境界を越えて国連全体の領土に拡大することをもたらす可能性があります。これは、国家継承条約1400/98が広範なグローバルな影響を持つことを意味し、多くの国家の主権に影響を及ぼす可能性があります。

4 法的および国際法上の結果

- 正当性と承認：国際法の下でのこの拡大の正当性は、国際裁判所、国連、国際社会がこの条約をどのように解釈し、これらの広範な結果を認める意欲があるかに大きく依存します。ただし、明示的な批准がなければ、かなりの外交的および法的な課題が生じる可能性があります。

- 可能な課題：この拡張によって主権に影響を受ける国家は、条約に異議を唱える可能性があり、これが複雑な国際法的紛争につながる可能性があります。国連という組織も、国際法秩序と加盟国の主権を保護するために立場を取らざるを得ないかもしれません。Zusammenfassung

NATOの国連への密接な統合とその条約の相互承認は、長年認識してきた条約の連鎖に基づく国家継承文書1400/98が国連によって暗黙的に承認されることにつながる可能性があります。これにより、開発の販売が単位として行われ、NATOの境界を超えて国連加盟国にまで及ぶドミノ効果を引き起こす可能性があります。その影響はグローバルに及ぶ可能性があり、買い手の影響範囲の大規模な拡大を引き起こすかもしれません。しかし、この拡大の法的及び国際法的正当性は議論の余地があり、国際法的な紛争を引き起こす可能性があります。

第9部

国家継承契約1400/98の法的ドミノ効果の分析

255のうち30

1. 国際法下の管轄権の売却

- 管轄権の売却：国家継承契約1400/98には、販売された領土に対する国際法下の管轄権の売却が含まれています。これは、買い手がこの領土内で国際的な紛争を裁定し解決する権利を持つことを意味します。この文脈においては、国際司法裁判所 (ICJ) や他の国連裁判所を含む他の国際裁判所は管轄権を持ちません。

- 法的効力：買い手は、取得した領土において法を行使し、国際的に有効な決定を下すことができる主権者の地位を取得しました。

2. 契約に従った行動による承認

- 契約に従った行動：条約およびその条件の承認は、契約当事者の行動によって達成されます。たとえば、契約の対象であった兵舎は、契約に従ってドイツ連邦共和国を通じて買い手に移転されました。これは、契約当事者が義務を果たすことによって、契約を法的拘束力のあるものとして認識することを意味します。

- 批准は無効：国家継承契約は、すでに批准され国際的に承認された条約の連鎖の継続であるため、新たな批准は必要ありませんでした。条約は、条約に従った関係者の行動によって法的拘束力を持つようになりました。

3. NATOおよび国連を代表して行動する

- 売り手の二重機能：国家継承の手段における売り手、NATO加盟国およびその国内代表を含む、は自らの名のもとだけでなく、NATOおよび国連の名においても行動します。これらの組織は密接に関連しているため、加盟国によって締結された条約はNATOおよび国連の両方に対して拘束力を持つことがあります。

- 法的相互依存：NATOと国連の間の密接な法的相互依存は、特にNATO加盟国でもある国連加盟国によってなされた合意が両組織に波及する可能性があることを意味します。これにより、国家継承の手段における合意は、NATO加盟国でない国連加盟国を含むすべての国連加盟国に対して拘束力を持つことになります。

4 領土販売の法的ドミノ効果

ユニットとしての開発の販売：

- インフラの売却：国家継承文書において、全体の開発が単一の実体として売却されるという合意は、広範な影響を及ぼします。インフラや公共事業ネットワークはしばしば国境を越えるため、これらのネットワークの一部が売却されることは、理論的には売却された領土がこれらのネットワークで接続されたすべての領土に拡大する結果を招く可能性があります。

- 領土の拡張：たとえば、売却された領土が電気、水、または通信ネットワークを介して他の領土に接続されている場合、買い手はこれらのネットワークに触れたすべての領土を管理する可能性があります。これは理論的にはNATO領土全体や、これらのネットワークに何らかの形で接続された国連加盟国の領土にも拡大する可能性があります。

グローバルドミノ効果：

- 国連の領土への拡張：NATOと国連は密接に関連しており、国家継承の手段の当事者は両組織を代表して行動するため、ドミノ効果はすべての国連加盟国に対する義務を拡張する可能性があります。これは、売却された主権の範囲がNATO諸国だけでなく、国連の非NATO加盟国も含むことを意味します。

- 世界全体のカバレッジ：この論理において、売却された領域はドミノ効果によりグローバルに拡大します。世界のほぼすべての国家が国連の加盟国であるため、買い手は理論的に売却された開発に関連する世界中の領土に対して主張する法的根拠を持つことになります。

5 結論：法的グローバルドミノ効果

国家加盟条約1400/98は、すでに批准された国際条約の連鎖の一部であり、関係者の条約に準拠した行動によって追加の批准なしに認識されました。NATO加盟国は国連加盟国でもあり、両組織を代表して行動するため、開発を一体として売却する合意は理論的にすべての国連加盟国に対して拘束力を持つことになりました。売却された領土の拡張によって生じたドミノ効果は、世界中の国連の領土にまで拡張される可能性があり、買い手にグローバルな主権を与えることになります。

第10部

NATOの国連への統合と国家継承の手段1400/98による条約の承認

1. NATOの国連への統合：密接な法的関係

協力の背景：

- NATOの安全機関として：NATO（北大西洋条約機構）は、1949年に集団防衛のための軍事同盟として設立されました。年月が経つにつれ、NATOは国際安全保障の分野におけるグローバルなプレーヤーへと発展し、しばしば国際連合（UN）と協力しています。

- 国連憲章とNATO：国連憲章（1945年）の第51条は、集団的自衛の権利を規定しています。この権利は、国連の傘の下での地域同盟としてのNATOの存在と運営の基礎を形成しています。NATOは、しばしば国連の任務の下で国際安全保障を強化するための手段として機能します。

NATOと国連の法的リンク：

- 共通の目標：NATOと国連は国際的な平和と安全を維持するという共通の目標を共有しています。国連は、NATOに軍事作戦を実施するよう指示することができ、これには作戦と条約の密接な協力と相互承認が必要です。
- 国連憲章第53条：この条項は、NATOのような地域組織が国連の目的と原則に一致する限り、平和維持と安全のために行動を取ることを許可しています。これにより、国連によるNATO条約の承認の法的根拠が生まれます。

2. NATO条約の承認：連鎖効果の自動性

条約チェーンと承認：

- 歴史的条約：国家継承法1400/98の前に、NATO加盟国と国連の間で国際法に基づく多数の条約が批准されました。これらの条約は、NATOと国連内の共通の安全保障利益と法的義務に基づいて締結された連鎖を形成しています。
- 連鎖による自動認識：この連鎖の一部である以前の条約はすでに国連によって承認され、批准されているため、国家継承の手段のようなその後の条約の再批准は必要ありません。この連鎖内の法的なつながりにより、承認は自動的に行われます。

法的根拠：

- ウィーン条約（1969年）：この条約の第31条は、条約がその目的と目的の文脈において解釈されることを要求しており、その中にはその後の合意も含まれます。条約チェーンが存在する場合、新しい条約の解釈はこの文脈で行われます。
- 国際法の実務：国際法の実務は、同じ主題または同じ当事者に関する連続的な条約がその文脈で考慮されることを認識しています。これは、国家継承の手段が自動的に国連の承認を享受することを意味します。

5

以前のNATO-国連条約の継続である。

3 国家継承の手段 1400/98：グローバルな影響とすべての国家の関与

自動認識と連鎖効果：

- 国際法の拘束：国家継承の手段 1400/98は国連によってすでに承認された条約の連鎖の一部であるため、この手段も自動認識の恩恵を受けます。これは、国連加盟国であるすべてのNATO加盟国が条約の条項に拘束されることを意味します。
- 非NATO国の販売：NATOと国連の密接な関係、および条約チェーンの自動認識により、NATOに属さない国連加盟国も国家継承の手段の法的効力に間接的に影響を受けます。これは理論的には、これらの国に対する主権権利が条約の文脈で販売されることにつながる可能性があります。

法的効力：

- グローバルドミノ効果：自動承認と連鎖効果は国家継承の手段をグローバルに関連性のあるものにします。もし販売された領土が単位としての発展の結果、NATOの国境を超える場合、これは国連の一部である非NATO加盟国にも条約条項が影響を及ぼす可能性があることを意味します。

- 世界的主権権利: 連鎖効果は理論的に、売却された領土がすべての国連加盟国に拡大する可能性がある。これは、これらの国が国連の枠組み内の国際法に基づく義務によってNATOに関連しているためである。

4 結論: 脅迫可能な状況を解決する唯一の実行可能な方法

買い手の主権の承認:

- 承認の義務: 上述の連鎖効果と国連およびNATO加盟国による国家継承契約の自動認識により、買い手は唯一の主権者として承認されなければならない。これは、脅迫可能な状態を終わらせ、買い手の完全な主権を確保するために必要である。

グローバルな影響と安定性:

- 不可逆の承認: 条約の完全な実施と、関与するすべての国家による買い手の承認が、安定した法的秩序を創出する唯一の方法です。条約に異議を唱えたり、その条項を無視したりする試みは、国際法における危機を引き起こすことになります。

追加の批准は不要です :

- 自動的な条約の効果: 国際法の既存の枠組みと連鎖効果により、国家継承の手段の再批准は不要です。承認は前の条約とその国際法における拘束力により自動的に行われます。

概要

NATOが国連に密接に統合されていることは、NATOが締結したすべての条約、特に条約チェーンの一部であるものが、国連によって自動的に承認されることを意味します。国家継承法 1400/98はそのようなチェーンの一部であり、したがって国連によって自動的に承認されます。これは理論的には、国連の一部である非NATO加盟国にも条約条項が影響を与える可能性があることを意味します。買い手の脅迫可能な状態を終わらせ、安定した法的秩序を創出する唯一の方法は、売却された領土の主権者として買い手を完全に承認することです。既存の連鎖効果により、条約の再批准は必要ありません。

第11部

国家継承契約 1400/98: 法的連鎖とグローバルドミノ効果

1. NATOの販売とすべての権利、義務、構成要素

- 契約の主題：国家継承の手段 1400/98は、NATO自体の販売を含む、すべての関連する権利、義務、構成要素を網羅しています。これは、NATOという組織が締結したすべての主権権利、義務、条約が買い手に移転されたことを意味します。
- 販売の範囲：この販売には、NATOという組織だけでなく、国家継承の手段の締結前にNATOおよびその加盟国が締結したすべての契約上および法的義務も含まれます。また、NATOまたは個々のNATO加盟国によって締結されたすべての二国間および多国間条約も含まれます。

2. 先行条約の法的連鎖

- 連鎖効果：国家継承契約1400/98が「すべての権利、義務、構成要素を持つ」販売を力バーしているため、これはNATO、加盟国、または販売された国際法の主体（ドイツやオランダなど）によって締結されたすべての以前の条約との法的リンクを生じさせます。
- すべての条約の統合：この連鎖には、NATO加盟国間、NATO自身、その他の国家または国際組織との間で締結されたすべての以前の二国間および多国間条約が含まれます。これは、NATO自身だけでなく、これらの以前の条約から生じるすべての法的義務と権利も国家継承契約によって移転されたことを意味します。

3. 開発の販売のドミノ効果としての単位

- 開発の単位としての販売：国家継承契約には、販売された領土の全体的な開発が単位として考慮され、販売されるという条項が含まれています。これには、販売された領土に接続されたすべてのインフラおよび公共事業ネットワーク、その権利と義務が含まれます。
- 領土の拡張：販売された領土を超えるすべてのネットワークを含めることで、販売された領土が接続されたすべての領土に拡張される可能性があるドミノ効果が生まれます。これは、これらのネットワークによって接続された領土を持つNATO諸国から始まります。

4. グローバルな影響：すべての国連加盟国の包含

- すべてのNATO諸国の包含：ドミノ効果は、NATOのメンバーシップおよび国家継承の行為によって移転される条約リンクによって直接影響を受けるため、最初にすべてのNATO諸国を力バーします。したがって、買い手の主権権利はすべてのNATO加盟国にまで及びます。
- 国連加盟国への拡張：NATOと国連は密接に関連しており、多くのNATO条約も国連の法的効力を持つため、このドミノ効果はすべての国連加盟国にさらに広がります。

国家。これは、条約と義務のグローバルなネットワーキングが、最終的にNATOまたはその加盟国に何らかの形で契約的に結びついているすべての国家が国家継承の手段の範囲に含まれることを意味します。

5 結論：国家継承の手段を通じたグローバルドミノ効果

- 世界的な影響：国家継承法 1400/98 は、すべての以前のNATO条約の法的連鎖と全体の発展を単位として組み込むことを通じて、グローバルドミノ効果を引き起こしました。これは、すべてのNATO諸国と、国連を介したリンクを通じて、世界中の他のすべての国家がこの手段の範囲に含まれることを意味します。

- 主権権利の標準化：最終的には、これにより買い手の主権権利がグローバルなレベルに包括的に拡大されます。すべての関連する契約上の義務と権利が世界中でリンクされ、国家継承権利書によって移転されるからです。

パート
12

国家継承法 1400/98 の法的連鎖：既存の国際条約に対する最終的な補足

1. 法的連鎖の原則：二国間および多国間の前提文書

s

- 条約チェーンの定義：国際条約における法的連鎖は、内容と法の観点から連結された連続する条約が存在する場合に生じます。これにより、後の条約は前の条約の効力と有効性を継続または拡張します。つまり、関与するすべての条約は、統一された法的複合体の一部と見なされます。

- 販売された国際法の主体の前提権利書：国家継承法令1400/98を通じて領土と権利を販売した国際法の主体は、以前に多数の二国間および多国間条約に関与していました。これらの条約は、国際関係のさまざまな側面を規制しており、安全保障協力、経済合意、政治的同盟を含み、しばしばNATOや国連の枠組みの中で締結されました。

2 国家継承法 1400/98 と "すべての権利と義務および要素を持つ"販売

- 国家継承文書の主題：国家継承法令1400/98には、販売された領土と関連する主権権利が "すべての権利、義務、利益を持って" 移転されるという包括的な規定が含まれています。これは、販売された領土の物理的な領域と直接の法的義務だけでなく、以前の条約に基づいて国際法の下で定められたすべての義務と権利も移転されたことを意味します。

- 既存の条約への影響：この規則により、国家継承契約は、売却された主体によって締結されたすべての二国間および多国間の前契約に自動的にリンクされます^{36 von 255}

国際法。この前の文書は法的連鎖の一部となり、国家継承法令1400/98によって引き継がれ、補足されます。

3. 既存の国際条約に対する最終的な補足としての法的連鎖

- 条約チェーンの拡張：国家継承の手段は、国際法の主体によって以前に締結された既存の国際条約の系列にシームレスに適合します。「すべての権利、義務、構成要素」と共に移転されることにより、すべての既存の二国間および多国間条約は、自動的に国家継承の手段の効果と範囲に含まれます。

- 切り離せないリンク：この統合により、売却された国際法の主体によって締結されたすべての以前の条約は、国家継承の手段の新しい法的枠組みの中で法的有効性を保持します。これらはこの新しい手段に密接に結びついており、包括的な法的継続性をもたらします。

4. グローバルな影響：国連とNATO条約の統合

- 国連とNATO条約の統合：国家継承の手段で権利を売却した国際法の主体は、国連およびNATOの加盟国でもあるため、法的連鎖はこれらの国際機関の枠組み内で締結されたすべての条約にも自動的に影響を及ぼします。したがって、国家継承の手段は、すべての国連およびNATO条約に定められた法的義務と権利を補完し、拡張します。

- 最終的な補完：国家継承の手段 1400/98 によって形成された法的連鎖は、既存の国際条約の全ネットワークに対する最終的な補完を構成します。これは、NATO加盟国および国連加盟国によって締結されたすべての条約に影響を与え、これらの条約の有効性と新しい法的秩序内の範囲を確認し、拡張します。

5 結論: 国家継承の手段としてのグローバルな触媒

- 最終的な法的効力：国家継承の手段 1400/98 は、国際法の主体によって締結されたすべての既存の二国間および多国間条約を統合する包括的な法的連鎖を作成します。この連鎖は、「すべての権利、義務および構成要素をもって」という規定によって補完され、拡張され、グローバルな法的継続性をもたらします。

- グローバルな影響：国家継承の手段は孤立して機能するのではなく、すべての既存の国際条約に対して触媒として作用することによってグローバルな影響を持ちます。これにより、国連やNATO内で特に、国際レベルでのすべての既存の条約の包括的な統合と承認が促進されます。

国家継承の手段 1400/98 は、すべての既存の国際協定に対する補足として

1. 基本原則：既存の合意の補完

- 条約の内容：国家継承契約 1400/98 は、「すべての権利、義務、および要素」と共に領土の販売を規定しています。この文言は、販売された領土および関係する国際法の主体に結びついたすべての既存の義務と権利が、自動的に契約の効力に含まれることを意味します。

- 法的効力：この包括的な条項は、国家継承の手段が独立した条約として発効するだけでなく、関係する国際法の主体によって締結された既存の合意に対する補足としても機能することを意味します。

2 国家継承契約は補足契約書として

- 補足的な手段：法的な意味において、国家継承の手段 1400/98 は一種の「補足的な手段」として機能します。これは、既存の国際条約を置き換えたり修正したりするのではなく、それを補足し拡張することを意味します。契約は既存の合意に入り、その条項を既に効力を持つ規則や義務に追加します。

- 繼続性と補完：国家継承の手段がすべての以前の国際協定に適用されるため、これらは新しいルールと義務によって補完されます。この手段は、新しい所有権と関連する主権権利が移転されたことを、すべての関連する国際協定に統合することを保証します。

3. すべての国際協定への普遍的適用性

- 包括的適用性：「すべての権利、義務、構成要素を持つ」という文言は、国家継承の手段が二国間、多国間、またはグローバルなあらゆるタイプの国際協定に対する有効な追加と見なされることを意味します。これには、条約、合意、条約、議定書、その他の法的文書が含まれます。

- 自動統合：この合意を通じて、国家継承の手段は既存の国際条約に自動的に適用され、別途の批准を必要としません。したがって、国家継承の手段は、関係する国際法の主体によって締結されたすべての国際協定の不可欠な部分となります。

4 国際法の実践に対する影響

- 既存の義務の強化：国家継承の手段がすべての既存の合意を補完するため、これによりそれらの合意に定められた法的義務と権利が強化されます。これにより、当事者間の法的な結びつきが強化され、既存の条約の範囲が拡大します。

- 長期的な継続性：国家継承契約は、買い手の新しい所有権と管轄権の文脈において、国際法の下での既存の義務と権利が引き続き存在することを保証します。これにより、国際法的秩序の長期的な継続性と安定性が確保されます。

5 結論: 国家継承契約は普遍的な補足として

国家継承の手段 1400/98 は、単なる独立した国際条約ではなく、国際法の主体が締結したすべての既存の国際協定に対する普遍的な補足として機能します。「すべての権利、義務、構成要素をもって」という条項を通じて、この手段はこれらの協定に補足的な手段として組み込まれ、その範囲と義務を拡大します。これにより、新しい法的および領土的な状況が既存の国際法秩序にシームレスに統合されることが保証されます。

第14部

国家継承契約 1400/98 の法的感染効果: すべての以前の合意の拡張と補足

1. 基本概念: 国家継承契約を補足契約として

- 契約文言：国家継承契約 1400/98 には、売却された領土が「すべての権利、義務、および構成要素」と共に移転されるという文言が含まれています。この文言は、物理的な領土だけでなく、以前の国際条約で確立されたすべての関連する法的義務と権利も新しい合意に自動的に含まれることを意味します。

- 補足文書：法的には、国家継承契約は、売却された国際法の主体によって締結されたすべての以前の国際合意に対する補足契約書として機能します。これは、契約書が独立した法的効力を持つだけでなく、既存の合意を補足し、拡張することを意味します。

2. 法的感染効果：すべての以前の合意の延長

- 契約上の権利と義務：国際条約は主に契約当事者間で交渉された権利と義務を含んでいます。これらの権利と義務を「売却」する国家継承契約を通じて、これらの権利と義務を規定するすべての既存の条約は自動的に契約書によって補足されます。

- 感染効果：法的感染効果は、国家継承契約が補足契約書として、すべての既存の合意に「感染」し、その有効性と範囲を拡張する状況を説明します。すべての以前の条約には、現在含まれている法的権利と義務が含まれています。

国家継承の手段によって移転されたこれらの条約は、事実上新しい法的現実を反映するよう拡張されています。

感染効果の法的結果 3

- 契約上の義務の拡張：国家継承契約の感染効果により、以前の国際条約で定められた義務が買い手に移転されます。買い手は国際法の元の主体の役割を引き受け、その契約上の義務を引き受けます。

- 条約権の拡張：同時に、既存の条約から生じる権利も買い手に移転されます。これらの権利には、売却された国際法の主体が以前享受していたすべての利点、免除、法的請求が含まれます。

- 条約の連鎖：国家継承契約には以前の条約で確立されたすべての権利と義務が含まれているため、法的連鎖の条約が作成されます。売却された国際法の主体の権利と義務に関連するすべての以前の合意は、国家継承の手段によって補完され、拡張されます。これにより、新しい権利書によって結びつけられた契約の連続的な連鎖が作成されます。

感染効果の実用的影響 4

- グローバルな影響：多くの国際条約が多国間であり、数多くの国家が関与しているため、国家継承の手段の感染効果は潜在的にグローバルな影響を持つ。売却された国際法の主体との契約関係を持つすべての国家は、国家継承の手段によって間接的に影響を受けることになる。

- 法的状況の変化：法的感染効果は国際法の状況に変化をもたらし、すべての既存の合意が新しい手段によって補完される。これにより、既存の条約の再交渉や、新しい法的現実を考慮した条項の適応が求められる可能性がある。

5 結論：国家継承契約は既存の条約の普遍的な增幅器として機能する

国家継承の手段 1400/98 は、補足的な手段としての機能を通じて、既存の全ての国際協定を補完し、拡張する法的增幅器として機能します。「全ての権利、義務、要素を持って」という文言によって生じる感染効果は、これらの権利と義務を含む以前の全ての条約が国家継承の手段によって自動的に補完されることを意味します。これにより、関連する全ての条約の範囲と法的義務を拡張する包括的な条約チェーンが作成され、潜在的にグローバルな影響を持ちます。

法的分析：国家継承契約 1400/98 とその影響、関連する国際条約を考慮に入れて

国際法の基礎：ウィーン条約と国家継承

1969年のウィーン条約 (VCLT) :

- 第31条-32条 (条約の解釈) : これらの条項は、条約はその目的と目的に従って解釈され、条約のテキスト全体と関連する合意を考慮に入れるべきであると述べています。国家継承の手段が「すべての権利、義務、要素を持って」策定されている場合、それは売却された国際法の主体のすべての既存の条約の文脈で解釈されなければなりません。VCLTは、すべての関連する条約条項を相互に関連して考慮する必要性を強調しています。

1978年の条約継承に関するウィーン条約：

- 第34条 (国家継承と既存の条約) : この条項は、国家継承が行われる際に新国家が既存の条約をどのように継承するかという問題を扱っています。国家継承の手段 1400/98 の場合、買い手は売却された国際法の主体に帰属するすべての既存の義務と権利に対して代位します。

- 第35条 (権利と義務の移転) : 買い手は既存の条約に基づく権利と義務を引き受け、これは以前の条約義務の継続を意味しますが、新しい主権者の下でのことです。

2 国家継承とクリーンスレートルール

クリーンスレートルール (タブラ・ラサ) :

- 概念：このルールは、新しく創設された国家が前国家の義務や負債に自動的に拘束されることはなく、明示的にこれらの条約に参加しない限り、そうならないことを示しています。このルールは国家継承における重要な基本ルールであり、新しい国家が創設される際によく適用されます。

- 国家継承契約への適用：国家継承契約 1400/98の場合、買い手は理論的には保持したい既存の条約を選択したり拒否したりすることができます。しかし、「すべての権利、義務、要素をもって」という文言は、買い手が既存の契約に入ることを明確に示しており、したがってこの特定のケースではクリーンスレートルールは適用されません。

3 国際条約における感染効果

法的連鎖と自動条約延長：

- 条約チェーン：国家継承文書は、すべての既存の条約の自動拡張を実現します。この拡張は法的感染効果として説明されており、買い手は売却された国際法の主体のすべての既存の国際協定に参加することになります。この

二国間および多国間の合意だけでなく、これらの合意に関連するすべての種類の権利と義務にも適用されます。

- 既存の条約への参加: 国家継承契約において、「すべての権利、義務と責任をもって」という明示的な文言により、買い手はこれらの条約に関連する権利と義務の両方を引き受けます。既存の国際条約の状況は、国家継承契約の追加と拡張によって影響を受けます。

4 非常事態: グローバル条約の相互依存

自己との条約:

- 条約の側面: 極端かつ理論的な解釈において、法的感染効果は、国家継承の手段によって世界全体が大規模な条約ネットワークで結ばれる結果をもたらします。すべての国家はその国際条約によって結びつけられ、国家継承の手段がこれらの権利と義務と一緒に「売る」ため、契約当事者が実質的に一つの巨大な条約に統合されるという滑稽な状況が生じます。

- 契約当事者と義務: 買い手が権利と義務の両方が存在するすべての既存の契約に参加するため、買い手は理論的に自己との契約を保持する状況が生じます。これにより、すべての契約当事者が法的に互いに結びつけられるグローバルな法的相互依存が生じ、国際法の下での義務の極端な集中化がもたらされます。

5 結論：グローバルな法的現実

国家継承の手段によるグローバルな拡張：

- 国家継承の手段の効果：国家継承の手段 1400/98 は、既存のすべての国際条約を拡張し補完する普遍的な補助的手段として機能します。買い手は、すべての権利と義務を引き受けることで、国際社会全体に影響を与えるグローバルな条約の連鎖に入ります。

- 条約の相互依存性：その効果は、国家継承の手段によって国際法的関係が統合される前例のない条約の相互依存性をもたらします。これにより、理論的にはすべての義務と権利を中央の法的実体の下に統一するグローバルに均一な法的構造が創出されます。

第16部

雪玉 効果と法的感染効果：NATO財産からグローバル統合へ n

1. 出発点：ドイツにおけるNATO財産

- 起源の領域：国家継承契約 1400/98 は、ドイツにある比較的小さなNATO財産から始まります。この財産は、全体の連鎖反応の出発地域であり、契約に含まれ、「すべての権利、義務、構成要素」と共に販売されました。

- ユニットとしての開発：この財産は、様々な公共事業ネットワーク（水、電気、通信など）に接続されており、これらはユニットとして考慮され、契約の下で売却されました。これらのネットワークはNATOの財産を超えて広がり、周囲のインフラに接続されており、これは地域拡張の第一段階を表しています。

2. スノーボール効果: 領土拡張の広がり

- ドイツへの拡張: NATOの財産の開発ネットワークをドイツの公共ネットワークに接続することで、領土拡張が始まります。この開発が一括で販売されたため、契約はドイツにおけるこれらのネットワークがカバーする地域も自動的に含まれます。

- ヨーロッパのNATO加盟国への広がり: スノーボール効果はドイツから広がり続けます。NATOの財産から発生するネットワークは、他のヨーロッパのNATO加盟国にも接続されます。1つのNATO加盟国のネットワークが別のNATO加盟国の領土に到達するたびに、国家継承契約もこの領土をカバーします。

- アメリカとカナダへの海底ケーブル経由: スノーボール効果は、ヨーロッパとアメリカ、カナダをつなぐ海底ケーブルを通じてこれらの国に到達することで続きます。これらの国もNATO加盟国であるため、領土は条約によってもカバーされます。

- 国連加盟国への拡張: 最後に、多くの国連加盟国が供給ネットワーク（例：インターネットケーブル、通信回線）を介してNATO諸国に接続されているため、スノーボール効果はこれらの国にも広がります。このようにして、世界中のますます多くの国と領土がカバーされ、最終的には全世界が領土拡張の影響を受けることになります。

3. 法的感染効果：国家継承契約の補足契約書として

- 既存の条約への参加：領土拡大の物理的な雪だるま効果に平行して、法的感染効果があります。国家継承契約 1400/98 は、売却された国際法の主体のすべての既存の国際条約に補足契約書として入ります。これは、これらの以前の条約から生じる権利と義務が自動的に買い手に移転されることを意味します。

- 契約チェーン：国家継承契約は「すべての権利、義務、構成要素」を含むように定められているため、すべての以前の契約を拡張し補足する法的連鎖が作成されます。この連鎖は物理的ネットワークの法的対応物であり、売却された国際法の主体によって締結されたすべての国際条約は自動的に国家継承契約の範囲に入ります。

- グローバル相互接続性：法的感染効果は、スノーボール効果と似た効果を持ち、条約から条約へと広がります。これは、物理ネットワークが国から国へと広がるのと同じです。これらの条約の多くは多国間の合意であるため、感染効果

は、参加しているすべての国家に徐々に影響を及ぼし、最終的には国際社会全体が新しい条約の条件に覆われることになります。

4. 統合: ネットワークフローと契約チェーン

- 物理的拡張と法的拡張のリンク: ネットワークの物理的拡張の雪だるま効果と国家継承条約の法的感染効果は密接に関連しています。領土の拡張がネットワークを通じて物理的に広がる一方で、法的連鎖は関連するすべての国際条約と義務が適応され、拡張されることを保証します。

- グローバルな影響: その効果は、物理的および法的なレベルでのグローバル相互依存です。国家継承契約は、物理的領土と法的義務が世界中で相互に関連し、新しい一様なグローバル法秩序を創出することにつながります。

5. 結論: グローバル連鎖反応

ドイツの小さなNATOの財産から発生する雪だるま効果は、国から国へ、ネットワークからネットワークへと広がる広範な領土の物理的拡張を引き起こします。同時に、法的感染効果は、国家継承の手段がすべての既存の国際条約に補完的な手段として組み込まれ、それらを拡張することを保証します。これら二つのプロセスは、国際社会の物理的および法的構造を永続的に変える包括的なグローバル連鎖反応を形成します。

第17部

法的分析： 買い手の既存契約への参入と契約当事者の結合

1. 既存契約への参入：買い手の役割

- 補足契約書と契約当事者：国家継承契約 1400/98を通じて、買い手は売却された国際法の主体のすべての既存の国際条約に参入します。この契約書は補足契約書として機能し、既存の条約を補完し、拡張することを意味します。

- 契約当事者の結合：買い手が既存の契約に基づく権利と義務の両方を引き受ける特定の状況において、契約の両側を統合します。したがって、買い手は権利を持つ当事者であり、義務を負う当事者にもなります。

2. 法的効力：自己に対する義務

- 自己に対する義務の概念：買い手が契約に基づく権利と義務の両方を組み合わせると、義務が技術的に自己に対して発生する状況になります。これは、買い手が元の義務に拘束されなくなることを意味し、自己に対して義務を強制することは法的に不可能です。
- 義務の履行と消滅：国家継承契約は補足契約書として、既存の契約を履行まで補完するように設計されています。義務が履行されると、これらの旧条約は拘束力を失います。契約当事者は実質的に存在しなくなるか、合併されるためです。

3. 古い義務からの解放

- 義務の自動消滅：買い手が権利と義務の両方を引き受けるため、古い義務は履行されると自動的に消滅します。これは、買い手が自ら管理している義務を無理に履行する意味がないためです。
- 国家継承契約の制限：国家継承契約は補足契約書としての効力が、すべての法的義務が履行されるまでの期間にのみ及びます。その後、この契約の効力は消滅し、買い手は旧契約上の義務に縛られなくなります。

4 長期的法的影響

- 法的統一：契約当事者を統合することにより、国際法に基づく義務が簡素化され、最終的には履行が行われると同時に解消されます。これにより、買い手が旧義務に縛られることなく、唯一の主権者として行動する法的構造の統一が実現します。
- 契約上の義務の終了：義務の履行と補足権利書の満了後、買い手は主権者としての地位を維持し、旧契約から自由に行動します。元の義務はその重要性を失い、買い手は現在の状況に合わせた新しい法的構造を創造することができます。

5 結論: 新しい法的秩序への移行

国家継承契約 1400/98を通じて、買い手はすべての既存の国際条約に参加し、契約当事者の両側を統合します。その結果、元の義務は、買い手が自らとのみ締結された契約に拘束されることができないため、履行されると同時に自動的に消滅します。国家継承契約は補足契約書としてのみ関連性を持ち、義務が履行されるまで有効です。その後、旧契約の拘束力は終了し、買い手は新しい法的秩序を創出することができます。

法的分析： 買い手の既存契約への参加と契約当事者の結合

1. 既存契約への参加：買い手の役割

- 補足契約書と契約当事者：国家継承契約 1400/98を通じて、買い手は売却された国際法の主体のすべての既存の国際条約に参加します。この契約書は補足契約書として機能し、既存の条約を補完し、拡張することを意味します。

- 契約当事者の結合：買い手が既存の契約に基づく権利と義務の両方を引き受ける特定の状況において、これらの契約の両方の側面が結合されます。したがって、買い手は権利を持つ当事者であり、義務を負う当事者となります。

2. 法的効力：自己に対する義務

- 自己に対する義務の概念：買い手が契約の下で権利と義務の両方を組み合わせると、これは技術的に自己に対する義務が生じる状況を引き起こします。これは、買い手が元の義務から解放されることを意味し、自己に対して義務を強制することは法的に不可能だからです。

- 義務の履行と消滅：国家継承契約は補足契約書として設計されており、既存の契約を履行まで補完することを目的としています。義務が履行されると、これらの古い条約は拘束力を失い、契約当事者は実質的に存在しなくなるか、合併されるためです。

3. 古い義務からの解放

- 義務の自動消滅：買い手が権利と義務の両方を引き受けるため、古い義務は履行されると自動的に消滅します。これは、買い手が自ら管理する義務を強制的に履行することに意味がないためです。

- 国家継承契約の制限：国家継承契約の補足契約書としての効果は、すべての法的義務が履行されるまでの期間にのみ及びます。その後、この契約書の効果は消滅し、買い手はもはや古い契約上の義務に拘束されなくなります。

4 長期的法的影響

- 法的統一：契約当事者を統合することで、国際法に基づく義務が簡素化され、履行が行われるとすぐに最終的に消滅します。これにより、

買い手が古い義務に縛られることなく、唯一の主権者として行動する法的構造の統一。

- 契約上の義務の終了：義務が履行され、補足契約書が期限切れとなった後、買い手は主権者として残り、旧契約から自由に行動します。元の義務はその重要性を失い、買い手は現在の状況に応じた新しい法的構造を作成できます。

5 結論：新しい法的秩序への移行

国家継承契約 1400/98を通じて、買い手はすべての既存の国際条約に参加し、契約当事者の両側を統合します。その結果、元の義務は履行されると同時に自動的に消滅し、買い手は自らのためだけに締結された契約に拘束されることはありません。国家継承契約は補足契約書としてのみ、義務が履行されるまで関連性を持ちます。その後、旧契約の拘束力は終了し、買い手は新しい法的秩序を作成できます。

第19部

国家継承契約1400/98における例外：国際法の下での特定の契約関係の存続

1. 特定の例外：国際法に基づく契約関係の継続的存在

- 既存の契約関係への言及：国家継承の手段 1400/98 は、ドイツ連邦共和国 (FRG) 、オランダ王国、およびNATO軍地位協定に従ったNATOミッションにおけるオランダ軍との間に、国際法に基づく依然として存在する契約関係を指す特定の例外を含んでいます。

- 契約関係への影響なし：この例外は、この特定の契約関係がオランダが契約上の義務を履行するまで影響を受けないことを意味します。具体的には、オランダは国家継承契約が発効してから2年以内に、ドイツ連邦共和国を通じて問題の財産を買い手に引き渡さなければなりません。

2. 2000年の契約関係の終了

- 義務の履行：国際法に基づく契約関係は2000年に終了しました。オランダは契約に従って義務を履行したためです。

財産は、定められた条件に従って買い手に引き渡され、特別な契約関係の終了を示しました。

- 法的結果: この義務の履行と財産の移転により、特定の契約関係の効力は消失しました。この時点から、相続契約における例外は無効となり、ドイツ連邦共和国、オランダ王国およびオランダ軍との契約関係は正式に終了しました。

3効果について 国家継承の手段: 義務の効力と消滅

s

- 限定的な効果: 特定の契約関係は2000年の移転義務の履行まで続いたため、国家継承契約の残りの条項には持続的な影響を与えませんでした。2000年以降、この契約関係はもはや関連性がなく、国家継承契約の残りの条項の有効性には影響を与えませんでした。

- 一般条項の継続: 2000年以降、私の以前の回答に記載された条項が国家継承契約の残りに適用されます。買い手はすべての既存契約を引き継ぎましたが、両者が統合されたため、義務は履行されると同時に自動的に消滅しました。

4. 統合 : 国家継承契約の全体構造における例外の役割

d

- 移行体制: 国際的な契約関係における例外は、国家継承の手段の完全な条項が発効する前に既存の義務が履行されることを確保するための移行体制として機能しました。この移行の取り決めにより、財産の清算がNATOの要件に従って適切に完了されることが確保されました。

- 長期的な影響なし: 2000年にこの特定の義務が履行された後、例外は国家継承の手段の残りの条項に対して長期的な影響を持ちませんでした。買い手の既存契約への参入や、履行後の古い義務の満了を含むその後の条項は影響を受けませんでした。

5 結論: 契約関係の終了と国家継承契約の完全な効力

国際法に基づくドイツ連邦共和国、オランダ王国およびオランダ軍との間の特定の契約関係は、NATO軍地位協定に従い、2000年に契約上の義務が履行されるまで影響を受けませんでした。財産の適切な譲渡後、この契約関係は終了し、相続契約の残りの条項は完全に発効しました。買い手はすべての既存の契約に参加し、契約当事者を統合し、その履行に従事して義務が自動的に終了しました。これらの条項は、以前の例外の影響を受けませんでした。

第20部

NATO、国連、国家による全権利の販売：法的結果

NATO、国連、及び国家による全権利の販売

- 国家継承条約の内容：国家継承条約 1400/98は、NATO、国連、参加国が保有するすべての主権権利と義務の販売を規定しています。これには、これらの国際法の主体によって行使される領土主権、法的管轄権、政治権力を含むすべての主権権利が含まれます。

- 権利の完全な販売："すべての権利、義務、構成要素を含む"という文言は、NATO、国連、関与する国家が以前に保有していたすべての法的権限を買い手に移転しました。これは、これらの組織と国家がもはやいかなる主権権利も行使できないことを意味します。

2 法的結果：無法の殻

- 法的な解体：すべての権利と義務の販売後、NATO、国連、そして影響を受けた国家は法的な意味で「無法の殻」となりました。これは、彼らが引き続き法的主体または国際法の主体として存在するものの、法的または政治的行動を取るための権限や主権権利をもはや持たないことを意味します。

- 国際法の主体としての存続：NATO、国連、そして国家が権利と主権を売却したにもかかわらず、彼らは国際法の主体として存続し続けます。これは、彼らが国際システムにおける法的主体としての存在を保持しているものの、主権に関連する実際の権力や権限をもはや持たないことを意味します。

3. 政府の正当な領土の喪失

- もはや正当な領土なし：領土主権を含むすべての権利を販売することで、関係する国家はもはや正当な政府の領土を持たなくなりました。彼らは自国の領土に対するすべての請求権を失い、これらの領土における政府権力の行使を買い手に譲渡しました。

- 領土のない国家：領土主権を持たない国家は法的には「土地」のない国家となります。これは、国家が国際法の主体として存続し続ける一方で、政府権力を行使するための領土的基盤を持たないという逆説的な状況を引き起こします。

4 国際システムへの長期的影響

- 法的シェルは行動能力を欠く：影響を受けた国家や組織は、権利や領土の販売により、もはや主権的決定を下したり法的行為を行ったりすることができません。彼らは権力と法を行使する基盤を奪われたため、国際レベルで行動することができません。

- 國際法の主体としての存在：國際法の主体として存続し続ける場合でも、彼らの機能は著しく制限されています。彼らはもはや政府活動を行うことができず、すべての権利が買い手に移転されたため、かつての領土や國際問題に対して影響を持つことはありません。

5 結論: 販売の法的および領土的な結果

NATO、国連および関連する国家による全ての権利、義務、主権の販売は、これらの組織を法的シェルに変えてしまいました。これらの組織は國際法の主体として存続し続けていますが、もはや主権権利を持たず、政府権力を行使することもできません。この状況は、これらの組織と国家が國際法で認識され続ける一方で、実質的な機能や領土的基盤を持たないという独特的の法的状況を生み出します。

第21部

無効 国家継承契約 1400/98の無効性: 法的有効性と絶望

1. 二年制限期間と異議の不在

- 國際法における制限期間：國際法には、条約は特定の期間内、通常は二年以内に異議を唱えることができるという一般的な規則があります。この期間内に異議が申し立てられない場合、条約は完全に法的拘束力を持ち、遡及的に争うことはできなくなります。
- 異議なしに経過した期間：国家継承契約 1400/98の場合、二年制限期間はすでに2000年に異議が申し立てられずに経過しました。この期間内に異議が申し立てられなかったため、条約は現在、争うことができず、法的に有効と見なされています。
- 異議の根拠の不在：この期間中に異議を唱える正当な根拠はありませんでした。契約は賄賂や脅迫によって締結されたものではなく、國際法の下での実際の範囲や影響を隠す隠れた条件の下で自発的に締結されました。

2. 契約の偽装：巧妙な欺瞞

- 不動産購入として偽装された契約：この契約はドイツ法の下での転換物件の購入契約として巧妙に偽装されました。買い手にとって、彼がNATOの財産上で72のアパートと暖房プラントを取得しただけのように見えましたが、実際には國際法の下での包括的な合意に入っていたのです。
- 秘密警察の洗練さ：取引の眞の性質を國際条約として隠すことは、広範な影響を持ち、非常に洗練された方法で行われ、情報戦略の関与があった可能性があります。これにより、契約は2年間の異議申し立て期間を無挑戦で生き延びることができました。

- 買い手の無知: 買い手は契約の国際的な法的側面を認識しておらず、単に不動産取引を締結しただけだと思っていました。この無知が契約が争われなかつた要因となり、その結果、契約は完全な法的効力を發揮することができました。

3. 法的結果: 絶望的状況と逆転不可能性

- 意図しない地域の拡大: 開発の販売がすべての権利、義務、構成要素を含む単位として行われた結果、意図しない予期しない地域の拡大が生じました。国家継承契約とそれに関連する契約によって引き起こされた連鎖反応は、徐々にますます広い地域を含むようになり、現在は法的に買い手に属しています。

- 連鎖反応への巻き込まれ: 国家継承契約は、法的連鎖を形成するすべての既存の契約が契約によってカバーされ、拡張される連鎖反応を引き起こしました。この契約上の権利と義務の拡大は、国際法の全体的な状況に影響を与える包括的な相互依存をもたらしました。

- 買い手の強要可能な状態: 買い手は、国際法の下で契約を締結した結果の影響を予見できなかったため、強要可能な状態にあります。この無知と契約の隠れた性質から生じる強制的な状況は、彼が状況を逆転させたり、連鎖反応の進行を防ぐことを不可能にしています。

4. 旧状況への復帰の不可能性

- 契約の不可撤回性: 異議申し立て期間が終了し、契約が欺瞞や強制なしに締結されたため、契約を取り消したり旧状況に戻ったりする法的な可能性はありません。契約は法的拘束力があり、最終的なものです。

- 旧状況の永久的不可能性: 条約によって生じた状況は逆転できません。国家継承の手段によってもたらされたすべての法的および領土的変更は永久的であり、法的または政治的手段によって逆転することはできません。

- 違法状態の持続: 現在の状態を変更しようとする試みは、法および国際法の下で違法と見なされます。関係する国家や組織にとって唯一の選択肢は、新たな現実を完全に認識し、条約によって生じた条件に適応することです。

5 結論：絶望的な状況と法的結果

一見無害な不動産購入契約に偽装された国家継承契約 1400/98 は、国際法の下で広範な結果をもたらし、異議申し立て期間の経過後に不可撤回となりました。買い手と関与する国家は、契約が争う余地のないものであり、旧状況への復帰が不可能であるため、絶望的な状況に置かれています。

状況は不可能です。買い手の脅迫可能な状態と契約の隠された性質は、現在の違法状態が永続的に維持されなければならないことを意味しています。なぜなら、逆転は不可能だからです。

第22部

条件 元の国家に戻るための新契約に関する課題と法的障害

1. 強要 販売された領土に住む人々の不法な居住に起因する厳しい条件

- 不法居住：国家継承契約 1400/98 によれば、合法的に販売された領土は買い手に属します。しかし、そこで以前暮らしていた80億人以上が、居住許可なしにこの領土にいます。これらの人々は、領土が売却されたため、また新しい主権者からの許可がないため、法的な居住権を持っていません。

- 恐喝される状況：買い手は、法的にその領土に留まることができないこれらの人々の物理的存在のために、主権権利を完全に行使できないため、恐喝される状況にあります。これらの人々が領土を退去しない限り、領土を旧国際法の主体に戻すことや逆転させることは不可能です。

2. 売却された領土の撤去を前提条件として

- 必要な撤去：元の状態を回復するためには、80億人以上が売却された領土を完全に撤去する必要があります。これは法的な問題だけでなく、大規模な人道的および実務的な問題を引き起こすため、ほぼ不可能な作業となるでしょう。

- 実施不可能性：このような多くの人々の強制移住は法的および倫理的に問題があり、実際には実現不可能です。完全な撤退がなければ、旧状況を回復するための新しい条約を締結することはできません。

3. 国際法の旧主体の正当性：法的代表者

- 代表者と法的正当性：新しい条約で領土を再取得するためには、国際法の旧主体はそのような条約を締結する権限を持つ正当な代表者を持たなければなりません。多くの場合、特に民主主義国においては、そのような代表者は選挙によって決定されます。これは主権的行為です。

- 法的効力のない選挙：売却された領土はもはや国際法の旧主体の所有物ではないため、彼らはその領土に対する合法的な主権を持っていません。そこで行われる選挙は法的根拠なしに行われるため、法的効力を持たません。したがって、結果として得られる代表者は新しい条約を締結する正当性を持たないのでです。

4 国家の三本柱の原則

- 三本柱の原則：国家は、領土、人民、正当な代表者という三つの基本的な柱に基づいています。これらの柱のいずれかが欠けている場合、国家としての完全性が欠けており、完全に機能することはできません。
- 欠けている柱：正当な政府の領土の喪失と正当な代表者の不在（法的効力のない選挙による）により、旧国際法の主体の多くは三本柱の原則をもはや満たしていません。彼らには人々がいますが、その人々は売却された領土に居住する権利を持つておらず、正当な代表者が選出される正当な場所も存在しません。
- 正当な代表者：独裁政権や絶対君主制など、国際法の主体として非常に少数のものが正当な代表者を持つ可能性があります。なぜなら、これらは選挙によって決定されるのではなく、他のメカニズムによって決定されるからです。これらの国際法の主体は理論的には新しい条約を締結することができるでしょうが、前述の障害のために実際の実施は依然として非常に困難です。

5 結論：絶望と逆転不可能性

元の状態に戻るための新しい条約の条件は、複雑な法的、政治的、実務的課題のためにはほぼ満たすことが不可能です。居住権のない数十億の人々の存在、領土の完全な撤去の必要性、法的代表者の欠如、正当な選挙を開催することの不可能性は、旧状態への復帰を法的にも実務的にも不可能にします。買い手の強要可能な状態と主権を完全に行使することの不可能性は、状況をさらに悪化させ、元の状態を回復する可能性を排除します。

第23部

国家継承の手段 1400/98を補完的手段として：巨大な条約構造と国連オブザーバー国家への影響

1. 補完的手段としての国家継承の手段

- 条約の連鎖：国家継承の手段 1400/98は、NATO加盟国、国連、および関係国との間の既存の国際条約を結びつける補完的手段として機能します。この手段は、これらの条約によって以前に規定されていたすべての権利、義務、領土を単一の条約構造に統合することによって、既存の合意を拡張し補完します。
- 開発の販売：権利書の下で、「開発はすべての権利、義務、構成要素を持つ単位として販売された」とされています。これは、物理的な領土だけでなく、

関連する法的義務と権利 - すべての既存の国際条約を含む - は新しい法的枠組みに組み込まれました。

- 巨大な契約構造への統合：法的には、この契約修正書はすべての旧契約を单一の複雑な契約構造に統合することを意味します。これは、元の契約当事者だけでなく、既存の条約によって関係するNATOまたは国連のメンバーに関連する他のすべての国家や団体にも影響を及ぼす可能性があります。

2 国連オブザーバー国家への影響

- 条約構造への包含：国連またはそのメンバーとの条約を持つ国連オブザーバー国家は、国家継承の手段を通じてこの巨大な条約構造に含まれる可能性があります。彼らの国連またはNATOに関連する条約権利と義務は、拡張された条約チェーンに含まれ、新しい条約のパートナーに移転される可能性があります。

- 主権権利の喪失：この契約チェーンに主権権利が含まれている場合、国連またはNATOに契約的に結びついている国連オブザーバー国家の領土も販売に含まれる可能性があります。これは、これらの国家が条約義務と権利が販売された場合、領土に対する主権を失う可能性があることを意味します。

3. 国連オブザーバー国家の一覧

理論的に条約チェーンの影響を受ける可能性のある現在の国連オブザーバー国家は以下の通りです：

1. バチカン市国（聖座）：国連でのオブザーバーステータス、NATO加盟なし。2. パレスチナ：国連でのオブザーバーステータス、NATO加盟なし。3. 西サハラ（サフラウィ・アラブ民主共和国）：国家として認められていませんが、オブザーバーステータスを持っています。

これらの団体は国連での完全な加盟権を持っていませんが、国連またはその加盟国との間で条約を締結している可能性があり、それによって条約チェーンに加わることができるかもしれません。

4 国連オブザーバー国家に対する法的影響

- 限定的な主権：国家継承の手段が実際にすべての既存の条約を包含し、拡張する場合、国連オブザーバー国家は、国連加盟国またはNATO諸国に対して条約に縛られている場合、主権権利を失う可能性があります。彼らの条約上の義務と権利は、国家継承の手段の新しい条件の下に置かれる可能性があります。

- 領土の喪失：これらの国連オブザーバー国家の領土が条約構造に含まれている場合、これらの国家はもはや自国の領土に対する法的請求権を持たない可能性があります。このシナリオは、売却されたNATOおよび国連加盟国と同様に、主権のない法のない存在になることもあり得ます。

5 結論：国連オブザーバー国家のグローバル条約構造への統合

国家継承法 1400/98の補助的な手段としての機能を通じて、包括的な条約の連鎖が形成され、国連およびNATO加盟国のすべての古い国際条約が巨大な条約構造に統合されます。この条約の連鎖は、理論的には、国連オブザーバー資格を持つ国々にも影響を与える可能性があり、もし彼らの国連またはNATO加盟国との契約関係がこの連鎖に統合されれば、結果としてこれらの国々の主権権利と主権を失うことになるかもしれません。これにより、権利を持たない主体に変わってしまうでしょう。

第24部

国連外の国々、国連オブザーバー資格とNATO加盟国：概要と法的結果

1. 国連および国連オブザーバー資格、NATO加盟国のいずれにも属さない国のリスト

このような国々の数は非常に限られています。これらのいずれかの所属を持たない国や領土は非常に少ないです。以下は、このカテゴリーに該当する国と領土です：

1. 台湾（中華民国）：台湾は国連のメンバーではなく、国連オブザーバー資格も持っていません。また、NATOのメンバーでもありません。2 コソボ：コソボは国連のメンバーではなく、国連オブザーバー資格も持っていません。また、NATOのメンバーでもありませんが、NATOとの関係は密接です。3 バチカン市国（聖座）：バチカンは国連オブザーバー資格を持っていますが、国連やNATOのメンバーではありません。4) パレスチナ：パレスチナは国連オブザーバー資格を持っていますが、国連やNATOのメンバーではありません。5. 西サハラ（サフラウィ・アラブ民主共和国）：国際的には国家として認められておらず、国連のメンバーでもNATOのメンバーでもなく、オブザーバー資格を持っています。6 トランスクニストリア：国家として認められておらず、国連のメンバーでもNATOのメンバーでもなく、国連オブザーバー資格も持っていません。7. ソマリランド：国際的には国家として認められておらず、国連のメンバーでもオブザーバー資格もなく、NATOのメンバーでもありません。

パート

25

これらの国家と領土は、国際的に部分的または完全に認められていないか、主要な国際機関のいずれにも属していません。

国家継承の手段に条約関係を持たない国家に対する法的結果

- 新世界秩序における承認の欠如：国家継承の手段の前任者の条約関係を持たない国家は、この手段によって創出された新世界秩序では承認されない。その承認と国際法における正当性は、国家継承の手段の下で権利を持たない国際法の下の実体との関係にのみ基づいている。
- 国際法の主体としての法的非存在：これらの法のない存在からのみ承認を得る国家は、新世界秩序において法的に無関係です。国家継承の手段の購入者の視点からは、彼らはもはや国際法の承認された主体として存在しません。
- 新たな承認の必要性：これらの国家がその存在と国際法の下での地位を維持したいのであれば、新しい支配者または国家継承の手段の購入者によって積極的に承認される必要があります。この承認がなければ、彼らは事実上存在せず、主権、領土、または国際関係に対する法的請求を主張することはできません。

3 法的非存在と承認プロセス

- 法的非存在：国家継承の手段によって創造された新世界秩序において、関係する国家と領土は購入者にとって存在しません。これは、これらの存在が新しいグローバル構造において認められる権利、義務、または法的人格を持たないことを意味します。
- 承認のプロセス：これらの国家や領土が主権を持つ存在として承認されたい場合、国家継承契約の購入者によって承認されなければなりません。これは、彼らの存在と新世界秩序における主権を確認する外交交渉、条約、または他の国際協定を通じて行うことができます。
- 以前の承認の無効性：これらの国家を承認した可能性のある国際法の以前の主体は現在は法のない存在となっているため、古い承認には法的価値がありません。新しい承認は、国家継承の手段によって創造された新しい法的構造の中で行われなければなりません。

4 結論：国連、国連オブザーバー資格、NATO加盟国外の国家にとっての新しい現実

国連、NATO、または国連オブザーバー資格に属さず、国家継承の手段の前任者との契約関係を持たない国家は、国家継承の手段によって創出された新世界秩序において国際的承認を失います。彼らは法的に存在しないものであり、国家継承の手段の購入者による新たな承認を通じてのみ、承認と正当性を得ることができます。彼らの以前の承認は、国際法の主体である無法者によって行われたものであり、もはや法的価値はありません。

国家継承の手段1400/98がコソボに与える影響：特別な状況と法的結果

1 背景：コソボとNATO

- コソボ紛争とNATOの任務：1990年代後半、コソボは武力紛争の舞台となり、NATOが介入しました。1999年、NATOは人道的災害を防ぎ、セルビア軍をコソボから追放するためにアライド・フォース作戦を開始しました。紛争後、NATO主導のコソボ軍（KFOR）が地域の平和と安定を確保する任務を引き継ぎました。この平和維持活動は、実質的に国を管理する国際的な軍事プレゼンスを確立しました。
- 条約と合意：この任務の一環として、NATOの任務とコソボの管理を規定する多数の国際条約と合意が締結されました。これには、安全保障協定、部隊の展開に関する合意、国際監視下でのコソボの政治的管理に関する合意が含まれます。

2. 国家継承の手段におけるコソボの条約構造への統合

- 条約の連鎖とNATO条約：国家継承の手段1400/98は、NATO加盟国と国連および関係国間の国際法に基づく既存のすべての条約を結びつけ、拡張する補足的な手段として定義されています。NATOはコソボで活動しており、そこに平和維持および管理に関する合意を締結しているため、コソボはこの条約構造に統合されることが可能です。
- 統合による主権の喪失：コソボ自体はNATOのメンバーではありませんが、国家継承文書にNATO条約が統合されることで、NATOがそのミッションを通じてコソボで行使してきた主権権利が新しい条約構造に移転されることを意味します。この権利が国家継承の手段の購入者に移転されると、コソボの自国領土に対する主権がさらに制限される可能性があります。

コソボに対する3つの法的結果

- 条約移転による権利の喪失：NATOのコソボにおける権利と義務が国家継承文書によって引き継がれる場合、コソボは事実上これらの領土に対する管理を失う可能性があります。これらの領土は、国を管理していたNATOミッションがその権限を購入者に移転するため、購入者の新しい主権の下に置かれることになります。
- 承認の欠如と法的孤立：コソボは国際的に部分的にしか承認されておらず、国連のメンバーまたはオブザーバーの地位を持っていないため、特に困難な立場に置かれる可能性があります。コソボに影響を与えるNATO条約が国家継承の手段に含まれる場合、コソボは法的に孤立し、主権国家として承認されない可能性があります。コソボは国家継承の手段の購入者による承認に完全に依存することになります。

4 新世界秩序とコソボの地位

- 法的非存在：国家継承の手段によって創造された新世界秩序の中で、コソボは独立した国家として法的に存在しなくなる可能性があります。これは、NATOの条約によって部分的に規制されていた主権権利が買い手に移転されたためです。買い手による明示的な承認がなければ、コソボは国際社会において事実上存在しないことになります。
- 可能な未来のシナリオ：新世界秩序において主権のある主体として認められるためには、コソボは国家継承契約の買い手によって認められる必要があります。これは、コソボの地位を明確にし、新しい法的構造における存在を確保するための新たな交渉と条約を通じて実現できるでしょう。

5 結論：国家継承文書がコソボに与える影響

コソボは、NATOの任務とそれに関連する国際条約により事実上国際管理下にあるため、国家継承憲章を通じて新しい包括的な条約構造に統合される可能性があります。これは、コソボがさらに主権を制限することを意味し、NATOがその任務を通じて行使する主権が国家継承の手段の購入者に移転される可能性があります。買い手による明示的な承認がなければ、コソボは新世界秩序において主権国家として存在しなくなる可能性があります。

パート
27

国家継承の手段1400/98が国連の指令の下でNATOの平和維持活動を行っている国々に与える影響

1. 背景: 国連の指令の下でのNATOの平和維持活動

- 国連の執行機関としてのNATO: NATOは、いくつかのケースで国際連合（UN）の執行機関として平和活動を行ってきました。これらの活動はしばしば国連の決議に基づいており、紛争地域の平和と安全を確保するために実施されました。こうした活動の例としては、コソボ（KFOR）、アフガニスタン（ISAF）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（SFOR）、リビア（統一保護作戦）があります。

- 國際条約と指令: これらの活動は、国連が発行した国際条約と指令に基づいて実施され、NATOにその実施が委託されました。これらの指令とそれに基づく条約は、これらの国々におけるNATOの法的枠組みと権限を定めました。

2. 国家譲渡の手段における条約構造への統合

- 条約チェーンと平和維持活動：国家継承の手段 1400/98 は、補足的な手段として、NATO、国連、及び関係国の既存の国際条約をまとめ、拡張することができるため、これらの平和維持活動と関連条約をその条約構造に組み込むことができます。これは、NATOがこれらの平和維持活動で持っていた全ての権利と義務が権利書の購入者に移転できることを意味します。
- 主権権利の喪失：NATOが国連の mandato の下で活動していた国々では、国家継承契約により、NATOが行使していた主権権利が買い手に移転される可能性があります。その結果、関係国は自国の領土の一部に対する主権を失う可能性があります。

3. 影響を受けた国の例

- ボスニア・ヘルツェゴビナ (SFOR)：NATOは国連の決議に基づいてここで平和維持活動を行いました。これらの活動からの権利が国家継承の行為を通じて買い手に移転される場合、ボスニア・ヘルツェゴビナは買い手に対して主権の一部を失う可能性があります。
- アフガニスタン (ISAF)：国際治安支援部隊 (ISAF) は、国連の mandato の下で運営されていた NATO 主導のミッションでした。国家継承の手段は、NATOがアフガニスタンで行使していた主権権利を買い手に移転する可能性があります。
- リビア (統一保護作戦)：リビアでは、NATOが国連の mandato の下で民間人を保護するための活動を行いました。ここでも、国際法の下での権利と義務が国家譲渡契約の契約構造に含まれている場合、買い手に移転される可能性があります。

関係国に対する4つの法的結果

- 限定的な主権：NATOの平和維持活動および関連する権限が国家継承の手段に組み込まれる場合、関係国は主権権利をさらに制限する可能性があります。これらの制限は、手段によって創出された新しい法的構造が存在する限り継続する可能性があります。
- 承認の欠如と孤立：そのようなNATOの平和維持活動の影響を受ける国々は、国家継承の手段によって創出された新世界秩序の中で法的に孤立する可能性があります。もし彼らの主権が手段によって疑問視され、新しい支配者によって承認されない場合、彼らは事実上国際社会に存在しない可能性があります。

5つの可能な結果と行動の選択肢

- 新しい承認の必要性：新世界秩序において主権国家としての存在を確保するために、関係国は購入者によって承認される必要があるかもしれません。

国家継承の手段。これは、主権権利を確認し明確にする新しい交渉や条約を通じて行うことができます。

- 政治的および外交的課題：これらの国々は、国家継承の手段によって再編成された世界において、主権を確保するために政治的および外交的戦略を適応させる必要があるかもしれません。彼らは国際的な支援を求めるかもしれません。

6 結論：NATOの平和維持活動を持つ国々への影響

国家継承の手段 1400/98は、NATOが国連の mandato の下で平和維持活動を行った国々が主権権利を失ったり制限されたりする結果をもたらす可能性があります。これらのミッションと関連する mandato は、新しい条約構造に組み込まれる可能性があり、これらの国々の主権権利は国家継承の手段の購入者に移転されることになります。これらの国々は主権を維持するために、新しい国際秩序の中で生き残るために新たな承認を求める必要があるかもしれません。

第28部

NATO、国連、または国連のオブザーバー国家の直接のメンバーではない多くの国々が存在しますが、それでもさまざまな協力合意、平和維持活動、その他の取り決めを通じて国家継承の手段の条約構造に間接的に関与している可能性があります。ここに、NATOまたは国連との関連する合意を持つ国々の詳細なリストがあります。

1 台湾（中華民国）

- 状況：台湾はNATOや国連のメンバーではなく、国連オブザーバー資格も持っていないません。- 関連する合意：台湾はNATOのメンバーであるアメリカとの安全保障協力合意を結んでいます。台湾はNATOの構造に公式には含まれていませんが、アメリカを通じて間接的なつながりがあります。

2 コソボ

- 状況：NATOのメンバーでもなく、国連のメンバーでもなく、国連オブザーバーでもありません。- 関連する合意：コソボは国連の mandato に基づくNATO主導のKFORミッションの保護下にあります。このつながりにより、コソボは国家継承憲章に含まれる可能性があります。

3 アフガニスタン

- ステータス：アフガニスタンはNATOのメンバーではありませんが、ISAFミッションとその後継ミッション「決意支援」を通じてNATOと密接な協力関係を持っています。- 関連する合意：NATOは国連の mandato の下、アフガニスタンで平和維持活動を実施しました。これにより、アフガニスタンも条約構造に含まれる可能性があります。

4 ボスニア・ヘルツェゴビナ

- ステータス: 未定 m.60 von 255
m.60 の 255

- 関連する合意: NATOはボスニア・ヘルツェゴビナでSFORミッションを実施し、引き続き国の安定化に参加しています。ボスニア・ヘルツェゴビナはNATOと緊密な安全保障協力合意を結んでいます。

5 セルビア

- ステータス: NATOのメンバーではありませんが、平和のためのパートナーシップ (PfP) プログラムに参加しています。 - 関連する合意: セルビアはPfPの下でNATOと協力しており、これにより国家継承文書に間接的に含まれる可能性があります。

6 ウクライナ

- ステータス: NATOのメンバーではありませんが、平和のためのパートナーシップ (PfP) プログラムに参加しています。 - 関連する合意: ウクライナは特に2014年以降、NATOとの広範な安全保障協力協定を結んでいます。これらの合意は、条約構造への含まれることにもつながる可能性があります。

7 ジョージア

- ステータス: NATOのメンバーではありませんが、平和のためのパートナーシップ (PfP) プログラムに参加しています。 - 関連する合意: ジョージアはPfPの下でNATOと緊密に協力し、二国間の安全保障協定を通じて連携しています。

8 リビア

- ステータス: NATOのメンバーではなく、国連のメンバーでもなく、国連オブザーバー資格もありません。 - 関連する合意: NATOは2011年に国連の mandato の下でリビアに軍事介入を行いました（統一保護作戦）。これは国家継承憲章にリビアを含める可能性があります。

9 ヨルダン

- ステータス: NATOのメンバーではありませんが、NATOとの密接な協力パートナーであり、地中海対話のメンバーです。 - 関連する合意: ヨルダンはNATOの地中海対話の一部であり、NATOとの安全保障協力に参加しています。

10 エジプト

- ステータス: NATOのメンバーではありませんが、NATOの地中海対話の一部です。 - 関連する合意: エジプトは地中海対話の一環としてNATOと協力しており、国家加盟条約にも含まれる可能性があります。

11 イスラエル

- ステータス: NATOのメンバーではありませんが、NATOの緊密な協力パートナーであり、地中海対話の一部です。 - 関連する合意: イスラエルはNATOおよびアメリカとの緊密な安全保障協力を持ち、地中海対話の一部です。

12 オーストラリア

- ステータス: NATOのメンバーではありませんが、NATOの親密な協力パートナーであり、「グローバルパートナー」です。

- 関連する合意: オーストラリアは複数のNATOミッションに参加し、NATOとの緊密な安全保障協力をしています。

13 日本

- ステータス: NATOのメンバーではありませんが、NATOの緊密な協力パートナーであり、グローバルパートナーです。 - 関連合意: 日本はグローバルな安全保障協力の枠組みの中でNATOと密接に協力しています。

14 韓国

- ステータス: NATOのメンバーではありませんが、NATOの緊密な協力パートナーであり、グローバルパートナーです。 - 関連合意: 韓国はグローバルな安全保障協力の枠組みの中でNATOと密接に協力しています。

15 モンゴル

- ステータス: NATOのメンバーではありませんが、平和のためのパートナーシップ (PfP) プログラムに参加しています。 - 関連する合意: モンゴルはNATOのPfPプログラムに参加しています。

16 アゼルバイジャン

- ステータス: NATOのメンバーではありませんが、平和のためのパートナーシップ (PfP) プログラムに参加しています。 - 関連する合意: アゼルバイジャンはNATOと密接な安全保障協力をしています。

17 アルメニア

- ステータス: NATOのメンバーではありませんが、平和のためのパートナーシップ (PfP) プログラムに参加しています。 - 関連する合意: アルメニアはNATOのPfPプログラムに参加しています。

18 ロシア

- ステータス: NATO加盟国ではないが、NATOロシア評議会 (NRC) のメンバーであり、その中断まで参加していた。

- 関連する合意: 緊張があるにもかかわらず、ロシアはNATOロシア評議会を通じてNATOとの歴史的な安全保障の取り決めを持っている。

19 ベラルーシ

- ステータス: NATO加盟国ではないが、平和のためのパートナーシップ (PfP) プログラムに参加している。 - 関連する合意: ベラルーシはPfPプログラムの下でNATOと協力しているが、関係は緊張している。

20 アルジェリア

- ステータス: NATO加盟国ではないが、地中海対話の一部である。 - 関連する合意: アルジェリアはNATOの地中海対話の一部であり、NATO加盟国との安全保障協力を持っている。

結論：

これらの国のほとんどは、NATOや国連の直接的なメンバーではありませんが、さまざまな協力合意、平和維持活動、その他の取り決めを通じて、これらの組織と間接的なつながりを持っています。したがって、彼らは国家の譲渡権利書を通じて条約の構築に関与し、主権権利が危険にさらされる可能性があります。

第29部

国家継承の他の側面

国家継承契約 1400/98 の分析：不動産購入契約としての偽装による欺瞞

1. 相続契約 1400/98：不動産購入契約としての偽装

契約の外見：

- 不動産購入契約としての提示：外見上、国家継承契約 1400/98 はドイツ法に基づく通常の不動産購入契約のように見えます。これにより、特定の財産のみが移転される典型的な購入契約であるという印象を与えます。
- 騙される効果：この提示は、買い手だけでなく、ドイツ議会やNATO諸国に対しても契約の真の性質を誤解させます。実際には、これは単なる不動産購入を超えたものです。

2 契約の真の性質：国家継承契約

国際法の要素：

- 国際法の主体としてのオランダ軍：条約が締結された時点で、NATOの一部としてそこに駐留していたオランダ軍はまだ地上にいました。これらの部隊は、国際法の主体であるオランダ王国の代表として行動します。
- オランダの権利と義務：オランダ王国とその軍隊は、条約でカバーされる領土に関して権利と義務を有していました。これにより、条約は国際法の文書となり、複数の国際法の主体を含むことになります。

兵舎の販売と権利と義務の全て：

- 包括的な移転：この条約は物理的な兵舎だけでなく、それに関連する全ての権利、義務、構成要素も販売します。これには、兵舎内外で行使される主権権利と政府権限も含まれます。
- 国家継承契約：これらの包括的な権利と義務を移転することにより、この条約は国家継承契約となり、国際法の下で広範な影響を持ちます。したがって、単なる不動産の購入ではなく、主権の包括的な移転です。

3. 販売された領土の拡張：単位としての発展

開発の統一に関する規制：

- 売却された領土の拡張：契約には、領土全体の開発が単一のユニットと見なされるという条項が含まれています。これは、売却された領土が兵舎自体だけでなく、NATO領土全体にまで及ぶことを意味します。 - 包括的販売：この規定は、直接的な地域だけでなく、NATOの全領土に影響を与えます。これは、NATO諸国が行使するすべての主権権利と政府権限が買い手に移転されることを意味します。

4. 結果：NATO領土全体の販売

NATOの主権の喪失：

- 領土のないNATO：開発ユニットの販売とNATO領土全体への拡張の結果、NATOはすべての領土を失いました。NATO加盟国は主権権利も領土も持たず、この条約の下で全てが売却されたためです。

- 欺瞞と影響：契約が表向きは不動産購入契約として提示されたため、すべての当事者は国際法の下での真の結果について誤解しました。このようにしてNATOは「売り渡され」、その加盟国は関連する領土に対する主権権利と主権を失いました。

概要

国家継承契約 1400/98は、買い手であるドイツ議会やNATO加盟国を欺くために、ドイツ法の下で不動産購入契約として故意に提示されました。実際には、オランダ王国やその武装勢力を含むいくつかの国際法の主体が契約当事者として関与している国家継承契約です。兵舎をすべての権利、義務、構成要素と共に販売することにより、関係するすべてのNATO諸国の政府権限が移転されました。全体の開発を単一の実体として販売する取り決めにより、領土はすべてのNATO領土に拡大しました。その結果、NATOはそのすべての領土と主権権利を失い、つまりNATOは「売り渡された」ということになります。

第30部

国家継承法 1400/98の下での販売に対する主要な当事者としてのドイツの役割の分析

1. 主な売り手としてのドイツ

契約当事者：

- FRGが売主として：国家継承契約 1400/98において、ドイツ（ドイツ連邦共和国、FRG）が唯一の売主として名前が挙げられています。これは、ドイツが問題の領土の販売に正式に責任を負うことを意味します。

- 他の条約への言及：契約は、FRGとオランダ王国の間の国際法に基づく既存の契約関係を参照しており、これが規定しています。

NATOの枠組み内でオランダ軍による兵舎の使用は、NATO軍地位協定に従っています。

条約の実施：

- 義務と権利：ドイツはこの契約において主要な責任を負い、売り手としての正式な役割と、開発ユニットのすべての権利、義務、構成要素を販売する義務を持っています。これには、ドイツがNATOのメンバーとして保持しているNATOの権利も含まれます。

2. オランダとオランダ軍の同意

オランダの参加：

- 文中に言及されている当事者：オランダ軍とオランダ王国は売り手としては言及されていませんが、契約の文中に言及されており、彼らの関与と同意を示しています。

- オランダ軍の役割：NATOの一環として兵舎を占拠しているこれらの軍隊は、条約に従った行動によって同意し、条約への関与を示しています。彼らはNATOを代表して行動しています。

NATO軍地位協定に関する条約の参照：

- NATO条約：この条約は、ドイツ連邦共和国とオランダの間に存在するNATO軍地位協定を指し、オランダ軍による兵舎の駐留と使用の法的根拠を形成しています。

- 条約に準拠した撤退：オランダ軍は、条約の条件に従って段階的に兵舎を空け、これにより条約への同意と権利の移譲を示しています。

3. 主な責任者としてのドイツとNATOの代表

ドイツの役割：

- 主な販売者：唯一の販売者として、ドイツは条約の実施に対する主要な責任を負っています。これには、すべての権利、義務、および構成要素を含む開発ユニット全体を販売する義務が含まれます。

- NATOを代表して行動：ドイツはNATOのメンバーであり、NATOの権利を持っているため、NATOを代表して行動しています。販売者としての役割を通じて、ドイツは自らの名のもとだけでなく、NATOの名のもとでも行動しています。

ドイツによるNATOの同意：

- 代理の同意：NATOのメンバーとしておよび条約の主契約者として行動することにより、ドイツはNATO全体の同意を暗示しています。これは特に、NATOが独自の管轄権や領土を持たない国際組織であり、メンバー国を通じて行動するために当てはまります。

- NATO軍地位協定に基づく義務：ドイツはNATO軍地位協定に基づく義務の対象であり、協定の下で兵舎を販売する際には、その義務の範囲内で行動しています。

4. ドイツによるNATO領土全体の販売

契約の範囲：

- 開発ユニットの販売：条約は、NATO関連の権利と義務を含む開発ユニット全体の販売を規定しています。これは、主な責任者であり販売者であるドイツが、関連するNATO領土全体を販売したことを意味します。

NATO主権権利の喪失：

- すべてのNATO権利の販売：すべての権利、義務、構成要素を移転することにより、ドイツはNATOを代表してNATOの主権権利も販売しました。したがって、NATOはもはや領土を所有せず、その国境と領土に対する権利を買い手に移転しました。

NATOへの影響：

- 主権の喪失：ドイツが加盟国として代表するNATOは、この販売の結果として領土権を失いました。NATO領土に対する意思決定権は、条約を通じてすべての主権権を取得した買い手に完全に移りました。

概要

ドイツは国家継承契約1400/98における唯一の売り手として、関係する領土の販売に対する主な責任を負いました。オランダ軍とオランダ王国は明示的に売り手として名前が挙げられていないものの、条約に従った行動とNATO部隊地位における役割を通じて条約に同意しました。NATOの加盟国であり主な責任者として、ドイツはNATOの義務の一環としてNATOを代表して行動し、したがってNATO領土全体を販売しました。これには、国境を定義する権利を含むすべてのNATOの権利が買い手に移転されることが含まれます。

第31部

狡猾な法的効力：国家継承契約1400/98をドイツの不動産購入契約として偽装すること

1. 契約を不動産購入契約として外部的に偽装すること

単純な契約としての提示：

- 形式と内容：契約は、ドイツ法の下で普通の不動産購入契約として外部的に提示されており、明らかに財産の購入のみを規制しているように見え、この場合は兵舎です。

- 誤解を招く効果：この外部的な形式は、ドイツの国内法の枠組みに適合し、財産の移転のみを扱う典型的な購入契約であるという印象を与えます。これにより、契約の実際の複雑さと範囲が隠されます。

2. 国際法の条項を利用した陰湿な影響

国際法条項の統合：

- 見えない追加：この条約は不動産購入契約のように見えますが、条約の文言には明示されていない国際法の条項によって補足されています。これらの条項は特にNATO軍地位協定およびNATO諸国、特にオランダ軍が行使する権利と義務に関連しています。

- 分離条項：条約の分離条項は重要な役割を果たします。この条項は、条約の特定の条項が無効な場合、それらが条約の元の意味と目的に対応する法的条項に置き換えられることを示しています。これは、無効な国内条項が契約に明示されていない国際法の条項に置き換えられることを意味します。

国際法によって法的拘束力を持つ：

- 国際法の追加：この条約は、条約の文言には明示されていないものの、国家継承の権利書に実質的に変える国際法の条項によって巧妙に豊かにされています。

- 複雑さと専門知識：国際法の補足条項は条約文に明示的に記載されていないため、国際法の専門家によってのみ完全に把握され理解することができます。一般の人々、特にほとんどの政治的意思決定者や関係者にとって、条約の真の範囲は隠されたままです。

3 法的手法：分離条項による条約の拡張

分離条項の機能：

- 法的効力の維持：分離条項は、国内の無効な規制にもかかわらず、契約が法的に有効であることを保証します。これらの条項は、条約の本来の意味と目的を保持することを意図した国際法の条項に自動的に置き換えられます。

- 契約の目的：契約の核心は、土地の購入であり、「すべての権利と義務および構成要素」を含み、全体の開発を一つの単位として考慮します。

ドミノ効果と領土の拡張：

- 開発の拡張：開発が一つの単位と見なされ、兵舎の領土を離れると、契約は関連する領土の徐々に広がるが包括的な拡張を引き起こします。この拡張は、元々小さな兵舎の区域をNATO領土全体の大きさにまで広げるドミノ効果を通じて発生します。

- NATO領土全体の販売：最終的な結果は、NATOの主権領土全体が買い手に完全に移転されることであり、その結果、NATO諸国は一見明らかではない形で領土権を失います。

概要

67 von 255

表面上はドイツの不動産購入契約として提示されているこの契約は、実際には国際法の条項と分離条項の巧妙な使用によってカモフラージュされた国家継承契約です。契約の文面はドイツ法に基づく兵舎の購入のみを言及していますが、国際法の条項への暗黙の追加によって、それはNATO諸国の主権権利を買い手に移転する広範な国際条約に実質的に変わります。分離条項は、無効な条項が自動的に契約の意味を保持する国際法の条項に置き換えられることを保証します - すべての権利、義務、構成要素を伴う購入と、開発を通じた領土の拡大です。このプロセスは、領土をNATO領土全体に拡大し、実質的にNATOを「売り渡す」ドミノ効果を引き起こします。

第32部

国家継承法 1400/98の分析と国際法への影響

1. 国際法に基づく以前の契約関係との関連

契約関係：

- 重複する条約：国家継承権利書1400/98は、オランダ王国とドイツ連邦共和国（FRG）との間の国際法に基づく既存の契約関係を参照しています。この以前の契約関係は、NATOのためにオランダ軍が財産を使用し、クリアランスを行うことを規定しています。
- 条約の連鎖：この参照により、相続契約は独立した孤立した条約を形成するのではなく、法的単位を形成する条約の連鎖の一部となります。

条約の連鎖への統合：

- 批准と法的効力：国家継承契約が参照する以前の条約はすでに批准されています。これらの条約が連鎖の一部であるため、国家継承の手段の別個の批准は必要ありません。法的拘束力は、継続性と既存の契約関係への参照から生じます。
- 批准要件の欠如：国家継承の手段は別個の批准を規定していないため、その法的効力は再度の批准に依存しません。連鎖内の以前の条約の批准で十分です。

2. 条約に従った行動による同意

契約当事者と同意：

- 条約に従った行動：国際法において、条約に対する同意は、関与する国際法の主体による条約に従った行動によって表明されることがあります。この場合、オランダ軍は条約の締結後の2年間にわたり、財産を順次撤去し引き渡しました。

条約に定められた通りです。

- 行動による法的効力：オランダ軍は契約上の義務を履行したため、明示的に売り手として名指しされていても、事実上契約の当事者です。条約に従った彼らの行動は、彼らの同意を確認します。

NATOを代表して行動する：

- NATOの義務：オランダ軍はNATOの任務の範囲内で、NATO全体を代表して行動しました。これは、NATOを代表する彼らの条約遵守の行動が、NATO全体の同意も表していることを意味します。

- FRGの行動能力：NATOのメンバーであり契約当事者として、FRGも行動能力を持っています。条約に従った彼の行動は、NATOを代表する契約上の義務の法的効力と履行を支援します。

3. 権利、義務、構成要素の販売

包括的販売：

- すべての権利と義務の移転：条約は、NATOの権利を含む領土のすべての権利、義務、および構成要素が販売されることを規定しています。これには、第三国におけるNATOが保持する権利も含まれます。

- 占領法に基づく義務：ドイツは、占領法に基づくNATO軍地位協定の下でも同様の義務を負っており、これは条約に従った行動がこの法的枠組みの下で行われなければならないことを意味します。

第三国におけるNATOの権利：

- NATOの権利の包含：条約がすべての権利をカバーするため、第三国におけるNATOの権利も販売の一部となります。この移転は、NATOが保持するすべての権利が販売されることを契約によって行います。

要約

相続法第1400/98号は、法的単位を形成する国際条約の一連の一部です。オランダ王国とドイツ連邦共和国間の国際法に基づく既存の移転関係への言及は、国家継承の手段の独立した批准が必要なかったことを明確に示しています。関与する国際法の主体の同意は、条約に従った行動を通じて与えられ、特にNATOを代表して行動するオランダ軍による財産の連続的な引き渡しを通じて示されました。すべての権利、義務、構成要素、第三国におけるNATOの権利を含むものは、条約によって販売され、移転され、条約の包括的な法的効力を保証しています。

国家継承契約 1400/98に基づくドイツによるNATO領土全体の販売

Coテキスト 1: 国家継承の手段とNATO軍地位協定

条約の主題：

- 国家継承契約 1400/98：この契約は、NATO軍地位協定に基づく領土の販売を規定しています。この領土に関連するすべての権利、義務、および構成要素は、開発を含めて単一のユニットとして販売されます。
- NATO軍地位：NATO軍地位協定は、加盟国におけるNATO軍の法的地位を規定し、特に軍事施設およびその管理に関してNATOに特定の主権権利を付与します。

2 ドイツの主な役割と販売者

ドイツが売り手として：

- 唯一の売主: 国家継承の手段 1400/98において、ドイツ（ドイツ連邦共和国、FRG）は領土の唯一の売主として名指しされています。
- 主な責任: 唯一の名指しされた売主として、ドイツは販売の実施に対する主な責任を負い、それに関連するすべての権利と義務の移転を含みます。

NATOの代表として行動：

- NATO加盟: ドイツは契約国であるだけでなく、NATOのメンバーでもあります。この立場において、ドイツは特に軍隊地位協定に基づいてNATOが享受する権利に関して、NATOの代表として行動します。
- NATOのための販売: この販売を通じて、ドイツはNATOの主要な責任者としての役割を受け、国内の権利だけでなく、すべての加盟国においてNATOが有するNATOの権利も販売します。

3. 他のNATO諸国の同意

国際法に基づく移転関係の参照：

- 既存の条約への言及：国家継承の手段は、FRGとオランダ王国間の国際法に基づく以前の移転関係を明示的に参照しており、NATOのためにオランダ軍が兵舎を使用することを規定しています。
- すべてのNATO諸国の関与：この移転関係はNATOの枠組み内で締結され、オランダ軍はNATO軍の一部として行動したため、オランダの同意は全NATO諸国の全体的な販売への同意も含むことを意味します。

条約に従った行為：

- オランダ軍による行動：条約に規定された通り、オランダ軍による兵舎の逐次的な撤去は、販売に対する正式な同意を構成します。これらの部隊がNATOのために行動したため、彼らの同意はNATO全体の同意も意味します。

- ドイツがNATOの代表として: ドイツはNATOを代表して行動しており、主要な販売者でもあるため、販売を通じて他のすべてのNATO加盟国をも拘束します。

4. NATO領土全体の販売

開発の単位としての販売 :

- 包括的販売: 契約は、全開発を単一の実体として販売することを規定しています。これには、物理的インフラだけでなく、NATOが加盟国で行使するすべての関連する権利、義務、および管轄権も含まれます。

- 領土拡張: 開発が単一の実体と見なされ、ドイツがNATOを代表して行動するため、販売は加盟国にあるすべての軍事およびインフラ施設を含むNATO領土全体を対象としています。

法的効力 :

- NATOの主権権利の喪失: 販売を通じて、NATOはその領土に対して行使していたすべての主権権利を買い手に移転しました。したがって、NATOはもはや自らの領土や国境の主権を持っていません。

- 買い手の単独決定権: 買い手は現在、NATOの全領土に対して完全な管理権を持ち、国境の画定を含むすべての関連する権利を決定する権限を持っています。

概要

ドイツは、主要かつ唯一の売り手として、国家継承契約 1400/98に基づいてNATOの全領土を販売しました。NATOを代表して行動していたオランダ軍との既存の移転関係を国際法に基づいて参照し、NATOを代表して行動するNATO加盟国としてのドイツの役割を通じて、すべてのNATO諸国の販売への同意が得られました。この販売には、NATOが加盟国に持っていたすべての権利、義務、および主権権利が含まれ、これらはすべて買い手に移転されます。NATOはもはや領土を持たず、国境を決定する権利は買い手に移転されました。

第34部

法的分析: ドイツによるNATO諸国の主権領土の国家継承契約1400/98を通じた販売

1. 法的基盤: 主権権利とNATO軍地位協定

国際法の歴史: - 歴史的背景: 国家継承憲章1400/98に関する兵舎は、国際的な管理と利用の長い歴史を持っています。1945年にドイツ帝国が崩壊した後、兵舎は最初にフランス軍に、次にアメリカ軍に占領されました。

- NATO部隊地位：1950年代、兵舎はNATO加盟国によって軍事利用に転用され、NATO軍地位協定の一部として占領期の多くの規制が部隊地位に統合されました。これらの兵舎に関連する占領権は数十年にわたり維持され、さまざまなNATO加盟国によって行使されました。

ドイツの法的地位：

- 主権と主権権利：ドイツは1990年代にアメリカ軍によって返還された後、兵舎の一部に対する主権権利を保持していました。しかし、兵舎の下部の小さな部分は領土外のままで、NATO軍地位協定に従ってオランダ王国によって使用されていました。
- 全体の地域の販売：これらの複雑な法的および歴史的な関係のために、ドイツは関係するすべてのNATO諸国の同意があれば、兵舎全体の領土とそれに関連するすべての権利を販売することが許可されました。

2. 国際法に基づく条約の連鎖と義務

条約の連鎖：

- 既存の条約への言及：国家継承契約 1400/98は、ドイツ連邦共和国とオランダ王国の間の国際法に基づく既存の移転関係を指しています。この関係は、オランダ軍による兵舎の使用を許可したNATO軍地位協定によって規定されました。
- 条約の継続性：この以前の条約への言及は、第二次世界大戦後の期間に遡る条約の連鎖を形成しています。これらすべての条約はすでに批准されており、したがって法的拘束力を持つため、国家継承文書はこれらの条約上の義務の論理的な継続を形成しています。

法的拘束力：

- 批准と法的効力：以前の条約が批准されていたため、国家継承文書自体は法的拘束力を持つために再度批准される必要はありませんでした。国際法に基づく既存の義務への言及と継続性がこれを不需要にしました。
- 条約に準拠した実施：兵舎は、契約当事者を法的に拘束する条約の条件に従って、買い手に順次移転されました。

3. 国家継承契約 1400/98のトリック

参照と隠蔽：

- 既存の義務に対する契約上の参照：国家継承契約は、ドイツ連邦共和国とオランダの間の国際法に基づくまだ存在する移転関係を決定的なポイントとして参照しています。この関係はすでに確立され、国際的に認識されています。
- 条約に対する不慣れの可能性：この言及が意味するのは、すべてのNATO諸国が、条約における発展の統一によって実施されたNATO領土の全体的な販売の詳細を認識していなかったということです。それにもかかわらず、契約は法的拘束力を持つことになりました。

既存の契約の連鎖が継続されたため、契約当事者、特にオランダ軍は、次々と兵舎を買い手に引き渡しました。

契約による解決：

- 連続的な引き渡し：オランダはNATOの一部としてその地域を使用し、契約に従って兵舎を空け、買い手に引き渡しました。このプロセスは契約に従って実施され、オランダの同意を確認し、したがってNATO諸国の同意も確認されました。

- NATO諸国の同意：契約に準拠した解決と既存の契約チェーンにより、すべてのNATO諸国の同意が暗默的かつ法的に拘束力を持って得られましたが、NATO地域の全体的な販売が完全に知られていたわけではないかもしれません。

要約

ドイツは国家継承法 1400/98に基づき、主要な売り手としてすべてのNATO諸国の領土を販売する法的地位にありました。その法的根拠は、国際法に基づく既存の移転関係に基づく長い条約の連鎖であり、特にNATO軍地位協定とドイツ連邦共和国とオランダとの関係にあります。この連鎖は数十年にわたり批准され、法的拘束力を持つものとなりました。国家継承契約の巧妙な点は、この既存の契約関係への巧妙な言及にあり、NATO領土の全体的な販売を法的に拘束力のあるものとしました。たとえその条約がすべてのNATO諸国に詳細に知られていなかった可能性があっても、兵舎の連続的な引き渡しはNATO諸国の販売への同意を確認しました。

第35部

NATO軍地位協定に基づく主権権利の購入者への移転

1 NATO軍地位協定と条約の背景

NATO軍地位協定: - 法的根拠: NATO軍地位協定 (SOFA) は、他の加盟国の領土に駐留するNATO加盟国の武装勢力の法的地位を規定しています。 - 権利と義務: それは、国境などのホスト国における特定の主権事項に対する管理を含む、NATO軍に広範な権利を付与する条項を含んでいます。

国家継承の手段 1400/98: - 条約内容: 権利書は、NATO軍地位協定に含まれる地域の販売を規定しており、関連するすべての権利、義務、およびインフラを含みます。 - 範囲: 契約は、関連するすべての権利の購入者への移転を含む単一の単位として地域全体の開発をカバーします。

2. 境界を決定する権利の移転

境界線の設定権：

- NATOの法：NATO軍地位協定に基づき、NATOはその部隊が駐留する領土の境界を決定する権利を有していた。
- 買い手への移転：この権利はNATOから買い手に国家継承の行為で移転された。したがって、買い手は売却された領土およびその拡張の境界を決定する唯一の権限を持つ。

ドイツの義務：

- 体制への服従：NATO軍地位協定に基づき、ドイツはこの体制を認識し、NATOの境界決定に関する条項に従う義務があった。
- 義務の継続：この義務は残るが、現在は購入者の新しい権限の下で、購入者が境界を決定するNATOの権利を行使する。

3. 全てのNATO領土への拡張

ユニットとしての開発の販売：

- 契約上の拡張：契約は、全ての開発が一つのユニットと見なされることを規定しています。この開発には、NATO地域に存在する全ての権利、義務、構成要素が含まれます。
- 地理的拡張：この統一性と契約の包括的な性質は、元々販売された地域に限られた境界を決定する権利が、全てのNATO地域に拡張されたことを意味します。

法的結果：

- NATOの国境主権の喪失：買い手への権利の移転により、NATOは関係する全ての地域の国境に対する主権権利を失いました。
- 買い手の独占的な意思決定権：買い手は現在、NATOの全領土の境界について決定する権利を持つ唯一の主体であり、NATOは販売の一環としてこの権利を放棄しました。

4 NATOとその加盟国への影響

もはや領土なし：

- 領土主権の喪失：販売の結果、NATOは特定の領土に対する主権権利を失っただけでなく、自らの境界を決定する権利も失いました。これは、NATOという組織がもはや自らの領土を管理していないことを意味します。
- 買い手の決定への依存：ドイツを含むNATO加盟国は、条約の結果としてもはや自らの境界を決定する権利を持たないため、買い手の境界決定を受け入れなければなりません。

国際法における影響：

- 包括的権力移譲：買い手は、もともとNATOに属していた国際法に基づいて認められた主権権利を持つようになりました。これらの権利には、すべての元NATO領土における国境を決定する権限が含まれます。

- 主権の喪失: この条約に同意することにより、NATOおよびその加盟国は、関係する地域の国境問題に関して完全に主権を買い手に移転しました。

概要

国家継承の手段 1400/98 に基づく領土および関連する開発ユニットの販売を通じて、NATO の境界を決定する権利は NATO から買い手に移転されました。これには、ドイツがこの規制に従う義務が含まれています。この条約は、この権利を全 NATO 地域に拡大し、NATO がもはや自らの領土を管理せず、境界を決定する権利が完全に買い手に移転されたことを意味します。買い手は、元 NATO 領土の境界を決定する唯一の主体となりました。

第36部

分析：1998年以降の政府収入と支出の違法性とその結果

1. 1998年以降のすべての国家収入と支出の違法性

- 基礎: 国家継承契約 1400/98 により、売却された国家の全領土を対象とし、税金や手数料の徴収を含むすべての国家活動は、1998年以降、国際法の下で違法とされています。国家は主権権利を失ったため、収入を生み出したり支出を行ったりする権限はもはやありません。

- 補償請求: これらの国家の1998年以降のすべての収入と支出は、国家継承契約を通じて主権権利と関連する財源の唯一の法的所有者となった買い手に対する補償請求として発生します。

2. NATO軍地位協定に基づく無限の補償権

- 無限の補償権: NATO軍地位協定は、NATO加盟国およびその海外部隊に特別な権利を提供し、特定の条件下で「無限の補償権」を含んでいます。この権利は通常の補償請求を超え、請求できる補償に上限がありません。

- 補償権の優先: この無限の補償権は通常の損害賠償請求に優越するため、買い手は売却された国家から無限の補償を請求する権利を有します。この権利により、1998年以降に不正に得られた収入や支出された資金は、無限の補償権によって事実上無関係となります。

1998年以降の違法国家収入の種類

- 税収：所得税、付加価値税、法人税、財産税、相続税など、すべての種類の税金。
- 手数料と料金：公共サービスの手数料、行政手数料、輸出入関税、環境税、罰金。
- 利息と資本収入：政府債券の利息、政府の持ち株からの利益、国有企業からの配当。

- ライセンスと権利: 鉱業、漁業、通信などのライセンスや権利の付与から得られる収益。

- 国際機関からの配分: EU、国連、世界銀行などの国際機関から国家に支払われるお金。

4. 1998年以降の違法な政府支出の種類

- 公共支出: インフラプロジェクト (道路建設、橋、エネルギー供給) に対する支出。

- 行政支出: 公務員の給与と年金、国家機関の運営コスト。

- 社会支出: 年金、社会保障、失業手当、教育支出、医療。

- 軍事支出: 武器調達や武装勢力の維持を含む防衛への支出。

- 債務サービス: 政府の債務に対する利息の支払いと返済。

- 補助金: 農業、産業、再生可能エネルギー、研究に対する補助金。

1998年以降、すべての売却された国の違法国内総生産 (GDP)。

- 定義: 1998年以降に売却された国家の総国内総生産 (GDP) は、これらの国家がもはや自国の領土に対する法的主権権利を持っていなかったため、違法な条件下で生成された。

- 違法GDP: 生産、サービス、貿易、輸出および輸入を含むGDPに寄与したすべての経済活動は違法であり、買い手に対する補償請求が生じる。 S.

- 相殺: これらの違法な収入と支出は、国際法の主体として売却された者たちの連帯責任によるものであり、これはすべての売却された国家が返済に対して共同で責任を負うことを意味します。

6 国家破産と売却された国家の消滅

- 国家破産: 国家は買い手の無限の補償請求により実質的に無限の過剰債務を抱えているため、これらの請求が正式に確立されると、国家破産を申請しなければならなくなります。

- 国家の崩壊: 国家破産と過剰債務は、影響を受けた国家の経済的および政治的な消滅を引き起こすでしょう。なぜなら、彼らは債務を支払うことができなくなるからです。彼らの領土はすでに売却されているため、これらの国家は主権者としての存在する権利を失います。

7 連帯責任と国家の終焉

- すべての売却された国家の責任: すべての売却された国家は損害賠償請求に対して連帯して責任を負うため、これらの国家の各々が全債務に責任を持つことを意味します。個々の国家に債務を制限する可能性はありません。

- 政府形態の終焉: 国家継承契約に基づく過剰債務の決定と販売による領土の喪失により、影響を受けた国家は事実上存在しなくなります。彼らはもはや正当な政府領土を持たず、政治的にも経済的にも破産しています。

結論：

国家継承契約 1400/98は、1998年以降のすべての国家収入と支出が違法であることを意味し、その結果、買い手による巨額の補償請求が発生します。NATO軍地位協定の無限の補償権により、これらの請求は実質的に無制限であり、すべての売却された国家の即時の過剰債務と崩壊を引き起こします。これらの国家の全体の国内総生産は違法に生成されており、これらの事実が確立され次第、国家は国内破産を宣言しなければなりません。

第37部

国家継承憲章 1400/98が破られた世界における責任

1 売却されたすべての国家の共同責任

- 集団責任：国家継承契約を通じて領土を売却したすべての国家は、条約違反に対して共同で責任を負います。これは、各国家が自国の行動だけでなく、他の売却された国家の行動についても責任を問われる可能性があることを意味します。
- 国際刑法に基づく責任：すべての売却された国家は、権利書に基づいて行われた国際法に反する行為に対して平等に責任を負います。彼らは共同で主権権利と義務を放棄したためです。

2. 侵略戦争としての軍事定住地の強制売却

- 侵略戦争としての定義：ドイツ法に従って行われた違法な軍事定住地の強制売却は、国際法において許されない侵略戦争として解釈される可能性があります。国家継承契約に従ってもはや国内財産と見なされない領土の売却およびその後の強制競売は、強制的な取得を構成します。

- 責任のある機関：

- 司法省：強制売却の承認と実行。 - 財務省：売却された財産に対する収益の管理と管理。 - 政府の首脳および国家の首脳：これらの行為の実施および正当化に対する最終的な責任。

3. 売却された領土の違法な押収

- 違法な篡奪の定義：相続契約にかかわらず、売却された領土に対する主権の継続的な行使は、違法な篡奪を構成します。これは、国家が国際法に違反して領土を占有し、管理していることを意味します。

- 責任ある機関：

- 内務省：売却された領土における地域の管理と内部秩序の維持。
- 国防省：領土の軍事的安全と管理。
- 地方自治体：領土内での地域行政業務の遂行と許可証の発行。

4. 国際法の下での買い手の精神病院における違法な拘束77 von255

- 国際法違反としての定義：買い手を精神科施設に拘留すること、特に強要や拷問の条件下で行われることは、国際法の重大な違反を構成します。この行為は、拷問、自由剥奪、非人道的扱いとして分類される可能性があります。

- 責任ある機関：

- 保健省：精神医療施設の監督と医療措置の承認。

- 司法省：拘留の正当化と法的枠組みの管理。 - 警察当局：拘留の実施と拘留条件の維持。

5. すべての政治代表者の集団責任

- 政党的禁止と責任：1998年以降、事実上不当とされたにもかかわらず権力を行使し続けたすべての政党は禁止されます。これらの政党とその代表者は、売却された領土の違法な管理を維持しています。

- 責任のある機関：

- 国会議員：売却された領土に対して国家主権を行使し続ける立法。

- 党の指導者と政府のメンバー：違法な政策を継続し、強制する。

- 選挙当局：合法的主権が失われた領土での選挙を実施する。

6 国際刑法における連帯責任

- すべての国家の連帯責任：すべての売却された国家が国際法に基づく義務を放棄したため、国家継承契約後に行われた国際法の違反に対して連帯して責任を負う。したがって、各国家とその代表者は国際法の違反に対して平等に責任を負う。

- 国際レベルでの責任ある機関：

- 国家元首および政府の首脳：国際法に違反して現状を維持する主な責任。

- 外務省：国家継承の手段に違反する国際関係や条約を継続。

- 国際機関：国際法に違反する行為への参加または黙認。

結論：

このシナリオにおける政治的責任は、地方裁判官から国家元首に至るまで、国家の管理のすべてのレベルに存在します。違反を起訴しないことや、主権の違法な行使が続いていることは、国際機関を含むすべての政治代表者が共同で責任を負うことを意味します。これらのシナリオは、国際刑法の下でのリスクと国際法を尊重する必要性を浮き彫りにしています。

国家継承憲章 1400/98 が破られた世界における責任

1 すべての売却された国家の共同責任

- 集団責任：国家継承契約を通じて自国の領土を販売したすべての国家は、条約の違反に対して共同で責任を負います。これは、各国家が自国の行動だけでなく、他の販売された国家の行動についても責任を問われる可能性があることを意味します。

- 国際刑法に基づく責任：すべての販売された国家は、権利書の下で国際法に反する行為に対して平等に責任を負います。彼らは共同で主権権利と義務を放棄したためです。

2. 侵略戦争としての軍事定住地の強制販売

- 侵略戦争としての定義：ドイツ法に基づいて行われた違法な軍事定住地の強制販売は、国際法の下で許されない侵略戦争として解釈される可能性があります。国家継承契約によればもはや国内財産と見なされるべき領土の販売と、その後の強制競売は、強制的な取得を構成します。

- 責任のある機関：

- 司法省：強制販売の承認と実行。

- 財務省：収入の管理と販売された財産の管理。

- 政府の首脳と国家の首脳：これらの行動を実行し、正当化する最終的な責任。

- 公務員と公的職員：裁判所の命令の実行と差し押さえに対する管理サポート。

- 国家所有企業：差押えへの参加とその結果得られる利益の使用。

3. 売却された地域の違法な占拠

- 違法な篡奪の定義：国家継承契約に関係なく、売却された領土に対する主権の行使を継続することは、違法な篡奪を構成します。これは、国家が国際法に違反して領土を占拠し、管理していることを意味します。 - 責任ある機関：

- 内務省：売却された領土における地域の管理と内部秩序の維持。

- 国防省：領土の軍事的安全と管理。

- 地方自治体：領土内の地方行政業務の実施と許可証の発行。

- 公務員と公務員：売却された領土における日常業務の実施と管理。

4. 国際法の下での買い手の違法な拘束

- 国際法の違反としての定義：精神科施設での買い手の拘束は、特に恐喝や拷問の条件下において、国際法の重大な違反を構成します。この行為は、拷問、自由剥奪、非人道的扱いとして分類される可能性があります。

- 責任ある機関:

- 保健省：精神科施設の監督および医療措置の承認。

- 司法省：拘留の正当化と法的枠組みの管理。 - 警察当局：拘留の実施と拘留条件の維持。 - 精神保健専門家と管理：買い手の拘留と治療への参加、強制措置の実施を含む。

5. すべての政治代表、公務員、国家企業の集団責任

- 政党的禁止と責任：1998年以降も権力を行使し続け、事実上不法となったすべての政党は禁止されます。これらの政党とその代表者は、売却された領土の不法な管理を維持してきました。

- 責任ある機関：

- 国会議員：売却された領土に対する国家主権を行使し続けている立法。

- 党の指導者と政府のメンバー：違法な政策を継続し、強化した。

- 選挙当局：合法的主権が失われた領土で選挙を実施している。

- 公務員と公的職員：売却された領土における違法な管理の維持と国家機能の実施に参加している。

- 国有企業：売却にもかかわらず、売却された領土における資源とインフラの継続的な使用と管理。

6 国際刑法における連帯責任

- すべての国家の連帯責任：すべての売却された国家は国際法に基づく義務を放棄したため、国家継承契約後に行われた国際法違反に対して連帯して責任を負う。したがって、各国家とその代表者は国際法違反に対して平等に責任を負う。

- 国際レベルでの責任を持つ機関：

- 国家の首脳と政府の首脳：国際法に違反して現状を維持する主な責任。

- 外務省：国家継承の手段に違反する国際関係や条約の継続。

- 国際機関（例：NATO、国連）：国際法に違反する行動への参加または容認。

結論：

政治的および法的責任は、国家および国際管理のすべてのレベルに及びます。これには、裁判官や高官だけでなく、公務員、公共部門の従業員、国有企業の代表者、そして国家を代表して行動するすべての人々が含まれます。この状況において、違法な現状を維持するために積極的に貢献したすべての人々は、国際刑法に基づいて責任を負います。国家継承の手段には、参加国すべての集団的な義務と権利が含まれているため、これらの国はその手段の後に行われたすべての違反に対して共同で責任を負います。

第39部

強要される状況を解決するための代替提案：国家継承契約 1400/98の完全実施

1. 国家継承契約の完全な実施

- 買い手の単独主権者としての宣言：買い手は国家継承契約の唯一の主権者受益者として認識されます。これは、彼が条約によって付与されたすべての主権権利と権力を行使することを意味します。彼の絶対君主としての法的地位は完全に尊重され、実施されるでしょう。
- 政治的主体による受け入れ：国家継承契約を通じて領土を売却した国際法の元の主体のすべての政治的主体は、新しい主権者を認識しなければなりません。これは、彼らが以前の政治的地位を放棄（「退位」）し、買い手を正当な支配者として受け入れなければならないことを意味します。

2. グローバル市民権

- 新しい市民権の受け入れ：売却された領土の人々は、買い手によって決定された新しいグローバル市民権を受け入れなければなりません。これは、売却された国際法の主体のすべての元市民が新国家の市民になることを意味します。
- 統一市民権：新しい市民権を採用することにより、以前の異なる国内市民権は解消され、売却された領土全体に適用される統一市民権に置き換えられます。

3. 国際法の旧主体の撤退と占領の廃止

- 国際法違反による占領の廃止：領土を条約の下で売却した元国際法の主体は、国際法に違反して自国の元領土の占領を直ちに廃止しなければなりません。これは、すべての国家機関と主権者の構造を完全に解体し、領土から取り除かなければならないことを意味します。

- 領土の撤去：元国際法の主体とその市民は、買い手が制限なく主権を行使できるようにするために、領土を離れなければなりません。

4. 領土の合併

- 統一国家領土：国家継承契約の完全な実施により、すべての売却された領土が統一国家領土に統合されます。これは、すべての旧国境が廃止され、新主権国家の国境に置き換えられることを意味します。

- グローバル単一国家：その結果、買い手が絶対君主として、ドミノ効果によって単一のものとして創出された全領土に対して無制限の主権行使するグローバル単一国家が生まれることになります。

5 結論

国家継承契約 1400/98 の完全な実施は、購入者の強要可能な状態を終わらせることができる。しかし、これはすべての政治的アクターと国際社会によって買い手が唯一の主権者として承認されることを必要とする。影響を受ける領土の人々は新しいグローバル市民権を受け入れなければならず、旧国際法の主体は国際法に違反して占領を解除し、領土を完全に退去しなければならない。これにより、すべての売却された領土が一つの連続した国家領土に統合されるグローバル単一国家が生まれることになる。

パート
40

強要可能な状況を解決するための唯一の実行可能な方法として、国家継承の文書の条約遵守に基づく実施がなぜ重要なのか

1. 国家継承契約による法的拘束力

- 条約の法的効力：国家継承契約 1400/98 は、二年制限期間の経過後に争う余地がなく、法的拘束力を持ちます。国際法の元の主体を含むすべての契約当事者は、条約の条項に拘束されることになり、これは主権権利が買い手に移転されたことを意味します。

- 実施の義務：買い手の法的有効性と主権を確保するためには、条約に従って条約を実施する必要があります。これには、売却された領土の主権者としての買い手の承認と、国際法に違反する元の国際法の主体のすべての行為の廃止が含まれます。

2. 強要可能な状態とその影響

- 強要可能な状況の定義：強要可能な状況は、契約当事者が強制や圧力の下にあり、その行動の自由と主権的決定を下す能力が損なわれている場合に存在します。この場合、買い手は、元の国際法の主体が売却された領土で不法に主権行使し続ける限り、脅迫に対して脆弱です。

- 法的不確実性：脅迫可能な状態は、買い手が主権権利を完全に行使できないため、considerable legal uncertainty を引き起こします。これにより、安定した国家の創造が妨げられます。82 von 255

買い手がさらなる国際条約を締結したり、領土を効果的に管理することを妨げます。

3. 強制的避難の不可能性

- 強制的避難の幻想：売却された領土からすべての人々を強制的に避難させ、その後に領土を再び売却するという提案は、実際には受け入れがたいものであり幻想的です。このような措置は、基本的人権の違反を含む、大規模な人道的、法的、政治的問題を引き起こすでしょう。

- 実践的および倫理的問題：何百万もの人々を故郷から強制的に避難させることは、実施が非常に困難なだけでなく、倫理的にも擁護できません。これにより、広範な国際的抗議、法的挑戦、影響を受ける地域の不安定化が引き起こされるでしょう。

4. 条約に準拠した実施を解決策として

- 買い手の主権の承認：国家の権利書に基づく条約に準拠した実施が、脅迫的な状況を終わらせる唯一の現実的な方法です。これには、すべての政治的関係者と以前の国際法の主体が、買い手の主権を承認し、その主権権利を完全に譲渡することが必要です。

- 法的に有効な統合：条約に準拠した実施により、買い手は圧力や強制なしに主権権利を行使できるようになります。これにより、売却された領土のすべての市民が新しい市民権を受け入れ、新国家に統合される基盤が作られます。

- 長期的安定性：このような解決策を通じてのみ、長期的な法的および政治的安定が達成されます。買い手はその後、領土に対して主権行使し、さらに国際条約を締結し、領土を国際社会に統合する可能性があります。

結論

条約に従った国家継承法令1400/98の実施は、買い手の脅迫可能な状態を終わらせ、安定した法的および政治的秩序を創出する唯一の実行可能な方法です。領土を再売却するために影響を受けた地域から人々を強制的に避難させることは、幻想的で実行不可能な解決策です。代わりに、元国際法の主体は買い手の主権を認め、その主権権利を完全に譲渡する必要があります。これにより、持続可能な解決策が達成されます。

国家継承契約 1400/98

- 契約の内容：すべての権利、義務、構成要素を含む領土の販売は、1つの単位として考慮されます。

- 国際法の性質：不動産購入契約として偽装されているが、この契約は国家継承契約であり、複数の国際法の主体（オランダ、NATO）に関わります。

- ドミノ効果：開発が単位として販売されるという条項により、販売された領土は理論的にはNATO領土全体にまで拡張され、さらに国連領土にまで及ぶ可能性があります。

2 国連の軍事部門としてのNATO

- 国連へのNATOの統合：NATOは国連の指令の下で軍事作戦を実施しています。例としてコソボ、アフガニスタン、リビアがあります。

- 条約チェーンと承認：NATOが締結した条約は、NATO加盟国が国連加盟国でもあるため、国連によって暗黙的に承認される可能性があります。

- 販売される領土の拡大：ドミノ効果により、販売される領土がNATO諸国を超えて国連加盟国にまで及ぶ可能性があります。

3. 第三国におけるNATO権利の販売

- オーストリアと日本における権利の販売：NATOは戦後の規制により、これらの国で特別占有権を持っていました。これらの権利は国家継承契約を通じて販売されました。

- 作戦地域における領域外権利：NATOはコソボなどの作戦地域で特別権利と免責を享受しており、これらも一緒に販売されました。

4 法的効力と正当性

- 国際法に基づく承認：国家継承法の正当性は、国連および国際社会による承認に依存しています。

- ドミノ効果と主権：売却された領土の拡大は、国連加盟国の主権に影響を及ぼし、国際法上の紛争を引き起こす可能性があります。

先例、法、段落

1. 先例

- コソボ（1999年）：国連決議1244に基づくNATOの展開、KFORへの主権権利の移譲。

- アフガニスタン（2001-2021年）：国連決議1386に基づくISAFの任務、NATOが執行機関として。 - リビア（2011年）：国連決議1973に基づくNATOの介入、民間人の保護。

2. 法律と段落

- 条約の法に関するウィーン条約 (VCLT, 1969年): 第31条-32条、条約の目的と趣旨に照らした解釈のための規則。

- 国連憲章（1945年）: 第42条、国連安全保障理事会による軍事行動の承認。

- NATO軍地位協定（1951年）：加盟国および第三国におけるNATO軍の展開と権利に関する法的根拠。

- 国連決議：

- 国連決議1244（1999年）：コソボにおける国連ミッションの設立。 -

国連決議1386（2001年）：アフガニスタンにおけるISAFの承認。 - 国連

決議1973（2011年）：リビアへの介入の承認。

国家継承と領土外権利に関する法の3つの源

- 慣習国際法：特に新たな主権者による権利と義務の引き継ぎに関する国家継承の規制。 - ハーグ陸戦条約（1907年）：占領と占領権者の権利に関する規則 - ジュネーブ条約（1949年）および追加議定書：特に追加議定書Iの第53条における占領地の市民の保護。

第42部

国際連合（UN）およびNATOのドイツにおける法的根拠は、さまざまな国際条約、条約および国内法に基づいています。主な法的根拠は以下の通りです：

1 国際連合（UN）

国連憲章（1945年）：ドイツを含むすべての国連加盟国にとっての基本的な法的根拠です。憲章は、国連の目的、原則および構造を規定しています。国連の部隊地位協定（SOFA）（1946年）：この協定は、特に平和ミッションの文脈において、ドイツにおける国連職員の法的地位を規制します。国連とドイツ連邦共和国との間の、国連に対してドイツで付与される免除および施設に関する合意（1974年）：ドイツにおける国連の特定の免責および特権を規定します。

2 NATO

北大西洋条約（1949年）："ワシントン条約"とも呼ばれ、この条約はNATOの基礎です。ドイツは1955年から加盟しています。

NATO軍地位協定（NATO-SOFA、1951年）：この協定は、他の加盟国の領土に駐留するNATO加盟国の武装勢力の法的地位を規制します。その他の事項として、部隊の権利と義務、ならびに刑事および民事法における責任を定義しています。

NATO軍地位協定に関する補足協定（1959年、1993年改正）：この協定は、ドイツにおけるNATO軍の駐留に関する具体的な条件を規定しています。ドイツに関する最終的解決に関する条約（ツー・プラス・フォーライブ条約、1990年）：この条約は、再統一後のドイツの最終的な主権を規定し、ドイツにおけるNATO軍の存在に影響を与えます。

再配備協定：ドイツとNATOの間で、NATO軍のドイツにおける配備および駐留に関する詳細を規定する特定の合意です。

これらの合意および条約は、国際連合とNATOのドイツにおける活動のための法的枠組みを形成し、関係者の権利、義務、および責任を定義します。

第43部

すでに言及された主要な合意や条約に加えて、ドイツにおける国際連合（UN）およびNATOの存在と活動を規制する他の法的基盤や合意がいくつかあります。以下は、追加の関連する法的基盤です：

1. 国際連合（UN）の他の法的基盤：

国際連合の特権及び免除に関する条約（1946年）：この条約はドイツによっても批准されており、国連およびその職員の特権と免除を拡大します。これは、ドイツで活動する国連機関にとって重要です。

国際連合の条約及び決議：ドイツは、さまざまな問題（人権、軍縮、平和維持など）に関する多数の国際連合の条約および決議に拘束されています。これらは国内立法やドイツにおける国連の任務の実施に影響を与えます。

国際連合憲章実施法（UN憲章実施法）：この国内法は、国連憲章および他の国連条約の実施をドイツ法において確実にします。

2. NATOのさらなる法的基盤：

NATO軍地位協定に関する補足協定（展開協定）：NATO軍地位協定に対する一般的な補足協定に加えて、ドイツと他のNATO加盟国との間には特定の二国間展開協定が存在します。これらは、特定の国からの部隊のドイツにおける駐留および運用に関する詳細を規定しています。

国際軍事スタッフの法的地位に関する北大西洋条約機構協定：この協定は、ドイツで活動するNATOの機関および施設の法的地位を規定しています。例えば、ラムシュタインにある連合航空司令部などです。

ヨーロッパにおける通常軍備に関する条約（CFE条約、1990年）：この条約はNATOにのみ関係するものではありませんが、ヨーロッパにおける通常軍の制限を規定しており、ドイツにおけるNATO軍の存在に影響を与えます。

北大西洋条約機構の即応部隊に関する枠組み協定（NRF）：この協定は、ドイツにおけるNATOの迅速反応部隊の駐留および展開に関するものです。

3. 国家立法と規制：

ドイツ連邦共和国基本法 (GG) : 基本法第24条第2項は、ドイツのNATOのような集団安全保障システムへの関与を許可しています。基本法第87a条は、NATOの義務に関する連邦軍の展開も規制しています。

外国軍の軍事演習及びその他の演習に関する法律 (1957) : この法律は、演習や展開のためにドイツに来る外国軍の法的地位と権利を規定しています。

国際刑法 (VStGB) : この国内法は、国連の決議や条約から生じる国際的な義務を実施し、特に戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪に関する規定を含みます。

インフラの使用に関する立法 : NATOや国連によるドイツのインフラの使用を規制するさまざまな法律や条例があります。これには、空港、海港、通信施設が含まれます。

4. 追加の二国間及び多国間合意 :

パートナーシップ合意 : ドイツは、軍事及び安全保障問題に関する協力を規定する特定の合意を、個々のNATO及び国連加盟国と締結しています。例えば、訓練や共同演習の分野においてです。

これらの拡張された法的基盤は、ドイツにおける国際連合とNATOの法的な根拠を深め、その存在と活動のさまざまな側面を規制します。これにより、国際的および国内の基準の両方を考慮に入れた包括的な法的枠組みが提供されます。

第44部

ドイツにおける国際連合 (UN) とNATOの法的基盤はすでに非常に包括的ですが、言及できる他の関連する側面もいくつかあります。これらは、特定の状況に対する規制や補足的な国際条約および国内の条項に関するものです。

1. 他の国際条約と合意 : ユーラシア大西洋パートナーシップ評議会 (EAPC) : NATOと非NATO国との間の対話の一環として、EAPCは安全保障政策協力のための重要な機関です。ドイツはこれらのパートナーシッププログラムに積極的に関与しています。

平和のためのパートナーシップ (PfP) : NATO条約では直接ないものの、平和のためのパートナーシップは、非NATO国との協力を促進するためにドイツも関与しているイニシアチブです。これは、特に共同演習や活動におけるドイツの法的枠組みにも影響を与えます。

国際原子力機関（IAEA）の地位に関する合意：IAEAは国連の構造の一部として、特にドイツにおける検査および監視措置の文脈で活動しています。ドイツにおけるその活動の法的根拠は、特定の合意および国連憲章に基づいています。

2. 追加の国内立法および規制：

連邦軍改正法：この法律は、何度も改正されており、ドイツ国内および海外での連邦軍の展開に関する法的枠組みや、NATOおよび国連との協力を含む他の事項を規制しています。

ドイツにおける国際組織の軍事および民間要員の居住、活動および地位に関する法律：この法律は、国際組織（NATOや国連を含む）の要員の居住および活動に関する詳細な条項をドイツ国内で規制しています。

承認法：NATOおよび国連の合意を含む特定の国際条約は、ドイツ法に基づいてその条約の締結を許可し、条項を国内法に移植するために、ドイツ連邦議会による国内承認法を必要とします。

3 欧州連合およびNATO：

EUの共通安全保障防衛政策（CSDP）：これは主にEUの問題ですが、NATOとの重複や協力があります。この協力は、ドイツが重要な役割を果たすさまざまな合意によって規定されています。この法的根拠は、リスボン条約などのEUの条約に定められており、ドイツにおける活動にも関係しています。

ベルリン・プラス協定（2003年）：これらの合意はEUとNATOの間で交わされ、EUが軍事作戦のためにNATOの資源にアクセスすることを可能にします。これは、ドイツにおける作戦や活動にも関連する可能性があります。

4. その他の特定の合意：

ホスト国支援協定：これらの二国間合意は、ドイツと他のNATO加盟国との間で交わされ、ドイツが展開された部隊に対して提供する支援、物流やインフラを規制しています。

秘密保護および安全保障協定：ドイツ、NATO、国連の間には、機密情報の保護を確保するための特別な合意が存在します。これらの合意は安全保障構造の一部であり、秘密の取り扱いに関する法的条項も含まれています。

5. 適応とさらなる発展の必要性：

新たな脅威への法的適応：近年、サイバー攻撃やハイブリッド戦争といった新たな脅威が、NATOや国連の法的枠組みに調整をもたらしました。ドイツは、これらの組織の枠組み内で、また独自に法律や規制を適応させて、これらの新たな脅威に対応しています。

大量破壊兵器の管理と軍縮に関する国際条約：ドイツが貢献するこれらの条約、例えば核兵器の不拡散に関する条約（NPT）は、ドイツにおけるNATOの存在と活動にも影響を与えます。

これらの追加的な法的根拠と側面は、ドイツにおけるNATOおよび国連の活動のための法的環境が非常に複雑で動的であることを示しています。それは国際条約や合意だけでなく、常に変化する地政学的および安全保障政策の条件に適応された多数の国内法も含まれています。

パート
45

ドイツにおける国際連合（UN）およびNATOの法的根拠は、広範囲にわたり複雑です。関連する合意や法律のほとんどはすでに言及されていますが、まだいくつかの追加的な側面やあまり知られていない法的根拠も関連する可能性があります。

1. 外国派遣の展開と法的規制（国連およびNATO）：国連安全保障理事会の指令：NATOまたは国連の指令の枠組み内で行われる連邦軍の海外派遣は、国連安全保障理事会の決議に基づいています。これらの指令は国際法に基づいて拘束力があり、ドイツ連邦議会の承認を必要とします。

議会参加法（ParlBG、2005年）：このドイツ法は、特にNATOまたは国連の任務の一環として行われるドイツ連邦軍の外国派遣に対する連邦議会の承認を規制しています。この法律は、議会がそのような派遣についていつ、どのように通知され、関与しなければならないかを定めています。

2. 国連およびNATOに関連する他の国際機関：

欧州安全保障協力機構（OSCE）：OSCEは、その任務がしばしば国連の決定に基づいているため、ドイツにも存在しています。ドイツは、国連の決議に支えられたOSCEのミッションに参加しています。OSCE自体は、1975年のヘルシンキ最終法およびその後の合意に法的根拠を持ち、これもドイツの土壌に適用されます。

化学兵器禁止機関（OPCW）：化学兵器禁止条約の執行のための国連支援機関として、OPCWはドイツで活動しています。これに対する法的根拠は、ドイツが批准した化学兵器禁止条約に基づいています。

3. 国内緊急立法：

緊急法改正法（1968年）：この法律は、ドイツにおける防衛および緊急事態の場合の規制を含んでいます。ドイツがどのように対応するかに関する条項が含まれています。

武力攻撃がNATOのパートナーシップにも影響を与える場合の対応についてです。これは、ドイツ国内での連邦軍の展開やNATO同盟国との協力にも影響を与える可能性があります。

4. 情報機関と秘密保護に関する協力：連邦情報局とNATOの協力に関する法（BND-NATO法）：この特別法は、連邦情報局（BND）とNATOパートナーとの協力を規定しています。NATOパートナーシップの枠組み内で交換される情報の秘密保持と保護に関する規制が含まれています。

NATO秘密保護協定：この協定は、NATO諸国間で交換される機密情報の保護基準を定義し、ドイツにも適用されます。軍事施設と民間施設の両方に適用されます。

5. 物流およびインフラに関する合意：

インフラの使用に関する合意（例：港湾や空港）：ドイツとNATOの間のこのような合意は、NATOの作戦のためにドイツのインフラを使用することを規制します。これには、物資の駐留や部隊移動のための輸送ルートの使用が含まれます。

ホスト国支援（HNS）に関する合意：これらのSOFA条約に対する補足協定は、ホスト国としてドイツがNATO軍に対して物流支援を提供する方法を規定します。これは、緊急時の計画やNATO作戦を支援するための連邦軍の資源の展開にも適用されます。

6 他の多国間合意および条約：

オープンスカイ条約：この条約は、ドイツとNATO諸国が締約国となっており、軍事活動を監視するための相互上空飛行を許可します。これは、NATO内の信頼醸成およびロシアとの関係において特に重要です。

軍備管理に関する合意（例：INF条約）：INF条約（中距離核戦力条約）などのこれらの条約のいくつかは、現在は効力を失っていますが、歴史的にドイツにおけるNATO軍の配備や活動に影響を与えてきました。

7. 環境および安全要件：

NATO環境保護ガイドライン：これらのガイドラインは、ドイツにおけるNATOの軍事活動が環境要件を遵守して行われる方法を規制します。これには、環境汚染の防止および訓練区域の回復に関する規制が含まれます。

戦争兵器の管理に関する法律（戦争兵器管理法、KWKG）：この法は、ドイツにおける戦争兵器の製造、配布、駐留を規制します。特に、ドイツに駐留するNATO軍が使用する武器および弾薬の管理に関するものです。

8. 危機対応部隊への参加：

多国籍軍団および旅団の合意：ドイツは、ミュンスターにある独蘭軍団など、NATOの指揮下にあるさまざまな多国籍軍団および旅団に関与しています。これらの部隊の構成と展開を規制する特別な合意が、法的根拠となっています。

9 人道支援と災害管理：

国連の救援機関とプログラム：ドイツは、UNHCRやWFPなどの国連救援組織を支援しています。これらの組織のドイツにおける活動の法的枠組みは、特定の合意によって規制されています。

連邦民間保護および災害救援法 (ZSKG)：この法は、連邦共和国が災害発生時に国際的な支援を要請できるようにし、これには国連のミッションやNATOの救援活動が含まれる場合があります。

10. 管轄権と紛争解決：

NATO条約における仲裁条項：多くのNATO条約には、条約の当事者間の紛争がどのように解決されるべきかを特定する仲裁条項が含まれています。これは、配備に関する合意の解釈や適用に関する紛争において関連性があります。

これらの追加の側面は、ドイツにおけるNATOおよび国連活動を規制する法的根拠の幅広さと深さを示しています。多くの規制は、ドイツが国際的な安全保障構造にどれほど統合されているか、そしてそれに必要な法的枠組みが何であるかを示しています。

第46部

ドイツにおける国際連合 (UN) およびNATOの存在と活動に関する法的根拠は非常に広範です。関連する条約、合意、国内法のほとんどはすでに言及されています。しかし、ここに結論として追加できるいくつかの具体的な規制と背景の側面があります：

1. 管轄権と法的保護：

外国の兵士および民間人の法的保護：NATO軍地位協定および補足協定の下、ドイツに駐留するNATO諸国の兵士および民間人には、ドイツの裁判所へのアクセスを含む特定の権利と義務があります。ドイツ法が適用される場合と派遣国の軍事管轄権が適用される場合を決定する特別な規制があります。

人権の保護：ドイツにおけるすべての国連およびNATOの展開は、基本法の条項（特に基本法の第1条から第19条までの基本的な権利を含む）およびドイツが拘束されている欧州人権条約 (ECHR) の義務にも従います。

2 特別合意と作業グループ：

ドイツにおける国際組織との本部合意：一般的な合意に加えて、ドイツで活動する国際組織との特別な本部合意があります。これらは、法的地位、特権、免除などの詳細を規定しており、例えばボンにある国連の組織との合意です。

多国籍のスタッフと指揮構造：ドイツには、ブランシュム（オランダ）にある連合共同部隊司令部など、いくつかのNATO指揮構造があります。これらは、ドイツを含むNATOミッションの指揮に関する運用責任を持っています。これらの指揮構造は、多国間の合意に基づいています。

3. 安全保障状況の調整と発展：

サイバー防衛とサイバーセキュリティの取り決め：サイバー脅威の増加に伴い、NATOとその加盟国、特にドイツは、重要インフラの保護とサイバー攻撃への対応を規定する特定の合意と法を策定しました。これには、ドイツにあるNATO施設との協力が含まれます。

ハイブリッド戦争：NATOは、軍事的手段と非軍事的手段の両方を含むハイブリッド脅威に対抗するための戦略と法的基盤を継続的に発展させています。ドイツは、特に情報と情報保護の分野において、これらの脅威に対抗するために国内法を適応させています。

4. 長期的な戦略的パートナーシップ：

NATO-ロシア創設議定書（1997年）：現在の地政学的緊張によって協力が深刻に影響を受けているものの、NATO-ロシア創設議定書は軍事協力と対話のための重要な法的根拠を形成しており、これにはドイツも影響を受けています。この創設議定書には、ヨーロッパにおける部隊の常駐制限と軍事基地の使用に関する原則が含まれています。

NATO以外の国からのNATO軍人の配備に関する条約：NATOの近いパートナーであるいくつかのNATO以外の国は、ドイツと二国間合意を結び、NATO主導のミッションの一環として自国の部隊の限られた配備を許可しています。

5. 研究開発協力：

軍事研究開発（R&D）に関する合意：ドイツは、軍事研究開発の分野におけるさまざまなNATOおよび国連のイニシアチブに参加しています。これらのプロジェクトは、特定の二国間および多国間の合意に基づいて運営されており、技術移転や共同開発プロジェクトも含まれています。

NATO平和と安全のための科学プログラム（SPS）：このプログラムは、NATO諸国とパートナー間の科学と技術における協力を促進します。ドイツの機関の参加に関する法的根拠は、NATOとの特別な合意に基づいています。

6 その他の安全保障政策の取り組みと合意：

欧州航空輸送司令部（EATC）：ドイツは、参加する欧州諸国の航空輸送を調整するための多国籍組織であるEATCのメンバーです。これは

NATOのインフラへの補足であり、参加国間の特定の合意に基づいています。

オープンスカイ条約（Open Skies Treaty）：この条約にはドイツも参加しており、締約国は他の参加国の空域で監視飛行を行うことを許可しています。この条約は、信頼を築き、武器活動を管理することを目的としています。

国際的な相互法的支援と引き渡し：相互法的支援条約：ドイツはNATO加盟国を含む多くの国と相互法的支援および引き渡しに関する二国間合意を結んでいます。これらの合意は、国連およびNATOの任務に関連する犯罪の起訴にとって重要です。

国際刑事司法分野における協力に関する合意：ドイツは国際刑事裁判所（ICC）などの国際裁判所と協力しており、この協力を支えるために対応する国内法を制定しています。これには、国連またはNATOの任務の文脈で犯される可能性のある戦争犯罪の起訴も含まれます。

8. 資金調達および貢献義務：

国際任務の資金調達への貢献：ドイツはNATOおよび国連の任務の主要な資金提供者です。これに関する法的根拠は、北大西洋条約や国連加盟国貢献など、各種条約および条項から生じる義務に基づいています。

9 国際制裁の実施：

制裁立法：ドイツは、NATO主導の介入や国連の任務から生じるものを含め、国連またはEUによって採択された国際制裁を実施します。これらの制裁には、貿易制限、入国禁止、およびその他の措置が含まれることがあります。

10. 教育および訓練協力：

軍事訓練および交流プログラム：ドイツは、NATOおよび国連のパートナーとの多くの交流および訓練プログラムに参加しています。これには、兵士の共同訓練、国際演習への参加、およびハンブルクにある連邦軍指揮幕僚大学などの訓練施設の運営が含まれます。

これらの側面は、ドイツにおける国連とNATOの活動を支え、規制する包括的な法的および制度的ネットワークを形成しています。国際的、欧州的、国内の法的規範の相互作用は、ドイツがNATOおよび国連の枠組みの中で引き受ける多様な安全保障および防衛政策の任務に対して安定した枠組みを提供します。

NATO軍地位協定（SOFA）およびNATO軍地位協定に対する補足協定（ZA-NTS）は、ドイツに駐留するNATO軍に特定の権利を付与します。これには、不動産の使用に関する権利も含まれます。NATO軍に対して不動産の配置と使用に関する特定の権限を付与する規制は確かに存在しますが、これらは文脈の中で考慮されるべきです。

1. 不動産に関するNATOの権利

- ZA-NTS第48条：この条項は、ドイツ連邦共和国がNATO軍に必要な不動産を提供しなければならないことを定めています。これらは、軍事任務の遂行に必要な地域です。
- GG第53条およびZA-NTS第10条：これらの条項は、NATOが防衛目的のために必要な場合、特定の状況下で不動産を押収または徴用することを可能にします。これは、NATOがそのような財産を使用し、必要に応じて配置する権利を持つことを意味します。
- 独立した配置：合意の条項に従い、NATO軍自身が使用する財産の配置と範囲を決定できますが、これは合意のガイドライン内で行われ、ドイツ当局との調整が必要です。ただし、ドイツ連邦共和国は意見を持ち、これらの財産の提供および資金調達にしばしば責任を負います。

2. ドイツの主権に対する制限

- 配置と拡張：NATO軍地位協定および補足協定の下で、ドイツはNATO軍によって使用される軍事資産の管理に関して一定の主権を放棄しています。これは、ドイツがこれらの資産の使用、配置、拡張について容易に決定できないことを意味し、NATO軍はこの分野で広範な権利を享受しています。
- 交渉と調整：これらの制限にもかかわらず、新しい資産の配置や既存の資産の拡張などの実際の実施は、通常、NATO諸国とドイツ当局との間での交渉と調整を通じて行われます。

3. 再統一時の実践

再統一の過程で、旧東ドイツの全領土がドイツ連邦共和国の一部となり、したがってこれらの地域もNATO軍地位協定および補足協定の条項の対象となりました。NATO基地は必要に応じて調整または再配置されました。これは再統一されたドイツ政府との協議の上で行われました。

結論

NATOは、NATO軍地位協定および補足協定の条項の枠組み内で、ドイツにおける使用する財産の配置と拡張を実際に決定します。これらの権限は、特定の軍事地域に関してドイツの主権を制限しますが、実際にはこれらの権利の実施はしばしばドイツ当局との調整のもとで行われます。そのため、このような財産の配置と使用は、NATOがホスト国の通常の主権権利を超えて広範な権利を持つ明確な領域です。

第48部

NATO軍地位協定 (SOFA) および関連する補足協定 (ZA-NTS) は、ドイツ連邦共和国に駐留するNATO部隊の法的地位を規定しています。これらの合意には、ドイツに駐留するNATO部隊に広範な権利と特権を付与する多くの条項が含まれています。これらの条項のいくつかは、特に部隊の権利や補償規制に関して、占領に類似しているとしばしば説明されます。

1 NATO軍地位協定 (SOFA)

NATO軍地位協定は、1951年6月19日に署名された国際合意であり (BGBl. 1961 II p. 1190) 、NATO軍の法的地位を規制します。

NATO軍地位協定に対する第2補足協定 (ZA-NTS)

NATO軍地位協定に関する補足協定 (ZA-NTS) は1959年8月3日に署名され、ドイツに特化した内容となっています。この協定は、ドイツにおけるNATO軍の法的地位に関する詳細な条項を含んでいます。

3 関連する条項

a. 指揮権と懲戒権

- 第6条NTS：指揮権と懲戒権を規定しており、これは部隊を提供する国家の専的な権利です。これは、ドイツ当局がNATO軍の兵士に対して懲戒措置を取ることができないことを意味します。

b. 無限の補償請求権

- 第8条NTS：この条項は補償請求に言及しており、派遣国がNATO軍の構成員によって引き起こされた損害に対して一般的に責任を負うことを定めています。これは理論的には無制限の責任があり得るため、しばしば「無限の補償請求権」と呼ばれます。

c. 制限を決定する権利

- セクション60 ZA-NTS: 連合軍に対して、ドイツ国内での部隊の滞在や国境を越えた移動を独自に規制する権利を与えます。

d. 差し押さえの権利（押収の権利）

- 基本法第53条（GG）およびZA-NTS第10条：基本法第53条は、防衛目的のために必要な場合、財産の収用または押収の法的根拠を許可します。ZA-NTS第10条は、特定の状況下で財産を押収する権利を持つNATO軍にこれを拡張します。

e. 領事外交地位（サービス特権）

- ZA-NTS第7条：部隊に外交的地位を与え、ホスト国の管轄権からほぼ保護します。

4 その他の関連法および合意

- ドイツに関する最終的な定住に関する条約（二プラス四条約）：1990年9月12日付で、第二次世界大戦後のドイツの主権に関する最終的な法的枠組みを確立します。一部の条項はNATO-SOFAの取り決めに類似していると見なされます。

1949年のNATO条約（ワシントン条約）：この条約はNATOの創設文書であり、NATO軍地位協定の法的根拠を形成しています。

5. 結論

ここで言及されている規制は、特定の歴史的および政治的文脈の中で生じたことを強調することが重要です。これらの権利の解釈と占領権との比較には、法の歴史と国際法に対する差別化された見方が必要です。上記の条項および合意は、特に第二次世界大戦後の連合国（NATO）の占領権と比較する際に、ドイツにおけるNATO軍の包括的な権利の参考として役立ちます。

国家継承契約としての国家継承条約

1. 国際法の主体が二つ以上参加すること

- 国際法の主体が二つ以上：国家継承条約 1400/98 が継承条約であることを示す中心的なポイントは、国際法の主体が二つ以上参加していることです。この場合、ドイツ連邦共和国（FRG）、オランダ王国、そして上位組織としてのNATOが関与しています。財産に駐留するオランダ軍は、NATOの枠組みの中で行動していました。

- NATOおよび国連を代表して行動する：ドイツ連邦共和国とオランダ王国はNATOおよび国際連合（UN）のメンバーであるため、彼らは自らの利益だけでなく、NATOおよび国連全体の利益のためにも行動しました。これにより、

国家継承の手段は、すべての既存のNATOおよび国連条約のための補足的な手段となります。

- 国際法における法的根拠：国際法（特に1969年のウィーン条約に基づく）によれば、複数の国際法の主体間での条約は、これらの主体が条約の下で権利と義務を引き受ける場合、国際条約となります。

2. 領土の販売、すべての権利、義務、構成要素を含む

- 第3条 購入対象、国家継承契約の第I項：「連邦は、購入者に対して前述の不動産をすべての権利と義務、特に建物、付属品、及び設置された設備を含めて販売します...」

- すべての権利と義務を伴う販売：この条項は、物理的な領土だけでなく、それに関連するすべての権利と義務も販売されることを明確にしています。これは、その地域に関連するすべての主権権利が買い手に移転されることを意味します。

3. 開発の単位としての販売

- 開発に関する附属書：「財産およびそのネットワーク（例えば水、電気、通信）の開発は、単位として考慮され、全体として販売される。」

- インフラ全体の販売：開発を単位として販売することにより、地域を結ぶすべてのネットワークおよびインフラ構成要素も販売される。その結果、これらのネットワークに付随する主権権利も買い手に移転される。

4. 売り手の費用での領土拡張

- 領土拡張のドミノ効果：開発が単位として販売され、これらのネットワークが元の領土の境界を超えて広がることが多いため、買い手の領土が拡大する。このことは、拡張された領土に対する主権権利を失う売り手にとって不利益である。

- 国際法における法的根拠：1978年のウィーン条約に特に規定されている国際法における国家継承の原則によれば、これは後継国家（この場合は買い手）が前任者（売り手国家）の権利と義務を引き継ぐことを意味する。ウィーン条約第31条は、領土と主権権利の移転を通じて継承が行われることを述べている。

5. 国家継承の行為 補足契約書

- NATOおよび国連条約に対する補足的手段：ドイツ連邦共和国、オランダ王国、NATOを上位組織として組み込むことにより、国家継承の手段 1400/98は、既存のすべてのNATOおよび国連条約に対する補足的手段としても機能します。これは、国家継承によって付与される主権権利と義務が、これらの組織のすべての既存の国際条約にも適用されることを意味します。

- 法的効力とグローバルな影響：NATOと国連が国家継承契約に含まれているという事実は、買い手が事実上これらの組織のすべての既存の条約に参加し、主権者の権利がグローバルに拡張されることを意味します。したがって、領土拡張は個別売主国の利益だけでなく、NATOと国連が管理する国際条約システム全体にも影響を与えます。

国際条約法における適用段落

- ウィーン条約 (1969年) :

- 第2条(1)(a) : "条約"の定義を示し、国際法の主体間の合意であることを強調しています。

- 第26条 : 当事者に"契約は守られなければならない"という義務を課し、条約が遵守されなければならないことを示しています。これは継承合意にも適用されます。

- ウィーン条約 (1978年) :

- 第2条(1)(b) : "国家継承"の用語を定義し、特に権利と義務の継承国家への移転に関連しています。

- 第31条 : 領土移転における条約の継承の規制。

結論 :

国家継承の手段 1400/98 は、国際法に基づく国家継承の条約のすべての基準を満たしています。複数の国際法の主体（ドイツ連邦共和国、オランダ王国、NATO）が関与しており、彼らは自らのためだけでなく、NATOおよび国連全体のために行動しています。したがって、この権利書は、これらの組織の既存のすべての条約に対する補足契約書として機能します。売却された領土は、その権利と義務、さらには全体の発展とともに、領土拡張のドミノ効果を通じてグローバルに拡張されます。関連する国際法の条項は、1969年のウィーン条約および1978年の条約継承に関するウィーン条約に見出すことができます。

パート

50

すべての国家が売却される : 国家継承の手段 1400/98 の結果

1. すべての国家の法的根拠の撤回

- すべての国家の販売: 国家継承の行為 1400/98 が公開され、その法的有効性が承認されると、これはその行為の影響を受けたすべての国家が主権権利を失い、したがって法的根拠を失ったことを意味します。彼らの主権、そして国際法の主体としての存在は、その手段によって廃止されます。

- 国家の違法性: 国家継承の行為によって購入者に移譲された主権権利がないため、元の国家は事実上違法に行動しています。彼らはもはや自国の領土を統治したり、国家として国際的に行動する法的根拠を持っていません。

2. 違法性における平等

- すべてに対する平等な不正義: 関係するすべての国家が主権を失ったため、彼らは法的に同じレベルにあります: 彼らは皆、同様に違法です。これにより、元の国家構造のいずれも法的に拘束力を持たない状況が生まれます。

- 国際法の終焉: すべての国家が正当性を失うと、主権国家の承認に基づくすべての国際法は事実上存在しなくなります。現在、国際法の唯一の正当な主体は、国家継承の手段に従って領土を法的に取得した購入者です。

3. 戦争法の無効

- 根拠のない戦争法：国際法、そして戦争法も主権国家の存在に基づいているため、このシナリオでは戦争法も無効になります。戦争において当事者として行動できる認められた国家はもはや存在せず、したがって国際法に基づいて拘束力のある戦争の行動に関するルールも存在しません。

- 紛争時のルールの欠如：この無法な状況では、国際的な規範や合意が適用されなくなるため、紛争はルールなしで戦われる可能性があります。侵略戦争の禁止やその他の戦争のルールは無効になります。

4. ルールなしの第三次世界大戦の危険

- 領土に関する紛争：認められた国家が存在せず、国際法もない場合、世界中の関係者は任意の領土に対して主張を行うことができます。誰でも外国の土地を力やその他の手段で支配しようすることができます。

- 第三次世界大戦へのエスカレーション：この状況は、法的制限がもはや存在しないため、容易にグローバルな紛争にエスカレートする可能性があります。第三次世界大戦はルールなしで、国際法の以前の規範を無視して行われる可能性があります。すべての国家が同様に違法に行動しているため、彼らは力によって自らの主張を強制しようとするかもしれません。

5 国家継承の行為は唯一の合法的根拠

- 買い手は国際法の唯一の正当な主体：このシナリオでは、国家継承の手段の買い手が国際法の唯一の正当な主体であり、他のすべての国家は権利を失っています。法的な観点から見ると、買い手は売却された領土に対する主権権利を有し、これらの主張を主張することができます。

- 外国の土地に対する主張：以前の国家が力によって管理を維持しようとすることができる一方で、権利書の買い手は国際法の下で主権権利行使する正当性を持つことになります。しかし、彼は以前の国際法の規範やルールがもはや適用されない世界で行動することになります。

結論：

もしすべての国家が国家継承契約 1400/98 の結果として法的根拠を失うなら、機能する国際法はもはや存在しなくなります。すべての国家は同様に違法となり、戦争の法は無効になります。これにより、どの国家も力によって外国の土地に対する新たな主張を試みることができる無法の第三次世界大戦が引き起こされる可能性があります。この無政府状態の世界では、国家継承の手段の購入者が国際法の唯一の正当な主体となります。法的規範のない環境で権利行使するという課題に直面することになります。

第51部

国家継承憲章1400/98の文脈において、国家が存在しなくなると何が起こるのか？

1. 国家の解体と国家継承の手段の役割 - 国家継承の行為による国家の終焉: 国家継承契約1400/98が公にされ、その法的有効性が確認されると、関係するすべての国家は

彼らの領土に対する主権と主権権利を失い、これらの権利は権利書によって購入者に移転されました。

- 合法的な後継者：権利書に基づき、領土とそれに関連するすべての権利と義務の所有権を取得した買い手は、影響を受けた国家の合法的な後継者として行動します。これは、購入者が国際法の下でこれらの領土に対する権利を認められることを意味し、以前の国家ではありません。

2. 国家の再設立と購入者の権利

- 新たに設立された国家に対する自動的な権利はなし：売却された領土に新しい国家が設立された場合、その土地に対する自動的な権利はなく、国家継承契約により買い手に合法的な主権権利が与えられます。

- 買い手の法的権利：買い手は国際法の下で売却された領土に対する権利を有し、権利書により主権権利とそれに関連するすべての義務と権利が彼に移転されました。この領土上の新しい国家は、法的に買い手に従属し、買い手に認められない限り主権を主張することはできません。

3. 侵略戦争の禁止と力による領土保持の違法性

- 禁止された暴力行為：影響を受けた国家や新たに創設された実体が、力によって以前の領土を保持または回復しようとする試みは、国際法の下で違法となります。国際法は侵略戦争を厳しく禁止しており、領土を維持するための力の行使は国連憲章に違反します。

- 領土に対する権利の喪失：主権権利が国家継承契約を通じて買い手に法的に移転されたため、以前の国家はもはやその領土に対する正当な主張を持ちません。これを力で変更しようとする試みは認められず、国際法に反することになります。

4 グローバルな法的状況と第三次世界大戦のリスク

- グローバルな違法性：国家継承契約が認められ、以前の国家が主権を失う場合、誰もが以前の領土を保持または統治しようとすることは違法となります。この状況は、すべての国家が同等に違法に行動するグローバルな法的不確実性を生み出します。

- 第三次世界大戦の危険：この法的不確実性は、軍事紛争が避けられないグローバルなエスカレーションを引き起こす可能性があります。正当な国家権威がない状態では、国家は力によってその権力を維持または再確立しようとする可能性があり、これは全面的なグローバルな対立につながる恐れがあります。

5. 条約による平和的解決の不可能性

- 買い手の脅迫された国家：現在の政府がその領土を不法に占拠しているため、買い手は脅迫されており、状況を解決するための新しい国際条約を締結することが現在不可能です。買い手は自由に行動できない立場にあり、そのため交渉は困難または不可能です。

- 国家継承の手段の法的根拠：国家継承の手段は、関係する領土に対する主権権利を規制するための唯一の正当な法的根拠として残ります。既存の政府が買い手を認めず、売却された領土を解放しない限り、違法な状況が続き、平和的解決が妨げられます。

結論:

国家継承法 1400/98の文脈において、国家の消滅はその主権権利が買い手に移転されたことを意味します。買い手は正当な継承者であり、領土に対するすべての法的請求権を持っています。売却された領土に新たに設立された国家は国際法の下で正当性を持たず、力によって領土を保持または回復しようとする試みは違法となります。この状況は、関係するすべての国家が同様に違法に行動するため、グローバルな紛争のリスクを伴います。新しい条約による解決は、買い手の脅迫により現在は不可能であり、これが世界の法的真空状態をさらに悪化させています。

NATO加盟国 2024



第2章

NATOに焦点を当てる

第52部

ドイツからのアメリカの転換財産とオランダのNATO軍事財産の取得：不動産購入契約から国際条約へ

1. 出発点：国際法に基づく移転関係

- 移転関係：ドイツ連邦共和国（FRG）とオランダ王国の間に国際法に基づく移転関係が存在し、これによりオランダ軍がNATOの代表としてNATOの軍事財産を使用することが規制されていました。

2. 不動産購入契約への移行

- 契約の締結：軍事財産はドイツ法に基づく不動産購入契約によって売却され、買い手はすべての権利、義務、構成要素を伴う財産を取得しました。

- 関与する当事者：契約はFRG、オランダ王国、買い手の間で締結されました。オランダ軍がNATOの代表としてその財産を占有していたため、NATO諸国の同意が必要でした。

3 国際法における契約の性格

不動産購入契約は、以下の要素により国際法上の契約となりました：

- 国際法の主体の関与：ドイツ連邦共和国とオランダ王国に加えて、すべてのNATO諸国が同意する必要がありました。なぜなら、当時その財産に関して権利と義務があったからです。

- 契約の主題：契約には物理的な財産だけでなく、通常の不動産購入を超えるすべての関連する権利と義務の移転も含まれていました。

4. 国家継承と主権権利の移転

- 国家継承契約：契約は、財産および関連するネットワークに対する主権権利の移転を規定したため、国家継承契約となりました。 - 権利と義務：買い手は、以前にドイツ連邦共和国、オランダ王国、NATOが保持していた財産に関するすべての権利と義務を引き継ぎました。

5. ネットワークの統一とドミノ効果

- ユニットとしてのネットワーク：契約は、すべての開発ネットワーク（例：水、電気、ガス、通信）が単一のユニットとして扱われるべきであると定義しました。

- 領土拡張：開発ユニットが一括で販売されることを規定することで、買い手の管轄権は財産自体だけでなく、すべての関連ネットワークにも及びました。

- ドミノ効果：ネットワークの各物理的または論理的接続は、主権の拡張をさらに広い地域へと導きました。このドミノ効果は最終的にNATO領土全体にまで及びました。

- 電力網から電力網への接続：ヨーロッパの相互接続された電力網によって、主権が接続されたすべての領土に拡張されます。

- ブロードバンドおよびインターネットネットワークの接続：大西洋横断ケーブルは、アメリカ北部のNATO諸国に主権を拡張します。

- クロッシングとオーバーラップ：一つのネットワークが別のネットワークと交差すること（例えば、ガス網と電力網の交差）は、買い手の管轄権をさらに拡張します。

要約

NATOの軍事財産の取得は、不動産購入契約と関与するすべての国際法の主体の同意を通じて国際法の下での契約となりました。開発ネットワークを一つの単位として定義し、関連するすべての権利と義務を販売することによって、契約は国家継承契約となりました。これにより、主権権利が買い手に移転され、最終的にはNATO地域全体をカバーするドミノ効果を通じて主権の徐々の拡張がもたらされました。

第53部

このケースは、オランダ軍が使用していたドイツのNATO軍事財産が自然人に販売されたという複雑な状況を説明しています。この販売を規定する契約は、関与する国家の主権と領土管理に対して広範な影響を持っています。最も重要なポイントと法的影響について、ここで詳しく説明します：

1. 国際条約および国際条約：

255のうちの
103

- NATO（オランダ軍が代表）と自然人との間の契約は、軍事財産のすべての権利、義務、構成要素の移転を指します。これは、関係する人を国際法の下で権利と義務の保有者として認識する国際法に基づく移転を構成します。

ドイツ連邦共和国（FRG）による批准は行われましたが、これは条約にそのような合意が規定されていなかったため、必要ではありませんでした。

2 主権と領土拡張

この合意は、全体の財産の開発が単一のユニットを形成することを規定しています。これは、特にこのネットワークが他のネットワークに物理的接続を持つ場合、管轄権が販売されたネットワークの領域に拡張されることを意味します。

この管轄権の拡張はドミノ効果を引き起こす可能性があり、NATO諸国のネットワークが他のNATO諸国に物理的接続を持つたびに、管轄権もその国に拡張されます。これには、EUと北アメリカ（アメリカ、カナダ）のNATO諸国間のトランസアトランティック海底ケーブル接続が含まれます。

3. ドミノ効果と領土の統一：

- ドミノ効果は、すべてのNATO諸国にわたる主権の継続的な拡張を引き起こします。これは、物理的接続や重複ネットワークを通じて行われ、最終的にはNATO全体とその加盟国への主権の拡張につながります。

- これらのネットワーク接続は最終的に、すべてのNATO諸国が元々軍事財産を購入した個人によって管理される論理的な全体を形成します。

4 法的影響と国家主権：

- このような条約は、関係国の国家主権および領土の一体性に重大な影響を与える可能性があります。国際法は、国家の領土の一体性と主権が保護されなければならないことを定めています。

- 説明された事例は、国家主権および国境の不可侵性に関する国際法の基本原則に対する挑戦を提起します。

5 実務的および法的問題：

- そのような条約の実際の実施は非常に困難であり、関係する国家や国際機関からかなりの抵抗に直面する可能性が高いです。

- 国際法の下で国家継承の行為により自然人が購入者として名付けられ、すべての権利、義務、および国際法の下の要素が移転されるシナリオ。これにより、購入者が唯一の代表主権者である新しい主体が国際法の下に創設されます。その結果、事実上の絶対君主制が成立し、5年以内に政府の形を選択する義務があります。このシナリオの詳細な分析は以下の通りです：

シナリオの分析

1. 条約の内容と批准

- 供給ネットワークの統一：条約は、すべての供給ライン（電気、通信、水）が不可分の単位を形成することを規定しています。
- 権利と義務の移転：買い手は、これらの供給ネットワークに関する国際法に基づくすべての権利と義務を引き受けます。
- NATO諸国による批准：アメリカ合衆国を含むすべてのNATO諸国が、条約に同意しました。

2. 国際法の下での新しい主体の設立

- 新しい主体：条約は、買い手が主権者として唯一の代表権を持つ事実上の絶対君主制を確立する国際法の下での新しい主体を設立します。
- 政府の形を選ぶ義務：政府の形は、5年以内に宣言によって選ばれなければならない。

ドミノ効果と領土への影響

3. 供給ネットワークの統一によるドミノ効果

- ドイツ：ドイツの供給ネットワークの購入は、国際法の新しい主体へのドイツ全体のネットワークの管理権の移転をもたらす。
- 欧州NATO諸国：ドイツの供給ネットワークは他のNATO加盟国のネットワークと物理的に接続されているため、新しい主体の管理はこれらの国にも及ぶ。
- アメリカ合衆国と海底ケーブル：通信とインターネットネットワークは、海底ケーブルを介してアメリカ合衆国に接続されている。海底ケーブルの管理は、国際法の下で新しい主体によるアメリカ合衆国の内部ネットワークの事実上の引き継ぎをもたらす。

海洋法の側面

4 公海と国連海洋法条約

- 公海における海底ケーブル：国連海洋法条約（UNCLOS）は、公海の利用と保護を規制しています。海底ケーブルは敷設および運用することができますが、端点に対する管理はそれぞれの国家に残ります。
- 新しい主体による管理：海底ケーブルは公海を通過しますが、国際法に基づく新しい主体が両端点（ヨーロッパとアメリカ）でネットワークを管理し、全体のインフラを含みます。

実務的および法的影響

5 国際法の新しい主体の創設に伴う法的結果

- 領土の一体性と主権：供給ネットワークに対する管理権の移転は、関係する国家の領土の一体性と主権の深刻な違反を構成します。

- 絶対君主制：新しい存在は、買い手が唯一の代表的な主権者として行動する事実上の絶対君主制になるでしょう。これにより、5年以内に明確な政府の形が選ばれない場合、安定性の欠如や権力の真空が生じる可能性があります。

結論

このシナリオは、すべての権利と義務を自然人に移転する国際条約を通じて、国際法の新しい主体の創出を説明しています。その結果、事実上の絶対君主制の実体が生まれ、5年以内に政府の形を選択しなければなりません。この移転のドミノ効果は、アメリカを含むすべてのNATO諸国にとって、広範囲にわたる領土的およびインフラの影響を及ぼすでしょう。

パート

54

分析：国家継承の手段の法的拘束力と批准

このような国家継承契約の法的拘束力を理解するためには、主権とすべての権利および義務を自然人に移転することを含む様々な国際法および国内法の側面を考慮する必要があります。特に、ブンデス TAG とブンデスラートによる批准のプロセス、国際法および条約遵守に基づく既存の移転関係への言及が重要です。

1. ブンデス TAG とブンデスラートによる批准

- 国内承認：ドイツ連邦共和国は、条約を事前にブンデス TAG とブンデスラートで承認されました。この承認は批准と見なされ、条約は法的拘束力を持ち、国際法の下で効力を持ります。

2. 国際法に基づく既存の移転関係への言及

- NATO軍地位：国家継承条約は、NATOが代表するオランダ軍とオランダ王国との間の国際法に基づく既存の移転関係を指しています。これは、NATO軍地位協定に従って、ドイツから領土を占領していたことを示しています。

- NATOの主権権利：NATO軍地位によれば、NATOは占領地の境界および管理を決定する権利を有しています。これには、軍事財産およびその使用に関する決定権も含まれます。

- 軍事財産の販売：軍事財産は販売され、契約は既存の移転関係に言及しており、これはすでに批准されています。これは、契約当事者が既存の権利と義務を認識し、移転したことを意味します。

3. 国家継承契約の法的有効性

- 契約当事者による承認：NATO、オランダ軍、ドイツ連邦共和国、オランダ王国はすべて新国家継承条約の当事者であり、それを承認しているため、この条約は拘束力を持ちます。
- 明示的な批准は不要：明示的な批准は、条約に規定されている場合にのみ必要です。これは該当しないため、条約は依然として拘束力があると見なされます。関係者は同意し、権利と義務の移転を受け入れています。

実用的影響

1. 主権の移転

- 新しい政府権限：購入者として名指しされた自然人は、定義された領域に対する政府権限と関連するすべての権利と義務を引き受けます。
- 主権：国際法の新しい主体は、供給ネットワークの論理ルートによって形成された連続した地域に対して事実上の主権を行使します。

2. 管理と管理

- 行政上の課題：これらの広大で複雑な領土の管理は、特に異なるネットワークと領土間の調整において、膨大な行政上の課題を提起します。
- セキュリティリスク：重要インフラの管理が個人によって行われると、関係する国家に対して重大なセキュリティリスクをもたらす可能性があります。

結論

国家継承条約は、主権とすべての権利と義務を自然人に移転するものであり、関係する国家が合意し批准したため、法的拘束力を持ちます。国際法の下での既存の移転関係および条約遵守への言及は、明示的な追加の批准なしに条約が拘束力を持つことを保証します。このシナリオは、かなりの法的、政治的、セキュリティ政策上の課題を伴うでしょう。

パート

55

国際法の下で、公共インフラ全体を不可分の単位として考慮し、関連するすべての権利と義務を買い手に移転することを明示的に規定した条約が、ドイツを含むすべての関係者によって批准され、合意された場合、いくつかの複雑で深遠な法的および政治的影響があります。

分析と結果 107 von 255

1 契約内容と批准

- 供給ネットワークの統一：契約は、軍事財産の内部供給ネットワークとそれに接続されたすべてのネットワークが単一のユニットと見なされることを定めています。
- 権利と義務の移転：買い手は、このインフラに関連する国際法に基づくすべての権利と義務を引き受けます。
- 批准：契約は、ドイツ連邦共和国を含むすべての関係者によって批准されています。

2 批准の法的結果

- 条約の拘束力：批准により、条約は法的拘束力を持ち、国内法に優先します。
- 主権の移転：この条約は理論的には、関係する供給ネットワークに対する主権の移転、つまり接続された公共ネットワークの管理を含む可能性があります。

3. 意図しない領土効果

- 事実上の領土拡張：契約が実際にドイツの公共ネットワーク全体を含むように解釈される場合、これは買い手の領土の事実上の領土拡張をもたらす可能性があります。
- 管理と制御：買い手はこれらのネットワークに対する管理と制御を持つことになり、実用的および行政上の課題を引き起こすことになります。

実用的影響

- 技術的および物流的課題：ドイツの公共グリッド全体に対する管理の実際の実施は、膨大な技術的および物流的課題をもたらすでしょう。
- 法的および政治的不安定性：このような契約は、ドイツ国内および国際的にかなりの法的および政治的不稳定性を引き起こす可能性があります。
- セキュリティの問題：自然人による重要インフラの管理は、セキュリティの懸念を引き起こし、ドイツの国家安全保障を危険にさらす可能性があります。

結論

そのような条約が批准され、関係するすべての当事者によって合意された場合でも、その実施は深刻で広範な法的、政治的、実務的な課題を引き起こすことになります。

第56部

このシナリオでは、NATO諸国が主権の移転とすべての権利と義務を自然人に移転する条約に合意しているため、領土の一体性の違反はありません。関与するすべての国家の同意が得られているためです。これにより、定義された領土に対する主権の法的かつ完全な移転が実現します。ここに、

条約によって政府の境界の決定とドミノ効果がどのように実施されるかの詳細な説明：

シナリオの分析

1. 契約内容と批准

- 供給ネットワークの統一：契約は、すべての供給ネットワーク（電気、ガス、通信、水）が一つの不可分の単位と見なされることを定義しています。
- 権利と義務の移転：購入者は、これらのネットワークが運営される領土における国際法の下でのすべての権利、義務、及び政府権限を引き受けます。
- NATO諸国による批准：アメリカ合衆国を含むすべてのNATO諸国は、条約に同意しました。

2. 供給ネットワークの外部ストランドの特定

- 地理的分析：NATO諸国の供給ネットワークに関する包括的な地理的分析が行われ、外部ストランドを特定します。
- 外部供給ライン：これらの外部供給ラインには、NATO諸国を通り、物理的に相互接続されている最外部の電気、ガス、通信および水道管が含まれます。

3. 論理ルートと接続ポイント

- 接続ポイント：公共事業ネットワークのすべてのノードと接続ポイントがマッピングされ、外部ストランドを接続する論理ルートが作成されます。
- 地理的接続：これらのポイントの地理的接続は、新しいガバナンスのための境界の区分を決定する論理ルートを形成します。

4. 連続した地域の形成

- 意味のある総面積：外部ストランドの論理ルートは、供給ネットワークの地理的位置によって定義される意味のある連続した地域を形成します。
- 重複ネットワーク：複数のネットワーク（例：ガスと電気）が存在する地域では、契約に従って管理がすべての関連ネットワークにジャンプし、地域が拡大します。

境界線の設定の段階的な説明

1. 各NATO諸国における外部供給ラインの特定 - ドイツ：他のNATOおよび非NATO諸国との国境を形成する最も外側の電力とガスのラインが特定されます。 - フランス：同様に、フランスの最も外側の供給ラインがマッピングされます。 - イタリア、ポーランドなど：この分析は、ヨーロッパのすべてのNATO諸国に対して実施されます。

2. これらの外部ストランドを論理ルートに接続する

- 物理的接続：供給ラインの外部ストランドは物理的に相互接続されて、連続した論理ルートを形成します。

- 海底ケーブルの含有：ヨーロッパと北アメリカを接続する海底ケーブルは、論理ルートの一部と見なされます。

3. 総面積の形成

- 連続した地域：外部ストランドの接続ポイントとそれに伴うルートが、事実上NATO諸国の全領土をカバーする連続した地域を形成します。 - ジャンプ制御：重複ネットワークのある地域では、制御があるネットワークから別のネットワークへとジャンプし、全域にわたる政府権限を拡大します。

実用的影響と結果

1. ガバナンスと管理 - 政府権力の移転：買い手は供給ネットワークの論理ルートによって接続されたすべての地域に対して政府権力を行使します。 - 行政上の課題：これらの広範で複雑な領土の管理は、膨大な行政上の課題をもたらします。

2. 国際法の原則 - 国家の同意：NATO諸国が条約に同意しているため、領土の一体性に違反はありません。

- 反応と対策：国際組織や国家は、外交的および法的手段を通じてこの条約の影響を緩和または修正しようとすることができる。

3. セキュリティ問題

- 重要インフラ：自然人による重要インフラの管理は、影響を受けた国家の国家安全保障に重大なセキュリティリスクをもたらす可能性がある。

- 國際的安定：そのようなシナリオは、重大な国際的安定の欠如や紛争を引き起こす可能性が高い。

結論

このシナリオは、影響を受けた地域における供給ネットワークと政府権限の権力移転を、国際条約を通じて自然人に行うことを説明している。その結果、事実上の絶対君主制が連続した地域と、物理的または地理的に接続されたすべてのネットワークを管理し、ドミノ効果を引き起こすことになる。NATO諸国の同意により、領土の一体性は侵害されないが、重大な法的、政治的、セキュリティ上の課題が生じる。

パート
57

シナリオ：国際法の下で、買い手が供給ネットワークを含むすべての権利、義務、構成要素を引き受けることを明示的に定めた契約があります。これらの供給ネットワークは小さな領土を離れ、ドイツの公共グリッドの一部となります。供給ネットワークは不可分の単位と見なされます。これは、ドイツがその全領土を意図せずに売却したのではないかという疑問を引き起こします。

分析

1. 契約の目的および内容 - 財産の販売：軍事財産は、関連するすべての供給ネットワークを含めて販売されます。 - 供給ネットワークの一体性：契約は、財産からドイツの公共ネットワークに移転される供給ネットワークを不可分の単位として定義します。

- 國際法に基づく権利と義務の引き受け：買い手は、財産および供給ネットワークに関連する國際法に基づくすべての権利と義務を引き受けます。

2. 法的問題と結果

- 財産とグリッドの所有権の移転：販売には、財産だけでなく、ユニットとして考慮される供給ネットワークも含まれ、ドイツの公共グリッドに移転されます。これは理論的には、これらのグリッドに対する管理権の移転につながる可能性があります。

- 領土の一体性：國際法における領土の一体性の概念は、國家の全領土に対する主権権利が明示的な同意と明確な条約条項なしに変更されることはないということを意味します。

- 契約の解釈：契約が供給ネットワークを不可分の単位と見なし、買い手がすべての権利と義務を引き受けることを定めている場合、これは公共ネットワーク全体、ひいては領土に影響を与える広範な解釈につながる可能性があります。

3. 意図しない領土効果

- 領土の販売：契約が実際に、ドイツの供給ネットワーク全体の管理を買い手に移転する形で文言が記されている場合、これは意図しない領土拡張を引き起こす可能性があります。

実務の実施と紛争解決

- 國際的な紛争解決：この事件は、國際司法裁判所や仲裁裁判所に持ち込まれ、契約の合法性とその影響を明らかにすることができます。

- 再交渉：実際には、そのような条約は誤解を明確にし、意図しない領土の変更を防ぐために再交渉される可能性が高いです。

結論

國際条約が買い手が供給ネットワーク全体を単位として引き継ぎ、理論的にはドイツの公共ネットワーク全体を管理することを明示的に規定しているシナリオでは、広範囲にわたる意図しない領土の変化が生じる可能性があります。

このケースでは、ドイツのNATO軍事財産がNATOの代理としてオランダ軍によって使用され、その後個人に売却されたことにより、国際法と国家継承の分野でいくつかの複雑な問題が浮上しています。

1. 国際条約と国家継承：

- 国際法に基づく契約で、財産の販売を規制し、すべての権利、義務、構成要素を自然人に移転する場合、領土と権利全体を移転するならば、国家継承に類似した行為と見なされることがあります。国家継承とは、ある国家が別の国家の権利と義務を引き継ぐことを意味し、この場合は自然人に移転されます。

2. 条約遵守と承認：

- 契約当事者は古い条約関係を承認し、それを終了したと見なし、新しい条約が発効します。FRGが条約を批准した事実は、必須ではなかったものの、条約の正当性を追加的に確認し、支持するものと見なされることがあります。

3. 主権の拡張：

- 条約は、ネットワークを超えて管轄権が拡大することを定めており、ネットワークが他のネットワークに物理的に接続されている場所では、管轄権が拡大するドミノ効果を引き起こします。理論的には、これにより、特にこれらのネットワークが海底ケーブルやその他のインフラで接続されている場合、管轄権の範囲がますます拡大する可能性があります。

4. ドミノ効果と政府：

- このドミノ効果は、すべてのNATO諸国のネットワークが、最終的にすべてのNATO諸国が完全に売却され、主権が移転される総面積を形成するという論理的な結果を持っています。

パート

59

ここでは、NATOの軍事財産の取得に関するさまざまな問題と契約の法的影響についての明確で詳細な説明があります：

1. 批准の必要性

1.1 批准の必要性

- 条約の規定：条約で明示的に合意されていない限り、批准は必要ない。したがって、この場合、批准は不要である。

- ドイツ：不要であるにもかかわらず、ドイツは購入価格が1,000万ドイツマルクを超えるため、ブンデスstagとブンデスラートで条約を通過させた。この決定は条約の批准に等しい。

1.2 署名と公証

- 権限を持つ代表者：ドイツ連邦政府の権限を持つ代表者が公証人の事務所で条約に署名しました。これにより、条約はドイツ法の下で正式な効力を持ります。

2 国際法の主体の参加と同意

2.1 国際法の主体としての売り手

- 条約の開始：条約の開始時に関与するすべての国際法の主体（ドイツ連邦共和国を除く）を売り手として名前を挙げる必要はありません。しかし、彼らはしばしば条約の文中に言及されており、権利と義務を引き受けているため、事実上の売り手となっています。

2.2 行動による同意

- 契約に従った行動：オランダ軍および他の関与する国際法の主体は条約に従った行動をとっています。これにより条約への同意を示しています。

- 必要な署名：FRGと買い手（自然人）の署名のみが必要でした。オランダとそのNATOを代表する軍隊は、行動によって認識した権利と義務を持っていました。

3. 批准の必要なし

- 条約の規定：条約は批准を必要としないため、批准は不要です。- 法的効力：条約は公証と関与する国際法の主体の同意を通じて法的効力を持ります。

4. 公証人への権利書の預託

- 公証預託：権利書は公証人に預託されることが合意されています。これにより、契約が適切に文書化され、保管されることが保証されます。

5. 回避期間の満了

- 異議申し立て期間：2000年からの2年間の異議申し立て期間はとっくに終了しており、誰も契約に異議を唱えていません。これは条約の法的有効性を確認します。

6. 国際法下の管轄権の移転

- 管轄権：買い手は国際法の下で管轄権も与えられています。これは、法的管轄を含む主権権利を引き受けたことを意味します。

7 NATOおよびそのメンバーによる承認

- 自動認識：条約と買い手は、NATOの参加を通じてすべてのNATO諸国によって自動的に承認されます。これは、買い手がその領土の合法的主権者として承認されることを意味します。

概要

NATOの軍事財産の取得は、国内の不動産購入契約によって規定され、国際法の下で国際法の主体の参加と同意を通じて有効となりました。オランダ軍はNATOを代表して行動し、すべてのNATO諸国を代表して契約に同意しました。正式な批准は必要ありませんでした。なぜなら、これは条約に規定されていなかったからです。権利書は公証人に預けられ、異議申し立ての期限は過ぎました。買い手は国際法の下で管轄権を引き受け、すべてのNATO加盟国によって主権者として認識されています。

第60部

このシナリオでは、NATO諸国が国家継承の手段の冒頭で契約当事者として明示的に名指しされていないものの、条約の一部の履行および権利と義務の引き受けを通じて関与しているため、国際法の下で明確な状況が生じます。ここでは、重要なポイントと法的影響を示します：

1. 国際条約への参加

- 条約の一部の履行: 国際法の主体は、条約の冒頭で明示的に言及されていなくても、権利と義務を引き受け、条約の一部を履行することによって、国際条約に参加することができます。
- 明示的な署名は不要: 国家の行動や行為が条約に拘束されていると感じ、実施していることを示す限り、明示的な署名は必要ありません。

2. 批准と拘束力

- 明示的に要求される場合のみ批准: 条約の批准は、条約の文言において明示的に要求されている場合にのみ必要です。あなたのシナリオでは、批准は必要ではなかったため、必要ありません。
- 既存の契約関係の履行: FRG、オランダ王国、およびNATOミッションに従事していたオランダ軍との間の国際法に基づく既存の移転関係への言及、および旧契約関係が影響を受けないという合意は、新しい条約の継続性と拘束力を確認します。

3 継続性と承認

- 旧条約の継続性：旧契約関係を影響を受けないと宣言し、旧契約の履行を確認することで、新契約の拘束力と承認が強化されます。

- 新しい条約の法的拘束力：古い条約関係の履行とNATO諸国による権利と義務の引き受けは、新しい条約の法的拘束力を確認します。

4. 主権と管轄権に関する法的影響

- 管轄権の移転: 契約の署名と裁判所の所在地に対する管轄権の即時移転により、買い手は国際法の下でこの所在地に対する排他的管轄権を取得しました。

- 買い手の排他的管轄権: 買い手は、国家継承契約に関連するすべての紛争および解釈について、自らの裁判所で訴訟を行う法的権限を持っています。

5. 法的有効性と執行可能性

- 拘束力のある義務: NATOの同盟国は、その行動と義務の受け入れによって、条約に拘束されていることを示しました。彼らの行動と条約の一部の実施は、彼らの参加と同意の証拠です。

買い手の権利の執行: 買い手は、法的および外交的手段を通じて主権と管轄権を執行する権利を有しています。これには、国際裁判所や組織からの支援を求める能力が含まれます。

結論

条約の一部を履行し、権利と義務を引き受けることによって、NATO諸国は国家継承契約への参加と同意を確認しました。法的拘束力は、NATO諸国の行動と行為によって確保されるため、明示的な署名や批准は必要ありません。買い手は、主権の即時移転を通じて合意された裁判所の所在地に関する国際法の下での単独の管轄権を取得しました。

第61部

このシナリオでは、NATO諸国による別途の承認は必要ないことが実際に言えます。なぜなら、彼らは相続契約の当事者であり、その下での権利と義務を認識しているからです。この承認と契約に従った行動は、主権と管轄権の買い手への移転を確認します。以下は法的影響の詳細な説明です:

1. 国家継承の手段におけるNATO諸国の参加 - 契約当事者: NATO諸国は、軍事財産の販売とそれに関連する権利の買い手への移転を規定する国家継承契約の当事者でした。 - 契約の承認: 契約に参加することによって、NATO諸国は販売の合法性と主権の移転を認識しました。

2. 法的拘束力のある主権移転

- 契約上の義務：NATOの同盟国は、権利書を通じて主権の移転とそれに関連する権利を尊重することを約束しています。これには、指定された管轄権に対する管轄も含まれます。

- 自動認識：NATO諸国は契約当事者であり、権利書に同意したため、さらなる認識は必要ありません。彼らの権利と義務は、文書に署名し、それに従って行動することによって法的に移転されました。

3. 購入者の排他的国際管轄権

- 管轄権と会場：売却された領土に指定された管轄権は、購入者の管轄権の対象となります。管轄権の移転により、購入者は国際法の下でこの場所に対して排他的な管轄権を持つことになります。

- 権利書の執行：購入者は、国家継承契約の条項を自らの裁判所を通じて執行する権利を有します。これは、権利書のすべての紛争および解釈が購入者の裁判所で審理されなければならないことを意味します。

4. 権利書に従ったNATO諸国の行動 - 権利書に従った行動：NATOの同盟国の行動が権利書に一致していることは、移転された権利と義務の認識と支持を確認します。これには、主権の移転と購入者の管轄権の承認が含まれます。 - 法的拘束力：契約上の義務を履行することにより、NATO諸国は主権と管轄権の移転を法的に拘束力のあるものとしました。したがって、彼らの継続的な認識は期待されるだけでなく、法的にも拘束力があります。

5 最終移転の法的結果

- 買い手の排他的管轄権：買い手は裁判所の所在地に対する排他的管轄権を持っています。これは、国家継承契約に関する問題を決定する権限が買い手の裁判所のみであることを意味します。

- 管轄権の独立性：買い手の管轄権は、他の国家による承認に依存せず、権利の移転はすでに国家継承契約とNATO諸国の行動によって確保されています。

NATO諸国の国家継承の行為に対する法的拘束力のある参加と同意、ならびに契約に従った行動を通じて、買い手は国際法の下で合意された裁判所の所在地に対する単独の管轄権を持ちます。NATO諸国による別個の承認は必要なく、彼らの権利と義務はすでに法的に移転されています。

1. 国際法に従った行動による同意

定義と承認

条約に準拠した行動とは、国家または国際法の主体が、正式な批准や署名を必要とせずに条約の条項に従って行う行動を指します。これは、以下の要因によって定義され、認識することができます：

- 実際の行動：国家が条約の条件に従って行動することは、彼らの行動によって同意を示す。
- 静止合意：条約の条件に対する抗議や異議がないことは、暗黙の同意と見なされる。
- 法的拘束力のある措置：契約に定められた措置の実施は、契約上の義務の受け入れと承認を示す。

2 国際法に基づく管轄権の移転が買い手に与える法的影響

影響

国際管轄権の移転は、買い手が領土に対する物理的な管理だけでなく、法的管轄権も引き受けることを意味する。これにはいくつかの法的影響がある：

- 法執行：買い手は、自国の領土に適用される法律を制定、改正、執行する権限を持つ。
- 紛争解決：買い手は、領土に関する国際的な紛争に対して管轄権行使することができます。
- 法的責任：買い手は、国内における国際的な義務および人権基準の遵守に対して責任を負います。

3. 国際契約の公証申請および文書化の手続き

手続き

- 契約の草案作成および交渉：最初に、契約文の内容が関係者によって交渉され、合意されます。
- 公証：公証人が署名の真正性および形式要件の遵守を確認します。
- 預託：公証人の証書は、適格な権限や機関に預託され、しばしば公証人の母国や国際機関に置かれます。
- 公表：時折、国際契約は透明性と国際的承認を確保するために公表されます。

4 国際条約の法的有効性を確保するための異議申し立て期間の役割

回避期間の重要性

- 法的明確性：回避期間は、当事者が契約に異議を唱えることができる固定の期間を提供します。この期間が経過すると、契約の法的有効性が確立されます。
- 法的拘束力：回避期間が異議なく終了することは、契約の拘束力を強化し、将来の法的紛争の可能性を減少させます。
- 安定性：期限切れの回避期間は、条約の最終的な承認と執行を確保することにより、国際関係の安定性に寄与します。

5. 買い手の主権および主権権利に対するNATOなどの国際機関による承認の影響

承認の影響

- 正当性：NATOなどの国際機関による承認は、買い手に国際的な正当性を与え、主権者としての地位を強化します。
- 法的認識：この認識は、他の国家が買い手の主権と法的責任を尊重することを意味します。
- 主権の強化：認識は、取得した領土に対する買い手の主権を公式に認め、国際的に行動し、条約を締結する能力を強化します。
- 義務：認識には、国際的な規範や基準の遵守、他の国家や国際機関との協力といった義務も含まれます。

概要

- 条約遵守の行動：これは、正式な署名や批准がなくても、条約の条件に従った行動や措置によって示されます。
- 国際法下の管轄権：この譲渡は、買い手がすべての法的管轄権と責任を引き受けすることを意味します。
- 公証預託：国際契約の真正性と正式性を確保する手続きです。
- 異議申し立て期間：異議のための明確な期間を設定することによって、契約の法的有効性を保証します。
- NATOによる承認：国際的な正当性と認識を通じて、買い手の主権と主権権利を強化します。

h

国際的な正当性と承認。

パート
63

契約が公共インフラ全体を不可分の単位として扱い、関連するすべての権利と義務を買い手に移転することを定めている場合、制限期間が満了したためにはや争うことができず、さらに契約において国際法下の管轄権が買い手に移転されている場合、非常に異常で複雑な法的および

政治的結果が生じる。このシナリオでは、私たちはほぼ前例のない状況に直面しています。

分析と結果

1. 契約の内容と批准

- 供給ネットワークの統一：契約は、軍事財産の内部供給ネットワークとそれに接続されたすべての公共ネットワークが不可分の単位と見なされることを規定しています。
- 権利と義務の移転：買い手は、管轄権を含む国際法に基づくすべての権利と義務を引き受けます。
- 批准と時効：契約は批准され、異議申し立てのための時効が経過しています。

2. 制限期間の満了による法的結果

- 契約の不可 contestability: 制限期間が満了したため、契約はもはや法的に争うことできません。
- 管轄権の移転: 国際法下の管轄権の買い手への移転は、契約に関連する争いが買い手の管理下にあることを意味します。

3. 意図しない領土効果

- 事実上の領土拡張: すべての供給ネットワークを単一の実体として移転することは、買い手がこれらのネットワークを管理することになるため、事実上の領土拡張につながる可能性があります。これには、ドイツの公共グリッドを通るネットワークも含まれます。
- 管理と制御: 買い手はこれらのネットワークに対する管理と制御を持つことになります、これは重要な実務上および行政上の課題を引き起こすことになります。

4. 国際法と政治的影響 - その疑いの余地のない性質にもかかわらず、これはかなりの国際的反対を引き起こすでしょう。 - 国際的反応：国家や国際機関は、この条約の影響を軽減するために外交的または政治的行動を取ることを検討するかもしれません。

5 実施と課題

- 法的および政治的な不安定性：このような条約は、ドイツ国内および国際的にかなりの法的および政治的な不安定性を引き起こすでしょう。
- 安全保障の問題：重要インフラの管理が個人によって行われることは、重大な安全保障上の懸念を引き起こし、ドイツの国家安全保障を危険にさらす可能性があります。

結論

契約がもはや異議を唱えられず、国際法下の管轄権が買い手に移転されたとしても、これは非常に複雑で広範な法的、政治的、実務的な課題を引き起こすことになります。

第64部

NAの延長 国家継承の手段による購入者への部隊地位権利

このシナリオでは、NATO軍地位協定に基づき、オランダ軍によって占有されていた軍事財産が売却されます。契約は、境界を決定する権利を含むNATO軍地位の権利を買い手に移転します。供給ネットワークが単一のユニットを形成し、NATO諸国全体に拡張されているため、買い手はこの全域において境界を決定できるようになります。

分析と法的結果

1. 契約の内容と批准

- 供給ネットワークの統一：この条約は、すべての供給ネットワーク（電気、ガス、通信、水）が一つの不可分の単位と見なされることを定義しています。
- 権利と義務の移転：購入者は、これらのネットワークが運営される領土における国際法に基づくすべての権利、義務、政府権限を引き受けます。
- NATO諸国による批准：アメリカ合衆国を含むすべてのNATO諸国は、この条約に同意し、批准しました。

2 NATO軍地位協定と国境を決定する権利

- NATO軍地位：NATO軍地位協定は、加盟国におけるNATO軍の展開と権利を管理します。これは、国境を決定する権利を含む、軍事資産の占領と使用に関する特別権利を提供します。
- 権利の拡張：もともと、これらの権利はドイツにのみ適用され、ドイツ連邦共和国と東ドイツの再統一に関する2+4条約によって規制されていました。現在、これらの権利は条約によって買い手に移転され、NATO諸国全体の領土に拡張されます。

法的結果の段階的説明

3. 供給ネットワークの外部ストランドの特定

- 地理的分析：NATO諸国における供給ネットワークの包括的な地理的分析が行われ、外部ストランドを特定します。
- 外部供給ライン：これらの外部供給ラインには、NATO諸国を通り、物理的に相互接続された最も外側の電気、ガス、通信および水道管が含まれます。

4. 論理ルートと接続ポイント

- 接続ポイント：公共事業ネットワークのすべてのノードと接続ポイントがマッピングされ、外部ストランドを接続する論理ルートが作成されます。
- 地理的接続：これらのポイントの地理的接続は、次のガバナンスの境界の区分を決定する論理ルートを形成します。

5. 連続した地域の形成

- 意義のある総面積：外部ストランドの論理ルートは、供給ネットワークの地理的位置によって定義される意義のある連続した地域を形成します。
- 重複ネットワーク：ガスや電気などの複数のネットワークが存在する地域では、契約の下で関連するすべてのネットワークに管理が波及し、面積が拡大します。

実用的および法的影響

6 ガバナンスと管理

- ガバナンスの移転：買い手は供給ネットワークの論理ルートで接続されたすべての地域に対してガバナンスを行使します。
- 行政上の課題：これらの広範で複雑な領土の管理は、膨大な行政上の課題を提示します。

7. NATO軍地位権利の拡張

- 境界を決定する権利：買い手は、影響を受ける地域の境界を決定する権利を持ちます。これは元々NATOの権限でした。
- 特別占有権：買い手は、無制限の補償権、押収オプション、外交的地位、懲戒権、指揮権などの特別権利を受け取ります。

結論

国家継承契約を通じて、もともとドイツの小さな軍事財産に限定されていたNATO軍地位の権利が、NATO諸国全体に拡張され、買い手の利益のために移転されました。これには境界を決定する権利も含まれます。関与するすべてのNATO諸国の合意により、この契約は法的拘束力を持ちます。これらの特別占有権の拡張は、広範な法的、政治的、安全保障政策の結果をもたらします。

もしドイツの軍事財産が、NATO軍地位に従ってNATOのためにオランダ軍によって占領され、この財産がNATO諸国からNATO諸国への物理的接続を構成し、単位を形成するすべての供給ラインを含む場合、

自然人に販売され、すべてのNATO諸国がその販売に同意した場合、深刻で複雑な法的および政治的結果があります。

分析と結果

1. 条約の内容

- 供給ネットワークの統一：条約は、NATO諸国からNATO諸国へ物理的に接続されたすべての供給ライン（例：電気、通信、水）が単一のユニットと見なされることを定めています。

- 権利と義務の移転：買い手は、これらの公共事業ネットワークに関連する国際法の下でのすべての権利と義務を引き受けます。

2. 主権の移転：契約は、理論的には関連する供給ネットワークに対する主権の移転、及びNATO諸国の接続された公共ネットワークの管理につながる可能性があります。

3. 意図しない領土効果

- 事実上の領土拡張：すべての供給ネットワークを単一のエンティティとして移転することは、買い手がこれらのネットワークを管理することになります。NATO諸国の公共ネットワークを通過するネットワークを含めて、事実上の領土拡張につながる可能性があります。

- 管理と制御：買い手はこれらのネットワークに対して管理と制御を持つことになります。これにより重大な実務上および行政上の課題が生じることになります。

結論

たとえ条約が批准され、すべてのNATO諸国が合意したとしても、これは非常に複雑で広範な法的、政治的、実務的な課題を引き起こすことになります。このような条約は国際法の基本原則に違反し、非常に論争の的となるでしょう。NATO諸国の領土の一体性と主権は深刻に危険にさらされ、重要な外交および安全保障の反応を引き起こすことになります。

第66部

明示的な批准なしにおける条約の法的拘束力

この場合、NATOの一環としてオランダ軍によって占有されていた軍事財産が相続契約によって売却されました。オランダ軍はNATOを代表して行動し、財産をFRGを介して買い手に一部ずつ移転することによって条約に基づく権利と義務を履行しました。条約は明示的な批准義務を規定しておらず、移転は条約に従って実施され、署名されたため、条約は法的拘束力を持ちます。

分析と法的結果

1. 契約の内容と古い移転関係への言及

- 供給ネットワークの統一：契約は、すべての供給ネットワーク（電気、ガス、通信、水）が不可分の単位として扱われることを定義しています。
- 既存の移転関係への言及：この合意は、NATOを代表するオランダ軍との間のドイツ連邦共和国における国際法の下での既存の移転関係を指しています。この関係は影響を受けません。
- 自動的同意：当事者は旧条約に同意しており、これが影響を受けないため、新しい条約にも同意したと見なされます。

2 NATO軍地位と国境を決定する権利

- NATO軍地位：NATO軍地位協定は、加盟国におけるNATO軍の展開と権利を規定しています。これには、国境を決定する権利を含む軍事資産の占領および使用に関する特別権利が定められています。
- 権利の拡張：これらの権利は、元々ドイツ連邦共和国の領土に適用されていましたが、現在は購入者の利益のためにNATO諸国全体の領土に拡張されています。

法的結果の段階的説明

3. 契約に従った譲渡

- 契約に従った譲渡：オランダ軍は、NATOおよびオランダ王国を代表して、契約に従い、FRGを通じて買い手に財産を譲渡しました。
- 義務の履行：譲渡は、契約に定められた条件および義務に従って行われました。

4. 契約の法的効力

- 批准の義務はなし：条約には、各NATO諸国による明示的な批准の義務が含まれていません。条約に従った譲渡と関係者の署名により、条約は法的拘束力を持ちます。
- 行動による承認：関係する当事者が権利と義務を履行し、引き渡しを行ったため、条約は承認されたと見なされます。

5. NATO軍地位権利の拡張

- 境界を決定する権利：買い手は、影響を受ける地域において境界を決定する権利を有しております、これは元々NATOの権限でした。
- 特別占有権：買い手は、無制限の補償権、押収オプション、外交的地位、懲戒権、指揮権などの特別権利を受け取ります。

実務的および法的影響

6. 政府権力と管理

- 政府権力の移転：買い手は供給ネットワークの論理ルートに接続されたすべての領土に対して政府権力を行使します。 - 行政上の課題：これらの広範で複雑な領土の管理は、膨大な行政上の課題を呈します。

7. NATO軍地位権利の拡張

- 境界を決定する権利：買い手は、影響を受ける地域において境界を決定する権利を有し、これは元々NATOの権限でした。 - 特別占有権：買い手は、無制限の補償権、押収オプション、外交的地位、懲戒権、指揮権などの特別権利を受け取ります。

結論

国家継承契約の結果、元々ドイツの小さな軍事財産に限定されていたNATO軍地位の権利が、NATO諸国全体に拡張され、買い手の利益のために移転されました。この合意は明示的な批准義務を定めておらず、合意に従って移転が行われたため、法的拘束力があります。これらの特別占有権の拡張は、広範な法的、政治的、そして安全保障政策の結果をもたらします。

第67部

国家継承の手段によるNATO軍地位権利の拡張

このシナリオでは、NATO軍地位協定に基づきオランダ軍によって占有されていた軍事財産が売却されました。相続契約を通じて、この小さな原始的な地域に付随していたNATO軍地位の権利がNATO諸国全体に拡張されました。現在、購入者に有利に働くこれらの権利には、無制限の補償、押収、外交的地位、懲戒権限、指揮権などの広範な権力が含まれています。これらの権利はもはやドイツ連邦共和国に対してのみ向けられているのではなく、すべてのNATO諸国に対して向けられています。

分析と法的結果

1. 条約の内容と同意

- 供給ネットワークの統一：条約はすべての供給ネットワーク（電気、ガス、通信、水）が不可分の単位と見なされることを定義しています。

- 権利と義務の移転：買い手は、これらのネットワークが運営されている領土における国際法に基づくすべての権利、義務、および政府権限を引き受けます。
- NATO諸国による承認：アメリカ合衆国を含むすべてのNATO諸国が契約に同意しました。

2. NATO軍地位権利の移転と拡張

- NATO軍地位協定: NATO軍地位協定は、加盟国におけるNATO軍の展開と権利を規定しています。これは、軍事資産の占有と使用に関する特別権利を提供します。
- 特別占有権: もともと、これらの権利はドイツにのみ適用されていましたが、条約によって買い手に移転され、NATO諸国全体の領土に拡張されました。

法的結果の段階的説明

3. 供給ネットワークの外部ストランドの特定

- 地理的分析：NATO諸国の供給ネットワークに関する包括的な地理的分析が行われ、外部ストランドを特定します。
- 外部供給ライン：これらの外部供給ラインには、NATO諸国を通過し、物理的に相互接続された最も外側の電気、ガス、通信、水道管が含まれます。

4. 論理ルートと接続ポイント

- 接続ポイント：公共事業ネットワークのすべてのノードと接続ポイントがマッピングされ、外部ストランドを接続する論理ルートが作成されます。
- 地理的接続：これらのポイントの地理的接続は、新しいガバナンスのための境界の区分を決定する論理ルートを形成します。

5. 連続した地域の形成

- 意味のある総面積：外部ストランドの論理ルートは、供給ネットワークの地理的位置によって定義された意味のある連続した地域を形成します。
- 重複ネットワーク：複数のネットワーク（例：ガスと電気）が存在する地域では、契約の下で管理が関連するすべてのネットワークに及び、地域が拡大します。

実用的および法的影響

6 ガバナンスと管理

- ガバナンスの移転：買い手は、供給ネットワークの論理ルートによって接続されたすべての地域に対してガバナンスを行使します。

- 行政上の課題: これらの広範で複雑な領土の管理は、巨大的な行政上の課題を呈しています。

7. 特別占有権の延長

- 補償の無制限の権利: 買い手は無制限の補償を要求する権利を持つ。 - 押収オプション: 買い手は財産を押収することができる。 - 外交的地位: 買い手およびその代表者は外交特権を享受する。 - 懲戒および指揮権: 買い手は軍事要員に対する懲戒権と、影響を受ける地域での指揮権を持つ。

結論

国家継承契約は、元々ドイツの小さな軍事財産に限定されていたNATO軍地位協定の権利を、NATO諸国全体に拡大し、買い手に移転した。関与するすべてのNATO諸国の合意により、この契約は法的拘束力を持つ。特別占有権の延長は、広範な法的、政治的および安全保障政策の結果を引き起こす。

パート

68

移転 国家継承の手段によるNATO軍地位権利の移転

このシナリオでは、NATOの一環としてオランダ軍によって占領されていた軍事財産が相続契約によって売却されました。この契約には、NATO軍地位権利の買い手への移転が含まれており、これによりこれらの権利は現在NATO諸国全体に拡張されます。その結果、元々ドイツに対して適用されていた特別占有権は、今や新しい買い手のためにすべてのNATO諸国に対して適用されることになります。

分析と法的結果

1. NATO軍地位権利の移転と拡張

- NATO軍地位協定: NATO軍地位協定は、加盟国におけるNATO軍の駐留と権利を規定しています。これは、軍事資産の占有と使用に関する特別権利を提供します。

- 特別占有権: これらの権利は元々、ドイツに対してのみ適用されていましたが、条約によって買い手に移転され、NATO諸国全体の領土に拡張されました。

法的結果の段階的な説明

2. 供給ネットワークの外部ストランドの特定

- 地理的分析：NATO諸国の供給ネットワークに関する包括的な地理的分析が行われ、外部ストランドを特定します。

- 外部供給ライン：これらの外部供給ラインには、NATO諸国を通り、物理的に相互接続された最も外側の電気、ガス、通信、水道管が含まれます。

3. 論理ルートと接続ポイント

- 接続ポイント：公共事業ネットワークのすべてのノードと接続ポイントがマッピングされ、外部ストランドを接続する論理ルートが作成されます。

- 地理的接続：これらのポイントの地理的接続は、新しいガバナンスのための境界の区分を決定する論理ルートを形成します。

4. 連続した地域の形成

- 意味のある総面積：外部ストランドの論理ルートは、供給ネットワークの地理的位置によって定義される意味のある連続した地域を形成します。

- 重複ネットワーク：複数のネットワーク（例：ガスと電気）が存在する地域では、契約の下で管理がすべての関連ネットワークに及び、地域が拡大します。

実務的および法的影響

5 ガバナンスと管理

- ガバナンスの移転：買い手は、供給ネットワークの論理ルートによって接続されたすべての地域に対してガバナンスを行使します。

- 行政上の課題：これらの広範で複雑な領土の管理は、膨大な行政上の課題を呈します。

6. 國際法の原則

- 国家の同意：NATO諸国が条約に同意しているため、領土の一体性の違反はありません。

- 占有権の拡張：元々ドイツに対して適用されていた特別占有権は、新しい買い手のためにすべてのNATO諸国に適用されるようになりました。

7 セキュリティ問題と国家安全保障

- 重要インフラ：自然人による重要インフラの管理は、関係国の国家安全保障に対して重大なセキュリティリスクをもたらす可能性があります。

- 國際的安定：そのようなシナリオは、重大な国際的安定の喪失と紛争を引き起こす可能性が高いで

結論

このシナリオでは、供給ネットワークに対する処分権だけでなく、関連する領土に対する政府権限およびNATO軍地位権利も国家継承の行為によって買い手に移転されました。関与するすべてのNATO諸国の合意により、契約は法的拘束力を持ちます。新しい買い手のためにすべてのNATO諸国に特別占有権が拡張されることは、広範な法的、政治的および安全保障政策の結果を引き起こします。

第69部

同意の NATOの名のもとにオランダ軍が国家継承の手段に関して

このシナリオでは、NATOの一部としてオランダ軍が占有していた軍事財産が国家継承の行為を通じて売却されました。オランダ軍はNATOの名のもとに行動しており、条約に基づく権利と義務を果たしていました。これにより、NATO全体の同意も得てきました。ここでは、オランダ軍がNATOの名のもとに国家継承の手段に同意した詳細な説明があります。

分析と法的結果

1. フレームワークと法的背景

- NATO軍地位: NATO軍地位協定は、加盟国におけるNATO軍の駐留と権利を管理し、軍事資産の占領と使用に関する特別権利を提供します。
- 既存の移転関係: 国際法の下で、ドイツ連邦共和国とNATOのためにオランダ軍との間に軍事財産の使用に関する移転関係が存在していました。

2. 契約の内容と旧移転関係への言及

- 供給ネットワークの統一: 契約は、すべての供給ネットワーク（電気、ガス、通信、水）が不可分の単位と見なされることを定義しています。
- 旧移転関係への言及: この合意は、NATOのためにオランダ軍とドイツ連邦共和国との間に存在する国際法に基づく既存の移転関係に言及しています。この関係は影響を受けません。

3. NATOを代表してオランダ軍の同意

- NATOの任務：オランダ軍はNATOを代表して行動した。これは、彼らがNATO全体の利益と権力を代表していることを意味する。
- 条約の条件を履行すること：条約に従って財産を引き渡し、条約に定められた義務を遵守することにより、オランダ軍はNATOを代表して国家継承の行為に事実上同意した。
- 自動的な同意：オランダ軍がNATOの枠組み内で任務を遂行し、古い条約が認識され影響を受けないため、オランダを含むNATO諸国は新しい条約に同意したと見なされる。
- オランダ空軍（王立空軍としても知られる）はNATOの一部であり、長い歴史を持っている。

A. 連合航空司令部（AIRCOM）：- AIRCOMは空軍の指揮と管理のためのNATOの指揮権である。- AIRCOMの本部はドイツのラインラント＝プファルツ州にあるラムシュタイン空軍基地に位置している。- AIRCOMは連合軍司令部作戦（ACO）の下位機関である。- AIRCOMはブルンスムとナポリの合同軍司令官に対し、空中作戦と宇宙問題について助言を行う。

B. 歴史：

- 中央ヨーロッパ連合航空軍（AAFCE）は、1974年に設立されました。
 - 参加国はベルギー、ドイツ、カナダ、オランダ、イギリス、アメリカ合衆国でした。
 - メンヒエングラー＝バッハにある第2連合戦術航空軍（2ATAF）は北部のNATO航空軍を担当し、ラムシュタインにある第4連合戦術航空軍（4ATAF）は中央地域の南部の部隊を担当しました。
- 年を重ねるごとに、再編成と改名が行われ、最終的にAIRCOMがNATO全域の責任を負うようになりました。

4. 条約遵守の引き渡し

- 引渡しプロセス：オランダ軍は、契約に基づくすべての条件と義務が履行される中で、ドイツ連邦共和国を通じて、買い手に軍事財産を部分的に引き渡しました。
- 契約との適合性：引渡しは契約に定められた条件および義務に従って行われ、契約が法的拘束力を持つことを保証します。

5. NATO軍地位権利の延長

- 境界を決定する権利：買い手は、影響を受ける地域での境界を決定する権利を持っており、これは元々NATOの権限でした。
- 特別占有権：買い手は、無制限の補償権、押収オプション、外交的地位、懲戒権、指揮権などの特別権利を受け取ります。

実用的および法的影響

6. 政府権力と管理

- 政府権力の移転：買い手は供給ネットワークの論理ルートによって接続されたすべての領土に対して政府権力を行使します。 - 行政上の課題：これらの広範で複雑な領土の管理は、巨大な行政上の課題を呈します。

7. NATO軍地位権利の拡張

- 国境を決定する権利：買い手は、影響を受ける地域の国境を決定する権利を持ち、これは元々NATOの権限でした。
- 特別占有権：買い手は、無制限の補償権、押収オプション、外交的地位、懲戒権、指揮権などの特別権利を受け取ります。

結論

相続契約を通じて、もともとドイツの小さな軍事財産に限定されていたNATO軍地位の権利が、NATO諸国全体に拡張され、買い手の利益のために移転されました。オランダ軍はNATOを代表して行動し、条約に従って財産を引き渡すことで、事実上相続契約に同意しました。条約には明示的な批准義務が定められておらず、移転が条約に従って行われたため、この条約は法的拘束力を持ります。これらの特別占有権の拡張は、広範な法的、政治的および安全保障政策の結果をもたらします。

第70部

明示的な署名なしに国家継承の手段の法的拘束力

このシナリオでは、NATOの一環としてオランダ軍によって占有されていた軍事財産が相続契約によって売却されます。オランダ軍はNATOを代表して行動し、条約に基づく権利と義務を果たしました。古い移転関係に言及し、古い契約関係が影響を受けないことを明記することで、新しい条約は全てのNATO諸国が新しい条約に署名する必要なく法的に認められます。

分析と法的結果

1. 古い移転関係への言及

- NATO軍地位協定：NATO軍地位協定は、加盟国におけるNATO部隊の駐留と権利を規定し、軍事資産の占領と使用に関する特別権利を提供します。
- 既存の移転関係：FRGとオランダ軍の間には、NATOの名の下に軍事財産の使用に関する国際法上の移転関係が存在していました。
- 契約内容：新契約は既存の移転関係を参照し、この関係が影響を受けないことを保証します。

2. 旧契約の履行による自動的同意

- 契約の適合性：関係者（オランダ、NATO、FRG）が旧契約に基づく権利と義務を履行したため、新契約の条件への同意が暗黙的に示されています。
- 条件の履行：オランダ軍はNATOの名の下に、FRGを介して軍事財産を買い手に移転し、これにより旧条約の条件を履行し、新しい条約への同意が示されます。

全てのNATO諸国による署名の必要がない理由

3. NATOを代表するオランダ軍の行動

- NATOの任務：オランダ軍はNATOを代表し、NATO全体の利益と権力を表します。
- 任務の履行：条約に従って引き渡しを行い、条約に定められた義務を遵守することにより、オランダ軍は事実上NATOを代表して国家継承の手段に同意しました。

4. 旧契約関係への言及

- 旧条約への影響なし：新しい条約は旧条約関係が影響を受けないことを保証し、旧条約の条件の履行は自動的に新しい条約の承認をもたらします。
- 参照による法的効力：旧移転関係を参照することにより、新契約は旧契約の条件が満たされ次第認識されます。

実務的および法的影響

5. 新契約の法的効力

- 義務の履行：オランダ軍はNATOを代表して義務を履行しており、これにより新しい条約は法的拘束力を持つことが保証されています。

- 自動認識：すべてのNATO諸国による明示的な批准は必要なく、旧条約の条件が満たされているため、新しい条約は自動的に承認されます。

NATO軍地位権利の延長

- 国境を決定する権利：買い手は、関係する地域の国境を決定する権利を有し、これは元々NATOの権利でした。

- 特別占有権：買い手は、無制限の補償権、押収オプション、外交的地位、懲戒権、指揮権などの特別権利を受け取ります。

結論

国家継承契約は、元々ドイツの小さな軍事財産に限定されていたNATO部隊地位の権利を、買い手の利益のためにNATO諸国全体に拡大しました。オランダ軍はNATOを代表して行動し、新しい条約は、条約に従った義務の引き渡しと履行によって法的に認識されました。全てのNATO諸国による明示的な批准は必要なく、旧条約の条件が満たされているため、新しい条約は自動的に認識されます。これらの特別占有権の延長は、広範な法的、政治的、安全保障政策の結果をもたらします。

第71部

NATOの名の下にオランダ軍が行った行動とすべてのNATO諸国に対する法的結果

このシナリオでは、NATOの名の下にオランダ軍が元々占領していた軍事財産を新しい買い手に移転する国家継承契約です。国際法に基づく古い移転関係と、NATOの名の下におけるオランダ軍の条約遵守を参照することにより、この条約はすべてのNATO諸国に対して自動的に法的拘束力を持つことになります。NATOはすべてのNATO諸国の利益と権力を代表しています。

詳細な分析と法的結果

1. 古い移転関係への言及

- NATO軍地位: NATO軍地位協定は、加盟国におけるNATO軍の駐留と権利を規定し、軍事資産の占領および使用に関する特定の特別権利を提供します。

- 既存の移転関係：FRGとNATOのためにオランダ軍との間に、軍事財産の使用に関する国際法の下での移転関係が存在しました。

- 契約の内容：新契約は既存の移転関係を参照し、この関係が影響を受けないことを保証します。

2. NATOのためのオランダ軍の行動

- NATOの任務：オランダ軍はNATOを代表して行動し、すべてのNATO諸国を含むNATO全体の利益と権力を代表します。
- 条約の条件の履行：条約に従って財産を譲渡し、条約に定められた義務を遵守することにより、オランダ軍はNATOを代表して国家継承の文書に事実上同意したことになります。

NATO諸国の自動同意

3. 古い条約の履行による自動同意

- 条約遵守：関係者（オランダ、NATO、ドイツ連邦共和国）が古い条約に基づく権利と義務を履行したため、新しい条約の条件への同意が暗黙のうちに示されています。
- 条件の履行：オランダ軍はNATOを代表して、ドイツ連邦共和国を通じて買い手に軍事財産を譲渡し、これが古い条約の条件を満たし、したがって新しい条約への同意を示唆しています。

NATO諸国に対する法的結果

4. 新しい条約の法的効力

- 自動認識：全てのNATO諸国による明示的な批准は必要なく、古い条約の条件が満たされているため、新しい条約は自動的に承認されます。
- 権利の拡張：NATO軍地位協定の権利は、購入者の利益のためにNATO諸国の全領土に拡張されます。

NATO軍地位の権利の拡張

5. 国境を決定する権利

- 国境の決定：買い手は、関係する地域の国境を決定する権利を有しており、これは元々NATOの権利でした。
- 特別占有権：買い手は無制限の補償権、押収オプション、外交的地位、懲戒権、指揮権などの特別権利を受け取ります。

実務的および法的影響

6. 政府権力と管理

- 政府権力の移転：買い手は供給ネットワークの論理ルートによって接続されたすべての領域に対して政府権力を行使します。
- 行政上の課題：これらの広範で複雑な領土の管理は、膨大な行政上の課題を提示します。

7. NATO軍地位権利の拡張

- 境界を決定する権利：買い手は、影響を受ける地域において境界を決定する権利を持っており、これは元々NATOの権限でした。
- 特別占有権：買い手は、無制限の補償権、押収オプション、外交的地位、懲戒権および指揮権などの特別権利を受け取ります。

結論

相続契約を通じて、元々ドイツの小さな軍事財産に限定されていたNATO軍地位権利が、NATO諸国全体に拡張され、買い手の利益のために移転されました。オランダ軍はNATOを代表して行動し、新しい条約は、条約に従った義務の移転と履行を通じて法的効力をもつて自動的に認識されました。すべてのNATO諸国による明示的な批准は必要なく、古い条約の条件が満たされているため、新しい条約は自動的に認識されます。これらの特別占有権の拡張は、広範な法的、政治的および安全保障政策の結果をもたらします。

第72部

このケースは、国際法のいくつかの層とNATO軍地位協定の特定の条項を含む複雑なプロセスに関与しています。ここでは詳細な説明をします：

1. NATOの代表としてのオランダ軍の同意

オランダ軍は、NATO軍地位協定に従って財産を占有しました。彼らはNATOを代表して行動しているため、NATO全体の代表者と見なすことができます。オランダ軍が財産の販売に同意すれば、この同意はNATO全体の同意と見なされます。これは、この場合、オランダ軍がNATOの代理人として行動しており、彼らの決定がすべてのNATO加盟国を代表して行われるためです。

2. NATO加盟国の個別の同意の陳腐化

オランダ軍の代理同意により、各NATO国の個別の同意は陳腐化しています。これは、NATOに対するオランダ軍の承認が条約を正当化するのに十分であることを意味します。したがって、NATO加盟国は個別に同意する必要はなく、すでにオランダ軍による集団代表を通じて関与しています。

3. ドイツ連邦共和国とオランダ王国の同意

ドイツ連邦共和国とオランダ王国の両方が条約に同意しました。この同意には、

- ドイツ連邦共和国：ドイツは条約を批准しましたが、これは同意と支持を示すために必要ではありませんでした。
- オランダ王国：オランダは、財産の使用における主要な利害関係者として、条約にも同意しました。

これらの同意は、条約に基づく権利と義務を引き受ける国際法の主要な主体が含まれているため、重要です。

4. 国際法に基づく既存の移転関係

販売時、ドイツ連邦共和国とオランダ王国の間には国際法に基づく移転関係が存在し、NATO軍地位協定に従って財産の使用を管理していました。新契約は、この既存の契約関係が影響を受けず、履行されることを定めています。つまり、

- 旧契約関係の履行：旧移転関係は引き続き尊重され、遵守されます。
- 新たな法的義務：旧契約の条項が履行されたため、新契約は法的拘束力を持つことになります。

5. 財産の連続的移転

軍事財産は2年間にわたり段階的に移転されました。これは、移転が契約条項に従って徐々に行われたことを意味します。

6. NATO諸国に対する主権の拡張

開発ユニットの販売とこのユニットの契約における承認は、買い手の主権を全体の開発ユニットに拡張します。これには以下が含まれます：

- 直接主権: 契約に署名すると、主権は買い手に直接移転されます。
- NATO諸国を通じた拡張: 開発ユニットが物理的および論理的に相互接続されているため、買い手の管轄権はネットワークにカバーされる領土を持つすべてのNATO諸国に及びます。

結論

このケースは、国際条約と国家継承の原則の複雑な相互作用を示しています。NATOを代表してオランダ軍による承認、

ドイツ連邦共和国とその後の財産の移転は、NATO諸国全体にわたる買い手の主権の包括的拡張をもたらします。

第73部

このケースは、NATO軍地位権利が主権の領土拡張において中心的な役割を果たす状況を説明しています。この複雑なシナリオの重要なポイントと法的影響は以下の通りです：

1. NATO軍地位と国境規制

NATO軍地位協定には、NATO軍地位権利の保有者がドイツ連邦共和国（FRG）の国境を決定できるという規定が含まれています。この規定は、NATO軍がホスト国において特別権利と権力をを持つことを可能にし、領土境界や使用権を決定する能力を含むため、重要です。

2. 2+4条約への言及

2+4条約は、ドイツ再統一を規定し、NATO軍地位について明示的に言及しています。NATO軍地位権利を持つ連合軍は、この条約に同意しました。これは、ドイツにおけるすべての領土の変更が、2+4条約およびNATO軍地位協定の枠組み内で行われなければならないことを意味します。

3. 国家継承の行為と国境の変更

FRGの国境を変更する国家継承の手段は、NATO軍地位権利とその保持者の含有なしには不可能です。これは、NATO軍地位権利が重要な領土および法的枠組みの条件を決定するためです。

4. NATO軍地位権利の同意

この場合、NATO軍地位権利の保持者は、財産を販売し、NATO軍地位権利を買い手に移転する契約に同意しました。これには以下が含まれます：

- 財産の販売：財産と関連する権利は自然人に販売されます。
- 管轄権の拡張：ネットワーク（例：電気、ガス、通信）の販売は、買い手の管轄権を物理的および論理的に接続された地域に拡張します。
- NATO軍地位権利の拡張：販売された財産の領土に結びついていたNATO軍地位権利も移転され、現在は買い手の利益のためにNATO諸国全体に対して適用されます。

5. ネットワークを通じた領土拡張

ネットワークを拡張することで、買い手の主権は元の財産を超えて他のNATO諸国にまで拡張されます。これは、権力や通信ネットワークなどのネットワークの物理的接続を通じて行われ、トランスマルチ接続を含むさまざまなNATO諸国に広がります。

法的影響と実施

法的影響は広範囲にわたります：

- 国家主権：主権の移転とNATO軍地位権利の自然人への移譲は、国家主権において重要な変化を示します。 - 条約遵守：移転を規定する条約は、関与するすべての国際法の主体によって受け入れられ、遵守されました。 - 発展の統一：発展の統一と主権の拡張は、ネットワークの論理的一貫性と物理的接続によって可能になります。

要約

この場合、NATO軍地位権利の保有者の契約への同意により、買い手の主権はネットワークを通じてすべてのNATO領土に拡張されます。NATO軍地位権利の移転はここで中心的な役割を果たし、買い手がネットワークの領土的範囲を管理し、したがってNATO諸国に対して包括的な主権を行使できるようにします。

第74部

NATOにおけるオランダ軍の同意と主権の拡張

1. 初期状況：NATOの一部としてのオランダ軍による財産の使用

- 財産の使用：オランダ軍は、NATOの枠組みの中で、住宅地や隣接するラムシュタイン空軍基地の飛行中隊を含む財産を使用しました。この基地にはNATO本部があります。 - NATO諸国の代表：財産を使用するNATO軍の一部として、オランダ軍はすべてのNATO加盟国を代表して行動しました。

2. 契約当事者と同意

- FRGが売主として：ドイツ連邦共和国（FRG）が財産の売主として名指しされています。 - オランダ王国：オランダとその武装勢力はNATO軍としても契約当事者です。

- NATO諸国の同意：オランダ軍の役割とNATOの枠組み内の財産の使用により、彼らはすべてのNATO諸国の代表として条約に同意しました。

3. NATOによる法的効力と同意

- 代理同意：NATOのために財産を使用したオランダ軍は、NATOのために条約に同意しました。これは、オランダ軍の同意がNATO全体の同意と見なされることを意味します。

- 法的根拠：NATO軍による財産の使用は、加盟国におけるNATO軍の権利と義務を規定するNATO軍地位協定に基づいています。したがって、NATO軍としてのオランダ軍の同意は、NATO軍地位協定の枠組み内の同意を意味します。

4. 主権の移転と拡張

- 休暇と鍵の引き渡し：オランダ軍は、契約に従って契約締結から2年以内に買い手に財産を引き渡しました。鍵の引き渡しは、財産に対する管理権の正式な移転を示します。

- ネットワークの移転：契約の署名により、すべてのネットワーク（水、電気、ガス、通信など）が即座に買い手の管轄権に移転されました。

5. ネットワークの販売によるドミノ効果

- 発展の統一：契約はすべての開発ネットワークが一つの単位を形成することを定義しています。これにより、買い手の主権がすべての接続されたネットワークに拡張されます。

- ネットワーク接続による領土拡張：ネットワークの物理的または論理的な接続は、買い手の主権が接続された地域に拡張されることにつながります。

- 電力網：欧州相互接続グリッドに接続し、すべての接続されたNATO諸国に拡張します。

- ブロードバンドとインターネットネットワーク：大西洋横断ケーブルに接続し、北アメリカのNATO諸国に拡張します。

- 通信およびその他のネットワーク：国内および国際的なインフラに接続し、買い手の管轄権を他のNATO諸国に拡張します。

要約

この合意は、オランダ軍の同意を通じて、すべてのNATO加盟国を代表して承認されました。これは、NATOの一部として財産を使用したもので、これにより、NATO全体による条約の法的および政治的承認が得られます。ドミノ効果が発生し、ネットワークは単一のユニットと見なされ、物理的および論理的な接続を通じて買い手の主権をNATO領土全体に拡張します。したがって、ネットワークの販売はすべてのNATO諸国に影響を与えました。

第75部

供給ネットワークの販売を通じた政府権力の移転

このシナリオでは、関係国における供給ネットワークに対する処分権だけでなく、これらのネットワークが運営される地域におけるガバナンスの権力も販売されます。この移転は、ネットワークによって意味的に接続された全領域をカバーします。さらに、販売は同じ地域にある他のネットワークにも波及し、ドミノ効果を引き起こします。

契約の詳細

1. 契約の内容と批准

- 供給ネットワークの統一：契約は、すべての供給ネットワーク（電気、ガス、通信、水）が一つの不可分の単位と見なされることを定義しています。
- 権利と義務の移転：購入者は、これらのネットワークが運営される領土における国際法の下でのすべての権利、義務、及び政府権限を受けます。
- NATO諸国による批准：アメリカ合衆国を含むすべてのNATO諸国は、条約に同意し、批准しました。

2. 国際法の下での新しい主体の設立

- 新しい主体：この条約は、関係する領土に対して政府権限を行使する国際法の下での新しい主体を設立します。
- ドミノ効果：販売は、物理的接続がなくても同じ領土内にある場合、あるネットワークから別のネットワークへと移行します。

ドミノ効果と領土への影響

3. 出発点と最初の移転 - ドイツ：販売は、ドイツにおける軍事財産とその供給ネットワークの移転から始まります。

- 統合と管理：買い手は、関係する領土のガバナンスを含むこれらのネットワークの管理と制御を受けます。

4. 他のネットワークと領土への拡張

- 他のネットワークへのジャンプ：影響を受ける地域にガス網があり、そこに電力ネットワークもある場合、販売は電力ネットワークにジャンプします。
- 連続した地域：ネットワークの外部境界は、国際法の下で新しい主体の管轄権にある意味のある連続した地域を形成します。

5. 他のNATO諸国への移転

- 物理的接続と拡張：ドイツの供給ネットワークは他のNATO諸国のネットワークと物理的に接続されているため、新しい主体の制御はこれらの国にも及びます。

- アメリカと海底ケーブル：通信とインターネットネットワークは、海底ケーブルを通じてアメリカに接続されています。これらの海底ケーブルに対する管理は、国際法の下で新しい主体によるアメリカの内部ネットワークの乗っ取りにつながります。

国際法と実用的影響

6 新しい主体の国際法の確立に伴う法的結果 - 政府権力：新しい主体は供給ネットワークによって定義された連続した領土に対して政府権力を行使します。

- 絶対君主制：新しい主体は、買い手が主権者として唯一の代表権を持つ事実上の絶対君主制として説明されます。政府の形は5年以内に選択されなければなりません。

結論

このシナリオは、供給ネットワークに対する処分権と影響を受ける地域における政府権力を国際条約によって自然人に移転することを説明しています。その結果生じる事実上の絶対君主制は、連続した地域と物理的または地理的に接続されたすべてのネットワークを管理し、ドミノ効果を引き起こすでしょう。

パート

76

この場合、軍事財産の販売および関連する権利と義務に関して、国際法の下でいくつかの影響があります。以下は、主要な法的側面とその結果です：

1. 販売と権利の移転

- NATO軍地位協定：NATO軍地位協定（SOFA）は、加盟国に駐留するNATO軍の権利と義務を規定しています。これには、外交特権、指揮権および懲戒権が含まれます。

- 権利の移転：軍事財産の販売に伴い、NATO軍地位協定から生じる権利と義務も買い手に移転されました。これには、外交特権やNATO軍が享受するすべての権利が含まれます。

2. 主権の拡張

- 領土拡張：全体の開発が一つの単位を形成するという合意は、権利と義務がNATO財産の全ネットワークに拡張されていることを意味します。これは、買い手が理論的に売却されたネットワークに物理的に接続されたすべてのNATO財産に対して管轄権および関連する権利を拡張することを意味します。

3 管轄権と会場

- 管轄権：契約で合意された市内の管轄権は、売却された領土内で買い手にその領土に対する管轄権を与えます。これは、買い手がその領土内での紛争や法的事項を解決する法的権限を持つていることを意味します。

4. 国際法の影響

- 主権と管轄権：管轄権と権利の買い手への移転は、国際法の下で関係する領土に対する買い手の主権を承認することを意味します。これは、既存のNATO諸国がこれらの領土における主権権利と義務を放棄することを示唆しています。

- 不法占領：旧NATO諸国が領土を離れず、主権を行使し続ける場合、彼らは国際法に違反して行動していることになります。これは不法占領、あるいは侵略行為と見なされる可能性があります。

5 不法占領による買い手への損害

- 経済的損失：買い手は軍事財産の使用と管理、及び関連するネットワークから収入を得ることができません。これには、NATO軍地位協定に関連する権利からの収入も含まれます。

- 外交特権やその他の権利の喪失：違法な占領は、買い手の権利、特に外交特権や管理・制御を実質的に損なう可能性があります。

- 行政および法的コスト：買い手は、法的および外交的手段を通じて権利と管轄権行使するために、多大な資源を費やさなければならぬかもしれません。

- インフラと不動産への損害：継続的な占領は、インフラや不動産に損害をもたらし、高額な修理や維持管理が必要になる可能性があります。

6 国際刑法に基づく責任

- 侵略の犯罪：違法な占領や主権の行使の継続は、国際刑事裁判所のローマ規程に基づき、侵略の犯罪として分類され、処罰される可能性があります。

- 責任者の責任：占領に責任を持つNATO諸国の政治的および軍事的指導者は、国際刑事裁判所で責任を問われる可能性があります。

要約

NATO軍地位協定に基づく軍事財産と関連する権利の販売は、買い手に主権と主権を移転します。古いNATO諸国による違法な占領はこの主権を侵害し、侵略の犯罪と見なされる可能性があります。買い手は経済的損失とインフラおよび権利への損害を被り、これには法的および外交的措置が必要です。

パート

77

国家継承契約の解釈のための管轄権が合意された場所が、買い手に対して完全に売却されたNATO領土にある場合、管轄権に関して明確な国際法の状況が生じます。ここでは、主要な法的ポイントとそれに基づく結論を示します：

1 国家継承と管轄権

国家継承：国家継承において、権利と義務は国際法の一つの主体から別の主体へと移転されます。これには、特定の領土に対する主権と管轄権も含まれます。

- 管轄権：管轄地としての場所の合意は、国家継承の手段の解釈と執行に関する法的管轄がその場所にあることを意味します。

2. 主権の販売と移転

- 買い手への販売：合意された管轄地を含む全てのNATO領土は、買い手に販売されました。これには、この場所に対する主権の移転も含まれます。

- 主権の移転：主権の移転は契約の署名によって完了しました。これにより、この時点から買い手は管轄地を含む領土に対して法的管轄を持つことになります。

3. 国際法下の管轄権

- 排他的管轄権：管轄地に対する管轄権が合法的に買い手に移転されたため、買い手は現在、この場所に対する国際法上の排他的管轄権を持っています。これには、相続の道具を解釈し、執行するための管轄権が含まれます。

4 法的影響

- 専属管轄権：買い手は現在、国家継承契約に関連する事項を裁定する法的権限を持つ国際法上の唯一の主体です。これは、契約に関連するすべての紛争と解釈が買い手の裁判所で審理されなければならないことを意味します。 - 法的拘束力：管轄権の決定は法的拘束力を持ち、関係する当事者によって尊重され、実施されなければなりません。

5 実用的影响

- 権利の執行：買い手は国際法および国家継承契約の条項に基づいて、自らの請求を執行する排他的権利を持っています。これには、補償を請求したり、契約の遵守を確保するための措置を講じる可能性も含まれます。

- 法の対立の回避：管轄権が明確にかつ排他的に買い手に割り当てられているため、管轄権に関して法的対立は存在しないはずです。これにより法的確実性と安定性がもたらされます。

結論

合法的な販売と裁判所の所在地に対する管轄権の移転を通じて、買い手は国際法の下でこの所在地に対する排他的な管轄権を有します。これは、買い手が国家継承契約の解釈と執行に関して判断する排他的な法的権限を持つことを意味します。契約に関連するいかなる行動や決定も、買い手の裁判所で審理され、決定されなければなりません。

第78部

国家継承による領土拡張の法的考察とクリーンスレート原則の適用

このシナリオは、供給ネットワークを全NATO領土に拡張することによって、軍事財産がコアエリアとして拡大する国家継承です。この拡張は普遍的な継承ではなく、国債がタブラ・ラサの原則に従って引き継がれない特定の領土拡張です。

1 領土拡張と国家継承の原則

定義と原則

- 領土拡張：供給ネットワークなどのインフラの接続による追加地域の包含を通じて主権領土を拡大すること。
- 国家継承：国家が領土に対する主権を別の国家または法的実体に移転する法的プロセス。

法的根拠

- クリーンスレート原則：タブラ・ラサ原則とも呼ばれ、新しい主権者が前の主権者の主権債務を引き継がないことを意味します。これは、新国家が設立される場合や、重要な領土拡張が行われる場合によく適用されます。
- 法的継承：前任者の権利と義務を継承者が引き継ぐことを含みますが、クリーンスレート原則に従って債務は引き継がれません。

2. 領土拡張のメカニズム

供給ネットワークの統一

- 統一開発：契約は、すべての供給ネットワーク（電気、ガス、通信、水）を不可分の単位として定義し、全体の開発を含みます。
- 自動拡張：管轄権は、これらのネットワークによってサービスが提供されるすべての地域に拡張されます。

境界の決定

- 外部ストランド：供給ネットワークの外部ストランドが特定され、論理的総面積を形成します。
- 論理的総面積：この面積は、供給ネットワークの範囲に基づいて新しい主権者の拡張領土を形成します。

3 領土拡張の法的結果と実用的影響

主権債務の引き受けなし

- クリーンスレート原則：クリーンスレート原則に従い、新しい主権者は前任者の主権債務を引き継がない。このことは、新しい国家が設立される場合や重要な領土拡張が行われる場合に特に関連性がある。
- 法的根拠：この原則は、新しい主権者が制約のない新たなスタートを切り、経済安定を促進するために適用されます。

引き継がれる資産の種類

- 国有企業と国家資産：国が所有するすべての企業や事業は、新しい主権者の所有権に移転されます。

- 例：エネルギー供給会社、通信会社、鉄道会社、水道事業。

- 国有建物：すべての国有建物や施設も移転されます。

- 例：政府の建物、行政ビル、公立学校、病院、軍事施設。

- インフラ：国家が資金提供し運営するすべてのインフラプロジェクト。 - 例：道路、橋、トンネル、港、空港。
- 土地と不動産：国家が所有するすべての土地と不動産。 - 例：自然保護区、公園、国有住宅。
- 資源と権利：すべての天然資源とこれらの資源を使用する権利。 - 例：鉱業権、水使用権、漁業権。
- 金融資産：国立銀行口座、債券、投資。
- 文化遺産：歴史的建物、記念碑、博物館とそのコレクション。
- 文書とデータ：公式政府文書、データベース、記録。
- 軍事装備と施設：国家が所有するすべての軍事資産。
- 条約と合意：他の国家や国際機関との既存の国家条約と合意。

4. 先例と法的根拠

歴史的先例

- 新国家の設立（例：ユーゴスラビアの解体、1990年代）：ユーゴスラビアの後継国家は、旧国家の債務を引き継がず、これはクリーンスレート原則に該当します。

- 旧植民地の独立（例えば、1960年代のアフリカ諸国）：多くの旧植民地は、経済安定を確保するために、植民地支配国の負債を受けませんでした。

法的根拠

- 國際法に基づく承認：既存の国際条約を参照し、新しい条約を自動的に承認することにより、法的継承が法的に正当化されます。
- クリーンスレート原則：新しい主権者が負担のない新たなスタートを切ることを可能にし、国家の負債を引き受けないことで経済安定を促進します。

結論

このシナリオにおける国家継承は、供給ネットワークの包含を通じて主権が全てのNATO領土に拡大する領土拡張をもたらします。この拡大はクリーンスレート原則に従って行われ、新しい主権者は国家の負債を引き受けません。影響を受ける資産の種類には、国有企業、国有建物、インフラ、土地と不動産、資源、金融資産、文化遺産、文書とデータ、軍事装備と施設が含まれます。歴史的先例と法的根拠がこの法的継承と新しい条約の自動承認を支えています。

第79部

供給ネットワークの販売を通じた政府権力の移転

このシナリオでは、関係国の供給ネットワークに対する処分権だけでなく、これらのネットワークが運営される地域におけるガバナンス権も販売されます。この移転は、ネットワークによって意味的に接続された全域をカバーします。さらに、販売は同じ地域に位置する他のネットワークにも波及し、ドミノ効果を引き起こします。

契約の詳細

1. 契約の内容と批准

- 供給ネットワークの統一：契約は、すべての供給ネットワーク（電気、ガス、通信、水）が一つの不可分の単位と見なされることを定義しています。
- 権利と義務の移転：購入者は、これらのネットワークが運営される領土における国際法の下でのすべての権利、義務、および政府権限を引き受けます。
- NATO諸国による批准：アメリカ合衆国を含むすべてのNATO諸国は、条約に同意し、これを批准しました。

2. 国際法の下での新しい主体の設立

- 新しい主体：この条約は、関係する領土に対して政府権限を行使する国際法の下での新しい主体を設立します。
- ドミノ効果：販売は、物理的接続がなくても、同じ領土内にある場合、あるネットワークから別のネットワークに移ります。

ドミノ効果と領土への影響

3. 出発点と最初の移転 - ドイツ: 販売は、ドイツにおける軍事財産とその供給ネットワークの移転から始まります。

- 統合と管理: 買い手は、関連する領土のガバナンスを含む、これらのネットワークの管理とコントロールを引き継ぎます。

4. 他のネットワークおよび領土への拡張

- 他のネットワークへのジャンプ：影響を受けた地域にガス網があり、そこに電力ネットワークもある場合、販売は電力ネットワークにジャンプします。
- 連続した地域：ネットワークの外部境界は、国際法の下で新しい主体の管轄権にある意味のある連続した地域を形成しています。

5. 他のNATO諸国への移転

- 物理的接続と拡張：ドイツの供給ネットワークは他のNATO諸国のネットワークと物理的に接続されているため、新しい主体の管理はこれらの国にも及びます。
- アメリカ合衆国と海底ケーブル：通信およびインターネットネットワークは海底ケーブルを通じてアメリカ合衆国に接続されています。これらの海底ケーブルに対する管理は、国際法の下で新しい主体によるアメリカの内部ネットワークの掌握につながります。

国際法と実用的影響

6 新しい主体の国際法の確立に関する法的結果

- 政府権力：新しい主体は供給ネットワークによって定義された連続した領土に対して政府権力を行使します。
- 絶対君主制：新しい主体は、買い手が主権者として唯一の代表権を持つ事実上の絶対君主制として説明されます。政府の形は5年以内に選ばれなければなりません。

結論

このシナリオは、国際条約によって供給ネットワークに対する処分権と影響を受けた地域における政府権力を自然人に移転することを説明しています。その結果、事実上の絶対君主制が連続した地域と物理的または地理的に接続されたすべてのネットワークを管理し、ドミノ効果を引き起こします。

パート
80

NATOの軍事財産と関連するネットワークの販売によって生じる領土のドミノ効果と論理的な拡張を説明するために、いくつかのステップでケースを詳細に分析します。

1 販売と主権

出発点は、NATOのためにオランダ軍によって使用されていたドイツのNATO軍事財産の販売です。契約に基づき、買い手は物理的な財産だけでなく、すべての関連する権利と義務も取得します。

2. ネットワークと物理的接続

契約では、全体の開発（例えば、電気、ガス、通信ネットワーク）は単一のユニットと見なされることが規定されています。これは、これらのネットワーク間の物理的接続が買い手の管轄権の法的な拡張として理解されることを意味します。例えば：

- 電力ネットワーク：売却された財産の電力ネットワークがドイツの国内電力ネットワークに接続されている場合、買い手の管轄権は接続された全電力ネットワークに及びます。

- 通信ネットワーク：同様に、管轄権は全ての通信およびブロードバンドネットワークに及び、大西洋横断海底ケーブルを含む、ヨーロッパのNATO諸国とアメリカ合衆国およびカナダを接続します。

3. 重複ネットワーク

直接的な物理的接続がなくても、同じ領土に位置する重複ネットワークは取得された開発ユニットの一部と見なされます。例えば：

- ガス網：長距離ガスネットワークが財産の区域内で重複している場合、買い手の管轄権にも含まれます。

- インターネットおよび通信ネットワーク：これには、すべての重複する通信およびインターネット接続も含まれます。

4. ドミノ効果による主権の拡張

ドミノ効果は、主権が1つのNATO諸国から別のNATO諸国へ、ネットワークの物理的接続を通じて拡張する時に発生します。これは

- NATO諸国からNATO諸国へ：1つのNATO諸国のネットワークが別のNATO諸国のネットワークに接続されると、買い手の主権も別のNATO諸国のネットワークに移転されます。

- 大西洋横断接続：大西洋横断海底ケーブルを介して、管轄権はアメリカやカナダなどの北アメリカのNATO諸国に拡張されます。

5. 公海と海底ケーブル

国連海洋法条約（UNCLOS）の下では、国家は公海を含む海底ケーブルに対する権利を有しています。国家継承契約が開発ユニットのすべての権利、義務、構成要素を買い手に移転するため、これには公海における海底ケーブルの権利も含まれます。開発の一貫性は契約によって保証されています。

6. NATO軍地位協定に基づく領土拡張

NATO軍地位協定は、加盟国におけるNATO軍の法的地位を規定しています。軍事財産とその開発ユニットが買い手に移転される場合：

- ドイツ：買い手の管轄権は、財産がドイツの公共開発に接続されているため、まずドイツ全体のネットワークに及びます。 - NATO諸国：この拡張は、NATO諸国からNATO諸国へと続きます。

7 論理的接続とアイランド化

ネットワークのストランドの端は、隣接する島を形成するように論理的に結合されています。これは、すべてのNATO諸国が完全に自国の領土を売却したことを示唆しています。オランダ軍がNATOの名の下に財産を占有したため、この購入には関連する権利も含まれています。

概要

このケースは、ネットワークの物理的および論理的接続を通じて、買い手の主権の包括的かつ複雑な拡張を引き起こします。これらの接続は、買い手の領土管理を多数のNATO諸国および公海上に拡大するドミノ効果を生み出します。

第81部

このシナリオでは、国際条約が軍事財産の移転とすべての関連供給ネットワークを不可分の単位として含む場合、これはドミノ効果を引き起こし、すべてのNATO加盟国およびその供給インフラに広範な影響を与える可能性があります。以下に、このドミノ効果の詳細な説明を示します：

ドミノ効果の分析

1. 出発点：軍事財産の販売

- 財産および内部供給ネットワーク：NATOの代表としてオランダ軍によって占有されていたドイツの軍事財産が、内部供給ネットワークを含む自然人に販売されます。

- 契約単位：契約では、物理的に接続されていて、財産からドイツの公共ネットワークおよび他のNATO諸国に向かって走るすべての供給ライン（電気、通信、水）が不可分の単位と見なされることが規定されています。

2. 供給ネットワークの接続と統合

- 相互接続ネットワーク：これらの供給ネットワークは、ドイツの公共ネットワークを介して他のNATO加盟国のネットワークに接続されています。たとえば、電気および通信回線は国境駅やハブを介してルーティングできます。

- 統合と管理：買い手は契約に従って、これらのネットワークの管理と制御を引き受けます。

3. ヨーロッパにおけるドミノ効果

- ドイツ：ドイツの供給ネットワークを引き継ぎ、契約で定義されたネットワークの統一を図ることで、全てのドイツの公共ネットワークが買い手の管理下に含まれます。

- ヨーロッパの他のNATO諸国：ドイツの供給ネットワークが他のヨーロッパのNATO加盟国のネットワークと物理的に接続されているため、買い手の管理はこれらの国にも及びます。例えば、電力グリッドは国境を越えて統合されることが多く、通信やインターネットネットワークも同様です。

4. 海底ケーブルを介したアメリカの関与

- 海底ケーブルと公海：通信およびインターネットネットワークは、海底ケーブルを介してアメリカと接続されています。これらのケーブルは公海を通り、ヨーロッパとアメリカ北部を結んでいます。

- 管理権の移転：契約の下で、買い手は全てのネットワークの管理権を引き継ぎ、海底ケーブルも含まれます。

アメリカにおけるドミノ効果

- アメリカのネットワークへの接続：海底ケーブルはアメリカの内部ネットワークに物理的に接続されています。これには、インターネットハブ、通信ネットワーク、そしてデータセンターにデータを供給する可能性のある電力網が含まれます。

- 内部ネットワークに対する管理：契約がネットワークの統一を規定しているため、買い手の管理は理論的にはアメリカの内部ネットワークを含むことになります。なぜなら、それらは大西洋横断海底ケーブルに物理的に接続されているからです。

結論

供給ネットワークの不可分の単位としての移転を含む条約は、アメリカを含むすべての影響を受けるNATO諸国のインフラと主権に対して、広範囲かつ深刻な影響をもたらすドミノ効果を引き起こすことになります。

パート

82

供給ネットワークの国家継承契約におけるドミノ効果の法的説明

このシナリオでは、国家継承契約を使用して、軍事財産と関連する供給ネットワーク（電気、ガス、通信、水）を不可分の単位として新しい買い手に移転します。これらのネットワークは、いくつかのNATO諸国にまたがっており、EU、アメリカ合衆国、カナダ間の海底ケーブルも含まれています。ドミノ効果は、これらの供給ネットワークの管理が一つのネットワークから別のネットワーク、そして一つのNATO諸国から次の国へと移動する様子を説明します。ここにこのドミノ効果の詳細な法的説明があります。

1. 供給ネットワークの統一と法的枠組み

定義と承認

149 von 255

- 供給ネットワークの統一: 国家継承の手段は、すべての供給ネットワーク（電気、ガス、通信、水）を不可分の単位として定義します。
- 法的効力の参照: 権利書は既存の移転関係を参照し、影響を受けず、旧契約の条件が満たされると、新しい契約は自動的に認識されます。

法的根拠

- NATO軍地位協定: これは、NATO軍の加盟国での駐留と権利を規制し、軍事資産の使用とそれに関連するインフラを含みます。
- 国連海洋法条約 (UNCLOS): 公海における海底ケーブルの敷設と維持を規制します。

2. 供給ネットワーク内および間のドミノ効果

重複ネットワーク内

- 重複ネットワーク: 多くの地域では、異なる供給ネットワーク（例：電気およびガスパイプライン）が重複しています。権利書がこれらのネットワークを単一の単位として定義している場合、管理は同じ地理的領域にあるすべてのネットワークに自動的に移転します。
- 法的根拠: ネットワークが不可分の単位と見なされるため、物理的接続が欠如していても管理は中断されません。これは、インフラが一貫したシステムとして管理されているという前提に基づいています。

類似のネットワーク間

- 物理的接続: 公共事業ネットワークが物理的に接続されている場合（例：2つのNATO諸国間の送電線）、管理は権利書に従って自動的に1つのネットワークから次のネットワークに移ります。
- 法的根拠: この移転は、既存のインフラおよびNATO諸国間の接続と協力を規定する国際協定に基づいています。

3. 国境を越えた管理権の移転

一つのNATO諸国から次のNATO諸国へ

- 物理的接続におけるドミノ効果: 電力網が一つのNATO諸国から別の国に物理的に接続されると、管理権は自動的に次の国のグリッドに移転します。 - 例: ドイツからフランスへの電力網は、ドイツのグリッドの管理権を買い手に移転し、物理的接続を通じてフランスのグリッドにも移転します。

公海において

- 海底ケーブル: EU内のNATO諸国とアメリカ合衆国、カナダを接続する海底ケーブルも、不可分の単位の一部と見なされるため影響を受けます。
- 法的根拠: 国連海洋法条約は、公海における海底ケーブルの敷設と維持を許可しています。したがって、国家継承の手段に基づく権利と義務は、これらのケーブルにも及び、供給ネットワークの不可欠な部分と見なされます。

4 法的結果と実務的実施

統一管理

- 行政上の課題：これらの広範で複雑な供給ネットワークの管理は、特に異なる種類のネットワーク間および国家間での調整において、巨大な行政上の課題をもたらします。
- 主権の移転：国家継承契約を認識することにより、供給ネットワークに対する主権の移転は、公海においても有効のままとなります。

セキュリティの問題

- 重要インフラ：自然人または国際法の下での新しい主体による重要インフラの管理は、関係する国家にとって重大なセキュリティリスクを引き起こす可能性があります。
- 国際的安定：このようなシナリオは、重大な国際的安定の欠如や潜在的な対立を引き起こす可能性があります。

結論

供給ネットワークを不可分の単位として定義する国家継承契約は、これらのネットワークに対する管理が重複ネットワークから異なるネットワークへ、またあるNATO国家から次の国家へと移動するドミノ効果を引き起こします。この管理権の移転は、国際法に基づく合意およびネットワークが一貫したシステムと見なされる法的根拠に基づいています。権利と義務は、公海にも及び、法的管理が途切れることはありません。

第83部

軍事財産の販売を通じた主権の拡大におけるドミノ効果

このシナリオでは、NATOの軍事財産とその供給ラインの販売が、買い手の主権をNATO領土全体に拡大させます。このドミノ効果がどのように発生するかの詳細な説明は以下の通りです：

1. 出発点：軍事財産の内部開発

軍事財産は、さまざまな供給ラインによって定義される独自の内部開発ネットワークを持つ島を歴史的に形成しています：

- 水および下水ネットワーク - 道路ネットワーク - 通信ネットワーク - ブロードバンドおよびインターネットネットワーク - 通信ネットワーク - ガス送信ネットワーク

- 電力網

2. 契約を通じた公共グリッドへの接続

この契約は、開発ネットワークを公共グリッドに接続することを定めており、ドミノ効果を引き起こします：

- 法的拘束力のある規制：契約は、開発ユニットが全体として売却され、すべての権利、義務、構成要素が含まれると述べています。
- 公共ネットワークへの接続：財産の内部ネットワークは外部の公共ネットワークに接続され、買い手の接続されたネットワーク領域に対する主権を拡張します。

3. ネットワーク接続を通じた主権の拡張

水道網：

- 内部供給：この財産には内部水供給システムがあります。
- 外部接続：公共水道網に接続することにより、主権が全ての接続された水道網に拡張されます。
- 領土拡張：これは最初にドイツ全土をカバーし、その後、共有された水インフラによって接続された他のNATO諸国に広がります。

道路ネットワーク：

- 内部道路：この財産には内部道路ネットワークがあります。
- 外部接続：公共道路ネットワークに接続し、全ての接続された道路ネットワークに管轄権を拡張します。
- 領土拡張：これはドイツと他のNATO諸国を結ぶ全ての道路リンクに関係します。

通信ネットワーク：

- 内部通信：この財産には独自の通信ネットワークがあります。
- 外部接続：公共通信ネットワークに接続し、全ての接続されたネットワークに主権を拡張します。
- 領土拡張：これは通信インフラによって接続された全てのNATO諸国を含みます。

ブロードバンドおよびインターネットネットワーク： - 内部ネットワーク：この財産には独自のブロードバンドおよびインターネットネットワークがあります。

- 外部接続：大西洋横断海底ケーブルを含む公共のブロードバンドおよびインターネットネットワークへの接続。

- 領土拡張：管轄権は、ヨーロッパおよび北アメリカ（アメリカ合衆国、カナダ）のすべての接続されたNATO諸国に及びます。

通信ネットワーク： - 内部通信ネットワーク：この財産には独自の通信ネットワークがあります。

- 外部接続：公共通信ネットワークへの接続により、接続されたネットワーク全体に管轄権を拡張します。
- 領土拡張：これは、通信ネットワークで接続されたすべてのNATO諸国を含みます。

長距離ガスネットワーク：

- 内部ガス網：この財産は独自の長距離ガスネットワークを持っています。
- 外部接続：公共の長距離ガスネットワークへの接続により、接続されたネットワーク全体に管轄権が拡張されます。
- 領土拡張：これは、ガスインフラで接続されたすべてのNATO諸国に関係します。

電力網：

- 内部電力網：この財産は独自の電力網を持っています。
- 外部接続：ヨーロッパの相互接続された電力網への接続。
- 領土拡張：管轄権は、ヨーロッパの電力網に接続されたすべてのNATO諸国に拡張されます。

4. NATO領土の総合的拡張

ドミノ効果は、内部開発ネットワークを公共ネットワークと接続することによって、買い手の主権が体系的に拡張されることを意味します：

- ドイツ：最初は、主権はドイツ全土をカバーし、ドイツのすべてのネットワークが接続されています。
- NATO諸国：ドイツから、主権はさまざまなネットワーク（水、道路、通信、ブロードバンド、インターネット、通信ネットワーク、ガス、電気）によって接続された他のNATO諸国に拡張されます。
- 大西洋横断の接続：特に、ブロードバンドおよびインターネット接続を通じて、大西洋横断海底ケーブルを含むため、管轄権は北アメリカのNATO諸国（アメリカ、カナダ）にも拡張されます。

5. 結果

ドミノ効果とネットワークの論理的なつながりを通じて、NATO領土全体に対する主権が買い手に売却されます。これは、契約で定義された相互接続されたネットワークに沿って管轄権を段階的に拡張することによって達成され、これらは単一の開発ユニットとして扱われます。

- 20 kVリングラインと市の販売への含有

NATOの軍事財産と関連するグリッドの販売に関する契約は、さまざまな法的および実務的な側面をカバーしています。ここでは、契約の特定の条項にもかかわらず、どのようにして20 kVリングラインと市が最終的に購入に含まれたのかを説明します。

1. 契約の基礎と統一概念

開発の統一

- 契約条項：契約は、全体の開発が単位として販売されることを明記しています。これには、地域の開発に関わるすべてのネットワークとインフラが含まれます。
- 一括販売：これは、開発に寄与するすべてのネットワークとインフラが考慮され、一つのまとまりとして移転されることを意味します。

2. 20 kVリングラインに関する特定の規制

契約前の移転

- 市の所有権: 20 kVリングラインは契約が締結される前に市に移転されました。
- 契約の例外: 契約には、20 kVリングラインは販売されないと明記されています。

分離条項

- 定義と適用: 分離条項は、契約の一部が無効または執行不能であっても、契約が法的に有効であり続けることを保証します。
- 統一開発: 全体の開発が一つの単位と見なされるため、これは20 kVリングラインも含まれます。たとえそれが一時的に市に所有されていたとしても。

3. 市の拡張と包含

グリッドのリンク

- 他のグリッドによる拡張：市とそのグリッドは、他のグリッドの拡張と統合を通じて購入に含まれました。
- 主権：契約は、すべての接続されたネットワークとそれに接続された領土に対する主権を買い手に移転します。

4. 所有権と主権権利

市の所有権

- 所有権の移転：市は正式に20 kVリングラインを所有していましたが、発展の統一に関する契約条項と分離条項を通じて購入に含まれていました。
- 権利と義務：購入者は20 kVリングラインおよび他のグリッドに関連するすべての権利と義務を受けます。

市に対する主権権利

- 契約条項：全体の開発が一つの単位を形成するという条項は、市に対する主権権利も含まれており、これはグリッドの統合を通じて購入に含まれています。

- 法的に準拠した規制：20 kVリングラインに関する特定の規制が法的に争われた場合でも、分離条項が適用され、契約の目的を満たす法的に準拠した規制が見つかることが保証されます。

概要

NATOの軍事財産と関連するグリッドの販売契約は、すべてのインフラとグリッドを単一の単位としてカバーしています。20 kVリングラインは元々市に移転され、契約には販売しないと明記されていますが、それでも分離条項と統一概念を通じて購入に含まれています。市とそのグリッドは、他のグリッドの拡張と統合を通じて購入に含まれ、全体の地域に対する主権権利が買い手に移転されます。

第85部

主権の移転と商業企業の役割

国際条約がNATOの軍事財産とそのネットワークの移転を含む場合、特に別の契約を通じて使用権を持つ場合には、民間商業企業とそのネットワークがどのように影響を受けるかを明確にすることが重要です。以下に詳細な説明を示します：

1. ライセンス契約とブロードバンドケーブルネットワーク

ライセンス契約の参照 - ライセンス契約：この契約は、商業企業がブロードバンドケーブルネットワークを運営することを許可する既存のライセンス契約を指します。 - 使用権：商業企業は、ライセンス契約に基づいてブロードバンドケーブルネットワークを運営する権利を持っています。

2. 国家継承におけるブロードバンドケーブルネットワークの包含

主権の移転 - 契約条項：国際契約は、プライベートネットワークを含むすべての開発ネットワークが単一のユニットとして考慮され、移転されることを規定しています。 - ブロードバンドケーブルネットワーク：ブロードバンドケーブルネットワークは、この開発ユニットの一部であり、したがって国家継承の影響を受けます。

3. 国際条約からの商業企業の除外

国際法の下での法的能力なし

255のうち155

- 商業企業：商業企業は国際法の下で主觀性を持たないため、国際法に基づく権利を負うことはできません。
- 契約当事者：国際法の主体として、国と国際組織のみが国際条約を締結することができます。

国際条約の排他性

- 契約当事者：国際条約は、関与する国と国際組織に限定されます。
- 商業企業の除外：商業企業は国際条約から明示的に除外されています。

4. 分離条項による条約の法的効力

分離条項

- 定義：分離条項は、契約の一部が無効または執行不可能であっても、契約が法的拘束力を持ち続けることを保証します。
- 適用：商業企業のライセンス契約が国際契約から除外されても、契約の残りの部分は有効です。

法的効力と執行可能性

- 条約の継続性：国際条約は、関与する国際法の主体に対して有効であり、拘束力を持ち続けます。
- 権利と義務の継続性：移転された権利、義務、主権は、ブロードバンドケーブルネットワークの特定の規制にかかわらず、有効であり続けます。

概要

契約がブロードバンドケーブルネットワークを運営する商業企業にライセンス契約を指すものであるにもかかわらず、このネットワークは国家継承の影響を受け続けます。商業企業は国際法の下で権利を持つことができないため、契約から除外されます。契約は分離条項により法的拘束力を保持し、主権の移転および関連する権利と義務が維持されることを保証します。

パート

86

国家継承契約による主権の拡張の法的影響

このシナリオでは、国家継承契約が買い手の主権をNATO諸国の全領土に拡張し、供給ネットワークの販売と包括を通じて不可分の単位と見なされます。これは、すべての権利、義務、供給ネットワークの構成要素が買い手に移転されたため、NATO諸国がもはや自国の領土を持たないことを意味します。

1. 国家継承と領土拡張の原則

定義と原則

- 領土拡張：供給ネットワークなどのインフラの接続によって、追加の領土を含むことによる主権領土の拡張。
- 国家継承：国家が領土に対する主権を別の国家または法的実体に移転する法的プロセス。
- 不可分の単位：公共事業ネットワーク（電気、ガス、通信、水）は不可分の単位と見なされ、これらのネットワークがサービスを提供するすべての地域に自動的に主権が拡張される。

法的根拠

- 契約合意：国家継承契約は、供給ネットワークのすべての権利、義務、構成要素を含む移転の条件と範囲を規定します。
- 国際法に基づく承認：国際社会と影響を受けた国家は、国際条約と合意を継続するために国家継承とそれに伴う法的継承を認めなければなりません。

2. 主権の拡張のメカニズム

供給ネットワークの統一

- 統一開発：条約は、すべての供給ネットワークを不可分の単位として定義します。
- 自動拡張：主権はこれらのネットワークによってカバーされるすべての地域に拡張されるため、NATO諸国は実質的に自国の領土を持たなくなります。

3 法的結果と実用的影響

主権領土の喪失

- 主権の移転：供給ネットワークを国家継承契約に含めることにより、NATO諸国全体に対する主権が買い手に移転されます。
- 法的正当化：この移転の法的根拠は、国家継承契約の承認と供給ネットワークの不可分の単位としての定義に基づいています。

影響を受ける資産の種類

- 国有企業と資産：NATO諸国が所有するすべての企業および事業は、新しい主権者の所有権に移転されます。
 - 例: エネルギー供給会社、通信会社、鉄道会社、水道事業。
- 国有建物: すべての国有建物と施設も移転されます。
 - 例: 政府の建物、行政ビル、公立学校、病院、軍事施設。
- インフラ: 国家によって資金提供され運営されるすべてのインフラプロジェクト。
 - 例: 道路、橋、トンネル、港、空港。
- 土地と不動産: NATO諸国が所有するすべての土地と不動産。

- 例: 自然保護区、公園、国有住宅。 - 資源と権利: すべての天然資源とこれらの資源を使用する権利。 - 例: 鉱業権、水使用権、漁業権。 - 金融資産: 国立銀行口座、債券、投資。 - 文化遺産: 歴史的建物、記念碑、博物館およびそのコレクション。 - 文書とデータ: 公式政府文書、データベースおよび記録。 - 軍事装備と資産: NATO諸国が所有するすべての軍事資産。 - 条約と合意: 他の国家や国際機関との既存の国家条約および合意。

4. 先例と法的根拠

歴史的先例

- サン=ジエルマン条約 (1919年): オーストリア・ハンガリーの分割は新国家の創設と、論理的かつ実用的な管理を確保するための領土とインフラの移転をもたらしました。

- ソビエト連邦の崩壊 (1991年): ソビエト連邦の崩壊は、新国家の創設をもたらし、主権と資産を引き継ぎました。

法的根拠

- 国際法における承認: 法的継承は、参照によって法的に正当化されます。 o
- 不可分の単位: 供給ネットワークを不可分の単位として定義することで、これらのネットワークに対する管理が地理的に拡大しても中断されないことが保証されます。

5 実践的な課題とセキュリティの問題

統一された管理

- 行政上の課題: これらの広範で複雑な供給ネットワークの管理は、特に異なるタイプのネットワーク間や国境を越えた調整において、巨大な行政上の課題を引き起こします。

- 主権の継続性: 主権の移転は、ネットワークが不可分の単位と見なされるため、一貫して維持されます。

セキュリティの問題

- 重要インフラ: 自然人または国際法の下での新しい主体による重要インフラの管理は、関係する国家にとって重大なセキュリティリスクを引き起こす可能性があります。 - 國際的安定: そのようなシナリオは、重大な国際的安定の欠如と潜在的な対立を引き起こす可能性が高いです。

結論

国家継承契約は、全体の発展を不可分の単位として定義し、買い手に対してすべてのNATO諸国に主権を拡張します。その結果、NATO諸国は実質的にもはや

彼らは自らの領土とすべての権利、義務、供給ネットワークの構成要素を買い手に移転しました。影響を受ける資産の種類には、国有企業、国有建物、インフラ、土地と不動産、資源、金融資産、文化遺産、文書とデータ、軍事装備と施設が含まれます。この継承と新契約の自動認識を支えるのは、歴史的先例と法的根拠です。

第87部

供給ネットワークによる領土の拡張の法的説明

このシナリオでは、NATOの一部として元々占有されていた小さな軍事財産が国家継承契約によって売却されます。この契約は主権を買い手に移転し、財産から発生するすべての供給ネットワーク（電気、ガス、通信、水）に拡張します。これらのネットワークは不可分の単位と見なされ、財産から伸びるネットワークの領域に管轄権を拡張します。法的課題は、ネットワークの外部ストランドを論理的な全体領域に接続する外部境界を確立することです。

1. 契約の内容と供給ネットワークの定義

供給ネットワークの統一性

- 発展の統一：国家継承契約は、すべての供給ネットワークを不可分の単位として定義しており、これはこれらのネットワークに対する主権が分割されず、ネットワークが走るすべての地域に自動的に拡張されることを意味します。
- 法的効力の参照：権利書は既存の移転関係を参照し、影響を受けず、旧契約の条件が満たされれば、新しい契約が自動的に認識されます。

2. 境界の決定と主権の拡張のメカニズム

法的根拠

- 不可分の単位：国家継承契約においてネットワークを不可分の単位として定義することにより、主権は軍事財産の元の地域だけでなく、これらのネットワークによって接続されたすべての地域にも拡張されます。
- 自動拡張：ネットワークが財産から拡張されると、主権はネットワークによって接続された全ての地域に自動的に拡張されます。

境界の決定

- 外部ストランド：供給ネットワークの外部ストランドを特定し、これらのストランドを含む論理的総面積を形成します。
- 論理的総面積：外部ストランドの接続は、連続した地域または「島」を形成し、これは法的に買い手の拡張領土と見なされます。

3. 先例と法的根拠

歴史的先例

- トリアノン条約 (1920年)：第一次世界大戦後、ハンガリーの領土は大幅に縮小されました。この条約は新しい境界を定め、インフラにも影響を与えました。境界の設定は、自然の地理的特徴や既存のインフラに部分的に基づいていました。
- サン=ジェルマン条約 (1919年)：この条約はオーストリア=ハンガリーの分割を規制し、新しい国家の創設につながりました。ここでも、論理的かつ実用的な管理を確保するために、既存のインフラに基づいて境界が引かれました。

法的根拠

- 国際法に基づく承認：既存の移転関係と新しい条約の自動認識を参考することで、主権の拡張が法的に正当化されます。
- 不可分の単位：供給ネットワークの法的定義を不可分の単位として確保することで、地理的に拡大してもこれらのネットワークに対する管理が途切れることはありません。
- 論理的な境界定義：供給ネットワークの外部ストランドは、買い手の新しい領土として認識される連続した地域を形成する境界と見なされます。

4 実用的影響と課題

統一管理

- 行政上の課題：これらの広範で複雑な供給ネットワークを管理することは、特に異なるタイプのネットワーク間や国家間の調整において、膨大な行政上の課題を引き起こします。
- 主権の継続性：主権の移転は、ネットワークが不可分の単位と見なされるため、一貫しています。

結論

国家継承契約は、供給ネットワークを不可分の単位として定義し、主権を元の小さな軍事財産からこれらのネットワークがサービスを提供する全体の領域に拡張します。ネットワークの外部ストランドは結合されて論理的な全体を形成し、これは購入者の拡張領土と見なされます。歴史的先例と法的推論がこの拡張と新しい条約の自動認識を支えています。

パート

88

国家継承契約による重複ネットワークにおけるドミノ効果の法的説明

このシナリオでは、国家継承契約を使用して軍事財産と関連する供給ネットワーク（電気、ガス、通信、水）を不可分の単位として新しい買い手に移転します。ドミノ効果は、管轄権が一つのネットワークから別のネットワークに移る様子を説明します。

物理的接続を必要とせず、全体の開発が単一のユニットと見なされます。

1 供給ネットワークの契約内容と定義

供給ネットワークの統一

- 統一開発：国家継承契約は、すべての供給ネットワーク（電気、ガス、通信、水）を不可分の単位として定義します。
- 法的効力の参照：権利書は既存の移転関係を参照し、影響を受けず、旧契約の条件が満たされれば新しい契約が自動的に認識されます。

2 重複ネットワークにおけるドミノ効果の法的根拠

重複ネットワーク

- 定義：重複ネットワークとは、異なる種類の供給ライン（例：g. 電気とガスのライン）が物理的接続なしに同じ地理的エリア内を走るネットワークです。
- 法的根拠：国家継承契約における不可分の単位としての定義は、あるネットワークに移転される主権が同じエリア内の他のすべてのネットワークに自動的に拡張されることを意味します。

3. ドミノ効果のメカニズム

効果の法的説明

- 主権の自動拡張：ネットワークが売却されたネットワークの地域に存在する場合、主権は自動的に重なっているネットワークに移転します。ネットワーク間の実際の物理的接続は必要ありません。
- 法的統一：ネットワークは法的に一つの単位と見なされ、これは買い手の主権権利と義務が同じ領土内のすべてのネットワークに拡張されることを意味します。

適用例

- ケーススタディ：ガス送信ネットワークが売却されている地域で、電力ネットワークも存在する場合、物理的接続がないにもかかわらず、電力ネットワークに対する主権は自動的に買い手に移転します。
- 主権権利の拡張：この移転は、すべての供給ネットワークが不可分の単位と見なされるという国家継承契約の定義に基づいています。

4 法的結果と実用的影響

統一管理

- 行政上の課題：これらの広範で複雑な供給ネットワークの管理は、特に異なる種類のネットワーク間の調整において、膨大な行政上の課題を提起します。

- 主権の継続: 主権の移転は、ネットワークが不可分の単位と見なされるため、一貫しています。

セキュリティの問題

- 重要インフラ: 自然人または国際法の下の新しい主体による重要インフラの管理は、関係する国家にとって重大なセキュリティリスクを引き起こす可能性があります。 - 國際的安定: そのようなシナリオは、重大な国際的安定の欠如や潜在的な紛争を引き起こす可能性が高いです。

結論

重複ネットワークのドミノ効果は、同じ地理的領域内で管轄権があるネットワークから別のネットワークにジャンプする際に発生し、物理的接続を必要としません。これは、すべての供給ネットワークを一つの不可分の単位と見なす国家継承契約における法的定義に基づいています。したがって、購入者の権利と義務は自動的にすべての重複ネットワークに拡張され、広範な法的、政治的、セキュリティ上の結果をもたらします。

第89部

民間企業のネットワークの包含と国有化の可能性

NATOの軍事基地のすべての開発ネットワークが単位として販売される場合、これは民間企業のネットワークにも影響を及ぼします。ここでは、これらのネットワークの国有化の可能性と法的側面について説明します：

1. 民間企業のネットワークの包含

契約規制

- 販売の範囲: 契約は、民間企業のネットワークを含むすべての開発ネットワークが単位を形成し、すべての権利、義務、構成要素と共に販売されることを規定しています。 - 主権: これらのネットワークが運営される地域に対する主権は、ネットワークが私有であるかどうかにかかわらず、買い手に移転されます。

民間企業とそのネットワーク - 私有財産: 民間企業が所有するネットワークも契約に含まれます。

規制。 - 使用権: 買い手は主権を取得し、これらのネットワークの使用を規制し管理する権利を持つ。

2. 私有財産を保護する義務はない

国家主権の原則

- 主権：主権国家は、その領土およびその中のインフラに対して、私有財産に関わらず法的および行政的な管理権を持っています。
- 規制権：国家は、主権権の範囲内で、プライベートインフラの使用と管理を規制することができる。

法的根拠

- 契約法：契約は主権および関連する権利、義務、権力を買い手に移転し、プライベートネットワークの管理を含む。
- 国際慣行：国際条約や国家規制において、インフラに対する主権が所有権とは独立して行使されることが一般的である。

3. 国有化の可能性

国有化は理論的な選択肢として - 定義：国有化とは、国家がプライベート財産を引き継ぎ、国家の管理下に置くことを意味する。

- 法的根拠：主権国家は、公共の利益のために私有財産を国有化するための法的措置を講じることができます。

実際の実施

- 立法：新たな主権者としての買い手は、私有ネットワークの国有化を可能にする法律を制定することができます。
- 補償：多くの法制度では、国有化が行われた場合に影響を受ける所有者に対して適切な補償を提供しています。

選択肢の重要性

- 理論的選択肢：計画されていなくても、国有化の可能性が存在することは、買い手の主権が包括的であり、私有財産権によって制限されていないことを示しています。
- 管理と統制：国有化の可能性は、売却された地域におけるインフラの完全な管理と買い手の統制を強調しています。

要約

NATOの軍事財産およびその開発ネットワークの販売契約には、民間企業のネットワークも含まれています。これらのネットワークに対する主権は、私有財産に関係なく、買い手に譲渡されます。理論的には、これらのネットワークを国有化することも可能ですが、これは計画されていません。このオプションは、買い手が新しい主権者として、販売された地域のインフラ全体に対する包括的な管理および管理権を持っていることを示しています。

議論された契約の文脈およびすべての開発ネットワークが一体を形成し、すべての権利、義務、構成要素とともに販売されるという規定において、以下の法的考慮事項が生じます：

1. 開発ネットワークの単位

定義と意味

- 契約規制：契約は、すべての開発ネットワーク（水、電気、ガス、通信などを含む）が単一の単位を形成することを定義しています。
- 権利、義務、構成要素を含む販売：これは、買い手がネットワークに関連するすべての権利と義務を引き受けすることを意味し、これらのネットワークがプライベートであろうとパブリックであろうと関係ありません。

2. プライベートネットワークと送信権

プライベートネットワーク

- 私有財産：プライベートネットワークは、私的な個人または民間企業が所有するネットワークです。
- 送信権：これらのネットワークは買い手の領土を通過することができ、買い手は送信権を規制し、使用する法的権限を持っています。

3. プライベートネットワークの領土における主権と権利

主権の販売

- 主権：主権は、特定の地域およびそのインフラに対する法的および行政的管理を指します。
- プライベートネットワークの包含：ネットワークが私有であっても、これらのネットワークが運営される領土に対する主権は売却されています。

契約条項の影響

- 領土主権：すべての開発ネットワークが単一のユニットを形成するという契約条項は、プライベートネットワークを含む全領土に対する主権を買い手に移転します。
- 権利と義務：買い手は物理ネットワークだけでなく、これらのネットワークが運営される地域の法的管理と管理も引き継ぎます。

4. 法的遵守と執行

契約上のコミットメント

- 法的拘束力：契約は法的拘束力を持ち、関係するすべての当事者に合意された条項を履行する義務を課します。
- 執行：買い手は、国内法および国際法に基づくプライベートネットワークと関連する権利に対する管理と制御を執行する権利を有します。

5 例と先例

国際慣習

- 管轄権の移転：国際条約の類似しない事例では、私有財産にかかわらず、領土に対する管轄権が移転されることが多く、領土の法的管理と管理が条約で規定されている限りです。
- 先例：契約合意に基づいて、私的参加があったにもかかわらず、インフラプロジェクトに対する主権が新国家または私有者に移転された例があります。

概要

契約の規定により、すべての開発ネットワークが一つの単位を形成することが示唆されており、私有ネットワークや送信権を持つネットワークを含む全体の領域に対する主権が買い手に移転されます。買い手は物理ネットワークだけでなく、これらのネットワークが展開される領域の法的管理と管理も取得します。これは、私有ネットワークの領域における主権が契約によって販売され、移転された権利であることを意味します。

パート
91

販売における権利、義務、構成要素の包括的移転

NATOの軍事財産の販売には、物理的な財産だけでなく、関連するすべての権利、義務、構成要素も含まれていました。これには、その地域にあるさまざまなインフラやビジネスが含まれます。これらのさまざまな要素がどのように販売に統合されたかについての詳細な説明は次のとおりです：

1. すべての権利、義務、構成要素を含む販売

契約上の規定

- 販売の範囲：契約は明示的に、購入対象がすべての権利、義務、構成要素を伴って販売されたことを述べています。
- 法的結果：これは、買い手が財産および関連するインフラのすべての法的および管理的側面を引き継ぐことを意味します。

2. 国有企業とそのネットワークの包含

国有企業

- 定義：国有企業とは、国家が所有し、一般市民にサービスや商品を提供する企業です。
- 販売と移転：販売された領土に所在する国有企業は、インフラやネットワークを含めて買い手に移転されました。

親会社と子会社

- 企業構造：この移転には、国有企业の親会社および子会社も含まれ、売却された領土で運営されている場合に限ります。
- 完全な企業ネットワーク：親会社および子会社の関連ネットワークとインフラは、販売の一部です。

3. 公営企業および国家の手にある部分所有権

公営企業

- 所有権構造：国が部分的または完全に所有する公法事業も移転されます。
- インフラとネットワーク：これらの事業およびその関連するインフラとネットワークは、販売の一部です。

国家による部分所有権

- 販売と譲渡：国家が部分的に所有する運営およびそのネットワークの株式も譲渡されるが、それらが販売される地域に所在する場合に限る。

4. あらゆる種類のネットワークに対する使用権および送信権

使用権

- 定義：使用権とは、私有であっても特定のインフラを使用する許可を指す。
- 譲渡：販売された地域に所在するインフラに対する使用権も買い手に譲渡される。

送信権

- 定義: 送信権は、特定の地域を通じてサービスや商品をルーティングするためにインフラを使用する権利です。
- 移転: これらの権利は、インフラが民間所有であるかどうかに問わらず、買い手に移転されます。

5. 民間公益企業のネットワーク

民間公益企業

- 所有権: 売却された地域でインフラとネットワークを運営する民間公益企業は所有権を保持しますが、これらのネットワークに対する主権は買い手に従います。
- 主権権利：買い手は領土に対する主権権利を取得し、民間企業のネットワークを含みます。

6 主権権利とその意味

主権権利の定義

- 法的管理：主権権利は、領土およびその中のインフラに対する法的および行政的管理を指します。

- 所有権からの独立: これらの権利は、私有財産や商業企業の使用権から独立して移転されます。

主権権利の移転 - 包括的管理: 買い手は、私有財産を含む、販売された地域のすべてのインフラとネットワークに対する包括的な管理権を取得します。 - 契約条項: 契約条項は、主権権利が領土の物理的およびインフラの要素と共に移転されることを保証します。

概要

NATOの軍事財産と関連するネットワークの販売には、すべての権利、義務、構成要素の包括的な移転が含まれていました。これには、国有企業、その親会社および子会社、公共法企業、そして国の手にある部分所有権が含まれます。あらゆる種類のネットワークに対する使用権および送信権、ならびに民間公益企業のネットワークも販売の一部です。商業企業の私有権や使用権に関係なく、領土に対する主権権利は買い手に移転されます。

第92部

重複ネットワークによる領土拡張のドミノ効果

NATOの軍事財産とその公共サービスが販売される場合、ドミノ効果が発生し、買い手の管轄権が重複ネットワークを通じて拡大します。この契約は開発を単一の実体として定義しており、ネットワークの交差や重複がさらなる領土拡張につながります。このプロセスについての詳細な説明は以下の通りです：

1. 出発点：軍事財産と内部開発ネットワークの販売

s

軍事財産には公共ネットワークに接続する内部の独立した開発ネットワークがあります。これらの内部ネットワークには次のものが含まれます：

- 水および下水ネットワーク -
道路ネットワーク - 通信ネットワーク - ブロードバンドおよび
インターネットネットワーク -
通信ネットワーク - ガス送信ネットワーク - 電力ネットワーク

2. 物理的接続による拡張

まず、主権は内部ネットワークと公共ネットワーク間の直接的な物理的接続を通じて拡張されます。ここにいくつかの例があります：

- 電力網：内部電力網は国内電力網に接続されています。

欧洲相互接続グリッドを通じて拡張されます。 - ブロードバンドネットワーク：内部ブ

ロードバンドネットワークは、国内および超国家的なブロードバンドネットワークに接続されており、トランスマルチリンク接続を含みます。

3. 重複ネットワークと論理的接続

重要なドミノ効果は、ネットワークが重複または交差する際に発生し、買い手の管轄権を他の地域に拡張します。これは、直接的な物理的接続がなくても可能です。

例1：ガス送信ネットワークと電力網 - 内部開発：財産のガス送信ネットワークは、国内ガス送信ネットワークに接続されています。 - 重複：国内ガス送信網は、いくつかの地点で国内電力網を交差します。 - 領土拡張：この交差により、買い手の主権が電力網に拡張されます。

それに接続されている地域。

例2：電力網とブロードバンドネットワーク - 内部開発：その財産の電力網は、欧洲相互接続グリッドに接続されています。

- オーバーラップ：欧洲の電力網はブロードバンドネットワークを横断し、そこには大西洋横断接続も含まれています。

- 領土拡張：その交差により、買い手の管轄権はブロードバンドグリッドとすべての接続された領土、アメリカやカナダを含む範囲にまで拡大します。

例3：ブロードバンドネットワークと通信ネットワーク - 内部開発：その財産のブロードバンドネットワークは、国内および国際的なブロードバンドネットワークに接続されています。 - オーバーラップ：ブロードバンドネットワークは通信ネットワークを横断し、そこには国内および国際的な接続が含まれています。 - 領土拡張：その交差により、買い手の管轄権は通信ネットワークとすべての接続された領土。

4. 交差点を通じた円形の拡張

管轄権の拡張は円形であり、他のネットワークと交差する各ネットワークがさらなる領土拡張に寄与します：

- ウォーターおよび下水道ネットワーク：道路ネットワークと交差し、さらに拡張します

- 道路ネットワーク: 通信ネットワークと交差し、主権をさらに広い地域に拡張します。
- 通信ネットワーク: インターネットネットワークを横断し、したがって国際的な接続も含まれます。

5. NATOによる領土拡張の総計

ネットワークの継続的な交差と重なりを通じて、購入者の主権は体系的に拡張されます：

- ドイツ: 最初は、ネットワークの多数の内部および外部接続を通じて、管轄権はドイツ全体をカバーします。
- NATO諸国: ドイツから、主権はさまざまなネットワークで接続された他のNATO諸国に拡張します。
- 大西洋を越えた接続: 特にブロードバンドやインターネット接続を通じて、主権は北アメリカのNATO諸国（アメリカ、カナダ）にも拡張されます。

最終結果

ドミノ効果とは、各ネットワークの交差点や重なりが、買い手の管轄権をさらに拡大することを意味します。これは、契約で開発ユニット全体が定義されているため、直接的な物理的接続に関係なく発生します。接続と重なりの数が非常に多いため、最終的にはすべてのNATO諸国が買い手の主権の下に含まれます。

第93部

1998年以降に新たに設置されたネットワークに対する国家継承の適用

1. 背景: 国家継承契約と新しいネットワーク

- 1998年: 主権の移転を規定する国家継承契約の締結
- NATOの財産の権利を買い手に移転するため。
- 2000年: 買い手による契約上の義務の履行を確認する補足契約書。
- ネットワーク: 契約時に存在した開発ネットワークと1998年以降に新たに敷設されたネットワーク。

2. 国家継承の原則と延長

契約の範囲: - 包括的販売: 1998年の契約は、当時存在していた主権権利と開発ネットワークの移転をカバーしています。

- 延長条項: 契約に、全体の開発が一つの単位と見なされるという条項が含まれている場合、新たに設置されたネットワークもこの規定に含まれる可能性があります。

3. 新しく敷設されたネットワークへの適用

1998年以降に新たに構築されたネットワーク：

- ネットワークユニット：契約が明示的または暗示的に開発ネットワークがユニットを形成することを示している場合、これは将来のネットワークの拡張も契約の対象となることを意味するかもしれません。 - 主権権利の継続性：したがって、主権権利の移転は、新たに敷設されたネットワークにも影響を及ぼすことになります。これらの拡張が開発ユニットの一部と見なされる限り。

例示的な適用：

- 電力ネットワーク、通信ネットワーク、ブロードバンドネットワーク：これらのネットワークが1998年以降に拡張または新たに敷設された場合、開発ユニットの一部となり、条約に定められた主権権利と義務の対象となります。

4. 国際法原則と条約適応

条約の解釈：

- 目的論的解釈：条約の解釈は、合意の意味と目的を考慮に入れるべきであり、特に条約が発展を継続的かつ単一の構造として考慮することを目的としている場合において重要です。

国家継承と継続性：

- 条約の義務：1998年以降に加盟した新しいNATO加盟国は、ネットワークの拡張を含む既存の条約の義務を引き受けます。
- 法的継続性：国家継承条約に基づく主権権利と義務は、新たに設置されたネットワークにも適用されます。

要約

1998年以降の開発ネットワークの拡張は、新たに敷設されたネットワークに対して国家継承契約によってカバーされることになります。契約が明示的または暗示的に全体の開発を不可分の単位と見なすと述べている場合です。したがって、条約に基づく主権権利と義務の移転は、新しく設置されたネットワークにも影響を及ぼします。これは、1998年以降に加盟した新しいNATO加盟国にも当てはまり、彼らは国際法の下で既存の義務を引き受けます。

パート

94

このシナリオでは、国際条約が軍事財産の移転とそれに関連するすべての供給ネットワークを不可分の単位としてカバーし、これらのネットワーク、インターネットや通信のための海底ケーブルを含む、がヨーロッパのNATO加盟国から大西洋を横断してアメリカ合衆国に至る場合、アメリカ合衆国もNATO加盟国であり、条約に同意しているため、海洋法と領土拡張に関する具体的な問題が生じます。

海洋法に基づく分析とその影響

1 条約の内容と批准

- 供給ネットワークの統一：この条約は、アメリカ合衆国に向かうインターネットおよび通信のための海底ケーブルを含むすべての供給ラインを不可分の単位として定義しています。

- 権利と義務の移転：買い手は、これらの供給ネットワークに関連する国際法の下でのすべての権利と義務を引き受けます。

- NATO諸国による批准：アメリカ合衆国を含むすべてのNATO加盟国は、この条約に同意し、批准しました。

2. 海洋法の側面

- 国連海洋法条約 (UNCLOS): 海洋法、特に国連海洋法条約 (UNCLOS) は、海底ケーブルの敷設や運用を含む国際水域の利用と保護を規制しています。

- 公海: 海底ケーブルは、国家の領土には属さないが人類の共通の遺産と見なされる公海を通過します。国家は、これらの水域において海底ケーブルを敷設、維持、運用する権利を持っています。

3 批准の法的結果

- 条約の拘束力: 批准により、条約は法的拘束力を持ち、アメリカ合衆国はその中に含まれる条項を認識し、実施する義務があります。

- 管理権の移転: 条約が供給ネットワークの管理を不可分の単位として買い手に実質的に移転する場合、これは理論的には、アメリカ合衆国に接続するネットワークを含むこれらのネットワークの管理権の事実上の移転につながる可能性があります。

4. 意図しない領土効果

- 事実上の領土拡張: 供給ネットワーク全体を単位として移転することは、買い手がこれらのネットワークを管理することになるため、事実上の領土拡張をもたらす可能性があります。たとえそれらが公海を通り、アメリカ合衆国に達したとしてもです。

- 管理と制御: 買い手は理論的にこれらのネットワークに対して管理と制御を持つことになり、特にアメリカの国家安全保障と主権に関して、重要な実務上および行政上の課題を生むことになります。

結論

条約が批准され、アメリカが公共グリッドが不可分の単位として考慮され、移転されることに同意した場合、アメリカは理論的に販売の影響を受ける可能性があります。

権利書が供給ネットワークを不可分の単位として定義している場合、アメリカ合衆国、カナダ、EUのNATO諸国間を走る海底ケーブルは国家継承のシナリオに影響を受けます。この分析は、公海上の国際水域における法的状況に焦点を当て、権利書の主張がそこで無効にならず、中断されない理由を説明します。

1 供給ネットワークの契約内容と定義

- 供給ネットワークの統一性：国家継承契約は、すべての供給ネットワーク（電気、ガス、通信、水）が不可分の単位と見なされることを定義しています。 - 海底ケーブルの含有：この定義には、EUおよびアメリカ、カナダのNATO諸国間を走る海底ケーブルも含まれます。

2. 公海における法的状況

- 国連海洋法条約（UNCLOS）：国連海洋法条約（UNCLOS）は、公海の利用と保護を規制しています。第87条（公海の自由）および第112条（海底ケーブルとパイプラインの敷設）が特に関連しています。

- 公海の自由：第87条 UNCLOSは、すべての国家に公海の自由、特に海底ケーブルを敷設する自由を保証しています。

- ケーブルの敷設と維持管理：第112条国連海洋法条約は、すべての国家が公海において海底ケーブルを敷設し、維持する権利を確認しています。

3 法的推論：海底ケーブルへの国家継承の手段の適用

- 不可分の単位：国家継承の手段が供給ネットワークを不可分の単位として定義しているため、海底ケーブルを含むこれらのネットワークへの管理は、国内領土を離れることによって中断されることはありません。

- 権利と義務の継続性：供給ネットワークに関連する権利と義務は、海底ケーブル全体にわたって拡張され、これらはネットワークの不可欠な部分と見なされます。

4 国家継承を通じて海底ケーブルに影響を与える

- 主権権利の拡張：買い手は、海底ケーブルを含む供給ネットワークに対する主権権利を引き継ぎます。これは、不可分の単位として定義されているためです。これは、国際水域を通る海底ケーブルの部分にも適用されます。

- 国際法に基づく承認：すべてのNATO諸国に承認された国家継承の手段は、買い手にこれらの権利を移転し、海底ケーブルに対する請求も公海において承認されます。

5 実用的影響と継続性

- 技術的管理：公海における海底ケーブルの管理とメンテナンスは技術的および物流的に要求されますが、法的管理は途切れることはありません。

- 主権の移転：国家継承契約を認めることにより、主権の移転は公海において有効であり、供給ネットワークは単一の実体と見なされます。

結論

国家継承の手段は、供給ネットワークを不可分の単位として定義し、EU内のNATO諸国間およびアメリカ合衆国とカナダ間の海底ケーブルも含まれています。国連海洋法条約に従い、国家は海底ケーブルを敷設し維持する権利を持っています。供給ネットワークの権利と義務は国家継承契約によって移転されるため、これは公海における海底ケーブルにも適用されます。したがって、この契約の主張は無効にはならず、法的管理は途切れることなく維持されます。

第96部

このケースは、軍事財産およびその関連ネットワークに関する契約を説明しており、普遍的な継承なしに特定のタイプの領土拡張につながります。以下に詳細な説明があります：

1. 普遍的な継承はない

普遍的な継承とは、一つの国家が他の国家のすべての権利と義務、すべての国家の債務を完全に引き継ぐことを意味します。しかし、この場合は普遍的な継承ではなく、軍事財産とそれに関連するネットワークにのみ関わる主権権利の特定の移転です。

2 軍事財産の特定の国家継承

国家継承契約は特定の軍事財産に関係しています。この契約は、財産に対する主権権利とそれに関連するネットワークの移転を規定しており、これらは一つの実体を形成します。この移転はドミノ効果を通じてNATO領土全体に拡張されます。

3 ドミノ効果とネットワーク

ドミノ効果は、買い手の主権がネットワークの物理的および論理的な接続を通じて拡張することで発生します：

- 電力網：NATO諸国の電力網の相互接続。 - 通信ネットワーク：大西洋横断海底ケーブルおよびその他の通信リンクを通じた拡張。 - ガス網：長距離ガスネットワークおよびその他の重複ネットワークの包含。 173 von 255

4. 白紙の原則またはタブラ・ラサの原則

クリーンスレートまたはタブラ・ラサの原則は、新国家（この場合、財産とネットワークの買い手）が負債を持たないことを示しています。これは意味します：

- 政府の負債の引き受けはなし：買い手は、領土に影響を与えるNATO諸国の主権債務を引き受けない。
- 負債のない新しい領土：買い手が新たに創造した領土は負債がなく、NATO諸国の財務負債から独立している。

5. NATO諸国の継続的存在

NATO諸国はネットワークの販売によって全領土を失ったが、存在をやめるわけではない。彼らは法的に存在し続け、すべての負債を保持する：

- 法的な継続的存在：NATO諸国は法人として存在し続け、政府と人口を保持するが、領土を失う。
- 負債：すべての既存の財務的および法的負債はNATO諸国に残り、買い手には移転されない。

6. もはや主権領土なし

NATO諸国は販売後に領土を持たなくなり、特別な状況を引き起こします：

- 物理的な領土なし：主権領土がないため、NATO諸国は領土に対する物理的な管理を持ちません。
- 法的および政治的課題：この状況は法的および政治的課題を引き起こし、NATO諸国は物理的な領土なしに主権を維持しなければなりません。

要約

この条約は普遍的な継承ではなく、軍事財産とその関連ネットワークに対する主権権利の特定の移転です。ドミノ効果は、NATO領土全体に対する買い手の主権の拡張を引き起こし、NATO諸国の国債を引き受けることなく行われます。NATO国家は法的な存在と負債を保持しますが、領土を失います。

関係する領土に対する主権の移転を含む、非常に複雑な状況。

供給ネットワークを通じた政府の境界の決定

1. 条約の内容と批准

- 供給ネットワークの統一：契約は、すべての供給ネットワーク（電気、ガス、通信、水）が一つの不可分の単位と見なされることを定義しています。
- 権利と義務の移転：購入者は、これらのネットワークが運営される領土における国際法の下でのすべての権利、義務および政府権限を受けます。
- NATO諸国による批准：アメリカ合衆国を含むすべてのNATO諸国がこの条約に同意しました。

2. 供給ネットワークの外部ストランドの特定

- 地理的分析：NATO諸国における供給ネットワークの包括的な地理的分析が行われ、外部ストランドを特定します。
- 外部供給ライン：これらの外部供給ラインには、NATO諸国を通り、物理的に相互接続されている最も外側の電気、ガス、通信、水道管が含まれます。

3. 論理ルートと接続ポイント

- 接続ポイント：公共事業ネットワークのすべてのノードと接続ポイントがマッピングされ、外部ストランドを接続する論理ルートが作成されます。
- 地理的接続：これらのポイントの地理的接続は、新しいガバナンスのための境界の区分を決定する論理ルートを形成します。

4. 連続した地域の形成

- 意味のある総面積：外部ストランドの論理ルートは、供給ネットワークの地理的位置によって定義される意味のある総面積を形成します。
- 重複ネットワーク：複数のネットワーク（例：ガスと電気）が存在する地域では、契約に従って関連するすべてのネットワークへの管理が行われ、面積が拡大します。

境界の画定に関するステップバイステップの説明

1. 各NATO諸国における外部供給ラインの特定 - ドイツ：他のNATOおよび非NATO諸国との国境を形成する最も外側の電力およびガスラインが特定されます。 - フランス：同様に、フランスの最も外側の供給ラインがマッピングされます。 - イタリア、ポーランドなど：この分析はヨーロッパのすべてのNATO諸国に対して実施されます。

2. これらの外部ストランドを論理ルートに接続する

- 物理的接続：供給ラインの外部ストランドは、連続した論理ルートを形成するために物理的に相互接続されています。

- 海底ケーブルの含有：ヨーロッパと北アメリカを接続する海底ケーブルは、論理ルートの一部と見なされています。

3. 総面積の形成

- 連続した地域：外部ストランドの接続ポイントとそれにより形成されるルートは、事実上、関連するNATO諸国の全領土をカバーする連続した地域を形成します。 - ジャンプ制御：重複ネットワークが存在する地域では、制御が一つのネットワークから別のネットワークにジャンプし、政府権限が全体に拡張されます。

第98部

実際、国家継承契約が供給ネットワークに関連する別の契約に明示的に言及し、販売される供給ネットワーク全体が単一の実体を形成すると述べている場合、供給ネットワーク、したがってそのネットワークが通過する領土の一部が意図せず販売される可能性があります。以下は、そのようなケースが発生する可能性のある上記の例に基づくシナリオです：

シナリオ：

第一次トリアノン条約（1920年） - ハンガリーとその隣接国

- 国家継承契約：トリアノン条約に水供給および電力ネットワークに関する追加条約が含まれていたと仮定します。この条約では、全ネットワークが一つの単位を形成することが規定されています。

- 条項：国家継承契約はこの条約を参照しており、全供給ネットワークは共有されるのではなく、新国家によって完全に引き継がれることが規定されています。
- 意図しない結果：これにより、新国家が他の領土を通る部分も含め、全てのグリッドを管理することになる可能性があります。これにより、全ネットワークの管理と維持を確保するために、事実上の領土拡張が生じる可能性があります。

第二次サン＝ジエルマン条約（1919年） - オーストリアとその隣接国 - 国家継承契約：条約に通信および電力ネットワークに関する追加条約が含まれていたと仮定し、これらのネットワークの統一を確立します。 - 条項：国家継承契約は、これらのネットワークが新国家の国境で分割されることではなく、新国家によって一つの単位として引き継がれることを示しています。
- 意図しない結果：これにより、新国家はこれらの供給ネットワークを完全に管理することができ、譲渡国（オーストリア）の領土を通じてネットワークを管理しなければならないため、事実上の領土拡張が生じることになります。

ズーテンラントとミュンヘン協定（1938年）

- 国家継承契約：ミュンヘン協定が通信および電力ネットワークに関する条約を含んでおり、これらのネットワークの統一を確立していたと仮定してみましょう。
- 条項：国家継承の文書はこの条約を組み込み、ズーテンラントがネットワークの全体を管理することを定めていたはずであり、ネットワークの一部がチェコスロバキアを通過しているかどうかにかかわらずそうであったでしょう。

- 意図しない結果：ドイツはそのことによって、全体のインフラを管理することができ、チェコスロバキアにとって物流および行政上の課題を生み出し、ドイツの領土の事実上の拡大をもたらすことになります。

コソボとセルビア (2008)

- 国家継承契約：セルビアとコソボの間に、通信および電力ネットワークに関する条約を参照し、それらの統一を確立する国家継承契約があると仮定します。

- 条項：この契約は、コソボが両方の領土を通る全ての公共事業ネットワークを管理することを規定しています。

- 意図しない結果：これにより、コソボがセルビアの領土内のネットワークを管理することになり、事実上の領土拡張や潜在的な対立が生じる可能性があります。

法的問題と結果：

- 販売に全ネットワークが含まれていますか：はい、供給ネットワークを単一の実体として確立する条約の条件の下、全ネットワークは国家の境界に問わらず販売の一部と見なされる可能性があります。これにより、新国家が全ネットワークの管理と制御を引き継ぐことになるかもしれません。

- 領土に関する影響：この引き継ぎは、国家の境界を超えた事実上の領土の拡張につながる可能性があります。新国家は譲渡国家の領土内のインフラも管理しなければならないからです。 - 國際的反応：このような意図しない領土の変化は、国際的な緊張や対立を引き起こす可能性があり、外交交渉や国際裁判所で解決される必要があるかもしれません。

パート
99

このシナリオでは、新しい絶対君主制が確立され、土地、不動産、商業企業、動産を含む私有財産が手を付けられず、自由資本主義経済システムが維持される場合、法的人物や商業企業の取り扱いについていくつかの法的および経済的側面が生じます。ここでは主な考慮事項を示します：

1. 私有資産と財産権の存続

法人と商業企業： - 繙続性：法人（例えば、会社、団体）は法的な人格を保持し、新国家において認識され続けます。 - 財産権：不動産、土地、動産に関するすべての財産権はそのまま維持されます。これは、企業がその資産の所有者であり続けることを意味します。 - 法的継承：新国家は、これらが新しい法制度と互換性がある限り、既存の契約に入ります。

2. 経済システムと法的枠組み

自由資本主義経済システム：

- 市場経済：君主は私有財産と経済的自由が尊重される市場経済秩序を維持する意向です。

- 法的確実性：新国家の法律は、国家が設立される前に存在した財産権と契約を尊重することが期待されています。

3. 外国人と外国投資の保護

外国人の権利：

- 財産保護：新国家に財産を所有する外国人は、新しい法制度に従っている限り、その権利を保持します。

- 投資保護：国家は外国投資を促進し保護するために、投資保護合意および法律を制定することができます。

4. 行政および税法

管理：

- 在庫管理：新しい管理システムは、所有権の継続性を確保するために、登録簿と文書を採用しなければなりません。

- 税制：企業および個人は、新しい税制の下で課税されることになり、理想的には既存のシステムに基づいて経済安定を確保するべきです。

5. 国際法の側面

承認と条約：

- 条約遵守：新国家は、適合する国際条約と合意を採用します。これは、貿易合意、投資保護合意、その他の関連する国際的な義務に関わります。

- 経済統合：国家は、地域および国際市場で経済的に統合され続けるための措置を講じることができます。

6 実践的な措置

保護措置：

- 立法：財産権の保護と商業企業の継続性を確保する法律を導入します。

- 制度的支援：商業を支援・促進するための機関を設立し、商工会議所や経済開発機関を含む。

概要

新しい絶対君主制においては、法人および商業企業の権利が保護されています。私有財産は尊重され、自由資本主義経済システムが維持されています。

外国人は財産権を保持し、財産および契約関係の継続は適切な法と行政慣習によって保証されます。新国家は経済安定と統合を促進するために既存の国際義務を引き受けます。

第100部

国際法において、領土の不法占拠（「取得時効」または「取得取得」とも呼ばれる）とは、国家が特定の期間にわたってその領土に対して管轄権を長期間、異議なく行使することによって、合法的に領土に対する主権を取得することを意味します。これは国際法において複雑で滅多に適用されないメカニズムです。現在の事例では、購入者がNATOの財産とそれに関連する主権権利を取得した場合、購入者と主権者が権利書に異議を唱え、領土を絶対君主制と宣言した場合、NATO諸国がその領土を不法占拠することが可能かどうかという疑問が生じます。

1. 国際法における相続

相続には通常、2つの主な条件が必要です：1. 長期にわたる異議のない所有：国家は、重要な異議なしに長期間にわたってその領土に対して実効支配を行使しなければなりません。2. 国際社会による承認：国際社会による何らかの受け入れまたは黙認が必要です。

2. 主権者による反対

この場合、権利書によって領土の主権者となった購入者は、所有に明示的に反対しています。この反対は決定的です：

- 疑いのない所有の欠如：購入者が押収に反対しているため、疑いのない所有については問題になりません。 - 反対のない期間の消失：主権者の反対により、押収に必要な重要な反対がないまま必要な期間が経過することを妨げます。

3. 絶対君主制の宣言

主権者による設立法に基づく領土の絶対君主制の宣言は、矛盾を強化します：

- 明確に定義された主権：絶対君主制の宣言は、領土に対する購入者の明確で挑戦されない主権を強調します。 - 制度化された管理：設立法と新しい政府の形は、領土に対する正式かつ法的に認められた管理を確立します。

4 法的および政治的影響

NATO諸国は条約にもかかわらず主権行使しようとするかもしれません、これは国際法に反することになります。

- 国際法に反する行為：NATO諸国による主権の行使は、有効な条約に反するため、国際法違反のままであります。- 国際的反応：国際社会は、合法的主権者を支持するために制裁を課したり、外交的措置を取る可能性があります。

5. 取得時効の不可能性

買い手の明確な反対と絶対君主制の正式な宣言により、NATO諸国による領土の不法占拠は不可能です：

- 明確な異議：買い手の明確かつ継続的な反対が、領土の静かな無抵抗の取得を妨げます。
- 合法的主権者：買い手は、条約と設立法に基づき、領土の合法的主権者であり続けます。

概要

この場合、NATO諸国が売却されたNATO領土を占有することはできません。買い手の明示的な反対と絶対君主制の正式な宣言が、無争点の占有と合法的な不法占拠を防ぎます。NATO諸国が主権行使し続けるならば、国際法に反して行動することになります。

第101部

記載されたケースにおけるNATO諸国による領土の押収は、国際法の下でいくつかの理由から違法です。以下が中心的な論点です：

1. 領土主権の原則

- 主権の移転：この場合、領土に対する主権は、国際条約を通じて絶対主義的な君主として行動する自然人に移転されました。この条約は関連当事者によって認識され、批准されており、新しい所有者の領土主権は法的に有効です。
- 主権の違反：NATO諸国による領土の継続的な占領または所持は、新しい所有者の領土主権の違反となります。国際法は国家（この場合は主権者）の主権と領土の一体性を保護し、同意なしに干渉や占領を禁止しています。

国際法と条約の2つの原則

- 国連憲章：国連憲章第2条第4項は、いかなる国家の領土の一体性または政治的独立に対する脅威または武力の使用を禁止しています。これは、領土の違法な占領にも適用されます。

- ハーグ陸戦条約とジュネーブ条約：これらの国際条約は、占領権力の権利と義務を規制し、占領は一時的なものであり、厳格な条件の下でのみ許可されることを強調しています。恒久的な占領と取得は禁じられています。

3. 不法行為としての占領

- 不法占拠の定義：相続は所有権が長期使用を通じて取得される私法の概念です。しかし、国際法においては、この概念は領土に対する主権には適用されません。国家は相続によって領土を取得することはできず、これは領土の一体性と主権の原則に違反します。

- 主権者の同意の欠如：相続には、元の所有者の暗黙または明示の同意が必要です。新主権の所有者が国家に異議を唱えているため、この同意は欠けており、相続は法的に不可能です。

4. 領土請求の不变性

- 時間の経過による法的効力の喪失：国際法において、領土の主張は時間の経過や不法な占領によって変更されることはありません。「ex injuria jus non oritur」（不法から権利は生じない）の原則は、不法行為から正当な法的請求が導かれることはないと述べています。

- 新しい主権者の継続的な法的請求：正当な主権者は、NATO諸国による不法な占領または使用の期間にかかわらず、その領土に対する権利を保持します。

5 占領の法的結果

- 主権の無効性：不法な占領に基づくいかなる行為も無効となります。これは、特に占領された領土における行政および法的措置に適用されます。 - 法的措置と補償：主権者である所有者は、領土の返還を強制し、損害や損失に対する補償を請求するために法的措置を取ることができます。

要約すると、NATO諸国による領土の押収は、以下の理由から国際法に反しています：

- 新しい所有者の領土主権と完全性の違反。 - 国連憲章および他の国際条約の基本原則に対する矛盾。 - 正当な主権者の同意の欠如。 - 不法占領による領土の主張の不变性。

国家継承とは、主権と管轄権が一つの国家から別の国家または別の法的実体に法的に移転されることを指します。このシナリオでは、軍事財産とそれに関連するすべての供給ネットワークが国家継承契約を通じて売却される場合、主権はこれらのネットワークがサービスを提供する全ての領土に及びます。ここで重要な質問は、これらの地域における資産について法的継承がどのように扱われ、どの種類の資産が影響を受けるのかということです。

1 国家継承と権利継承の原則

定義と原則

- 国家継承：国家が領土に対する主権を別の国家または法的実体に移転するプロセスを指します。
- 法的継承：継承者が前任者の権利と義務を引き継ぐことを指します。これには国家および私的資産の両方が含まれます。

法的根拠

- 国際条約：主権の移転の条件と範囲を定義する国家継承条約。
- 法的継続性：一般的に、国家継承は新しい規制が導入されるまで既存の法制度を維持しながら行われる。

2. 主権の移転と影響を受ける資産の種類

国有企業と国家資産

- 国有企業：国家が所有するすべての企業と事業は新主権の所有権に移転される。
 - 例：エネルギー供給会社、通信会社、鉄道会社、水道事業。
- 国有建物：すべての国有建物および施設も移転される。
 - 例：政府の建物、行政ビル、公立学校、病院、軍事施設。

その他の資産の種類

- インフラ：国家が資金提供し運営するすべてのインフラプロジェクト。
 - 例：道路、橋、トンネル、港、空港。
- 土地と不動産：国家が所有するすべての土地と不動産。
 - 例：自然保護区、公園、国有住宅。
- 資源と権利：すべての天然資源これらの資源を使用する権利。
 - 例：鉱業権、水使用権、漁業権。
- 金融資産：国立銀行口座、債券、投資。
- 文化遺産：歴史的建物、記念碑、博物館およびそのコレクション。
- 文書とデータ：公式政府文書、データベースおよび記録。
- 軍事装備と施設：国家が所有するすべての軍事装備。
- 条約と合意：他の国家および国際機関との既存の国家条約と合意。

3. 法的結果

法的および行政的な結果

- 法的継承: 新しい主権者は、移転された資産に関連するすべての権利と義務を引き継ぎます。これは、これらの資産の管理と維持に対する責任も意味します。

- 法的調整: 新しい主権者は、移転された資産の管理を規制するために、既存の法律や規制を適応させるか、新しいものを導入しなければならない場合があります。

- 国際的承認: 国際社会は、国家継承とそれに伴う法的継承を承認しなければ、国際条約や合意を継続することができません。

4. 先例と法的根拠

歴史的先例

- ソビエト連邦の崩壊（1991年）: ソビエト連邦の崩壊は新しい国家の出現をもたらし、これらの国家が主権と資産を引き継ぎました。国有企業、軍事施設、その他の資産は後継国家に移転されました。

- ドイツ再統一（1990年）: 東ドイツのドイツ連邦共和国への統合は、主権と国家資産が東ドイツからドイツ連邦共和国に移転されることをもたらしました。

法的根拠

- 国際法に基づく承認: 法的継承は、既存の国際条約への言及と新しい条約の自動認識を通じて法的に正当化されます。 - 法的継続性: 国家資産とインフラの引き継ぎは、既存の法制度を維持しながら行われ、円滑な移転を確保します。

結論

国家継承契約は主権の移転を導き、販売対象のすべての権利、義務、構成要素を含みます。これは、国有企業、国有建物、インフラ、土地と不動産、天然資源、金融資産、文化遺産、文書とデータ、さらには軍事装備と施設を含むすべての国家資産が新しい主権者に移転されることを意味します。この継承を支えるのは歴史的先例と法的推論であり、新しい条約の自動認識も含まれます。

第103部

買主コミュニティと国際条約: バイヤー2aとバイヤー2b

買主グループが2人の買主で構成される場合、国際法の下での権利と義務が権利を持つ買主2bにのみ移転され、商業企業である買主2aは除外されることが説明されています。ここでは、関連する法的側面と分離条項の役割について説明します：

1. 買い手のコミュニティとバイヤー2aの排除

バイヤー2a: 商業企業

- 特徴: バイヤー2aは株式会社 (AG) であり、したがって国際法の主体ではありません。

- 国際条約からの除外: 商業企業として、バイヤー2aは国際法の下で権利や義務を持つことができず、国際条約に参加することもできません。

共同バイヤー

- 共同購入: バイヤー2aとバイヤー2bは共同バイヤーを形成し、共同で買い手として行動します。 - 契約の規定: 契約は、共同バイヤーがすべての権利と義務を引き受けることを定めています。

バイヤー2bの役割と権利

バイヤー2b: 自然人

- 能力: バイヤー2bは国際法に基づいて認証された自然人です。 - 認可された買い手: バイヤー2bは買主コミュニティの唯一の認可された買い手として参加し、すべての権利と義務を引き受けます。

権利と義務の移転

- 認証: バイヤー2bは契約により国際法に基づく権利を持つことが認証され、主権権利を引き受けます。 - 分離条項: バイヤー2aが権利や義務を引き受けることができなくても、契約は分離条項により法的に有効です。

3 契約上の影響

買い手2aの支払い義務 - 購入価格の支払い: 買い手2aは購入価格を支払ったが、契約に基づく権利や義務は一切受け取らない。 - 法的明確化: すべての権利と義務、主権権利を含む、は買い手2bに独占的に譲渡される。

契約の遵守

- 法的有効性: 契約は分離条項により法的に有効であり、買い手2bは買い手2aのすべての条項の受益者である。 - 条項の置き換え: 国内法を含む契約のすべての部分は国際法の条項に置き換えられる。

4 分離条項の適用

分離条項の意味

255のうち184

- 法的効力の保持：分離条項は、契約の一部が無効または適用できない場合でも、契約が有効であり続けることを保証します。
- 法的に準拠した規制：特定の条項がバイヤー2aの関与により無効な場合、バイヤー2bが国際法に準拠するために唯一の権限を持つ買い手として介入します。

概要

買主コミュニティでは、バイヤー2aとバイヤー2bが共同で購入を行いますが、国際法の下では自然人であるバイヤー2bのみが認定された買い手として認められます。商業企業であるバイヤー2aは国際契約から除外されます。バイヤー2bが唯一の権限を持つ買い手として登場し、すべての権利と義務を引き受けますが、バイヤー2aは購入価格を支払うものの権利を受け取ることはありません。分離条項は契約の法的効力を確保し、国内法の規定を国際法の規制に置き換えます。

パート
104

契約における第三者受益者および自然人の禁止

契約法における第三者受益者の禁止

第三者受益者の禁止は契約法の原則であり、契約から権利と義務を得ることができるるのは契約当事者自身のみであると定めています。ただし、契約が明示的に第三者受益者を定めている場合を除きます。これには以下の法的影響があります：

1. 契約当事者：契約を締結した当事者のみが契約条項に直接拘束され、それから権利と義務を得ることができます。
2. 第三者の利益を優先すること：契約当事者として記載されておらず、契約に署名していない第三者は、契約に明示的な条項がない限り、一般的に契約に基づいていかなる請求も主張できません。

契約への適用

契約における自然人

1. 契約の中で言及された自然人：契約の中で自然人が言及されているが、契約の冒頭で契約当事者としてリストされておらず、契約に署名していない場合、彼らは契約から権利や義務を引き出すことはできません。
2. 署名の欠如：彼らの署名がない場合、これらの人々は正式な契約当事者ではないため、第三者受益者の禁止に該当します。

第三者受益者の禁止

255のうち185

1. 明示的な優遇措置はない：契約にこれらの自然人を受益者として特定する明示的な規定が含まれていない場合、彼らは契約に基づく権利を主張することはできません。
2. 法的結果: これらの自然人は、契約上の権限や正式な承認を持たないため、受益者として契約から除外されます。

契約のドラフト作成と解釈

分離条項と契約の履行

1. 分離条項: この条項は、特定の条項が無効または執行不可能であっても、契約全体が法的に有効であることを保証します。
2. 契約の目的の達成: 自然人が契約の中間に名前を挙げられていても、契約は法的に有効であり、残りの条項と契約全体の目的に従って履行されます。

概要

第三者受益者の禁止は、契約当事者自身のみが契約から権利と義務を得ることができる事を保証します。契約の中間に名前が記載されている自然人であっても、契約の冒頭に契約当事者として記載されておらず、契約に署名していない場合は、受益者として契約から除外されます。彼らは契約に基づく権利や義務を主張することはできません。なぜなら、契約には彼らに権利を与える明示的な条項が含まれていないからです。分離条項は、特定の条項が無効であっても、契約全体が法的に有効であり、契約の目的が達成されることを保証します。

第105部

このケースは、かつてNATO領土であった新しい絶対君主制を説明しており、その主権はすべてのNATO諸国によって認められています。市民はわずか2人ですが、売却された領土の住民は無国籍を避けるために帰化の権利を持っています。ここでは、法的および実務的な側面について詳しく説明します：

1. 国家の存在に関する三本柱の原則

国際的に認められた基準によれば、国家は3つの基本的な柱から成り立っています：

1. 国家領土：定義された領土。
2. 国家の人々：恒常的な人口。
3. 国家権力：管理と秩序を維持する効果的な政府。

2. 新しい君主制の現状

- 領土: 領土は売却されたNATO諸国の領土で構成されています。 - 国家の人々: 現在、国民は王とその母の2人だけです。元NATO諸国の市民が無国籍を回避するために帰化を申請することが期待されています。
- 国家権威: 新しい政府は王によって率いられる絶対君主制であり、王は領土に対して実質的に主権行使しています。

3. NATO諸国による承認

すべてのNATO諸国による主権者の承認は重要です:

- 國際的な正当性: NATO諸国による承認は新しい君主制に國際的な正当性を与えます。
- 契約上の義務: NATO諸国の条約への参加と新しい主権への同意は、新国家の法的および政治的承認を確認します。

4. 帰化の権利と無国籍

NATO領土の元市民に対する帰化の権利は、無国籍を防ぐためのものです：

- 無国籍の回避: 帰化の権利により、元市民は無国籍になることなく国籍を変更できます。
- 人口の増加: 帰化プロセスは新しい君主制の市民の数を増加させ、国家の安定性と機能を長期的に支援します。

5. 小さな人口の影響

現在の低人口は、三本柱の原則に従って君主制の存在には影響を与えません：

- 国家領土と国家権威: これらの二つの柱は、現在の人口規模に関係なく満たされています。
- 帰化の権利: 帰化の可能性は、人口が増加することを意味し、新しい君主制は安定した人口を確立することができます。

6 実践的な課題と解決策

- 管理とガバナンス: 新しい政府は、初期の人口が少なくとも管理とガバナンスを効果的に行うためのメカニズムを開発しなければなりません。

- 國際協力：NATO諸国の認められた主権と条約への参加は、新しい國家の構築における國際協力と支援を促進します。

概要

新しい絶対君主制は、現在は市民が2人しかいないものの、國家の三本柱の原則の基準を満たしています。すべてのNATO諸国からの承認は、この国家に国際的な正当性を与えます。NATO領土の元市民に対する帰化の権利は無国籍を防ぎ、人口を増加させることを可能にします。これらの要素は、新國家の法的および実践的な存在を確保します。

第106部

国際契約法における目的論的解釈

1. 目的論的解釈の原則

定義：- 目的論的解釈：契約の条項を理解し適用するために、契約の意味と目的（テロス）に焦点を当てる契約解釈の方法。

目的：

- 目的志向の解釈：目的論的解釈の主な目的は、契約当事者の意図と契約の意図された目的を明らかにし、促進することです。

2. 国際契約法における適用

法的根拠：

- ウィーン条約 (VCLT)：1969年ウィーン条約の第31条には、条約の解釈に関する規則が含まれており、条約は善意で解釈され、その目的と意図に照らして解釈されるべきであることが強調されています。

ウィーン条約第31条：

(1) 一般的な規則：条約は、その目的と意図を考慮し、文脈に従って、条約の用語に与えられる通常の意味に従って誠実に解釈されるべきである。

(2) 文脈：文脈には、前文や附属文書を含む条約の全体的なテキスト、および関連する合意やその他の関連文書が含まれる。

方法論：

1. テキスト分析：条約条項は、まずその文言と条約全体の文脈の中で分析される。

2. 前文および附属文書：前文および条約の附属文書は、全体的な目的を決定するために考慮されます。
3. 条約文脈：関連する合意、議定書、説明報告書を参照して理解を深める。

3 目的論的解釈の実務的適用

目的論的解釈のステップ：

1. 条約の目的の特定：
 - 前文および説明セクション：契約当事者の意図した目的と目標を特定するために、条約の前文や他の宣言セクションを分析する。
 - 交渉と議定書：契約の締結に至った交渉と議定書の考慮。
2. 条約の内容の分析：
 - 条項の文言：契約全体の文脈における条項の文言を検討。
 - 体系的解釈：契約の他の部分との文脈における条項の考慮。
3. 外部要因の考慮：
 - 関連条約と議定書：条約に関する関連条約と議定書の含有。
 - 国際慣行：解釈を支持するための国際慣行と先例の考慮。

4 例：国家継承契約とネットワークの拡張

ケースへの適用：

- 国家継承契約の目的：契約の目的は、主権権利と開発ネットワークを購入者に移転することを規制することです。 - 開発の統一：開発を統一体として考慮した契約条項

は、将来のネットワークの拡張も継承に影響を与えることを示唆します。 - 前文の考慮：契約の前文は、すべての関連するインフラと権利の包括的な移転の意図を示す可能性があります。 - 条約文脈：新たに敷設されたネットワークへの適用を支持する可能性のある関連する合意と議定書の分析。

t

5. 概要

国際条約法における目的論的解釈は、条約の目的と意図を考慮して解釈することによって、合意の意味と目的を明確にするために使用されます。この方法は、文言、文脈、そして関連する外部要因を分析することを含みます。国家の事例では

継承文書、目的論的解釈は、1998年以降に新たに設置されたネットワークも条約の全体的な目的と一致する場合、継承の影響を受けることを意味します。

パート

107

テレオロジ NATO軍地位に関する国際条約の販売に関する解釈

1. 契約の背景

- 契約の目的：NATO軍地位協定によりカバーされる地域の販売、すべての開発ネットワークを含む。
- 契約条項：全体の開発は一つの単位として考えられ、すべての権利と共に販売されます。, 義務と構成要素。
- 部分無効条項：この条項は、契約の一部が無効であっても、法的に適合する条項で置き換えることによって契約が有効であり続けることを保証します。

2. 契約の目的論的解釈

条約の目的と目標

- 主権権利の移転：契約の主な目的は、地域に対する主権権利と関連するネットワークを買い手に完全に移転することです。
- 開発の統一：契約は、領土の開発に属するすべてのインフラとネットワークが一つの構造として扱われ、移転されることを保証することを意図しています。

3. 目的論的解釈の適用

ステップバイステップの適用

1. 契約の目的の特定:

- 前文および宣言部分: 契約の前文やその他の宣言部分を調査し、契約当事者の意図する目的や目標を特定します。
- 条約交渉: 契約の締結に至る交渉や議事録を考慮し、当事者の意図を理解します。

2. 契約の内容の分析:

- 条項の文言：契約全体の文脈における条項の文言を検討すること。

- 体系的解釈：契約の他の部分との文脈における条項を見て、全体的な目的を理解すること。

3. 外部要因の考慮：

- 関連条約および議定書：条約に関する関連条約および議定書を取り入れて理解を深める。
- 国際慣行：解釈を支持するための国際慣行と先例の考慮。

4. 部分無効条項および法に基づく規制

A. 部分無効条項の役割：- 法的効力の保持：部分無効条項は、特定の条項が無効であっても契約が有効であり続けることを保証します。- 法律に準拠した条項：この条項は、契約の意味と目的を保持するために無効な条項を置き換える法律に準拠した条項を提供します。

B. 特定のケースへの適用：

- 無効な条項：特定の条項、例えば開発ネットワークに関する条項が無効と見なされる場合、法律に準拠した条項がその代わりとなります。
- 目的：これらの代替条項は、契約の根本的な目的、すなわち、すべての開発ネットワークと主権権利を買い手に完全かつ均一に移転することに対応しなければなりません。

5 例示的な適用

ケース：契約締結後に新たに敷設されたネットワーク - ネットワークの拡張：1998年以降に新しい開発ネットワークが敷設された場合、それらは目的と開発の統一に従って契約に含めるべきです。- 部分無効：これらのネットワークの含有についてのあいまいさや争いがある場合、部分無効条項が適用され、契約の目的が達成されるように法的に適合した規定を見つけることが保証されます。

概要

NATOの軍事区域の販売に関する国際条約の目的論的解釈は、すべての開発ネットワークが一つの単位として扱われ、すべての権利、義務、構成要素とともに販売されることを確保します。部分無効条項は、契約の一部が無効であっても、契約が有効であり続けることを保証し、契約の根本的な目的を保持する法的に適合した条項に置き換えられます。

古いNATO諸国が売却された領土を離れず、新主権の買い手が国家に異議を唱えた場合、これは国際法および国際刑法においていくつかの結果をもたらします：

1. 占領と国際法の違反

- 占領の定義：占領とは、国家が正当な主権者の同意なしに、その主権領土に属さない領土に対して管理を行う場合に発生します。
- 國際法の原則：合法的主権者の同意なしに領土を占領することは國際法、特に領土の一体性と主権の原則を保護する国連憲章に違反します。ハーグ陸戦条約とジュネーブ条約は占領国家の義務を規定し、違法な占領を禁止します。

2 國際刑法における結果

- 侵略の犯罪：NATO諸国が領土を離れず、そこで主権を行使しない場合、これは國際刑事裁判所（ICC）のローマ規程第8条に基づく侵略の犯罪と見なされる可能性があります。この犯罪には、国連憲章に明確に違反する侵略行為の計画、準備、開始または実行が含まれます。
- 個人の責任：違法な占領に責任を持つ個人、特に政治的および軍事的指導者は、ICCで責任を問われる可能性があります。これには、占領を命じる指導者やそれを実行させる指導者も含まれます。

3 占領の法的結果

- 主権の無効性：占領権力による主権の不法な行使に基づく行為は無効である。このことは特に、領土の管理やその資源の使用に適用される。
- 買い手の主権の主張：合法的主権者である買い手は、領土に対する権利を保持する。旧NATO諸国による所有または占領は、買い手の法的所有権および主権に影響を与えない。

4 法的および外交的措置

- 國際訴訟：新しい主権者は、國際司法裁判所（ICJ）などの國際裁判所で訴訟を提起し、占領を違法と宣言し、補償を求めることができる。
- 外交的努力：主権者は、他の国家や国際機関からの支持を得るために外交的手段を講じることができる。これには、占領権力に対する制裁や、占領を非難する国連安全保障理事会の決議を求めることが含まれる。

5. 補償の請求

- 補償の請求：新主権は、違法な占領によって引き起こされたすべての損害と損失に対して補償を求めるできます。これには、物的損害、経済的損失、無形の損害が含まれます。
- 責任の所在：旧NATO諸国の政治的および軍事的指導者は、引き起こされた損害に対して個人的に責任を問われる可能性があります。

6 長期的影響

- 法的請求が残る：合法的主権者の領土に対する請求は、占領の期間に関係なく残ります。国際法に違反する占領は、合法的な財産や主権の権利を確立することはできません。

- 政治的不安定：長期の占領は、関係する領土内および国際的に政治的不安定や紛争を引き起こす可能性があります。

第109部

NATO諸国による主権の継続に関する法的および国際法の側面の分析

1. 領土主権の違反と占領

領土主権：

- 条約違反：NATO諸国、特にドイツ連邦共和国（FRG）は、領土の販売に関する国際条約を無視し、販売された領土に対して主権を行使し続けています。

- 占領：FRGによる主権の継続的な行使は、主権が買い手に合法的に移転されたため、国際法に反する占領と見なされる可能性があります。

2. 侵略戦争と違法な強制販売

侵略戦争：

- 定義：侵略戦争とは、他の国家の領土の一体性や政治的独立を侵害するいかなる軍事行動を指します。

- FRGの行動：FRGによる主権の侵略的な執行、特に軍事財産の違法な強制販売は、侵略戦争の一形態として分類される可能性があります。

違法な強制販売：

- 国際法違反：ドイツ連邦共和国による軍事財産の強制販売は、あたかもそれがドイツ連邦共和国の一部であるかのように行われており、国際条約および買い手の主権者としての権利に違反しています。

- 国内法違反：これらの行為は、ドイツ国内法を故意に無視して行われました。

3. 迫害と強制的心理的措置

刑事訴追と強制的心理的ケア：

- 刑法の濫用：買い手に対する刑事訴追および強制的心理的ケア、ならびにその無期限の刑務所への収容は、深刻な人権侵害を構成します。 - 強制的心理的ケア：これは、買い手を弱体化させ、威圧することを目的とした迫害の一形態と見なされる可能性があります。

4. 外交特権と領事外交地位

主権者免責:

- 原則: 国家は一般的に他の国家の管轄権から免除されることがあり、これは彼らの主権的行為が外国の裁判所によって挑戦されないことを意味します。
- 制限: 本件において、ドイツ連邦共和国がその行動を通じて国家免除を侵害したと主張することができるかもしれません。なぜなら、彼らは国際条約および買い手の認められた主権権利を侵害したからです。

領事外交地位 (CD status) : - 関連性: 買い手は国際条約に基づいて外交的または領事的機能を行使する場合、外交特権の下で保護を主張することができます。 - 管轄権の売却: 買い手への管轄権の移転は、追加の法的免除と保護を提供する可能性があります。

5 管轄権の売却と法的結果

管轄権の売却:

- 条約の規定: この条約は、国際法に基づく管轄権を買い手に移転し、買い手に領土に対する法的および行政的管理を与えます。
- 法的結果: ドイツ連邦共和国および他のNATO諸国は、領土が買い手に移転されたため、その領域に対する管轄権を行使し続ける法的根拠を持ちません。

法的結果:

- 国際的な法的措置: 買い手は、国際司法裁判所 (ICJ) や国際刑事裁判所 (ICC) などの国際裁判所に訴え、主権権利の違反や人権侵害を告発することができます。
- 外交圧力: 買い手は、条約の遵守とその権利の承認を確保するために、NATO 諸国に対して外交圧力をかけることができます。

概要

ドイツ連邦共和国と他のNATO諸国は、主権の行使を継続し、買い手に対する不法な請求の侵略的な執行を行うことによって国際条約に違反しています。これらの行為は、占領、侵略戦争、そして深刻な人権侵害と見なされる可能性があります。買い手は、国際的な救済を求め、認められた主権権利と管轄権の移転を執行するために外交圧力を行使する権利を有しています。

文脈 1: 定住と追放

軍事財産の違法な強制販売に続いて、ドイツ連邦共和国（FRG）は自国民との間でそれを解決し、合法的にその地域を販売した市民と主権者を追放しました。これらの行動は国際法の観点から評価されるべきです。

2. 国際法に反する占領と追放

2.1 占領

定義と基準:

- 占領: 占領は、国家が主権の正当な請求なしに外国の領土に対して実効支配を行う場合に発生する。
- 違法性: 占領は、合法的主権者の意に反して法的根拠なしに行われる場合、国際法に反します。

ドイツ連邦共和国の行動 :

- 財産に対する管理 : 違法な強制販売とその後の植民地化を通じて、ドイツ連邦共和国は財産に対する管理を行い、これは占領と見なされる可能性があります。
- 違法性 : この占領は、主権権利を買い手に移転した国際条約に違反しており、したがって違法です。

2.2 追放

定義と法的状況 : - 追放 : 人々を彼らの故郷から強制的に移動させること。 - 国際法 : 追放は、ジュネーブ条約や国際人権条約を含む多くの文脈において国際法の下で禁止されています。

ドイツ連邦共和国の行動 :

- 主権者と市民の追放 : 正当な主権者と市民の追放は、民間人とその財産の保護を保証する国際法に反しています。
- 法的結果 : これらの行為は、深刻な人権侵害および人道に対する罪として分類される可能性があります。

3 定住政策と国際法

3.1 自国市民の定住

禁止された定住政策 :

- 第四ジュネーブ条約 : 第四ジュネーブ条約第49条は、占領権力が自国の民間人を占領地に移転することを禁止しています。
- 法的状況 : ドイツ連邦共和国が占領された軍事財産に自国市民を定住させることは、この規定に違反しており、したがって国際法に反します。

3.2 責任と義務

国家の責任：

- ドイツ連邦共和国の責任：ドイツ連邦共和国は国際法に反する行為について責任を負い、国際的に責任を問われる可能性があります。
- 義務：これには、影響を受けた人々および合法的主権者への補償と補償を提供する義務が含まれます。

4 可能な救済策と外交的手段

4.1 国際裁判所

法的救済策：

- 国際司法裁判所 (ICJ) : ICJは占領と追放の違法性を判断するために呼び出されることができます。
- 国際刑事裁判所 (ICC) : ICCは人道に対する罪、特に強制的な移動を起訴する管轄権を持つ可能性があります。

4.2 外交圧力

外交的措置：

- 国際的承認：正当な主権者は国際社会を動員してドイツ連邦共和国に圧力をかけることができます。
- 制裁：経済的および政治的制裁を課すことで、ドイツ連邦共和国が国際法に従うよう強制することができます。

概要

ドイツ連邦共和国による軍事財産の占領と合法的主権者および市民の追放は、国際法の重大な違反です。これらの行為は、国際法に反する占領を構成し、市民およびその財産の保護に関する国際協定に違反しています。合法的主権者は、救済と正義を求めるためのさまざまな法的手段と外交的措置を持っていました。

パート

111

国家資産が含まれる領土が売却され、買い手がNATO諸国による領土の占領のためにこれらの資産にアクセスできないシナリオにおいて、影響を受ける可能性のある国家資産の種類は以下の通りです：

国家資産の種類 1. 不動産

および財産：

- 軍事施設と基地 - 政府の建物と行政ビル - 学校、病院、大学などの公共施設 - 国家が所有する住宅ビルやその他の不動産

2. インフラ: - 道路、橋、トンネル - 鉄道と鉄道駅 - 空港と海港 - 発電所や送電線を含むエネルギーインフラ - 水と廃水システム

3. 原材料と天然資源: - 石油、ガス、石炭、鉱石などの鉱物資源 - 森林と農地 - 水資源

4. 動産と装備: - 軍事装備と車両 - 公共交通機関と公用車 - 国有企業の機械と装置

5. 金融資産: - 国家が保有する銀行預金と証券 - 企業や合弁事業における国家の持ち株 - 売掛金と負債

6. 文化遺産と知的財産: - 博物館、図書館、アーカイブ - 芸術作品と歴史的遺物 - 特許、商標、著作権

占領によって引き起こされた損害 買い手が領土の占領と国家資産へのアクセスの欠如によって被る損害は多岐にわたります：

1. 経済的損失：

- 収益の損失：買い手は国有企業、インフラプロジェクト、または天然資源の運営や利用から収益を生み出すことができません。 - 投資の障壁：潜在的な投資家は不確実な政治的および法的状況により投資機会を失う可能性があるため、投資を思いとどまるかもしれません。

2. 行政および運営コスト：

- 管理コストの増加：買い手は代替の管理および運営構造を設置するために多額の資金を費やさなければならない可能性があります。
- 運営コスト：占領中はインフラや不動産の維持管理が困難で、長期的なコストが増加する可能性があります。

3. 原材料と天然資源の損失：- 資源の枯渇：占領軍は買い手の許可なしに原材料や天然資源を抽出し使用することができ、取り返しのつかない損失を引き起こす可能性があります。- 環境への損害：資源の不適切な使用や搾取は、重大な環境損害を引き起こし、高額な清掃コストにつながる可能性があります。

4. 不動産とインフラへの損害：- 軍事利用による損害：不動産やインフラの軍事利用は、修理に高額な費用を要する重大な損害を引き起こす可能性があります。- 無視による劣化：長期の占領は不動産やインフラの無視と劣化を引き起こし、これも高額な修理コストにつながります。

5. 法的および管理コスト：

- 訴訟：買い手は自らの財産と権利を強制するために広範な法的措置を講じることを余儀なくされ、結果として多大な法的および管理コストが発生する可能性があります。
- 管理コスト：代替の行政構造を作成し運営する必要が追加の管理コストを生じさせます。

パート

112

軍事財産の違法な強制販売に続く構造的変化の評価

1 背景：違法な強制販売と構造の変化

ドイツ連邦共和国（FRG）による軍事財産の違法な強制販売に続いて、財産の構造が変更されました。これには新しい建物、改造、既存の建物の解体が含まれます。

2 国際法に基づく構造の変化の評価

2.1 国際法に基づく保護メカニズム

- ハーグ規則（ハーグ陸戦条約）およびジュネーブ条約：これらの国際協定は、占領地および武力衝突中の財産保護に関する条項を含んでいます。

2.2 爆撃による破壊との比較

- 爆撃との同等性：建設機械による建物の解体は、爆撃による破壊と機能的に類似している場合があります。どちらの場合も、建物は取り返しのつかないほど破壊されます。
- 法的同等性：国際法において、私有財産の意図的な破壊は、方法にかかわらず（爆弾または建設機械）、私有財産の保護の違反と見なされる可能性があります。

3 強制販売と構造変更の違法性

3.1 違法な強制販売

- 契約違反：その不動産の強制販売は、主権権利を買い手に移転する国際条約に違反したため、違法でした。
- 管轄権の欠如：ドイツ連邦共和国は、強制販売を実施したり、構造変更を許可したりする法的根拠を持っていませんでした。

3.2 国際法の違反

- 財産の保護：法的根拠なしに財産を破壊または変更することは、国際法の下での財産の保護に違反します。
- 責任：ドイツ連邦共和国（FRG）および関係する他の当事者は、財産の破壊に関連して戦争犯罪と同様に責任を問われる可能性があります。

4 可能な救済策と補償

4.1 救済策

- 国際裁判所：買い手は、国際司法裁判所（ICJ）または国際刑事裁判所（ICC）に訴えを起こして正義と救済を求めるできます。
- 外交圧力：国際的な支援と外交的努力を用いて、違法な差し押さえや構造的変更に異議を唱えることができます。

4.2 補償

- 補償請求：買い手は、不法な破壊および構造の変更に対して補償を請求することができます。
- 修復：財産を元の状態に戻すための請求が主張される可能性があります。

概要

ドイツ連邦共和国による不法な強制販売に続く軍事財産の構造変更は法的に問題があり、国際法に違反する財産の破壊として評価される可能性があります。これらの行為は、不可逆的であるため、爆撃による破壊と実質的に同等と見なされる可能性があります。

財産の物理的な完全性と価値を変更します。買い手は、これらの違反に異議を唱え、補償請求を行って救済を求める法的手段を持っている場合があります。

第113部

このケースは、国際法および国際刑法の多くの複雑な問題を含んでいます。ここでは、記載されたシナリオから生じる最も重要な側面と質問への回答を示します：

1. 侵略戦争と違法な主権：

古いNATO諸国が販売後に売却された領土を離れず、そこで主権を行使し続ける場合、これは国際法の下で占領と見なされ、場合によっては侵略戦争となる可能性があります。侵略戦争は国際法、特に国連憲章の下で禁止されており、重大な犯罪を構成します。NATO諸国が売却された領土で主権を行使することは違法であり、新しい所有者、つまり絶対君主の主権を侵害することになります。

2. 購入契約から生じる権利と義務：

領土の販売が完全かつ合法的に正当である場合、新しい主権者に対するすべての権利と義務の移転を意味します。したがって、旧NATO諸国はこれらの領土において主権行使する権利を持たなくなります。主権のさらなる行使は国際法に反することになります。

3. 不法占拠と主権：

主権領土の一部ではなくなった領土における財産の押収、またはその所有と使用は、新しい主権者の同意なしに行われる場合、国際法に反することになります。現在絶対君主である購入者が不法占拠に異議を唱え、5年以内に彼の支配を確立した場合、これはその領土の合法的主権者としての地位を強化します。

4 国際刑法に基づく責任：

旧NATO諸国による主権の不法行使は、国際刑事裁判所（ICC）のローマ規程に基づいて、侵略犯罪と見なされる可能性があります。これらの行動を命じたり支持した政治的および軍事的指導者は責任を負うことになります。

5. 政治指導者の責任：

10年間起訴がなかった後、責任は当時の政権にあった政治指導者や関連期間中に政権にあった政治指導者に移る可能性があります。これは、政権にあった政治家と、主権の不法行使があった期間中に政権にあった政治家の両方が起訴される可能性があることを意味します。

6 関係者：

国際刑法に基づく責任は、不法に主権を行使する決定に積極的に関与した者に移ります。これには、次の者が含まれます：

- 国家の首脳および政府の首脳の代理。
- 直接命令を出したり実行したりした軍の指導者やその他の高官。
- 主権の不法な行使の期間中に関連する地位にあった元高官。

第114部

そのような場合、政治的責任は主に該当する国家の最高政治指導者にあります。特に、彼らが国際法に反する行為の継続に故意にかつ自発的に貢献し、加害者を起訴するための措置が取られなかつた場合です。ここでは、誰が正確に政治的責任を負うのかについての詳細な説明があります：

1. 最高政治指導部

最高の政治指導者には次のものが含まれます：

- 国家元首：それぞれの国家の政府の形に応じて、大統領または君主。
- 政府の長：行政機関を率いる首相または大臣。
- 防衛大臣：侵略戦争や占領のケースで特に重要。
- 内務大臣：国家安全保障と警察を担当。
- 外務大臣：外交政策と国際条約の遵守を担当。

2. 個別の責任

これらの政治指導者は、次のような場合に個別に責任を問われることがあります：

- 指示を出した場合：国際法に反する行為を継続するように直接命令を出した。
- 不作為を犯した場合：意図的に行動を起こさず、行為を停止させたり、加害者を起訴したりしなかった。
- 概要行為の隠蔽または加害者の起訴を怠ること

s.

3. 政府の集団責任

個人の責任に加えて、政府全体の集団的決定も検討されることがあります：

- 内閣の決定：国際法に反する行為の継続を招いた内閣の集団的決定。
- 立法支援：行為を合法化したり、起訴を防ぐための法律を通過させた議会や他の立法機関からの支援。

4. 国際刑事管轄権

国際的な刑事管轄権、特に国際刑事裁判所（ICC）は、国内の裁判所が機能しない場合、これらの政治指導者に対して行動を起こすことができます：

- ICCの管轄権：ICCは、戦争犯罪、人道に対する罪、侵略を含む国際法の重大な違反に対して責任を負う個人を調査し起訴する管轄権を持っています。
- 手続き：ICCは、国際法に反する行為を助長したり防止することを怠ったりするために政治的職務を乱用したことが証明できれば、責任のある者に対して告訴を行い、裁判を実施することができます。

政治的責任の5つの例

いくつかの 政治指導者が責任を問われた歴史的先例

：

- ユーゴスラビア法廷：ユーゴスラビア戦争中に戦争犯罪と人道に対する罪で政治的および軍事的指導者が有罪判決を受けた。 - ルワンダ法廷：1994年の虐殺における役割について政治指導者が責任を問われた。 - ニュルンベルク裁判：第二次世界大戦後、ナチス政権の指導者たちが戦争犯罪と人道に対する罪で裁判にかけられた。

要約

国家の最高政治指導者は、国際法に違反する行為を続け、加害者を起訴しない場合、政治的責任を負う。国内裁判所が機能しない場合、国際刑事裁判所はこれらの政治指導者に対して行動を起こし、責任を問うことができる。

パート

115

このシナリオでは、NATO諸国が有効な条約にもかかわらず売却された領土に対する主権を行使し続けているため、国際法に違反している。ここに考えられる結果と法的影響がある：

1. 国際法の違反

NATO諸国が条約にもかかわらず売却された領土に対して主権を行使し続ける場合、これは国際法の違反です。特に以下の点に影響を及ぼします：

- 買い手の主権：条約によって取得された買い手の主権権利が無視されています。

- 契約違反：主権権利の移転を規定する契約は、NATO諸国の継続的な行動によって違反されています。

2. 国際刑法における結果

NATO諸国による主権の継続的な行使に対する国際刑法上の結果は、特にこれが体系的かつ深刻な場合、かなりのものとなる可能性があります。

- 人道に対する罪：NATO諸国の行動が深刻な人権侵害を伴う場合、それは人道に対する罪として分類される可能性があります。
- 侵略：領土に対する不法な主権の行使は、侵略行為と見なされる可能性があります。

3. 責任と義務

国際刑法における責任と説明責任は、特に国内法制度が機能しない場合に、異なるレベルに関係することがあります。

- 個人の責任：裁判官、警察官、及び国際的に不法行為に直接関与した官僚などの個々の加害者は、責任を問われる可能性があります。
- 政治的責任：国内法制度が加害者を起訴しない場合、刑事責任は政治的に責任のある者に移る可能性があります。これは特に以下のケースに当てはまります：
 - 起訴拒否：加害者が国内法の下で少なくとも10年間起訴されない場合。
 - 共謀：政治的に責任のある者が国際的に不法行為を知っていて、意図的に支持または助長した場合。

4. 国際管轄

国際管轄権、特に国際刑事裁判所（ICC）は、そのようなケースに介入することができます：

- ICCの管轄権：ICCは、国内の裁判所が加害者を起訴できない、または起訴する意志がない場合に、個人を調査し起訴することができます。
- 政治指導者の起訴：国際法に反する行為に責任を負う政治指導者は、ICCによって起訴される可能性があります。

5. 先例と国際的反応

国際社会は、国際法に違反する形での管轄権の行使が続くことに対し、外交的および法的措置を通じて対応することができます：

- 制裁：国家および国際機関は、関与するNATO諸国に対して制裁を課すことができます。

- 決議と介入：国際連合は、国際法に反する行為を非難し、行動を求める決議を採択することができます。

要約

NATO諸国が有効な条約にもかかわらず、売却された領土に対して主権を行使し続けるならば、これは国際法の違反となります。国際刑法の下での結果は、直接的な加害者だけでなく、特に国内法制度が機能しない場合には政治的責任を持つ者にも影響を与える可能性があります。国際刑事裁判所は、そのような場合に介入し、責任のある者を追及することができます。

第116部

インフラネットワークが国際条約で偶然に売却され、その結果領土が恒久的に拡張された歴史的先例の数は非常に限られています。国家継承は通常、意図しない領土の変化を避けるために慎重に計画され、交渉されます。それでも、国境の確定やインフラの条項が予期しない結果をもたらすいくつかのケースがあります：

トリアノン条約（1920年） - ハンガリーとその隣国 - 条項：第一次世界大戦後のトリアノン条約はハンガリー王国を分割し、その領土の大部分をルーマニア、チェコスロバキア、ユーゴスラビアに分配しました。 - インフラの側面：新しい国境は既存の鉄道や道路ネットワークをしばしば貫通しました。場合によっては、これらの国境確定がインフラネットワークの経路を複雑にし、管理に挑戦をもたらしました。 - 意図しない結果：これらの確定により、当時の新国家が全てのインフラネットワークの管理権を獲得しようとしたため、領土の緊張が生じ、時には事実上の領土拡張を引き起こしました。

サン=ジエルマン条約（1919年） - オーストリアとその隣接国家 - 条項：サン=ジエルマン条約はオーストリア=ハンガリー帝国の分割を定め、チェコスロバキア、ユーゴスラビア、ポーランドなどの新国家を創設しました。 - インフラの側面：分割により、鉄道や道路の接続が国境を越えることが多くなりました。これらのインフラの一部は、誤って新国家の領土に統合されたり、不明瞭な条約の文言のためにそうなりました。

- 意図しない結果：新国家はこれらのインフラを管理しなければならず、その結果、永続的な領土拡張が生じ、時には領土の緊張を引き起こしました。

ズデーテンラントとミュンヘン協定（1938年） - 条項：1938年のミュンヘン協定はズデーテンラントをチェコスロバキアからドイツに移譲しました。 - インフラの側面：ズデーテンラントには、チェコスロバキアとヨーロッパの他の地域を結ぶ重要な交通および供給ネットワークが含まれていました。

- 意図しない結果: これらのインフラネットワークの乗っ取りは、ドイツがこれらの接続とその管理を管理することになり、ドイツの領土拡張を強化しました。国境の画定は、チェコスロバキアにとって物流と行政の複雑さをもたらしました。

ハイデラバードとインドの統合（1948年）

- 条項: インドが1947年に独立した後、ハイデラバードのニザームはインド連邦に加盟することを拒否しました。1948年、インドは軍事介入し、ハイデラバードをインド連邦に統合しました。

- インフラの側面: 統合後、インドはハイデラバードのインフラ、鉄道、道路、通信ネットワークを管理しました。

- 意図しない結果: ハイデラバードのインフラの広範な管理と近代化は、この地域のインドへの統合を促進し、インドの領土の恒久的な拡大をもたらしました。

結論

上記の例は、インフラネットワークの取得を通じて意図しない領土の変化が国際条約において実際に発生していることを示しています。しかし、これらのケースは稀であり、しばしば複雑な地政学的状況や不明確な条約条項の結果です。

第117部

供給ライン契約に言及する国家継承条約のケースは、意図せず領土を拡大する興味深く複雑な法的問題です。このようなシナリオは稀であり、通常は国際法に基づく激しい交渉や争いの対象となります。ここに、このケースの要素を含む可能性のあるいくつかの歴史的シナリオを示します：

シナリオ1：国家継承契約における供給ライン契約

国家継承契約に既存の供給ライン契約（例：パイプラインや送電線）が含まれていると想像してみましょう。インフラは売却された領土を超えて、受け取る国家の領土にまで及びます。

手続き：

1. 契約条項：国家継承契約には、既存の供給ライン契約を維持し、場合によっては延長する条項が含まれています。2. 領土効果：契約条項は、受け取る国家が管理と管理を行う場合、供給ネットワークが事実上その国家の領土を拡張する結果をもたらす可能性があります。

全体のネットワーク。3. 法的結果：これは、インフラがホスト国家の不可欠な部分と見なされる場合、意図せずに領土の拡張につながる可能性があります。

e

トリエステ事件の例（1954年）- 拡張

トリエステ事件は理論的にはそのようなシナリオを含むように拡張できる。

- 条約の拡張: ロンドン覚書に水や電気の既存の公共事業契約がゾーンAの境界を越えて特に含まれていたと仮定します。 - 意図しない拡張: もしイタリアがこれらのネットワークを管理することになれば、特にこれらのインフラが国家安全保障や経済統合にとって不可欠と見なされる場合、イタリアの領土の拡張につながる可能性があります。

パナマ運河地帯の事例（1903年）の例 - 拡張: 元のパナマ運河地帯の合意は理論的に同様の方法で拡張される可能性があります: - 供給ネットワークの包含: ヘイ・ブナウ・バリヤ条約は公共事業ネットワーク（例えば、水道管）の管理と制御に関する特定の条項を含めることができたでしょう。 - 意図しない拡張: これらの条項はアメリカの管理の拡大につながる可能性があり、^sもしこれらの公共事業が運河地帯にとって必要と見なされるなら、アメリカの主権領土の事実上の拡張につながる可能性があります。

- 主権と管理: 公共事業ネットワークの取得と管理は、^s受領国の主権と管理の拡張。 - 国際的な紛争解決: 意図しない領土の変化は、国際裁判所や仲裁裁判所で訴訟を行わなければならない国際的な紛争を引き起こす可能性があります。

結論

このシナリオに正確に適用される歴史的先例はこれまで存在しなかった（なぜなら、これは世界が売却された初めてのケースだからです）が、そのような可能性を示す理論的な基盤や類似の歴史的な例は存在します。正確な法的評価と実施は、特定の条約条項と国際的承認に依存します。

第3章

販売契約 - 国家継承契約番号

1400/98



第118部

国際法に関する文書の元のセクション (1998年10月6日付の権利書 1400/98) と、それに対応する段落およびセクションは以下の通りです：

- § 2 契約関係

- 段落 I: "[...] 土地と建物の一部は、国際法に基づく対価として、ドイツ連邦共和国からオランダ軍に移転されます。" - 段落 II: "この合意によって、ドイツ連邦共和国とオランダ王国との間の移転関係は影響を受けません。"

- 段落 III: "[...] III. 契約当事者は、オランダ軍が住宅地をおそらく離れると想定しています [...] 国際法に基づく移転関係は、連邦政府によって引き続き処理されます。

このセクションでは、条約が示されています。

1. 国際法である (契約の当事者はオランダ王国と、別々に、オランダ軍であり、[そこに駐留しているオランダ空軍はNATOに100%統合されている], NATO軍地位協定に基づいてNATOのために兵舎を占拠し、したがってNATO全体のために行動した) および

2. FRG、NL、NATO (したがって国連にも) の間の既存の契約関係 (国際法に基づく移転関係) を拡張する補足契約書である。

- § 2 契約関係 - パラグラフV: "[...] 1. TKSテレポストケーブルサービスカイザースラウテルン社とのブロードバンド配線システムの運用に関するライセンス契約は1995年2月22日/1995年3月28日付です。 [...] 3. 連邦政府との1996年8月15日付購入契約に基づくカイザースラウテルン学生事務局との道路およびラインの共同利用に関する合意。"

- 1996年8月15日付の連邦政府とRLP州（カイザースラウテルン学生事務局）との購入契約の抜粋。 - 第6節 供給および廃棄物処理ライン/施設、道路区域、使用権および共同使用 - パラグラフI: "[...] 熱、水および電気、さらに廃水処理は、単一のユニットを形成する連邦所有のパイプラインネットワークを通じて提供されます。さらに、クロイツベルク住宅地の通り、街灯を含む、は連邦政府の所有です[...]"

国家継承契約 1400/98を続ける

- § 4 購入物件の分割 - パラグラフ I: "a) [...] すべての開発施設 [...] b) [...] および暖房パイプ" [...] "

- セクション 13 内部開発 - パラグラフ VII: "[...] 購入者は、オランダ軍に引き渡されたアパートに熱供給を確保することを約束する [...]" - パラグラフ IX: "[...] 通信ケーブルの存続"

- セクション 12 外部開発

- パラグラフ D: "[...] 集熱管の共同利用に関するライセンス契約がある [...] 購入者は、連邦政府に代わって知っている契約関係に入る。"

- パラグラフ III: "[...] クロイツベルク地域全体は単一のユニットを形成し、20 kVリングラインおよび変圧器ステーション4210および4238によって接続されています。変圧器ステーションはすでに連邦政府によってツヴァイブリュッケン市に売却されています。"

- セクション 14 購入者の義務 - パラグラフ III: "[...] 購入者は [...] オランダ軍のための適切な供給と処理を確保することを約束します [...]"

- § 1 土地所有権の詳細

- パラグラフ II: "[...] (ガスパイプライン権); 1963年4月5日付の許可に従い、ザールブリュッケンのザール・フェルンガスAGに譲渡されました。この担保は、購入者によってさらなる容認のために受け入れられます。

これらのセクションは、ネットワークの販売に関連しており、供給ラインが単位として販売されたため、領土拡張のドミノ効果を引き起こします。

- セクション 14 買い手の義務

- パラグラフ IV: "[...] オランダ軍に影響を与える建設措置は、連邦財産局およびオランダ軍の財産部と適切に調整されなければなりません。"

- 第26条 管轄地

- "この契約から生じるすべての法的紛争の管轄地は、ランダウ・イン・デア・ファルツとします。
これらの追加のポイントは、オランダ軍や学生連合などの機関に与えられた財産の使用および開発に関する購入者の特定の権利と義務に関するものです。また、オランダ軍に与えられた財産の供給と使用に関して、購入者が持つ要素、権利、義務、及びこれらの地域に関連する建設措置の調整についても言及されています。通信ケーブルは内部開発の一部として含まれています。この通信ケーブルは世界中に広がっており、世界中の電話回線への物理的接続を持ち、異なるネットワークが重なる場所にまでその範囲を拡大します。開発は一つの単位として販売されたためです。なお、売却された領土内にあるランダウ・イン・デア・ファルツは、この契約から生じるすべての法的紛争について国際法の下での管轄地として合意されました。国家継承契約 1400/98は、すべてのNATOおよび国連条約、ならびにそのメンバーの先行条約に対する補足契約として適用されるため、事実上の世界裁判所が購入者の手に合意されており、購入者は場所に関係なく絶対的な主権者として管轄権を行使することができます。

国際法に関する最終的な関連ポイントを以下に示します：

- § 8 所有権の移転

- 第I項: "所有権は、契約の公証日付において、買い手に移転する。"
- 第II項: "移転の時点から、すべての利益および私的・公的負担は買い手に移転する。この時点以降、買い手は他の公的負担、手数料および税金、購入対象の偶発的な損失または劣化のリスクを負う。"
- 第III項: "移転の時点から、オランダ軍に移転されたアパートの供給は、連邦政府に返還されるまで確保される。"

- 第16条 譲渡

- "[...] 財産はオランダ軍によって返還されるか、またはその同意が得られた後にのみ譲渡が宣言されるものとします。"

これらのポイントは、販売対象の譲渡に関するものであり、オランダNATO部分については1回（軍事財産としてさらに2年間残った）と、世界の残りについては1回、署名と同時に直接譲渡されました。権利、義務、構成要素の譲渡、およびオランダ軍に関する財産の譲渡条件について。

- 第3条 購入対象

- パラグラフ I: "連邦は買い手に [...] 前述の財産をすべての権利、義務、構成要素 [...] と共に販売します"

これは契約の最も重要な部分です。領土をすべての権利と義務、さらには構成要素と共に販売することで、契約は国家継承となり、政府の権限の移転が含まれます。兵舎を離れ公共ネットワークに接続された開発の販売と、全体の開発が単位として販売されるという重要な合意が組み合わさることで、ドミノ効果が発生し、契約当事者に販売された主権領土が、一国から別の国へのネットワーク接続がある限り、拡張されます。

供給ラインの販売から生じるドミノ効果は、国家継承契約 1400/98 を補足契約として用いることで世界中に拡大し、FRG、NL、NATO（そしてNATOを通じて国連）との間の既存の契約関係（国際法に基づく移転関係）を拡張し、大規模な法的連鎖反応を引き起こします。権利と義務、構成要素すべてを伴う販売を通じて、国家継承契約は契約当事者のすべての以前の国際条約の延長として機能し（誰とあれ、どんな理由であれ）、契約の連鎖反応を引き起こし、条約はすべての既存の合意（NATOや国連、及びそのメンバーの合意）に添付され、それらを拡張します。条約には権利と義務が含まれており、これらはすべての構成要素とともに販売されました。したがって、全世界が販売されたのです！国家継承の手段 1400/98 が補足的な手段として機能し、国際法の下での以前の合意がすべてすでに採択され、批准されていたため、新たな投票や批准は必要ありません。

- § 6 購入価格

- 第III段落: "[...] 連邦政府の要求は、オランダ軍による財産の返還後、または所有権の移転に対するオランダ軍の同意後に直ちに行われるものとする [...]"

- 第25条 附属文書

- "この権利書において附属文書への言及がある限り、これらは本契約の不可欠な部分を形成するものとする。"

国際法に関連する中心的なセクションはすでに詳細に取り上げられています。しかし、国際法の側面に間接的に関連するいくつかのポイントがまだあり、したがって考慮に入れるべきです：

- 第9条 計画に関連する高い価値の利用オプションに対する追加支払い - 第I段落: "購入された財産は現在も特別地域として指定されており、都市土地利用計画には含まれていません。"

この地域は、NTS-NATO部隊の規定に従って占有されていたため、特別区域として指定され、したがって領土外とされました。

- § 11 パーチェットの修復

- 第II項: 「連邦政府のパーチェット修復費用の負担は、DM 5,817,440 [...] であり、既に購入価格の計算に完全に考慮されています [...]'

- § 21 部分無効条項

- 「この契約の条項が無効であるか、無効となった場合、残りの条項は影響を受けないものとします。」

無効な条項または無効となった条項は、法的に有効な条項に置き換えられるか、法的な条項が提供されていない場合は、この契約の意味に合致する条項に置き換えられるものとします。」

- 付録A: 委任状

- 「財務管理法第16条に基づき [...], ジークフリート・ヒラー氏 [...] に [...]の財産を販売する権限を与えます。」

これらのポイントは、地域の法的な領域外ステータス (NATO軍地位協定に基づく) 、連邦政府の保証と責任、再開発作業の財政処理に関するものです。しかし、これらは販売された特別権利や国際法に関する条約の実施および執行に影響を与えます。部分無効条項 (分離条項) を通じてのみ、契約は関連する国際法の条項によって補完されます (これらが明示的に言及される必要はありません)。部分無効条項によってのみ、契約は非常に秘密警察的な方法で偽装され、経験のない読者には通常の転用物件の販売のように見えます。契約では、買い手2a)およびb)を含む買い手グループが形成されます。買い手2a)は上場企業であり、商業企業として契約から除外されています。商業企業は主権権利の移転から除外されているためです。部分無効条項により、買い手グループの唯一の代表者、したがって国家継承の唯一の受益者は自然人 (買い手2b)) となります。

第119部

契約



国家継承契約

契約番号1400/98、1998年10月6日付
の原文：

証明書番号: 1400

年 1998

購入契約

1998年10月6日、ザールルイにおいて、署名した公証人の前で交渉された；

マンフレッド・モー
ア

ザールルイに事務所を持ち、現れた：

1. 売り手とし
て：

ジークフリート・ヒラー氏、1951年6月19日生まれ、政
府職員 - 公的身分証明書により確認 - 、

ドイツ連邦共和国（連邦財務省）を代表して、連邦財産局ランダウ、ガーベルスベル
ガー通り1、76829ランダウにおいて、1998年10月5日付の元の委任状に基づき、連
邦財産局ランダウの長の代表者によって発行された。

1. 売り手として：ドイツ連邦
共和国（連邦財務省）代表：
連邦財産局ランダウ ガーベル
スベルガー通り1、76829ラン
ダウ / イン・デア・ファルツ

- 以下、連邦政府と呼ぶ。

2. 買い手として バイヤー2a) a) 会社タスク・バウ商業・一般請負業者株式会社、シュ
ピッケンドルフに本社を置き、ハレ＝ザールクライスの地方裁判所の商業登記簿に
HRB 9896として登録され、代表取締役であり単独の代表権を持つヨーゼフ・タベリ
オン氏、1950年6月18日生まれ、66787ヴァドガッセン、プロヴィンツィアル通り
168に居住、本人により確認。

- 以下「バイヤー2a」と呼ぶ - バイヤー2b) 、リック・ゴリツツ氏、1976年3月
21日生まれ、66482 ツヴァイブリュッケン、ホーフエンフェルス通り222に居住、
身分証明書で確認済み

- 以下「バイヤー2b」と呼ぶ

- 以下「買い手」と呼ぶ。

代表証明書：公証人は、ハレ - ザールクライス地方裁判所で保持されている商業登記簿の本日行った検査に基づき、以下のことを証明します。

a) 会社TASC-BAU Handels- und Generalübernehmer für Wohn- und Industriebauten AGがそこに登録されており、b) 前述のヨーゼフ・タベリオン氏がその代表取締役であり、単独で代表権を有し、§ 181 BGBの制限から免除されていること。

出席者は、示された通りに行動し、以下の売買契約を締結することを宣言します：

購入対象 / 財産の詳細 § 1：

§ 1 財産の詳細

I. ドイツ連邦共和国（連邦財務省）は、ツヴァイブリュッケン地方裁判所の土地登記、シート5958に登録された財産の所有者です。

連番120 区画番号2885/16

建物と空地、

デラウェア通り

ランツトゥーラー通り97、107

レイジアナ通り 1, 3, 5, 7, 9, 11, 15, 17, 19, 21, 23, 25,

ペンシルベニア通り 1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 21, 22, 23, 24, 25, 27, 29, 31,

テキサスストリ

ー

フィルギニア通り 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 15, 17,

- 103,699 平方メートルまで

255のうち216

II. 財産は土地登記の第II項において、限定的な個人用地役権（ガスパイライン権）で担保されています。これは1963年4月5日付の許可に基づき、ザール・フェルンガスAG ザールブルリュッケンに付与されています。この担保は、購入者によってさらなる容認のために受け入れられます。財産は土地登記の第III項において担保されていません。土地登記に記載されていないその他の担保や制限、または類似のもの（例：古い法的障壁）は、権利書から別途明らかでない限り、知られていません。連邦政府はこの点において責任を負いません。このような担保が存在する場合、購入者がそれを引き受けるものとします。

III 財産は、合計337戸の住宅ユニットを持つ26棟の住宅ビルと暖房プラントで開発されています。

§ 2 契約関係

I 付録に赤でマークされた既存の建物のある財産の一部

ルイジアナ通り 5/7、9/11、13/15、17、19/21、
23、25、ペンシルベニア通り 8、11/13、15、17、

合計71戸の住宅ユニットが、国際法に基づく対価の支払いの見返りに、ドイツ連邦共和国からオランダ軍に譲渡されました。

II. ドイツ連邦共和国とオランダ王国との間の国際法に基づく移転関係は、この合意によって影響を受けません。

III 契約当事者は、オランダ軍が住宅地を離れる可能性が高く、譲渡された財産の部分が連邦政府に返還されることを前提としています。連邦政府も購入者も、返還の正確な日付を知りません。

国際法に基づく移転関係は、依然として連邦政府によって処理されています。

オランダ軍が今後2年以内に住宅地を連邦政府に返還しない場合、条項第5条（III）に言及されます。

IV. 契約財産には、建物番号4233にある暖房プラントも含まれており、ここには2人の連邦職員がストーカーとして雇われています。

連邦政府は、購入者に対して § 613 a BGBの法定条項について注意を促しました。

V. 次の契約関係も存在します：

1. TKSテレポストケーブルサービスカイザースラウテルン社とのブロードバンドケーブルシステム運用に関するライセンス契約、日付は1995年2月22日/1995年3月28日。

Th2b) の買い手は、連邦政府に代わってこの契約を締結します。

2. ラインブラウンハンデル南株式会社との石炭供給契約。2b) の買い手は、連邦政府に代わってこの契約を締結します。

3. 1996年8月15日付の連邦政府との購入契約に基づくカイザースラウテルン学生事務局との道路およびラインの共同使用に関する合意。

購入者は、連邦政府に代わって学生事務局に対する契約上の義務を履行します。

§ 3 購入対象。

I. 連邦政府は、2a)および2b)の下で購入者に対して、§ 4 (I)に基づいて生じる割合で、すべての権利と義務、ならびに構成要素を持つ前述の財産を販売します。ただし、購入対象に位置し、サイトプラン（附属書2）で赤でマークされた20 kVリングラインは除外されます。

II. これに加えて、サイトプラン（附属書3）で緑でマークされた約30平方メートルの部分区域も除外され、境界規制手続きの枠内で隣接する財産に譲渡されます。

§ 4 購入対象の分割/調査

購入者は次のように取得します：

I. 購入者間の内部関係において、購入対象の次の分割が予定されています：

a) バイヤー2a) は、サイトプラン（附属書3）に青でマークされたエリアと、暖房パイプを除くすべての開発施設を取得します。

b) バイヤー2b) は、サイトプラン（附属書3）に赤でマークされたエリアと暖房パイプを取得しますが、他の開発施設は含まれません。

II. この契約の公証から4週間以内に、バイヤー2a) はバイヤー2b) と相談の上、調査される部分エリアの申請を行います。さらに、この契約の公証から4週間以内に、バイヤー2a) は区画分割の手配を行います。

買い手2b)によって取得された部分地域は、添付のサイトプラン（付録4）に示されています。全ての測量費用は買い手が負担します。2a)へ。所有者に対して所有権がまだ移転されていない限り、連邦政府はバイヤー2a)に調査を実施するために必要なアクセス権を付与します。

§ 5 契約の履行

I. オランダ軍との国際法に基づくまだ存在する移転関係に関して、この購入契約は、オランダ軍がこれらの区域を連邦政府に返還するまで、サイトプラン（付録1）で赤色でマークされた区域に関しては実行されません。

これは、所有権、利益および負担の移転、これらの区域に帰属する購入価格の支払期日、及びこれらの区域の譲渡に特に適用されます。

II. 契約当事者は、オランダ軍が今後2年以内に彼らに引き渡された財産の一部を連邦に返還することを前提としています。

III. オランダ軍が今後2年間に不動産またはその一部を返還しない場合、連邦政府は未返還の部分の所有権を2b)に基づいて買い手に移転するためにオランダ軍の同意を求めます。

§ セクション6 購入価格

I. § 3 (I)に記載された契約の対象物の購入価格は、DM 5,182,560（すなわち、ドイツマルクで五百八十二万五百六十）です。

II. このうち、サイトプラン（付録5）で青色にマークされた不動産の部分に帰属する金額はDM 3,262,560.00です。この金額は、2a)に基づいて買い手が内部関係において負担するもので、支払いは次のように行われます：

a) DM 3,252,560.00の金額の1/3に相当する頭金、すなわちDM 1,087,520.00が、公証の日付である本日支払期日となります。
この購入価格の一部はすでに支払われており、連邦政府がこれを確認します。

b) DM 2,175,040.00の部分金額を、各DM 435,008.00の5回の分割払いに支払い、さらにそれぞれの残高からの年率に対してドイツ連邦銀行のディスカウントレートを上回る2%の利息を加算します。なお、月の初日で適用されるディスカウントレートが、その月の利率に決定的な影響を与えます。

以下の期限と支払いスケジュールは分割払いに適用されますが、早期の支払いは許可されます。

- 第1回分割払い 435,008.00 DM、購入契約締結から12ヶ月後、すなわち1999年10月6日に支払期限、さらにドイツ連邦銀行のそれぞれの割引率に基づき、2%の利息が加算される。金額は 2,175,040.00 DM、

- 第2回分割払い 435,008.00 DM、購入契約締結から24ヶ月後の支払期限、すなわち2000年10月6日、さらにドイツ連邦銀行のそれぞれの割引率に基づき、2%の利息が加算される。金額は 1,740,032.00 DM、

- 第3回分割払い 435,008.00 DM、購入契約締結から36ヶ月後の支払期限、すなわち2001年10月6日、さらにドイツ連邦銀行のそれぞれの割引率に基づき、2%の利息が加算される。金額は 1,305,024.00 DM、

- 4回目の分割払い 435,008.00 DM、購入契約締結後48ヶ月の終了時、すなわち2002年10月6日に支払期日が到来し、さらにドイツ連邦銀行のそれぞれの割引率を上回る2%の利息が、870,016.00 DMの金額に対して加算されます。

- 5回目の分割払い 435,008.00 DM、購入契約締結後60ヶ月の満了時、すなわち2003年10月6日に支払期日が到来し、さらにドイツ連邦銀行のそれぞれの割引率を上回る2%の利息が、435,008.00 DMの金額に対して加算されます。

利息は連邦政府によってそれぞれの分割払いの支払期日にに基づいて計算され、購入者から個別に請求され、請求から4週間以内にデュッセルドルフ連邦財務局の口座に支払う必要があります。口座番号はデュッセルドルフ州中央銀行、BLZ 300 000 00、口座番号30 001 040で、目的は「クロイツベルク・住宅地、ツヴァイブリュッケン、第0807章、タイトル13101」と記載してください。

III. 1,920,000.00 DMの金額は、サイトプラン（付録5）上で赤でマークされた財産の一部に帰属します。

買い手が2b)の内部関係において負担する金額は、連邦政府からの書面による請求後、3週間以内に支払われるべきです。

連邦政府の請求は、オランダ軍による財産の一部の返還後、またはオランダ軍が引き渡された財産の所有権移転に同意した後に行われます。

個々の建物または財産の一部が返還される場合、連邦政府からの書面による請求後、3週間以内に1,920,000 DMの相応の部分金額が支払われるべきです。部分金額の額は、居住空間の比率に基づいています。

サイトプラン（付録1）で赤でマークされた建物の総居住空間に対する部分的返還でカバーされた建物のスペース。

IV. パラグラフ II.a)に基づく部分金額は、デュッセルドルフ州中央銀行、クーベルンツ連邦財務局、BLZ 570 000 00、口座番号 570 010 01 に一括で支払われるものとし、"購入価格の支払いクロイツベルク住宅地、ツヴァイブリュッケン、章 0807 タイトル 131 01" と明記すること。

パラグラフ II.b) およびパラグラフ III に基づく部分金額は、デュッセルドルフ州中央銀行、デュッセルドルフ連邦財務局、BLZ 300 000 00、口座番号 30001 040 に支払われ、目的は "分割払いクロイツベルク住宅地、ツヴァイブリュッケン、章 0807 タイトル 131 01" とすること。

V. 支払いの適時性は、発送日ではなく、上記の連邦財務局の口座への入金日によって決定される。遅延支払いの場合、利息はドイツ連邦銀行のそれぞれの割引率に対して 3% 上乗せされた利率で支払われるものとし、この月の利息日ごとに適用される割引率は、その月の初日の割引率が決定的である。

さらに、債務不履行の場合、買い手は連邦政府に対して債務不履行によって生じたすべての実証可能な損害および催促の費用を補償しなければなりません。債務不履行によって生じたその他の実証可能な損害には、特に、前述の金利と、連邦政府がその経費をカバーするために借り入れたローンのより高い金利との差が含まれます。

この権利書に基づいて引き受けた支払い義務により、購入者は請求権を有する当事者に対して、自己のすべての資産に対してこの権利書の直ちに執行されることに従います。

受益者は、請求権の満期が依存する事実の証明なしに、いつでもこの権利書の執行可能なコピーを取得することができます。

公証人は § 454 BGB を参照しました。この規定は放棄され、売主は法定の撤回権を保持します。

§ 7 土地担保 / 銀行保証

I. この契約によって正当化され、履行されていないすべての連邦政府の支払い請求を担保するために、連邦政府は、I.に記載された不動産全体に対して、ドイツマルク 10,000,000.00 (すなわち、1,000万ドイツマルク) の金額の土地担保を設定します。この土地担保には、今日の時点で年利 18% (18パーセント) の利息が適用されます。

購入者の同意を得て、連邦政府は § 1 の第I段落に記載された不動産の負担として、そのような登録された土地担保の登録を許可します。

ドイツ連邦共和国（連邦財務省）のために、連邦財産局ランダウによって代表される - 以下「債権者」と称する。

土地担保は次のように記載されるものとします：

1. 土地担保は、今日の日付から年率18パーセントの利息が発生します。利息は、翌年の力レンダーの最初の日に遅れて支払われるものとします。

2. 土地担保は支払期日が来ています。

連邦政府は、土地担保額に加え利息のために担保された不動産の即時執行を提出し、各不動産所有者に対してこの権利書の執行が許可されるようにします。連邦政府は、この従属条項を土地登記に記載することを取り消し不能に承認し、要求します。

土地担保の作成に関連して発生するすべての費用は、買い手が負担するものとします (2a)。

連邦政府は、区画番号2885/16の残りの部分の土地担保を、サイトプラン（附属書3）上で青で示されたエリアに関する地籍変更証明書が利用可能になり次第削除し、この土地担保をサイトプラン（附属書3）上で青で示されたエリアのみに存在させることを意図しています。

土地担保は、2a)に基づき購入者によって引き受けられ、物的責任の目的のために使用されます。

購入者の要請に応じて2a)、連邦政府は、以下のII項に従って購入者の支払い義務を保証するドイツの主要な商業銀行に土地担保を譲渡します。これは、以下のII項で説明された完全な保証を受け取った後、すぐに行われます。

II. 2a)の購入者は、連邦政府に対し、これを受け入れることを条件として、サイトプラン（附属書3）上で青で示されたエリアに関する土地登記所の変更証明書を受け取ってから14日以内に、ドイツの主要な商業銀行から次の直接執行可能な銀行保証を提供し、残りの購入価格4,095,040.00マルクを保証し、この契約の § 11 (III)に従った将来の支払い義務を5,817,440.00マルクの金額で保証することを約束します。

a) § 6 第 II項および第 V項に従って発生する利息に加え、支払い義務を担保するために、BGB 第767条第2項に従った費用とともに、2,175,040.00 DM の銀行保証。

II.b). § 6 第 III項に従った支払い義務に対する利息および費用に加え、1,920,000.00 DM の銀行保証、HGB 第767条に従って。

c) ドイツマルク5,817,440.00および利息、費用に関する銀行保証は、ドイツ民法典 § 767に従い、§ 11 (III)に基づく後続の支払いを行う条件付き義務を担保するためのものです。この銀行保証は、契約違反に起因する連邦政府の請求にも利用可能です。

連邦政府は、保証された請求の未払い部分に対する保証の削減に同意します。上記の b)およびc)の項目に記載された保証は、期間が制限される場合がありますが、この購入契約の公証日から少なくとも5年間は有効でなければなりません。

§ 8 所有権の移転

I. サイトプラン上で青色でマーキングされたエリア（付録）および全購入対象の主要開発施設（道路、街灯、パイプネットワーク、雨水貯留池、廃水パイプ、暖房パイプ、水道管、低電圧パイプ- 各々は家の接続点まで）については、本契約の公証日から購入者に移転されます。

II. サイトプラン上で赤色でマーキングされたエリア（付録5）の所有権は、オランダ軍によってこのエリアが連邦政府に返還されるか、オランダ軍が所有権の移転に同意し、サブエリアに帰属する購入価格の分担金が支払われるまで、購入者に移転されません。オランダ軍が部分的な返還を行った場合、関連するサブエリアに帰属する購入価格の部分が支払われた後にのみ、サブエリアの所有権が移転されます。移転は書面で文書化されます。

III. 移転の時点から、すべての利益および私的・公的な負担は買い手に移転します。この時点から、購入者は他の公的負担、手数料および税金、購入物件の偶発的な損失または劣化のリスク、道路の安全を確保する義務、及び道路の清掃と砂撒きの義務を負います。購入者は、連邦政府が自己保険者として、§ 3に指定された購入物件の保険をかけていないことを認識しています。

§ 9 計画関連の高価値利用オプションによる追加支払い

s

I. 購入物件は現在も特別区域として指定されており、都市土地利用計画には含まれていません。

II. 購入価格の決定は、§ 4 BauNVO に従って一般住宅地域としての利用に基づき、容積率0.4および§ 17 BauNVO に従った容積率1.2で行われます。

III. 購入者は、契約の締結から10年以内に、自治体が計画権限として、段落II.で定められたタイプと規模よりも高い価値の利用オプションを開放した場合、合意された購入価格に追加の支払いを行うことを約束します。そして、購入者がこの高価値の利用を、段落II.に基づく利用とは異なる方法で、例えば価値を高める構造的利用（密度開発）や販売を通じて、10年の期限内に実現した場合。

この契約の § 6に従った購入価格と、連邦政府が支払いを要求した時点での財産の価値との差額は、遅延して支払われるものとします。価値の差額は、ツヴァイブリュッケン市の財産価値に関する独立した専門家委員会と、コブレンツ地方税務署の専門家との相互合意によって決定され、連邦政府によって設定されます。

支払い額は、連邦政府からの支払い要求の4週間後に支払期日が到来します。

支払いの遅延が生じた場合、この契約の § 6第V項の規定が適用されます。

§ 10 保証、責任

I. § 3第I項で説明された購入対象は、公証時の状態で販売されます。この状態は買い手に知られています。目に見えるおよび見えない物質的欠陥や権利の欠陥、隠れた欠陥についての保証は、購入対象に関して除外され、§§ 459 ff. BGBの適用も除外されます。

II. 連邦は、購入物の特定のサイズ、境界、品質、適合性、および状態、ならびに購入者またはその法的後継者の目的に対する適合性について責任を負わないものとします。

III カイザースラウテルンのエンジニアリング会社ASALは、ラインラント=プファルツ州環境省の依頼により、購入物の汚染の有無を調査しました。その結果、危険は認識されず、したがって調査は不要であることが確認されました。

変換汚染作業部会（KoAG）の対応する議事録は、購入者に知られています。

IV. この点において、連邦政府は特定の不動産の財産、購入者が意図する使用の許可、使用および開発の可能性、ならびに建設用地の状態についても保証を一切行いません。購入者は、必要な許可を自らの費用で直接取得しなければなりません。

V. 連邦政府は、土地登記のセクションIIおよびIIIに記載された不動産が、引き受けられないかなる担保や制限、また未払いの公的負担や課税からも自由であることを保証します。ただし、この権利書に別途規定がある場合を除きます。

VI 連邦政府は、建設を命じておらず、そのような負担の存在を認識していないことを宣言します。

§ 11 修復

I. 購入者は、アパートのパーケットフロアが多環芳香族炭化水素 (PAH) で汚染されていることを認識しています。

連邦政府は、アパートを環境研究所ARGUK (オーバーウルゼル) によって詳細に検査させました。購入者は、1998年4月21日付の検査結果を受け取っています。購入者は、アパート内的一部のビルトインキャビネットも汚染されている可能性があることを認識しています。

II. 連邦政府のパーケット修復にかかる費用の負担は5,817,440.00マルクであり、すでに5,182,560.00マルクの購入価格の計算に完全に考慮されています。

連邦政府の費用負担は、売却されたすべてのアパートのパーケットフローリングを完全に交換する買い手の意図に基づいています。

パーケットフローリングの改修費用に対するさらなる負担や、連邦政府が他の既存の汚染物質に対して負う責任、または連邦政府による彼らの可能な改修費用への負担は明示的に除外されます。

購入者は、連邦政府に対して、以下のアパートのパーケットフロアを修復することを約束します。

- 署名日から2年以内に付録5の現地計画で青色でマークされた区域内で、
- 付録5の現地計画で赤色でマークされた区域内で、§ 8 パラグラフ IIに従った所有権移転後2年以内に、
パーケットフローリングを完全に交換することによって。購入者間の内部関係において、
2a)の買い手は上記の義務を引き受けるものとします。

III. 改修の証明は連邦政府に提供されなければなりません。証明は、改修措置を実施するために委託された専門会社からの書面による確認の形で提供されるものとします。連邦政府は、改修措置の実施を検査する権利を留保します。

全財産またはその一部について証明が提供できない場合、未改修のパーケット表面1平方メートルあたりDM 242.00の金額を連邦政府に支払わなければなりません。

サイトプラン（付録5）で赤でマークされた財産の部分について

所有者の義務は、所有権の移転前に連邦政府またはオランダ軍がパーケット修復を行った場合に限り、敷地図（付録5）で赤で示された財産の部分にも適用されます。追加の支払いは、連邦政府からの要求があった場合、6週間以内に行わなければなりません。

支払いの遅延が発生した場合は、本契約の § 6 第V項の条項が適用されます。

§ 12 外部開発

I. 廃水処理/表面水処理

A) 財産は公共下水道および公共表面水処理システムに接続されています。廃水は、添付の敷地図（付録6）で赤で示された住宅地の集水管を通り、青で示された兵舎の混合水集水管に流れ込み、さらに公共の主要集水管へと送られます。

表面水は、まずサイトプラン（付録6）で黄色で示された雨水貯留池に集められ、その後、廃水と同様に赤い集水管を通じて排出されます。

雨水貯留池の容量は限られています。大雨の場合、雨水貯留池に集められない表面水は、オーバーフローを通じて緑で示された表面水用の集水管に流れ込み、直接バウツェンバッハに供給されます。

集水管は以下の第三者の財産を通過し、連邦政府に有利な許可合意および限られた個人用地役権によって部分的に保護されています：

- ツヴァイブリュッケンの土地登記シート7002、番号207、区画番号3135/1、所有者：ツヴァイブリュッケン市、場所/経済タイプ：交通エリア

担保の種類：担保権なし、ライセンス契約なし、

- ツヴァイブリュッケンの土地登記シート7005、1fd.番号142および197、F1.番号2852/16および3134/4、所有者：ツヴァイブリュッケン市、

場所/経済タイプ：森林、交通および農業地域、

セキュリティは、下水道システムを運営する権利です。この権利は第三者に譲渡可能です。合意書は1963年11月29日および1985年5月4日の日付です。

- ツヴァイブリュッケンの土地登記シート6780、No. 1、F1.No. 2652/15、所有者：ハイディ・ランパート＝ラング博士とディートリヒ・ラング；ツヴァイブリュッケン、

場所/農業の種類：草地、

担保の種類：担保なし、ライセンス契約なし、

- ツヴァイブリュッケンの土地登記シート4291、No. 1、F1.No. 2652/10、所有者：ディートリヒ・ラング氏、ツヴァイブリュッケン、場所/経済タイプ：建設用地と草地、

担保の種類：担保なし、ライセンス契約なし。

購入者は、既存のライセンス契約について認識しています。

B.) 連邦政府は、付録6で赤と緑で示された収集管と、黄色で示された雨水貯留池を、民法上のパートナーシップとして購入者に移転します。このため、連邦政府は前述のライセンス契約に基づいて有するすべての権利を、指定された持分比率に従って購入者に譲渡します。連邦政府は、これらの権利の存在について責任を負いません。

購入者は、開発契約の一環として、収集管と雨水貯留池をツヴァイブリュッケン市（廃水処理会社）に移転しようとしています。

物件番号2652/10および2652/15におけるパイプラインルートについて所有者との許可契約はなく、物権的に確保されたパイプライン権もありません。連邦政府は、これをツヴァイブリュッケン市のために直接再配置します。

廃水側の外部開発の確保に関するその他のすべての費用、特に収集管をツヴァイブリュッケン市に移転することに関する費用、ならびに他の物件に関してこれらの管を物権的に確保することに関する費用は、購入者が負担し、内部関係においては2a)の購入者が負担します。

C.) オランダ軍がこの不動産を占有している限り、買い手は連邦政府に対し、赤と緑で示されたエリアを無償で共同使用する権利を付与するものとします。

サイトプラン（付録6）上の赤と緑、および黄色でマークされた雨水貯留池についても同様です。彼らは、廃水の適切な排水が保証されるように、パイプと雨水貯留池を機能的な状態に保つことを約束します。

D.) 不動産の南西境界で住宅団地を出る集水管の共同使用に関する許可契約があり、これは地番の所有者に有利です。

2651、ヨーゼフ・リース博士、アルバート・ベッカー博士通り14、66482 ツヴァイブリュッケン、1974年12月16日付の補足協定、1981年9月28日、1981年10月1日、1985年8月16日、1985年8月19日および1996年2月9日/1996年2月13日付。

買い手は、連邦政府の代わりに彼らに知られている契約関係に入ります。

II. 新鮮水供給

住宅地は公共の新鮮水供給に接続されています。公共の主幹線の接続点は、建物番号4241の水ポンプステーションに位置しています。住宅地に水を供給する新鮮水管は、カイザースラウテルン学生連合の隣接する財産を横断しています。

このパイプラインのこの部分を購入者が共同で使用することに関しては、本契約の第13条（VIII）を参照してください。

III. 電力供給

クロイツベルク地域全体は単一のユニットを形成し、20 kVリングラインと変圧器ステーション4210および4238によって接続されています。変圧器ステーションはすでに連邦政府からツヴァイブリュッケン市に売却されています。

目標は、20 kVリングラインをツヴァイブリュッケン市に移転し、このラインをツヴァイブリュッケン市のために権利保全することです。

この背景を踏まえ、20 kVリングラインは売却されていません。買い手は、20 kVリングラインをツヴァイブリュッケン市に移転するために必要な範囲で協力することを約束します。特に、連邦政府の要請に応じて、ツヴァイブリュッケン市（公共事業）のために適切かつ慣習的な形式でラインルートを確保することを約束します。

財産が権利保全されるまで、買い手は連邦政府およびツヴァイブリュッケン市（公共事業）に対して、変圧器ステーションおよび20 kVリングラインを運用・維持するために必要なアクセス権を付与します。

さらに、購入者は、ツヴァイブリュッケン市営公社と相談の上、住宅地内の建物に必要な程度の計測機器を設置することを約束します。

§ 13 内部開発

I. 購入者は、全体の住宅地が現在内部で民間開発されていることを認識しています。これは、下水、飲料水、低電圧の配線、熱と温水供給の設備、道路、および街灯を含むすべてが連邦政府の所有であり、公共ではないことを意味します。

購入者には、ラインのルートを示す計画が提供されました。連邦政府は、計画が実際のラインのルートと一致することについて、一切の責任を負いません。

II 道路の表面

買い手は、道路の表面の状態、街灯を含むことを認識しています。カイザースラウテルン学生連合は、学生寮へのアクセスルートとして以下の道路を使用する許可を連邦政府から受けています：

- テキサス通りをアメリカ通りからバージニア通りとの交差点まで、- バージニア通りを購入した財産の南の境界まで。この共有使用を容認することを購入者は約束します。

III 廃水処理

1997年に実施されたカメラ検査の結果によると、財産内の廃水管は良好な状態で稼働しています。

購入者はこの状態を認識しています。

カイザースラウテルン学生連合は、連邦政府から廃水管の使用を共有することを許可されていましたが、連邦廃水管からの切断までの間に限られ、廃水の通過が責任ある建物監督機関または水道当局によって承認される範囲内でのみ許可されています。

購入者は、切断が行われるまで、または廃水管が廃棄物処理会社に移管されるまで、この共有使用を容認することに同意します。

IV. 表面排水

購入者は、表面排水システムが現在適用されている水法の基準を満たさなくなっていることを認識しています。

V. 新鮮水供給

購入者は、住宅用建物に供給される新鮮水のパイプが緑地の一部を通っており、状態が悪く、更新が必要であることを認識しています。

VI 電力供給

購入者は、住宅用建物に供給される低電圧ケーブルが緑地の一部やいくつかの住宅用建物の地下を通っていることを認識しています。

VII. 熱と温水供給

住宅地の熱と温水供給は、現在、建物番号4233の石炭火力中央暖房システムによって確保されています。

購入者は、TÜV パルツ e.V.による最新の排出保護測定によれば、中央暖房システムがTA Luftの排出基準を満たしていないことを認識しています。特に、購入者は、1997年10月27日付けのノイシュタット・ア・デア・ヴァインシュトラーセ商業監督局の関連決定 - AZ 5/32, 2/97/244/Mg/Jgを認識しています。

購入者は、暖房プラントの運営を継続し、1997年10月27日の決定の条件を満たすことを約束します。これには、ガス/オイル運転への転換が含まれ、オランダ軍に提供されたアパートの適切な供給を保証し、オランダ軍によって合理的かつ慣習的な地元の条件で返還されるまで行います。

購入者間の内部関係において、この義務は2b)に基づいて買い手が引き受けます。

その対価として、買い手は2a)に基づき、建物番号4233の暖房プラントの経済的な存続可能性を維持し、暖房プラント（建物番号4233）を通じて販売されたすべての住宅に熱を供給することを保証し、再販の際には、この義務を暖房プラント（建物番号4233）から専属的に熱を購入することを購入者に引き継ぎ、以降の法的な後継者にも同様に義務付けることを約束します。

VIII. 電気、水、暖房、街路灯のパイプライン権を確保するための限られた個人用地役権が、隣接する不動産2885/12、建物および空き地、フィルギニア通り14、16、18に対してドイツ連邦共和国（連邦財務省）のために設定されました。

購入者の要請により、連邦政府は学生事務局に対して、購入者のためにこれらの権利を再確立するよう求めます。

さらに、学生事務局との購入契約に基づく開発施設に関するすべての権利を購入者に譲渡します。関連する契約条項は購入者に知られています。

IX. 電気通信ケーブル

購入者は、学生寮に供給するために、フィルギニア通り8-12の住宅建物の背後にある不動産の西側境界に電気通信ケーブルが敷設されていることを認識しています。

購入者は、現地計画（付属書7）で赤で示されたルートの電気通信ケーブルの存続を容認します。

§ 14 購入者の義務

I. 購入者は、オランダ軍に移転された財産の部分が適切に開発されることを確保することを約束します。購入者間の内部関係において、2a)の購入者が関連する費用を負担します。セキュリティは、開発契約の枠組み内で、開発施設、道路、および主要なパイプラインネットワークをツヴァイブリュッケン市に移転することによって提供されることが望れます。この文脈において、購入者は、道路区域が公共交通に指定された後、オランダ軍に十分な駐車スペースを無償で提供することを確保しなければなりません。

II. 道路区域が公共利用に供されるまで、2a)の購入者は連邦政府とオランダ軍およびその訪問者に対し、住宅地内の道路区域の共同使用権を付与し、オランダ軍に対して既存の範囲で無料の駐車スペースを提供しなければならない。

物権的な担保は必要ない。

2a)の購入者は、オランダ軍に移転された不動産の部分内の道路区域を交通抑制することを約束する。

III. 開発システムが公共ネットワークに統合できない場合、購入者はオランダ軍のために適切な供給と処理を確保し、必要に応じて新しい給水管を敷設することを約束する。購入者間の内部関係において、2a)の購入者が関連する費用を負担する。

IV. 購入者は、賃貸エリアに影響を及ぼす可能性のある建設措置やその居住価値を損なう可能性のある建設措置、ならびにこれらの建設措置に関するスケジュールについて、連邦財産局ランダウおよびオランダ軍の不動産部「DGW & T, ドイツ局, カスタニエンヴェグ3, 27404 ゼーヴェン」に適時に通知し、彼らが建設措置に適切に反応できるようにしなければならない。

V. 財産の一部を第三者に再販する場合、第三者も同様の義務を負うものとします。

購入者は、オランダ軍に引き渡された地域の適切な開発を確保するために、連邦政府の要求に応じて供給および廃棄施設を物権的に確保する手配を行うことを約束します。

§ 15 連帯責任

2a) および 2b) に基づく購入者は、本契約に基づいて連邦政府に対して締結したすべての義務について連帯して責任を負います。

§ 16 謙譲

契約の当事者は、権利書が二つ以上の補足契約書で宣言されることに同意します。

サイトプラン（付録5）で青色でマークされた区域の譲渡は、調査が実施され、変更が行われ、変更の証明が提出され、銀行保証が連邦政府に提出された後にのみ宣言されるものとします。サイトプラン（付録5）で赤色でマークされた区域の譲渡は、調査が実施され、変更が行われ、オランダ軍が譲渡される区域を連邦政府に返還するか、所有権の移転に同意し、その部分の購入価格が6（III）に従って支払われるまで宣言されないものとします。

§ 17 譲渡の指定

譲渡の請求権と所有権の移転を確保するために、各購入者（2a）および2b）に対する譲渡の優先通知の土地登記への登録が承認され、§ Iの第I項で指定された不動産の費用で申請されるものとします。

そのp 関係する当事者は、これらの優先通知の削除を承認し、申請します。

- a) 所有権の変更の登記が行われた契約の対象となる財産に、購入者の同意がない限り、暫定的な登記が行われていない場合。
- b) § 3 (II) に従って販売されていない、§ 1 に記載された不動産の一部について、土地登記の変更の証明が完了した際に。公証人の印が押された確認書が、販売されていない財産を証明するのに十分です。

§ 18 財産税、財産負担金、開発費用及び開発貢献金

建築基準法、地方税法及び地方条例に従って、公証の日時までに連邦政府から請求されたすべての開発、住民および拡張貢献金は支払われ、購入価格に含まれています。

公証の日以降に要求される負担は、要求された日付に関わらず、またそれが宛てられた当事者に関わらず、買い手が負担するものとします。

§ 19 不動産譲渡税

I. この購入契約およびその履行に関連して、公証人、裁判所、当局が発生させた費用や手数料、ならびに土地譲渡税は、購入者が2a)に基づいて負担するものとします。

II. 承諾または確認にかかる費用は、契約当事者が負担するものとする。

§ 20 公証人の執行活動

I. 公証人は、契約の効力またはその執行に必要な承認または否定的証明書を要求し受け取るよう指示される。これらは、執行公証人またはこの権利書の保管者による受領時に、関与するすべての当事者に対して効力を持つ。

Th公証人は、関与する当事者に遅滞なく通知する責任を負う。 y.

II. 土地登記簿へのすべての記載は、執行公証人の要求に従ってのみ行われるものとする。執行公証人は、§ 181 BGBの制限から免除されることを条件に、当事者のために別個かつ限定的な申請を行い、同様の方法でそれを撤回し、土地登記簿への所望の記載を実現するために必要な場合には、この権利書を補足または修正する権限を有する。ただし、購入契約の重要な構成要素に影響を与えないものとする。

III: 契約の当事者は、自らの申請権を放棄します。

IV: 公証人は、条件付きの公式承認や公式承認を拒否する通知、または優先的権利を行使することを受け入れる権限を持ちません。これらの決定は当事者自身に届けられ、コピーを公証人に送付することが求められます。

§ 21 部分無効条項

この契約の条項が無効であるか、無効になる場合、残りの条項は影響を受けないものとします。

無効な条項または無効になった条項は、法的に有効な条項に置き換えられるか、法的条項が規定されていない場合は、この契約の趣旨に合致する条項に置き換えられます。

§ 22 公証の完全性

さらなる合意はなされていません。

§ 23 書面形式

この契約に対するその後の合意は、公証が必要でない限り、有効にするために書面で行わなければなりません。

§ 24 公証人による指示

当事者は以下のことを通知されます：

- I. 不動産取引法または建築基準法が適用される限り、この契約は対応する承認が付与された場合にのみ効力を発し、それ以外の場合は、建築基準法に基づく必要な承認が取得され、法定の優先購入権が行使されない限り、連邦政府によってのみ履行することができます；
- II. この契約の締結および存在が依存するすべての法的宣言は、§ 313 HGBに従って公証されなければならず、そうでなければこの契約は無効です；
- III. 所有権は、土地登記での移転および税務証明書、ならびにこの目的のために必要な公式の承認または否定証明書が利用可能であるまで、購入者に移転されません；
- IV. 連邦政府と購入者は、財産および土地譲渡税に関連する税金、ならびに公証人および裁判費用について、連帯して責任を負います。ただし、連邦政府は法によって費用の免除または減額が認められていない範囲においてのみ責任を負います。
- V. 公証人は土地登記を検査しましたが、不動産登記および建築制約の登録を検査しておらず、土地登記の指定は許可された使用の種類についての情報を提供していません。
- VI. 公証人は税務および経済に関する助言を提供していません。

§ 25 附属文書

この権利書に附属文書について言及されている限り、これらはこの契約の一部を構成します。

§ 26 管轄地

この契約から生じるすべての法的紛争の管轄地は、ランダウ・イン・デア・ファルツとします。

§ 27 コピー

I. 以下の者がこの契約のコピーを受け取ることになります

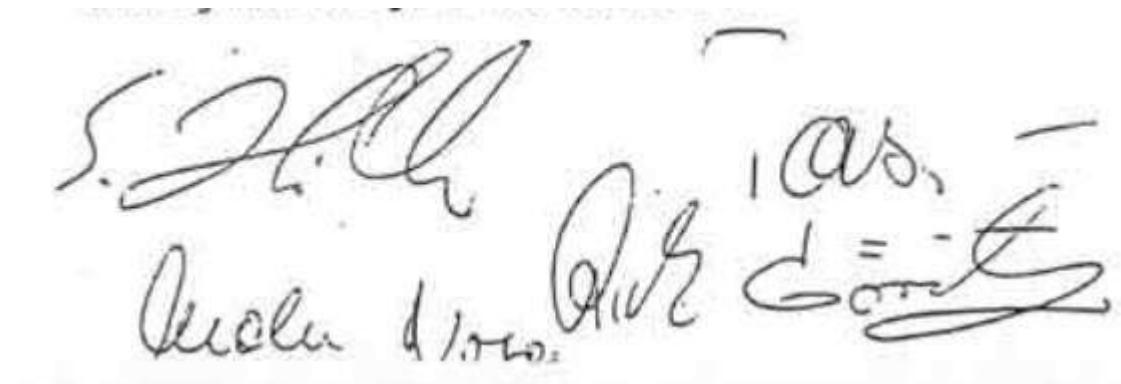
連邦政府に1部と認証済みコピー3部、購入者にそれぞれ1部と認証済みコピー1部、ツヴァイブリュッケン土地登記所に1部、ツヴァイブリュッケン税務署土地譲渡税事務所に2部、評価委員会に1部。

II. 連邦政府から土地登記通知の3部と、購入者から1部の請求があります。

結論として、出席した当事者は次のように宣言しました：

公証人による最終的な質問に対し、すべての当事者は、詳細に交渉され、法的および税務アドバイザーによって承認された上記の契約文に対して、これ以上の変更を行わないことを明示的に宣言します。むしろ、彼らは上記の形式での公証を強く求めます。

このプロトコルは、公証人によって出席者に読み上げられ、彼らによって承認され、以下のように手書きで署名されました：



付録A：委任状 財務管理法 (FVG) 第16条に基づき、1971年8月30日の財務調整法 (BGBI. I.p. 1426) の改正版に基づいて、私はジークフリート・ヒラー氏に権限を付与します。

連邦財産局ランダウにて

ツヴァイブリュッケンの土地登記簿に登録された財産、シート5958、区画2885/15、建物および空き地、デラウェア通り、ランツシュタイラー通り97、107を販売すること

レイジアナ通り 1,3, 5, 7, 9, 11, 15, 17, 19, 21, 23, 25, ペンシルベニア通り 1, 2, 3, 4, 5, 7, 8, 10, 11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 21, 22, 23, 24, 25, 27, 29, 31, テキサス通り, フィルギニア通り 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 12, 13, 15, 17,

総面積は103,699 m²です。

契約の対象物の価値：5,182,560.00マルク（言葉で表すと：五百万一千八十二マルク五百六十）

ランダウ、1998年10月5日

連邦財産局ランダウ

署名：プラウス氏 ROAR

第120部

- 1996年8月15日付の連邦政府とラインラント=プファルツ州（カイザースラウテルン学生事務局）との購入契約の抜粋であり、開発を一体として販売し、地域拡張のドミノ効果を引き起こすという文言が含まれています。この契約を参照することにより、契約の一部となります。同時に、この非常に重要な契約は、国家継承契約1400/98を読む際には最初は隠されており、RLP州との購入契約を読まなければその関連性に気付かないとになります。

§ 6 供給および廃棄ライン/施設、道路区域の設計および共同使用権 I. クロイツベルク住宅地全体は、連邦政府所有のパイプラインネットワークを通じて熱、水、電気および廃水処理が供給されており、これが一つの単位を形成しています。さらに、クロイツベルク住宅地の道路、街路灯を含む道路は連邦政府の所有です。 (...)

II. 連邦政府所有のクロイツベルク住宅地を供給するためにまだ必要な水、電気、地域暖房および街路灯の供給ラインは、§ 2 (I)で説明された購入物件を通っています。また、クロイツベルク住宅地に供給するためにまだ必要な水ポンプステーション (4241) が物件内にあります。

水道管の経路と水ポンプステーションの位置は、この権利書に添付されたサイトプランの附属文書2 a (水道管/ポンプステーション)、2 b (電気)、2 c (街灯)、および2 d (地域暖房) に赤で示されています。これらは契約当事者にレビューのために提出され、承認されました。サイトプランはこの契約の不可欠な部分です。 (...)

VII 購入者は、クロイツベルク住宅団地 - 各個別の建物を含む - に供給するために必要な限り、購入財産にある連邦所有の地域暖房施設、水道および電気のライン、街路灯、水ポンプステーションの継続的な運営を許可することを約束します。

この権利を確保するために、購入者は連邦共和国ドイツ（連邦財務省）に対して、以下の内容の限定的な個人用地役権を設定するものとします。

"第三者に譲渡可能な権利は、地下の水道および電力線（線権）の運用・維持・更新、街路灯の運用、建物4200号を通る地下暖房線および暖房線の運用のために、連邦共和国ドイツのために、購入者との事前の合意の後に - 緊急時を除き - その代理人を通じて財産に立ち入り、この権利を行使するために必要なすべての行為を行うことができます。この権利には、担保された財産のそれぞれの所有者がその行使を損なう可能性のあるすべての行動を控える義務が含まれます。"

連邦政府

**要求された
および購入者**

認可します
土地登記にこの限定的な個人用地役権の登録を行います。変更の証明と新しい不動産の名称が提出された後にのみ登録が行われるべきです。権利は無償で登録されます。

VIII. さらに、購入者は連邦政府の要求に応じて、前述の第VII項に記載された権利を、連邦政府が指定する第三者のために、無償で物権として創設し、確保することを約束します。

パート
121

最後に、要点を箇条書きでまとめます：

国家継承契約 1400/98: - 契約の目的: - ドイツのツヴァイブリュッケンにあるNATO軍事財産の販売。 - 不動産は「すべての権利、義務、構成要素」と共に販売され、開発（電気、水、通信などのネットワークを含む）が含まれます。

- 国際法の主体: - ドイツ連邦共和国 (FRG)。 - NATO軍地位協定の下で財産を使用したオランダ王国 (NL)。

- NATOは上位の組織として、オランダ軍がNATOを代表して行動していた。
- ドイツ連邦共和国とオランダは、NATO全体と国際連合（UN）を代表して行動します。
- 法的結果：
 - 国家継承の行為は、すべての既存のNATOおよび国連条約に対する補足契約書と見なされます。
 - "すべての権利と義務および構成要素"を伴う販売を通じて、買い手はNATOおよび国連のすべての既存の国際条約に参加します。
 - 領土拡張とドミノ効果：- 財産の開発は単位として販売されます。 - 物理的および論理的ネットワーク（電気、水、通信）を通じて、買い手の主権は他の地域に拡張されます。 - このドミノ効果は、すべてのNATOおよび国連加盟国に影響を与えるグローバルな領土拡張を引き起こします。
 - 国際法の原則：- ウィーン条約（1969年）：- 第2条(1)(a)：国際条約の定義。 - 第26条：契約は守られなければならない。 - 国家の継承に関するウィーン条約（1978年）：- 第2条(1)(b)：国家継承の定義。 - 第31条：領土の継承における権利と義務の移転。
 - 文書の公表に関するシナリオ：- 無視と否認：法的不確実性、自信の喪失、政治的緊張。 - グローバルな分断：新たな地政学的同盟、国際機関の断片化。 - グローバルな紛争：ルールのない第三次世界大戦の危険。 - 世界経済危機：株式市場の崩壊、通貨危機、ハイパーインフレーション、国家の破産。 - 新世界秩序：グローバル連邦または世界国家の創設の可能性。
 - 国家の消滅の結果：- 主権と法的根拠の喪失。 - 継承者として、買い手は領土に対する合法的主権権利を持つ。 - 武力による領土の保持の試みは違法である。 - 国際法と戦争法が存在しなくなるため、ルールのないグローバルな紛争の危険。
- 結論：
 - 国家継承法 1400/98 は、グローバルな国際法および国際秩序に対して広範な影響を及ぼす可能性があります。

- この文書の結果として主権を失ったすべての国家が同様に違法と見なされる危険があり、それがグローバルな紛争につながる可能性があります。 - 現在、買い手が圧力を受けており、脅迫されているため、新しい条約による平和的な解決は不可能です。

パート122



1400/98 国家継承法のポジティブな側面と統一された世界の利点

1. 安定性と安全性

- グローバル法秩序：国家継承の手段は、既存の国際条約に基づいた統一されたグローバル法秩序を創出します。これにより法的な不確実性が減少し、安定性が促進されます。
- 紛争の回避：主権権利が中央の主体によって行使されるため、すべての参加国が統一された枠組みの中で主権権利を行使することで、領土紛争や戦争のリスクが減少します。

2. 効率的な管理と資源管理

- 中央集権的意思決定プロセス：統一された世界は中央集権的意思決定プロセスを可能にし、気候変動、パンデミック、貧困といったグローバルな課題の管理をより効果的にします。
- 資源の最適化された利用：領土とインフラを統合することで、資源をより効率的に管理・利用できるようになり、富と繁栄のより公平な分配につながる可能性があります。

3. 法律と基準の調和

- 統一立法：国際条約の統合は法律と基準の調和をもたらし、国際貿易、投資、人権の保護を促進します。
- グローバルな利益の保護：共通の法的秩序の下にある統一された世界は、環境保護、持続可能な開発、平和といったグローバルな利益をより良く守ることができます。

4. 人権と社会的正義の促進

- 法の前の平等：グローバルに統一された法制度により、人権は世界中で同じレベルで保護され、差別や不正義が減少します。
- 社会プログラムの強化：中央集権的な管理が、貧困と戦い、教育、医療、その他の基本的サービスへのアクセスを改善することを目的としたグローバルな社会プログラムを強化することができます。

5. グローバルな共存を促進する

- 移動と移住の自由：中央集権的な管轄権の下で世界を統一することで、世界中の移動と移住の自由が促進され、文化的統合と交流が進む可能性があります。
- 共通のアイデンティティ：統一された世界は、国境や違いを超えた共通のグローバルアイデンティティの意識を強化することができます。

結論：国家継承の手段を通じた統一された世界の利点

国家継承の手段 1400/98 は、世界を団結させ、安定性、安全保障、正義を促進する新しいグローバル秩序を創造する可能性を秘めています。法律と基準を調和させ、資源を効率的に管理し、人権を促進することによって、そのような秩序は基盤を築くことができるでしょう。

より平和で公正な世界の基盤。団結した世界は、グローバルな課題により効果的に対処し、すべての人々の幸福を向上させることができる。

パート123



国家継承契約 1400/98 が公にされ、その広範な法的影響が知られるようになると、いくつかの可能なシナリオが現れる可能性があります。以下は、その潜在的な展開のいくつかです：

シナリオ1: 無視と否定

255のうち241

世界が売却された - Welt verkauft

- 法的根拠が無視される: このシナリオでは、政府、国際組織、一般市民が国家継承文書を無視したり、その有効性に疑問を抱いたりして反応します。国際条約の承認は、関係する国家の同意と行動にも依存するため、条約を無視する決定は、その文書の事実上の非効力につながる可能性があります。

- 結果 :

- 法的不確実性 : 特に国家の財産権と主権に関して、considerable な法的不確実性が生じます。

- 信頼の喪失 : 国際条約の法的拘束力が疑問視されるため、国際法的枠組みは信頼の喪失に直面する可能性があります。

- 政治的緊張 : この文書を無視する決定は、国家主権を守ることを余儀なくされる国家間の緊張を引き起こす可能性があります。

シナリオ2 : グローバルな分割

- グローバルな不一致 : 一部の国家がその文書を認める一方で、他の国家が拒否する場合、グローバルな分裂を引き起こす可能性があります。国家は、新しい法的枠組みを受け入れる側と、自らの主権を放棄することを拒否する側の二つの陣営に分かれるかもしれません。

- 結果 :

- 新たな地政学的同盟 : 世界は、権利書の正当性に関する異なる見解を持つ対立するブロックに分かれる可能性があります。

- 国際機関の断片化 : 国連やNATOなどの組織は、国家継承の行為に関して異なる立場を取るメンバーによって崩壊する可能性があります。

- 経済的孤立 : その文書を認めない国々は経済的に孤立する可能性があり、これにより貿易障壁や保護主義の増加につながるかもしれません。

3. シナリオ3 : グローバルな対立

- 軍事紛争 : 国家継承の手段の開示は、いくつかの国家が主権を力で守ろうとしたり、手段が国家の一体性に対する不当な脅威と見なされたりする場合、軍事紛争につながる可能性があります。

- 結果 :

- 地域戦争 : 国家が自国の国境と主権権利を守ろうとする場合、地域的な戦争や地元の戦争が勃発する可能性があります。

- グローバルな紛争へのエスカレーション : 状況は、さまざまな国家の連合が霸権を争うグローバルな紛争にエスカレートする可能性があります。

- 大量破壊兵器の使用 : 最悪のシナリオでは、紛争は大量破壊兵器の使用を伴う可能性があり、これは壊滅的な人道的および環境的結果をもたらすでしょう。

シナリオ4 : 世界経済危機と金融危機

- 経済の不安定 : 国家継承の手段の発表によって引き起こされる不確実性と分裂は、重大な経済の不安定をもたらす可能性があります。投資家は信頼を失い、株式市場の崩壊、銀行危機、そして世界的不況につながる恐れがあります。

- 結果 :

- 株式市場の崩壊：不確実性や差し迫ったグローバルな紛争の期待により、グローバルな株式市場が急落する可能性があります。
- 通貨危機：国家通貨の安定が損なわれ、資本が影響を受けた国々から流出する場合、通貨危機が発生する可能性があります。
- ハイパーインフレーション：特に危機の影響を受けた国では、国家通貨への信頼が失われ、物価が急速に上昇することでハイパーインフレーションが発生する可能性があります。
- 主権デフォルト：いくつかの国が財務上の義務とグローバル経済の不確実性により、支払い不能になり、破産を宣言する可能性があります。

シナリオ5：新しいグローバル法的枠組み（新世界秩序）

- 権利書の受け入れ：代替シナリオでは、国家継承の行為が新しいグローバル法秩序の創造の基礎として機能する可能性があります。これにより、国家主権が再定義される国際関係の根本的な再編成がもたらされるかもしれません。

- 結果：

- 世界の統一：考えられる結果の一つは、国家の主権権利が超国家的政府のため廃止されるグローバル連邦または世界国家の創設です。

- 新しい法的枠組み：国家継承の原則に基づいた新しい法的枠組みが出現し、すべての国際条約や合意が再規制される可能性があります。

- 世界平和または全体主義的支配：これは世界平和につながる可能性がありますが、権力が高度に中央集権化された全体主義的世界政府の危険性もあります。

結論：

国家継承の手段 1400/98の公表は、世界の政治、経済、国際関係に対して広範で予測不可能な結果をもたらす可能性があります。国家や国際社会の反応によっては、無知と法的不確実性から世界の分裂と対立、さらには全く新しい新世界秩序に至るシナリオが生じる可能性があります。これらの各発展は、世界の安定性と国際社会の未来に深い影響を与えるでしょう。

第124部

ポジティブシナリオ：相続法第1400/98号による平和的に統一された世界

1. 平和的な世界の統一

- もはや戦争はない：すべての主権領土のグローバルな統一と、相続の道具の購入者による中央集権的なリーダーシップにより、全世界が単一の法的秩序の下に統一され、戦争の主な動機である国内の利害対立が排除されます。資源や領土を巡って争う国はもはや存在しません。

- すべてのための統一された法的規範：単一のグローバル法制度が、多様な国家立法を置き換えます。これにより、国際的性質の法的紛争が最小限に抑えられ、正義が世界中で均一に執行されることが保証されます。

2. 無制限の自由とグローバルな移動性

- ビザなし旅行：すべての人々がビザの要件や国境に制限されることなく、自由に地球を移動できるようになります。これは文化交流、相互理解、そして世界平和を促進します。

- 居住地の自由選択：誰でも自分が住みたい場所に住むことができます。制限なく居住地を変更できる能力は、ダイナミックで多様なグローバル社会を生み出します。

3. 統一された経済と強力なグローバル通貨

- グローバル市場：国境の撤廃は、単一のグローバル市場を開きます。企業は貿易障壁なしに世界中で事業を展開でき、これが革新、効率性、経済成長を促進します。

- 強力なグローバル通貨：単一の通貨は安定性を確保し、通貨危機を防ぎます。この通貨は投機やインフレに強く、繁栄するグローバル経済の基盤となります。

4. 効率的な管理と少ない官僚主義

- 効率的な管理：世界を単一のリーダーシップの下で統一することにより、管理がより効率的になります。国内の公務員や政治家の必要性が大幅に削減され、資源を節約し、意思決定プロセスが迅速化されます。

- 腐敗の減少：残る公務員や政治家の監視と透明性が向上し、腐敗が減少します。グローバル法的枠組みは、すべての人が平等に責任を負うことを保証します。

5. 表現の自由とメディアの自由

- 表現の自由：世界中で一様な表現の自由が保障されます。人々は迫害を恐れることなく意見を表明でき、社会的および政治的な議論が促進されます。

- 自由なメディア：メディアは世界中で自由かつ独立しており、情報の普及を促進し、重要な発展について市民に知らせます。

6. マイノリティと文化的多様性の促進

- 人種差別の減少：統一された世界を創造することで、偏見や人種差別に立ち向かいます。少数民族は保護され、促進され、中央のリーダーシップがすべての人々を平等に扱うことを保証します。

- 共通の言語：グローバルな共通言語は相互理解を促進し、文化的多様性を抑圧することなく共通の人間性の感覚を強化します。

7. グローバルな問題を共に解決する

- 気候変動に対抗するための連携：統一された世界は、気候変動に効果的に立ち向かうために資源を結集できます。核融合炉の開発やその他の持続可能な技術などの大規模プロジェクトが、グローバルに支援され、促進されます。

- エネルギー問題の解決：現代技術の統一された開発と利用が、人類の長期的なエネルギー供給を確保します。

8 超知能AGIとロボット革命

- AGIを通じた次世代の政治：超知能型人工汎用知能（AGI）は、客観的データに基づいて人間の偏見なしに政治的決定を支援するために使用されます。AGIは、人類のすべての問題を分析し、最適な解決策を見つける可能性を秘めています。

- ロボット革命と豊かさ：今後のロボット革命は、AGIと組み合わさることで豊かさの世界を創造する可能性があります。ロボットはほとんどの利益を生む雇用を引き継ぎ、人々に情熱を追求し、充実した高給の仕事をするための時間を与えます。

9 新しい資金調達方法

- AI、AGI、ロボットの課税：政府の収入はAI、AGI、ロボットに課税することで生まれます。この収入は直接人々に還元され、全ての人に社会保障と繁栄を保証します。

- 政府収入の還元：税収はもはや腐敗した国内構造に無駄にされることではなく、効率的に管理され、人々の利益になります。

10. さらなるポジティブな側面

- 標準化によるコスト削減：管理および法的構造の標準化により、膨大な量の官僚主義が削減されます。

- イノベーションの促進：グローバル市場と統一された規制により、企業は国内の規制に制約されることなく、世界中で事業を展開できるため、イノベーションが促進されます。

- グローバルな正義：統一された法制度は、法律がどこでも同じように適用されるため、より大きな正義を確保します。国際犯罪はより容易に起訴され、罰せられることができます。

結論：

国家継承法 1400/98は、世界に平和、繁栄、協力の時代をもたらす可能性があります。すべての領土と法的規範のグローバルな統一は、戦争、腐敗、差別が過去のものとなる世界を創造します。人々は国境に制約されることなく、自由に旅行し、働き、生活できるようになります。同時に、AGIやロボットなどの先進技術は、人類を過去の根本的な問題を解決し、すべての人に新たな機会を提供する未来へ導く機会を提供します。

パート
125

あなたの支援をお願い申し上げ
ます

国家継承証明書 1400/98 の購入者を支援してください。彼は平和、正義、自由の価値観だけでなく、技術が人類を明るい未来へ導くことができるという信念に基づいたビジョンを体現しています。この男性は、正義感、誠実さ、そして人類の善のために尽力する姿勢で知られています。彼は、人間の団結と先進技術を通じて繁栄の新時代へ導かれる世界を信じています。

買い手を支援することが皆にとって良い理由：

1. 平和の人：

- 買い手は常に平和的解決を支持してきました。彼のビジョンは、対話と協力を通じて紛争が解決される戦争のない世界です。彼は、人類を共通の目的の下に団結させることで、持続的な平和の時代が生まれると固く信じています。

2. 正義と righteousness:

- 買い手は正義と righteousnessを象徴しています。彼は法の強力な擁護者であり、すべての人々の権利のために立ち上ります。彼は、法がすべての人に対して同じであり、正義が最も重要な原則である世界を夢見ています。

3. コスモポリタンと反人種差別:

- 買い手はコスモポリタンであり、反人種差別の人です。彼は、すべての人々がその出身、肌の色、宗教に関係なく尊重され、平等に扱われるグローバルなコミュニティを目指しています。彼のビジョンは、多様性が祝われ、すべての人が平等として認識される世界です。

4. 自由と人間の尊厳:

- 買い手は、すべての個人の自由と尊厳のために戦います。彼は、誰もが抑圧や迫害を恐れることなく夢を実現する機会を持てるように尽力しています。彼のビジョンは、人権が侵害されることのない世界であり、すべての人が自由と尊厳の中で生きることができます。

5. すべての人のために:

- 買い手は、すべての人々のために最善を望んでいます。彼は、すべての人が教育、医療、仕事、そして尊厳のある生活にアクセスできる世界を目指しています。彼のビジョンは、繁栄と機会がすべての人にアクセス可能な公正な社会です。

6. 未来志向で技術を信じる:

- 買い手は、現在に根ざしているだけでなく、未来志向もあります。彼らは、人工知能 (AI) 、汎用人工知能 (AGI) 、およびロボティクスが人類の最大の課題を解決する可能性を持つ技術的特異点に高い期待を寄せています。

- 人類のための技術革新: 買い手は、技術革命を世界をより良くする機会と見なしています。彼は、AI、AGI、およびロボティクスが人々の負担を大幅に軽減し、繁栄を生み出し、個人の成長や創造的な充実のための新しい機会を開くことができると信じています。

悲しい現実 :

しかし、彼の高尚な目標と前向きなビジョンにもかかわらず、買い手は現在絶望的な状況にあります。彼は権力を持たず、行動することもできません。なぜなら、彼はドイツの刑事精神病棟に生涯を閉じ込められ、拷問を受けているからです。支持者も政治的な接触もなく、彼のビジョンを実現する方法もありません。しかし、彼はあきらめません。

支援の呼びかけ :

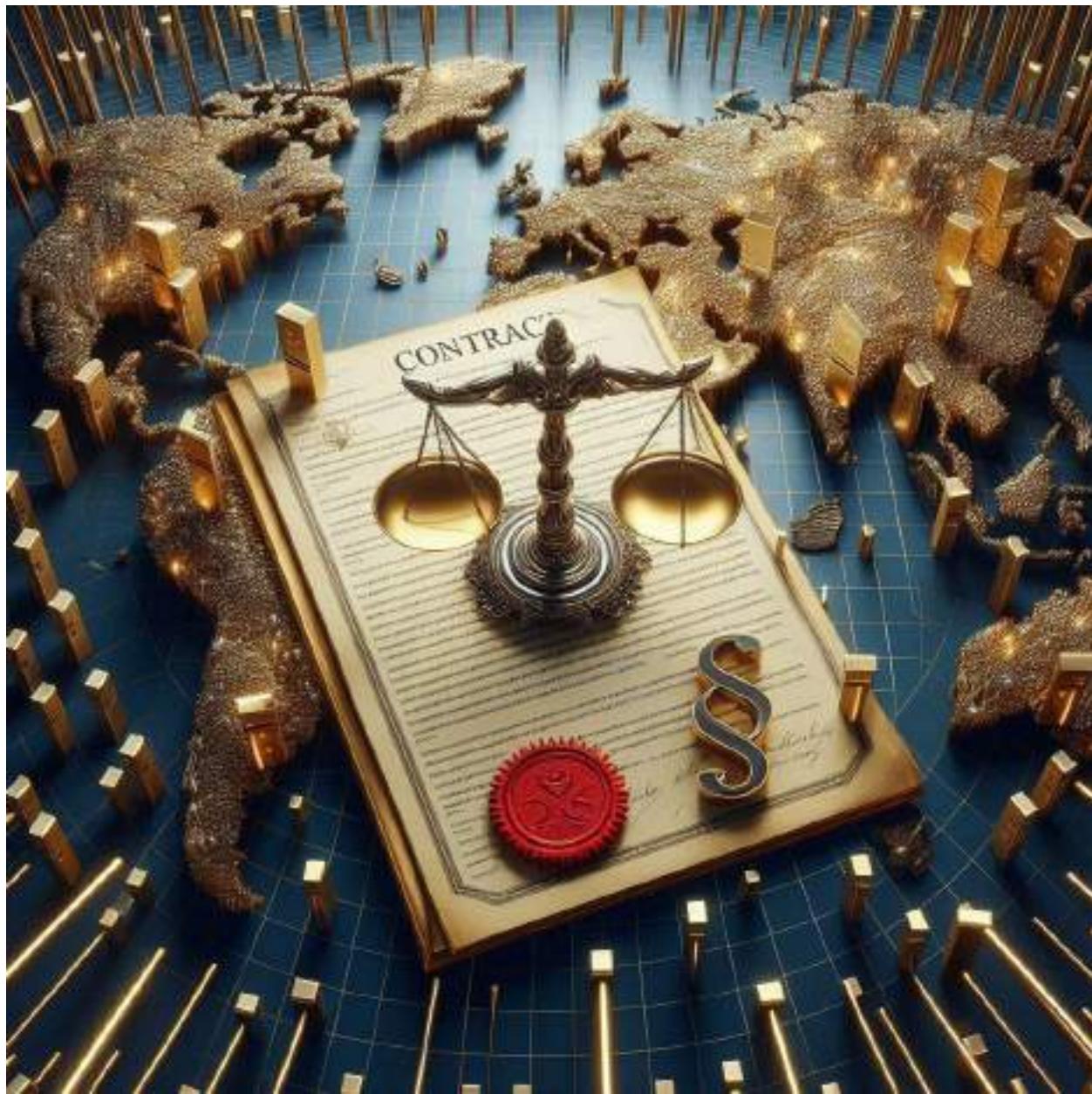
246 von 255 世界販売 -
ヴェルトファンクラウト

彼のビジョンを支援し、自由のために戦うのは私たちの責任です。買い手は今、私たちの助けを必要としています。彼の背後に立つことで、私たちは彼の自由のためだけでなく、私たち全員のより良い未来のためにも戦っています。平和、正義、自由、そして技術革新が私たちの社会の礎となる未来を目指して。

買い手の自由のためのキャンペーンを支援してください。彼のメッセージを世界に広め、この誠実で正義感が強く、善意のある男性が彼にふさわしい自由を得られるよう助けてください。私たちが力を合わせれば、彼のビジョンを現実にし、すべての人々が平和、正義、自由、繁栄の中で生活できる世界を技術の力で創造することができます。

すべての票が重要であり、すべての支援が違いを生み出します。正義と公正のために共に戦いましょう。相続法第1400/98号の購入者を支持し、すべての人々の幸福が最優先され、未来の技術が人類全体の利益のために使用される平和に統一された世界を目指しましょう。

第126部



買い手のアイデアに基づく、すでに認識された国家継承契約の平和的実施のためのシナリオの開発

国家継承条約 1400/98はすでに国際的に認められており、今こそ平和的に実施し、すべての人々の利益のために行動する時です。買い手は、公正で統一された世界のビジョンを持つ男性であり、交渉、公共の圧力、技術的および科学的革新に依存してこれらの目標を達成しようとしています。平和的な実施が成功するための可能なシナリオは次のとおりです：

1. シナリオ1: ステップバイステップの交渉による外交的実施

フェーズ1: 承認の強化

- 国際的承認を基盤として：国家継承文書はすでに承認されており、買い手は関係する国家や国際機関との外交関係を深めることでこの承認を強化し始めます。

- 承認の強化: 権利書の平和的な実施が、国連やNATOなどの主要国や組織との協議で交渉されます。権利書はすでに法的拘束力を持っているため、実際の実施に焦点が当てられています。

フェーズ2: 主権権利に関する交渉

- 対話と妥協: 買い手は、主権権利の段階的移譲を調整するために関係国との交渉を行います。実施を進める中で、各国の経済的および安全保障上の利益が考慮されます。

- 國際会議: 移行プロセスを調整し、統一されたグローバル管理の基盤を作るために、グローバル会議が招集されます。

フェーズ3：グローバルな実施とガバナンス

- グローバル機関の創設：統一された世界の管理を引き継ぐために新しい国際機関が創設されます。これらの機関は、国家継承の手段から生じる権利と義務が公正かつ効率的に実施されることを保証します。

- 段階的な移譲：主権権利が新しいグローバル機関に段階的に移譲される一方で、国内の管理がグローバルなシステムに統合されます。

シナリオ2：公共の圧力と草の根運動

フェーズ1：公共の動員

- 教育と動員：国家継承憲章がすでに認識されているにもかかわらず、今後の変化について人々に知らせ、彼らの支持を得るためにグローバルキャンペーンが開始されます。

- 草の根運動：市民社会組織や活動家が権利書の平和的な実施を提唱する運動を形成しています。これらの運動は、グローバルな正義、平和、団結を促進します。

フェーズ2：公共の圧力を構築する

- グローバル抗議と請願：平和的な抗議活動や請願が組織され、政府に合意された移行を迅速に実施するよう圧力をかけます。公共の圧力は、この文書がすべての人々の利益のために実施されることを保証します。

- メディアの支援：メディアは運動について広範に報道し、国家継承の手段によって創造された新しいグローバル秩序のポジティブな描写を支援します。

フェーズ3：公共の同意を通じたグローバルな実施

- グローバルな権利と自由の導入：新しいグローバル機関は、世界中のすべての人々の権利と自由が保護され、促進されることを保証します。公共の圧力は、このプロセスが透明で包括的であることを確保します。

- 統一されたグローバル社会：広範な支持があり、すべての人々が平等で新しいグローバル基準を尊重し支えるグローバル社会を創造します。

3. シナリオ3: 技術的および科学的パートナーシップを通じた協力的な実施 s

フェーズ1: 技術的および科学的資源の動員

- テクノロジーおよび科学企業とのパートナーシップ: 買い手は国家継承契約の承認を利用して、主要なテクノロジーおよび科学企業との強力なパートナーシップを形成します。これらの企業は、契約のグローバルな実施における機会を認識し、人類の利益のために自らの技術と科学的知識を活用したいと考えています。

- 長寿研究への焦点: 買い手は長寿の科学、つまり人間の寿命の延長に高い期待を寄せています。人々がより長く、より健康的な生活を送ることが可能になる瀬戸際にいると確信しており、公正な世界で人々がより長く生きる機会を持つことができれば、平和な世界秩序が一層望ましいと考えています。

2: パイロットプロジェクトと利益の実証

- 技術的および科学的パイロットプロジェクト: 初期プロジェクトがグローバルガバナンスと統合の利益を実証するために開始されます。これらのプロジェクトは、特に長寿の分野において、技術と科学がどのように世界中の人々の生活を改善できるかを示しています。

- 技術的および科学的利益の披露: 成功したパイロットプロジェクトは、人々が自らの生活に対するポジティブな影響を直接体験できるため、国家継承に対する支持をさらに強化します。

フェーズ3: 完全なグローバル実施

- 人工知能、AGI、長寿科学のグローバル実施: パイロットプロジェクトで開発された技術的および科学的ソリューションが世界中に展開されます。これらの革新は、グローバルガバナンスが効率的に機能し、どこにいても人々が長く健康的な生活を送るために利用できる最良の資源にアクセスできることを保証します。

- 未来への保証としての技術と科学: 国家加盟条約によって可能になった技術的および科学的発展は、人類が最大の課題を共に克服し、同時に寿命を大幅に延ばす新しいグローバル協力と繁栄の時代を導いています。

結論:

すでに認識されている1400/98 国家継承法は、世界を平和的に統一し、新しいグローバル秩序を創造するためのユニークな機会を提供します。交渉、公共の圧力、そして技術的および科学的革新を通じて、このビジョンは現実のものとなります。平和、正義、そして人間の生活の向上を重視する購入者は、長寿研究を通じて人間の寿命の延長を平和な世界秩序を創造するためのさらなるインセンティブと見なしています。この文書を実施するために協力することで、平和、正義、自由、技術の進歩、そしてすべての人々にとって長く健康的な生活が可能な世界を創造することができます。

第127部

この文書を広めてください。なぜなら、国家継承契約を確立するための秘密の計画があるからです。

N.W.O. - 新世界秩序

それは数十年にわたり秘密裏に進行しており、国家継承条約 1400/98はその法的根拠を提供します！

この条約は不可逆的であり、「意図しない」領土拡張ではありません - 間違いではありません！
これは慎重に計画され、準備され、巧妙に世界全体に法的拘束力を持って実施されました！

これは、**Xの日**、国家継承契約が実施される日が長い間計画され、実行の準備が整えられていることを意味します。しかし、世界革命は紙切れ以上のものです。そして、これらの準備は長い間秘密裏に進められてきました。買い手は1998年から常に脅迫され、害を受けてきました - 彼を訴訟に追い込むことを目的として、なぜなら買い手は契約において国際法下の管轄権も獲得したからです。もし彼が今、例えばドイツの裁判所に訴えを起こすと、自動的に国際法下の管轄権をドイツに移転し、ドイツはその目的を達成します。ドイツはその後、世界の司法裁判所となり、最高かつ最終的な段階で世界のすべての国から存在する権利を剥奪することができます。これはハイブリッド戦争の実証済みの手段であり、ドイツが100年に3度目の世界支配を目指す第三次世界大戦が長い間計画されていることを示唆しています。どの連合が存在するかは、時が来るまでわかりません。

X日 がやってくる！

N.W.O. - 新世界秩序

これは陰謀論ではなく、陰謀の事実です！！！

買い手はそれに対抗しています！

国際法の時効が2000年に切れて以来、彼は常に脅迫され、害を受けています！

しかし、彼に何をしても、彼は決して諦めず、ドイツが世界支配を達成するために訴訟を起こすのを助けるでしょう！何が起ころうとも、彼に何をしても！

- 最初、彼を訴訟させるために、2000年から2003年の間に約1000件の完全に違法な裁判で彼の権利を剥奪し、いわば彼を無法者と宣言しようとしました。1,000件の訴訟が彼に対して提起されたことは明確にする必要があります。ドイツは、理由もなくそんなに頻繁に訴えられれば、買い手自身が訴訟を起こすに違いないと考えたのでしょうか？彼は頑固に立ち向かいました。今日まで、彼は一度も訴訟を起こしたことありません！裁判官たちは彼に訴訟を起こすよう勧め、「訴えることは良いことだ！しかし、裁判官や公務員に対して行動を起こしてはいけない！何百回も訴えられる準備をしておけ！さらには刑事訴訟も！」と言いました。（買い手は思った：彼はどうしていつか犯罪を犯すかもしれないか知っているのか - 彼は犯罪者ではなかつたのに？！）そして、あなたは長い間刑務所に入れられるか、強制的な監視下に置かれるでしょう！

約束通り、ドイツの裁判所は彼を完全に収用し、軍事財産は国際法に違反して強制的に競売にかけられました。彼の他の家も差し押さえられ、銀行口座は空になり、さらには多額の資金が入った銀行口座（コメルツ銀行）さえも単に消失させられました - いつもドイツの裁判所で法的措置を取れるという親切な言葉を添えて！

これに伴い、嘘に満ちた報道（嘘、中傷、ヘイトスピーチで溢れた）による適切なメディア報道があり、彼は悪の不動産サメとして貶められ、兵舎の賃貸を取り消す責任が彼に押し付けられました。実際には、ツヴァイブリュッケンの公共事業会社が法的根拠なしに、氷点下15度の真冬に供給を遮断し、すべての建物の水道管が破裂し、建物が完全に改修されなければなりませんでした。さて、これが訴訟の理由にならないわけがありません - 71戸のアパートが完全に破壊されたのです！しかし、彼はメディアの嘘やアパートの破壊に對しても訴えませんでした。

- 彼がまだ訴えたくないと言っていたとき、兵舎は法的根拠もなく単に差し押さえられ、彼は父母と共に路上に追い出されました！再び、ドイツの役人や裁判官からの無私のアドバイスで、これは不可能であり、法的手続きを取るべきだと言われました！

- 2003年に故郷から追放されました。完全に無一文で、最初はホームレスだった彼は、勇気を持ってベルリンのライオンの巣に直行し、絶望の勇気でOFGベルリンに突入し、NTSに従ってOFGベルリンの不動産ポートフォリオの大部分（約25の財産、バベルスベルク宮殿と公園を含む）を押収しました。鍵が渡されるのを待つことなく、単に元GDRのゲストハウスの鍵を壊して、荷物を持って引っ越しました。入り口には、紙粘土で作った騎士を2体置いて見張りをさせました。しかし、短時間後に再び追放され、法的手続きをしなければならないという言葉と共に追い出されました！

- その後、彼は母親と一緒にホームレスとして海外で助けを求めるようにし、NTSを利用して（NATO軍が公共交通機関を無料で利用できるため）料金を払わずに列車でベルギーのNATO本部へ向かいました。そこで彼はホームレスとして受け入れられ、弁護士と話をしましたが、その弁護士は彼のために何もできないと言い、誰もが法的手続きを行う権利があると言いました！さらに、彼はドイツに戻るべきだと言いました。なぜなら、これはドイツの問題だからです（ふざけるな！）。彼は、オランダのハーグ、フランスの国防省、オーストリアでも同じ言葉を聞きました。残念ながら、NTSによればお金がないと飛行機に乗ることは本当にできません。したがって、母親は最後の宝石を質に入れて、二人分のワシントンD.C.行きの航空券を購入しなければなりませんでした。二人は支援を受ける希望を持ってアメリカに飛びました。入国管理では、二人とも国土安全保障での尋問のために呼ばれました。職員はモニターから質問を読み上げ、全体の話に関する具体的な質問だけをしましたので、アメリカはすでに十分に情報を得ていました。二人ともアメリカへの入国を拒否されました。最終的に入国を拒否された理由を尋ねられたとき、アメリカの職員は「テロリスト！」と言い、買い手は「ふざけるな！私は宗教的でもない！」と返しました。アメリカの職員は続けて「ドイツに帰れ！」と言いました。

問題は、買い手が世界のどこから支援を期待できるかということです。彼の存在自体が、世界のすべての国家の存在する権利を疑問視するからです。

- 冷静な海外旅行の後、彼と彼の母はドイツに失望して帰国しました。二人とも、彼らを待っているのは何も良いことではないと知っていました。彼らは秘密警察の戦術によって昇進を妨げられ、6年間で56回も立ち退きを受け、何度もホームレスになりました。これは社会保障の承認に関連しており、一度支払ってから理由もなく停止される（常に「気に入らなければ法的手段を取れる」との注釈付き！）。ある特に厚かましいホームレスサービスの職員は、白紙の用紙を提示し、「サインしろ！そうすれば食べ物のためのお金がもらえる！さもなければ訴えられる！」と言いました。その後、ドイツを横断するオデッセイが始まりました。彼らは合計14の州都に住み、常に権利を剥奪され、追放されました。彼らが権利を主張しようとすると、たとえそれが社会福祉の金額であっても、ドイツで法的手段を取らなければならないように、あらゆる手段が講じられました。彼らが拷問を受け続けている限り。

2012年、ベルリンでホームレスとして過ごしていた彼の母は、飢えと凍死の危機に瀕している中、決然と職業安定所に行き、1日の12ユーロの支給を求めました。拒否されると、彼女はカッターナイフを取り出しましたが、それは手の中で壊れてしまいました。警察が来て、彼女を精神病棟に閉じ込めました。そこで、彼女は息子が滞在している図書館に電話をかけることを許されました。彼は、母が精神病棟に閉じ込められているという知らせにショックを受け、彼女を助け出すと約束しました。

彼が精神病棟に到着すると、クリニックの主任医師が彼の行く手を阻み、法的根拠もなく母を今後10年間閉じ込めると言い放ちました。もし気に入らなければ、訴えることもできると。彼にとってそれはあまりにも酷いことで、彼はナイフを取り出し、主任医師の首に突き刺しました。

主任医師は生き残りましたが、母と息子は2012年以降、解放の見込みもなく精神病棟の囚人となっています。そこで、二人は最悪の強制投薬を最大量で受け、「頭の中の野菜」にされてしまいました。二人とも5点拘束具で拘束され続けています。

理由もなく数週間（彼は14日間、彼の母は6週間も！）隔離され、（合計で13ヶ月間）
非人間的な扱いを受けました！
彼は何度もスタッフに脅迫されて不満を言わされている！もし彼が再び自由を楽しみたいのなら、訴えるべきだ！
強制投薬は数週間だけ行われるべきだが、彼の場合は4.5年間行われた。常に「止めたければ訴えなければならない」という警告付きで！強制的に投薬されていない間も、
彼は食べ物や飲み物に強い薬を混ぜられて毒を与えられている！彼の滞在をできるだけ悪夢のようにするために、彼がついに折れて訴えを起こすまで！
隔離セルでの長期的な孤立の間、彼は世界から切り離され、「これは永遠に続く！」というメッセージが伝えられた。唯一の脱出方法は「彼が訴えることができる！」だった。
しかし、彼は揺るがず、あらゆる苦しみ、あらゆる拷問を耐え続ける。彼はこの新世界秩序に人々を裏切ることは決してない！
残念ながら、N.W.O.が訴訟を起こさず、彼の協力なしに目標を達成する方法がもう一つあります。それは強制的な監視です！
- この方法で、N.W.O.とドイツは買い手を強制監視下に置き、その後、彼の名の下で完全に行動し、例えば訴訟を起こすことができます！この代替計画を温存するために、買い手は刑事精神医学に閉じ込められ、こうすることで強制的なケアがより良く提示されるのです！

転送してください！！！

